

平成15年12月1日広陵町議会

第4回定例会会議録（1日目）

平成15年12月1日広陵町議会第4回定例会（第1日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、13名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	小原昇
3番	片岡福美	4番	寺前憲一
5番	松野悦子	7番	吉田信弘
8番	中山正	9番	山本登
11番	笹井正隆	12番	坂口友良
13番	山本悦雄	15番	吉岡章男
16番	出張光男		

2 欠席議員は、2名で次のとおりである。

10番	青木義勝	14番	松本政治
-----	------	-----	------

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山惠俊
収入役	和田建三	教育長	安田義典
企画財政部長	土佐敏行	総務部長	中尾勝
住民生活部長	吉村正勝	環境整備部長	山村吉由
都市整備部長	中尾寛	教育長職務代理者	大西利実
教育委員会事務局長	笹井由明	水道局長	森田久雄
総務部参与	森川勇	健康福祉部参与	竹嶋昇
住民生活部参与	竹田健次	住民生活部参与	山本新三
都市整備部参与	和田信次		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 西 辻 眞 治

書 記 野 村 克 也 上 田 勝 代

議 長 ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

これより平成15年広陵町議会第4回定例会を開催いたします。

これより本会議を開きます。

(A.M. 10:03開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	会期の決定について
2	会議録署名議員の指名
3	諸報告
4	平成15年度定期監査報告
5 議案第65号	特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについて
6 議案第66号	町道の路線認定について
7 議案第67号	町道の路線変更について
8 議案第68号	平成15年度広陵町一般会計補正予算(第4号)
9 議案第69号	平成15年度広陵町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
10 議案第70号	平成15年度広陵町墓地事業特別会計補正予算(第1号)
11 議案第71号	平成15年度広陵町学校給食特別会計補正予算(第1号)
12 議案第72号	葛城広域行政事務組合規約の変更について

議 長 まず日程1番、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期は、過日の議会運営委員会で本日から17日までの17日間とすることにあらかじめ決定されております。会期をさよう決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって会期は本日から17日までの17日間と決定しまし

た。

議 長 次に日程2番、会議録署名議員の指名でございますが、会議規則第110条の規定により

16番 出張君

1番 山田君

に指名いたします。

議 長 次に日程3番、諸報告に入ります。

先般、常任委員会が先進地の視察研修をされましたので、その報告をお願いいたします。

まず、総務文教委員長、松野君、お願いいたします。

総務文教委員長 総務文教委員会は、委員会の視察を平成15年11月17日月曜日から18日火曜日まで、愛媛県内子町と愛媛県今治市に研修視察に行つてまいりましたので、ご報告をさせていただきます。

まず、愛媛県内子町の方では、家庭用ごみを利用した環境保全型農業の概要とJAの堆肥化事業実態と取り組みについて、それから今治市では、地産地消の取り組みと概要について研修を受けてまいりました。

まず、愛媛県内子町でございますが、内子町は、木ろうと白壁の町として知られており、人口は約1万1,500人です。県都松山市の南西約40キロに位置しています。面積121キロ平方メートルと広大ですが、70%は山林、そして丘陵地を合わせますと92%となり、平たん地が少ない地形ですが、平成6年にノーベル文学賞を受賞した大江健三郎氏の出生地であり、内子町の豊かな森は、大江文学の原風景となっています。また、土地は肥沃で、気候にも恵まれており、葉たばこ、米、カキ、ナシなど、多様な農作物が栽培されています。

内子町では、平成12年度より環境保全型農業推進施策（土壌診断、地域内未利用資源活動等）に組み、知的農村塾フォーラムでは、山形県長井市のレインボープランをモデルに学んでこられたということでございます。そこで、畜産による畜ふんの処理の要望もあり、JAたいきで台所での生ごみとあわせて堆肥化をすることになり、JAたいき内子肥料センターが建設され、平成15年4月から稼働しています。

発酵処理計画は、年間で畜ふん2,586トン、生ごみ511トン——生ごみの方は2,200世帯、6,000人でございますが——総事業費は1億3,700万円、うち国からの補助は6,500万円、町の補助金が1,200万円と建設コストは大変低いものです。

内子堆肥センターの場所は、においなどの公害については心配の全くない高い山の上でし

た。施設周辺ではにおいが強いかなと思いましたが、施設の中や堆肥置き場ではほとんどにおいがしませんでした。結局近くに人家がないことから、チップと炭化物による消臭設備はあるものの、使用しておらず、また施設そのものがオープン型であることがにおいの原因で、密閉型にすることも可能であるとの説明も受けました。

また、処理方法は、各家庭で集められた生ごみ、バケツで収集するわけですが、これを分別、破碎し、おがくずと畜ふんを混合し、25日間攪拌機でかき混ぜ、発酵させるもので、50メートルレーンで行われ、はざかプラントに近い方法です。さらに65日間2次発酵をし、そのうち15%を炭化し、最後に混ぜ合わせて完成です。この炭化につきましては、自分で熱を発生しますので、ほとんど燃料が要らない、少量の燃料で済むということです。

ここでできた堆肥は、30リットル280円で販売されています。一般の堆肥が40リットル280円ですから、一般の堆肥よりかは割高ですが、効力がその程度あるということで、高い値段が設定されています。

現在は葉たばこの畑に使用されており、今後はもっといろいろな作物にも利用を拡大し、この堆肥を使ってつくられた農作物をブランドにしていく計画とのことです。

また、内子町では、ニュースステーションでも最近紹介されていた内子フレッシュパーク「からり」が平成14年度に特定農山村総合支援事業として建設され、個々に農家の方が自分の家でとれた農産物やその加工品を持ち込み、自分でつけた値段で販売するものです。昨年は、レストランも含めて5億3,000万円もの売上があり、農家の方も大変喜んでいただいているということです。この「からり」で、内子堆肥化センターの肥料を使った安全、安心なブランドの農作物を販売したいということでございます。

特に土壌診断につきまして力を入れておりまして、こんな冊子も作りまして、土壌診断、よい土から安全、安心なおいしい農作物をつくっていくということを、それと循環型とあわせまして、大変担当の方、1人の方が説明していただいただけですが、意気込みよく説明をしていただいたところです。

続きまして、今治市でございますが、瀬戸内海のほぼ中央に位置する今治市は、尾道とつながりなぐしまなみ海道の起終点都市としてよく知られている瀬戸内海の風光明媚なところで、人口は約11万7,000人の産業都市です。主な産業は、タオル、縫製で、特にタオルは全国の6割を生産していますが、やはり不況の影響は深刻で、無担保、無保証人の融資制度をつくり、好評を得ているそうです。また、造船業も盛んで、来島ドックが有名です。

今治は、気候温和で、自然災害も少なく、米を中心に種類の豊富な野菜、果物、花卉など、多品目少量生産による都市近郊型農業が盛んです。今治では、20年前から産地直送農業の取り組みを始め、地元産の有機野菜等の旬の農産物を学校給食に使用してきました。今年度からは、農林水産課に地産地消推進室も設置し、学校給食での実績を生かし、市民全体に地産地消の精神を浸透させ、食の生産、流通、消費の構造を変えていこうと意欲的に取り組まれております。

お手元の方に今治のパンフレット、「今治の食と農」というパンフレットをお配りさしていただいています。理事者の方には部数がありませんので、四役と関係担当課の方にだけお配りをさしていただいているわけですが、これは開いていただきましたら、内側が学校給食のパンフレットになっている。これは農業の水田推進協議会の事業としてお金をもらって、学校給食のパンフレットをつくったということでございますが、今治の学校給食は日本一と言われております。20年前に単独自校方式で質のよい学校給食にしようという運動が起き、単独自校方式を公約した市長が当選し、センター方式から次々に自校方式にかえられ、現在は12カ所の調理場と給食センター1カ所で1万1,000食つくっております。

立花地区の3つの調理場には、毎朝有機野菜が9人の生産者の手によって届けられています。そのほかの調理場では、学校でつくってるんですけども、市場で今治産を優先して調達し、なければ県内産、四国産と、なるべく近いところで生産されたものを使っていく仕組みとなっています。

センター方式のときには、調理員1人当たり400食をつくっていましたが、現在は調理員1人当たり70食から80食とほとんどが手づくりで、丁寧に調理をされています。栄養士も17名もおられまして、学校ごとに献立が違うんです。そして、このパンフレットにも書いておりますように、アイデア献立ということで、子供の生徒からも募集しまして、いい献立についてはみんな給食で食べて紹介をしていく、こんな取り組みもしている中で、本当に残飯が少ない、出ない日もたくさんあるということでございます。

その残飯につきましては、鳥生小学校では、このパンフレットにも載ってるんですけども、ぼかし委員会を設置し、給食の残飯を使ってぼかしづくりもつくっているわけですが、このぼかしがなかなか残飯がないとつukれないということで、ああ残念だとかというような声も聞かれるほど皆さん喜んで子供たちは給食を食べているということです。

それから、中でも地元産の小麦100%を使ったパン、このパンフレットにも紹介されています。地元の小麦粉100%使ったパンを独自に開発したり、今治産の大豆で豆腐も今つ

くる試みをしているところです。もちろんお米は今治産の減農薬のヒノヒカリです。これらの導入に当たっては、学校給食会と話し合いが必要なんですけれども、これは市長が強い意思で話し合いをして、了解を得たということで、その後は愛媛県の学校給食会もこの地元産のお米を使っていたり、小麦粉のパンを使っているということで自慢をされているということです。

また、20年余りたって、学校給食の取り組みはどのような影響をもたらしているのか、ことし2月に市内の26歳の男女を対象にアンケート調査が行われましたが、26歳といいますのは、昭和58年、当時小学校3年生だった世代だそうです。立花地区——先ほど地元で農家の方が協力しているという地域です——その立花地区では、アンケートの結果、食材を選ぶときになるべく地元産になるように注意をしている、例えばですけれども、このような項目では、立花地区が24.5%に対し、市外にお住まいになっておられた方については12.6%と、立花地区の卒業生の食への関心は高く、学校給食が食育に大きく寄与していることがうかがわれることがわかりました。

20年前は地場産の給食を食べるだけでしたが、今日は毎日食材について先生とか栄養士さんが生徒に説明をするなど、多様な食育が行われております。もっともっと大きな効果を上げているだろうとのことでございます。家庭での食生活が懸念される今こそ、このような食育が大切であることも学んできました。

また、学校給食への出荷では利益は期待できないが、子供たちによい給食をとの思いで農家の方々は頑張っておられるそうです。

そこで、これまでの実績をもとに新たに設けられました地産地消推進室を中心にして、地産地消推進協力店の認証制度をつくって、のぼりを立てたり、ステッカーを張るなど、地元の農林水産物を積極的に販売する取り組みが始まっています。今では学校給食を足がかりにした地産地消は愛媛県の取り組みにもなっておりまして、愛媛県の県としても、このようなパンフレットもつくっている、こんな状況でございます。

このような地産地消は、今、消費者からも歓迎され、また生産者にとっても本当に生き生きと仕事ができる、このような状況でございます。広陵町でも、この内子町、今治市のこのような取り組みを参考にしてぜひ地産地消を進め、学校給食、安心安全の地場産品が使われていくように望むところです。以上です。

議 長 ありがとうございます。

次に、厚生委員長、吉岡君、お願いいたします。

厚生委員長 それでは、厚生委員会視察研修報告をさせていただきます。

厚生委員会は、去る10月21日にJFEスチール西日本製鉄所福山地区、翌22日に倉敷地区を視察研修いたしましたので、ご報告させていただきます。

JFEスチールは、日本鋼管と川崎製鉄が合併してできた会社で、西日本製鉄所には、福山地区と倉敷地区があり、これを一体運営されています。ともに広大な敷地を有し、豊富な水資源と深い港湾がある好条件の中で、鉄鋼メーカーとして環境保全と資源節約、徹底した省エネルギー化を図っている製鉄所であります。

福山地区では、ことし4月に設置された自然式揺動型炭化炉について、炭化システムの説明を受け、その内部構造などの見学をいたしました。また、使用済みプラスチック高炉原料化システムは、市町村から持ち込まれるフィルム系プラスチック、固形、ボトル系プラスチックを破砕機、選別機、造粒機を通して原料化し、高炉で還元剤として利用するものです。県内では、奈良市、橿原市が持ち込んでおられます。自治体の負担は、1トン当たり6,000円程度とのことでした。

翌日に訪ねました倉敷地区では、平成12年4月から、1日30トンのRDFを処理できる内燃揺動式連続炭化炉が実証炉として稼働しており、ここでできた炭化物は、内燃式で高温で処理されるため、タール分がなく、活性炭に似た多孔質体であり、脱臭材や土壤改良材、水質浄化材などに幅広く利用でき、また製鉄所内での炭材としてももちろん利用できることでした。

内燃式炭化炉は、高温炭化が可能であり、できた炭化物はタール分がなくなり、用途が広がること、補助燃料が少なく済むこと、構造がシンプルで安全であるとの説明を受けました。

今回の研修で、使用済みプラスチックのリサイクル及びRDF炭化について知識を深めることができ、今後に生かしていきたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、厚生委員会の研修報告とさせていただきます。ありがとうございました。

議長 ありがとうございます。

次に、産業建設委員長、吉田君、お願いいたします。

産業建設委員長 産業建設委員会視察研修報告をいたします。

産業建設委員会は、去る11月13日に岐阜県の河川自然共生工法展示場、翌14日に独立行政法人自然共生研究センターを視察研修いたしましたので、ご報告させていただきます。

ビオトープは、ドイツ語で生き物の意味の「ビオ」と場所の意味の「トープ」を合わせた言葉で、多様な生き物が持続して暮らせる生息空間を意味しています。環境問題が大きな社会問題となる中で、ビオトープ事業は、自然生態系に配慮した事業として注目され、全国各地で事業が実施され始めています。

岐阜県では、自然の水辺復活プロジェクトとして貴重な自然環境を保全、創出するため、関係機関が一体となって、自然豊かな魅力ある水辺の再生と創出に取り組んでおられ、河川においては、既に自然共生型川づくりにより、水辺のビオトープづくりが進められておりますが、今後さらに事業を進める上において、笠松町にある木曾川水系新境川に30業者がそれぞれの工法で参加して、自然共生工法展示場を設けられております。実際の河川に設けることにより、洪水に対する安全性や植生の回復状況、生物の生息環境の復元状況などの研究を行い、ビオトープ化技術の進展を目指されているとのこと。

翌日に訪ねました自然共生研究センターは、自然共生型の河川研究施設で、河川、湖、沼の空間、水、生物、人の相互関係の理解とそれに基づいた適正な河川管理手法を明らかにするための調査研究が行われており、長さ800メートルの3本の川を設けられ、洪水を起こすこともでき、さまざまな仕掛けもありました。実験池、蛇行ゾーン、河原植物保全ゾーン、産卵、稚魚育成のためのワンドゾーン、はんらん原ゾーンなどが設けられて、調査研究を進められておりました。

今回、自然共生型川づくりの展示、河川の研究施設を視察研修し、今後、貴重な自然環境を守り、つくるために、積極的に取り組んでいく必要があることを強く感じました。研修の成果を今後に生かしていきたいと思っています。

以上、簡単でございますが、産業建設委員会の研修報告とさせていただきます。終わります。

議長 ありがとうございました。

次に、議会運営委員会委員長、笹井君、お願いいたします。

議会運営委員長 議会運営委員会は、去る10月30日、31日に、新潟県亀田町の議会運営等について視察研修いたしましたので、ご報告させていただきます。

亀田町は、越後平野を流れる信濃川と阿賀野川の二大河川に挟まれ、北西は新潟市に、東南は横越町に接しており、近年交通アクセスが非常に便利になり、大規模な工業団地が造成されるとともに、新潟市のベッドタウンとして人口が急増しています。面積は16.82平方キロ、人口は9月末で3万3,000人で、本町と大変よく似た町であります。

亀田町の議員数は22人で、所属党派は、無所属20人、公明党1人、共産党1人となっております。

正・副議長の任期は4年、常任委員会は2年とされております。

議案の審議は、本会議中心主義で、予算、決算、請願のみ委員会付託され、本会議での質疑は、同一であれば3回までとされております。

一般質問については、通告の締切日は定例会初日の7日前の午後5時までで、質問順位は、締め切り後、抽選をされております。質問時間は40分以内で、回数制限はないとのことです。本町では行っておりませんが、町から定例会ごとに町政報告書を提出され、これに対しても質問されるとのことです。

本会議の審議の状況を傍聴できない人がロビーに置かれたテレビで見ることができ、職員も別に設けられた部屋で見ることができます。

政務調査費は、会派及び議員に1人当たり月額5,000円を半年ごとに交付されております。

また、合併問題については、新潟市を中心とした13市町村による田園型政令指定都市の実現を目指して、来年1月に法定合併協議会を設置する予定とのことでした。

前日には、亀田町総合運動公園内にある総合体育館を訪ね、運営状況について研修いたしました。

総合体育館は、鉄筋コンクリートづくり2階建てで、床面積が9,607平方ある大変大きな建物で、3万8,400平方メートルの公園敷地を含めると、総事業費は68億5,000万円で、平成8年に竣工されております。温水プール、メインアリーナ、トレーニングルームなどがあり、1年間で29万5,200人の方が利用され、全体の利用者は年々ふえているとのことです。

温水プールは、25メートルで6コースあり、子供に人気のウオータースライダー、採暖室、化粧室、シャワー室があります。最近テレビの影響から歩く人が多いそうです。プールは、午後1時から午後9時まで利用でき、現在1日平均300人の利用者があり、継続をしていただくために、定期券、プリペイドカードも発行されております。

総合体育館は、近隣では見られない大きな施設で、利用者も大変多く、増加傾向にあり、亀田町の意欲的な取り組みに学ぶ点も多くあったように思います。

今回の研修の成果を今後の議会活動に生かしてまいりたいと考えております。

以上、簡単でございますが、議会運営委員会の研修報告とさせていただきます。

議 長 ありがとうございます。

議 長 次に日程4番、平成15年度定期監査の結果について報告願うことにいたします。
出張監査委員、よろしくをお願いします。

監査委員 それでは、平成15年度定期監査の結果をご報告申し上げます。

平成15年度定期監査は、平成15年10月7日から10月30日までの間において、私と平井輝雄監査委員とにおいて慎重に実施いたしました。

各課を対象に、事務事業の執行状況及び関係書類並びに会計経理の状況、帳票の処理方法等について監査いたしました。

監査結果でございますが、各事務事業の執行については、おおむね所期の成果を上げており、また関係帳票の処理方法についても良好であることを確認いたしました。

その内容につきましては、平成15年度定期監査結果報告書としてお手元に配付させていただいております報告書のとおりでございますので、よろしくご一読願ひまして、定期監査の結果報告といたします。

議 長 ありがとうございます。

議 長 次に日程5番、議案第65号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願ひます。 総務部長！

総務部長 議案第65号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

議案書の2ページをお願いいたします。

今回の改正の趣旨でございますが、公職選挙法の一部が改正され、期日前投票が創設されたことにより、選挙期日前であっても選挙期日と同じく投票を行うことができる、つまり投票用紙を直接投票缶に入れることができる仕組みでございます。

期日前投票は、選挙期日における投票と同じく確定投票となるため、基本的な手続は選挙期日の投票所における投票と同じであり、投票管理者や投票立会人の規定もそのまま適用されることとなります。

今回の公職選挙法の改正に伴い、新たに期日前投票所の投票管理者及び投票立会人を選出することから、選挙執行経費基準法が改正され、それぞれの費用弁償が定められました。

以上の経緯から、広陵町においても、期日前投票所の投票管理者及び期日前投票所の投票立会人の報酬額を選挙執行基準法の規定と同額に設定し、条例を改定するものでございます。

したがって、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正いたします。

別表中、45号、固定資産評価員、月額9,000円の次に、今度新たに46号、期日前投票所の投票管理者、月額1万1,200円、同じく新たに47号といたしまして、期日前投票所の投票立会人、月額9,600円を加えるものでございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 次に日程6番、議案第66号、町道の路線認定についてを議題とします。

朗読させます。局長！

局長 朗読。

議長 本案について説明願います。都市整備部長！

都市整備部長 町道の路線を認定のお願いをするものでございます。

議案の4ページをお開き願いたいと思います。

認定路線をお願いする箇所につきましては13カ所ございます。そのうち馬見中3丁目での開発の路線が9カ所でございます。

1行目の安部39号線の方から説明いたします。

議案書の6ページでございます。そこに地図をつけております。

安部につきましては、開発による路線を認定してお願いするものでございます。

続きまして、7ページでございます。7ページにつきましても、開発による路線の認定でございます。

次、8ページでございます。8ページにつきましては、地元広瀬からの要望による町道路線認定のお願いでございます。

その次の9ページにつきましては、これも開発による路線認定でございます。

次の10ページに、先ほど申しました公団の9カ所の分が一堂に含まれております。路線的にちょっと途切れ途切れになりますので、9カ所に分けて認定をお願いするものでございます。

もう少しわかりやすい資料として、本日別添の資料を用意させていただいております。別添の資料をごらんになっていただきたいと思います。

左側に真美ヶ丘全体の位置図を添付いたしております。中央部分にエコマミ北館ですとか畿央大学が記されておりますが、その北側の馬見中3丁目でございます。右側の拡大した位置図のところを見ていただきたいと思います。今回認定区域というふうに記しまして、赤で斜線をしております。その区域、今77戸が建築中でございます。公団との申し合わせによりまして、今回町道に認定いたしまして、この建築工事がすべて完了いたしまして、町としての検査も完了した後に管理を引き継ぐという段取りでございます。よろしく願いいたします。

議 長 次に日程7番、議案第67号、町道の路線変更についてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。 都市整備部長！

都市整備部長 今度は町道の変更路線として認定をお願いする分でございます。

議案の12ページに、百済25号線、百済56号線と2カ所を路線を明記しております。

次の13ページを見ていただきたいと思います。

百済25号線ということで、百済の神主でございます。曾我川にかかる高橋でございます。従来から農道橋であったものでありますが、農道サイドの方から橋を改良いたしまして、幅員も4メートルに改善されました。今回町道に昇格させまして、町道として管理いたしたくお願いするものでございます。

次に、14ページでございます。

東小学校の改修に伴い、道路の法線が変わったものでございます。図面上、黒のべた塗りのところがございますが、斜線の部分からべた塗りの方に法線が変更されたもので、今回町道の変更という形をお願いするものでございます。よろしく願いします。

議 長 次に日程8番、議案第68号、平成15年度広陵町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。 企画財政部長！

企画財政部長 それでは、議案第68号、平成15年度広陵町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回補正をいたしますのは、歳入歳出それぞれ690万5,000円を減額し、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ105億1,266万3,000円とするものでございます。

歳出の方からご説明させていただきますので、議案書の22ページをごらんいただきたいと存じます。

初めに、議会費及び一般管理費、それからこれ以降の各科目におきます給料、職員手当及び共済費等の人件費補正につきましては、職員の異動、退職等による補正でございますので、よろしく願い申し上げます。

次に、一般管理費、職員賃金の716万4,000円の増額補正につきましては、一般事務臨時職員の賃金を補正したものでございます。負担金補助及び交付金につきましては、1,490万円の減額でございますが、人事院勧告によります職員給与の減額に伴います共済組合負担金の減額となっております。

次に、23ページでございますが、自治振興費のコミュニティ助成事業補助金250万円につきましては、旧萱野公民館を改装し、地域のコミュニティ会館として研修、趣味の活動及び健康保持等に日々活用をいただいておりますが、健康器具等使用頻度が高く、破損した器具の補充も含め、全額を自治総合センターコミュニティ助成金で購入するものでございます。

主なものとしたしましては、健康器具としてマッサージ器及び血圧計の購入、研修用としてテレビ及びビデオセット、座卓、アンプ及びマイク等の購入を予定しております。

次に、25ページでございますが、介護保険費50万円の補正でございますが、これにつきましては介護の内容を分析し、適正な指導を図り、介護保険給付費の一層の適正化を実施するため、奈良県統一ソフト及びパソコンの一括購入に係る費用を計上いたしております。

一般購入パソコン機器類一式につきましては、介護保険者機能強化特別対策給付金40万円を充当、専用ネット等の回線につきましては、一般財源10万円の予算措置をしております。

次に、26ページでございます。

児童福祉総務費の報償費及び委託料218万円につきましては、次世代育成支援対策推進法に基づいて、平成15年度中にゼロ歳から11歳までの子供を持つ家庭4,300件のうち、50%から60%の約2,600件を対象にアンケート調査を実施するもので、集計、分析をもってニーズを把握し、目標数値を定め、施策の決定をするための調査であります。

調査項目につきましては、乳幼児健康支援一時預かり事業、ファミリーサポートセンター事業、放課後児童育成健全事業、子育て短期支援事業等の14項目を予定しております。

次に、児童措置費436万円については、郵政省の公社化によって、職員の児童手当の支払が国から市町村において支払うこととなったことと、所得制限によって児童手当の受給ができなかった者が、長引く景気の低迷で個人所得が減少したことにより、児童手当の受給者の増加となったため、今回補正をお願いするものでございます。

内訳としては、被用者児童手当受給者においては308人の増、非被用者児童手当受給者においては62人の増、特例給付受給者においては30人の減、被用者就学前特例給付においては75人の増、非被用者就学前特例給付209人の増となっております。

次に、保育所費の職員賃金158万6,000円につきましては、育児休業のために欠員となります北保育所保育士の代替え保育士に係ります賃金及び通勤手当を計上しております。

次に、27ページ、環境保全費、委託料192万6,000円につきましては、当初計上しておりました300万円の不法投棄物撤去委託料が、当初撤去予定のなかった広瀬地区内に、葛城川堤防に、本年7月、大量に不法投棄されました産業廃棄物の処理に多額の費用を費やすこととなり、今後予定しております不法投棄物撤去委託料が不足することとなり、今回補正をお願いするものでございます。

次に、31ページ、公共下水道費の繰出金88万6,000円については、下水道特別会計に繰り出すための補正でございます。

次に、教育委員会費、繰出金112万6,000円につきましては、西小学校給食婦の病気による休職のため、1名の臨時採用給食婦の賃金を学校給食特別会計に繰り出しするものでございます。

次に、32ページ、小学校費及び中学校費、それぞれの賃金131万3,000円につきましては、学校いきいきプラン講師賃金を補正するもので、平成16年度において最終の配置を計画しておりましたが、当初予算の確定後、2校に対して学校いきいきプラン事業補助金の決定通知があり、4月から西小学校及び真美ヶ丘中学校の2校に配置し、予算総額の中で施行してまいりましたが、今回歳入歳出ともに補正をお願いするものでございます。

以上、歳出合計690万5,000円の減額予算となっております。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、19ページへお戻り願いたいと存じます。

まず、民生費国庫負担金353万1,000円につきましては、児童手当受給者人数の増加により、所要の補助率に基づき積算した補助金の増額で、被用者児童手当負担金については154万8,000円、非被用者児童手当負担金につきましては38万3,000円、特例給付負担金については67万5,000円、被用者就学前特例給付負担金については33

万6,000円、非被用者就学前特例給付負担金については58万9,000円の増額となっております。

次に、民生費国庫補助金40万円につきましては、先ほど歳出でご説明申し上げました介護給付費適正化事業に係りますパソコン及びソフトの共同購入事業の補助金でございます。

次に、教育費国庫補助金305万2,000円につきましては、真美ヶ丘第一小学校及び真美ヶ丘第二小学校の給食施設空調整備に対します補助金の確定による補正でございます。

次に、民生費県負担金41万2,000円につきましては、児童手当受給者人数の増加による負担金の増額補正でございます。

次に、20ページ、衛生費県補助金96万2,000円につきましては、産業廃棄物不法投棄の撤去に対します補助金の増額でございます。

次に、教育費県補助金270万5,000円につきましては、西小学校及び真美ヶ丘中学校の学校いきいきプラン事業におきます支援スタッフに係ります賃金131万2,500円の2名分及び消耗品8万円の補助金となっております。

次に、財政調整基金繰入金2,046万7,000円の減額をさしていただいております。

次に、21ページ、雑入の250万円につきましては、北校区コミュニティ会館の健康器具等の購入に対します助成金を計上しております。

以上で平成15年度広陵町一般会計補正予算（第4号）の議案説明を終わります。

議長 次に日程9番、議案第69号、平成15年度広陵町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読させます。 局長！

局長 朗読。

議長 本案について説明願います。 都市整備部長！

都市整備部長 それでは、議案第69号、平成15年度広陵町下水道事業特別会計補正予算の説明を行います。

先ほどの一般会計の繰出金の説明のところにもありましたように、人事院勧告分によるものと職員の異動による給与額の変更に伴い予算を変更するものであります。歳入歳出それぞれ88万6,000円を追加いたすものでございます。よろしく願いいたします。

議長 次に日程10番、議案第70号、平成15年度広陵町墓地事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読させます。 局長！

局長 朗読。

議長 本案について説明願います。 住民生活部長！

住民生活部長 それでは、議案第70号についてご説明申し上げます。

平成15年度広陵町墓地事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出にそれぞれ291万円を追加する補正予算でございます。

恐れ入ります、47ページをお願いいたします。

これにつきましては、墓地の永代使用料の返還金でございます。当初予算で見えておりました6区画でございますが、10月20日をもって6区画全部が返還があったということで、今回5区画分の増額をお願いするものでございます。

返還の理由といたしまして、他に墓地を購入したためというのが3件、後継ぎ者がいなくなったということが1件、転出される方が2件ということで、計6件の返還がございましたので、今回5区画分をお願いするものでございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長 次に日程11番、議案第71号、平成15年度広陵町学校給食特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読させます。 局長！

局長 朗読。

議長 本案について説明願います。 教育長代理！

教育長職務代理者 議案第71号、平成15年度広陵町学校給食特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

議案書の48ページでございます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ157万円を追加し、歳入歳出総額を2億762万1,000円とするものでございます。

内訳といたしまして、まず51ページの歳入で、一般会計の繰入金112万6,000円の追加でございますが、西小学校の給食調理員1名が病気により休職いたしておりますので、パート職員を配置いたしましたことによる人件費を一般会計からの繰り入れをお願いするものでございます。

次の繰越金44万4,000円につきましては、平成14年度学校給食特別会計決算による余剰金を歳入予算に組み込むものでございます。決算による余剰金は45万4,336円でしたが、当初歳入予算で1万円の科目どりをしておりますので、差し引き44万4,000円を予算化するものでございます。

続きまして、52ページの歳出でございますが、学校給食費の賃金におきまして112万6,000円の追加をお願いいたしております。これは歳入のところでご説明申し上げましたとおり、職員の休職に伴い配置いたしましたパート職員の賃金でございます。

次の需用費の44万4,000円でございますが、平成14年度の余剰金を学校給食の賄い材料費に充てるための補正でございます。

以上、簡単でございますが、学校給食特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長 次に日程12番、議案第72号、葛城広域行政事務組合規約の変更についてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。 企画財政部長！

企画財政部長 それでは、議案第72号、葛城広域行政事務組合規約の一部を変更することについてご説明申し上げます。

議案書の54ページでございます。

今回規約の変更に至った経緯といたしましては、平成4年3月、大和高田市、御所市、香芝市、新庄町、當麻町及び広陵町の3市3町で構成され、組合設立の当時から、副管理者については管理者以外の町及び管理者の属する市町の助役の職にある者をもって充てており、管理者が事故あるときは、管理者の属する市町の助役がその職務を代理することと定めておりました。

しかし、会議におきましては、各市町の長がおられるのに、管理者の属する市町の助役が職務代理者になることはいかなるものか、また副管理者は管理者以外の市町の長で構成すべきではないか等の意見がありまして、協議の結果、今回改正することに至ったものでございます。

副管理者6人のうち、管理者の属する市町の助役の職にある者を除き、副管理者は管理者以外の組合市町の長の職にある者をもって充てるということに改正されたことにより第9条第1項、同条第3項及び第5項中の一部を改正するものでございます。

お手元の方に新旧対照表の規約を配付させていただいておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上、簡単ですが議案説明とさせていただきます。

議 長 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

お諮りします。議案熟読のため、12月2日から7日までの6日間を休会といたしたいと思いを。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって12月2日から7日までの6日間は休会といたします。

12月8日は、本日議決されなかった議案に対する質疑並びに一般質問のための本会議といたします。

本日はこれにて散会いたします。

(A.M. 11:05 散会)

平成15年12月8日広陵町議会

第4回定例会会議録（2日目）

平成15年12月8日広陵町議会第4回定例会（第2日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、14名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	小原昇
3番	片岡福美	4番	寺前憲一
5番	松野悦子	7番	吉田信弘
8番	中山正	9番	山本登
10番	青木義勝	11番	笹井正隆
12番	坂口友良	13番	山本悦雄
15番	吉岡章男	16番	出張光男

2 欠席議員は、1名で次のとおりである。

14番 松本政治

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山惠俊
収入役	和田建三	教育長	安田義典
企画財政部長	土佐敏行	総務部長	中尾勝
住民生活部長	吉村正勝	環境整備部長	山村吉由
都市整備部長	中尾寛	教育長職務代理者	大西利実
水道局長	森田久雄	総務部参与	森川勇
健康福祉部参与	竹嶋昇	住民生活部参与	竹田健次
住民生活部参与	山本新三	都市整備部参与	和田信次

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 西 辻 眞 治

書 記 野 村 克 也 上 田 勝 代

議 長 ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:05開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	議案第65号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについて
2	議案第66号 町道の路線認定について
3	議案第67号 町道の路線変更について
4	議案第68号 平成15年度広陵町一般会計補正予算(第4号)
5	議案第69号 平成15年度広陵町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
6	議案第70号 平成15年度広陵町墓地事業特別会計補正予算(第1号)
7	議案第71号 平成15年度広陵町学校給食特別会計補正予算(第1号)
8	議案第72号 葛城広域行政事務組合規約の変更について
9	一 般 質 問

議 長 次に日程1番、議案第65号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 1番議員!

1番議員 議案第65号、いわゆる報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについてであります。これと関連するわけでありましたが、やはり不在者投票制の名称が、いわゆる期日前投票制度に変更されたに伴うこういうことではあります。いわゆる不在者投票制度の名称が期日前投票制度に変更され、投票方法が大幅に簡素化されたわけであり、従来の不在者投票と今回のいわゆる期日前投票制度はどう違うのか、町民にわかりやすく、まず1点は説明お願いしたいと思います。

それから、不在者投票した人が、投票日前に死亡したり、いわゆる引っ越ししたりして選

挙権を失った場合は、これは有効なのか無効なのか、これも町民にわかりやすく説明していただきたいと思っています。

それから、期日前投票を行う理由を示す宣誓書の内容について、また病院や老人ホームなどの指定施設における不在者投票や遠隔地での不在者投票についてはこう変わったのかどうか、今まで従来どおり一緒なのかどうかも、わかりやすく説明お願いしたいと思います。

それから、投票日に20歳になるわけですが、投票日前には19歳という場合も従来どおり不在者投票を行うことになるわけで、期日前投票の期間は、公示前の翌日から投票日前日まで、従来不在者投票より1日短くなったわけですが、なぜそのようになったかを説明してほしいと思っています。お願いします。

議 長 総務部長！

総務部長 従来不在者投票と変わったところはということでございますが、まずこの制度により、従来不在者投票のように投票用紙を封筒に入れて、それに署名するといった手順が不要となりますので、投票が非常にしやすくなったという点がまず1点でございます。

それから、2点目といたしまして、従来不在者投票は告示日から投票ができましたが、改正後は告示の翌日から選挙期日の前日までということになります。

それから、3番目といたしまして、今回の改正により期日前投票所の投票管理者と立会人を選任する義務が生じました。それに伴う費用弁償が確定したわけでございます。それは、投票管理者が日額につき1万1,200円、投票立会人が日額で9,600円ということになります。

それから、従来不在者投票なくなったのかということではありません。従来不在者投票と変わらない点がございます。先ほど山田議員から質問がありましたように、19歳までの人がどうなるのかということでございますが、まず病人や老人ホーム等で投票を行う場合や、選挙期日には選挙権を有することになるが、選挙期日前においてまだ19歳であり選挙権を有しない者が選挙期日前に投票を行う場合には、これは従来と同じく不在者投票となります。それからまた、期日前投票の対象者は、選挙期日に仕事や用務があるなど、現行不在者投票理由に該当すると見込まれる者であって、投票の際には、現行不在者投票と同じく一定のその理由を該当すると見込まれる趣旨の宣誓書の提出が必要となります。以上の点でございます。

それから、1日……（1番議員「何でや。」）短なったというの、ちょっとこれは理由はちょっとよくわかりませんのやけども、国の方から示したものであって、はい、それ以外ち

よつとまだ。

議 長 1 番議員！

1 番議員 いわゆるこの期間は従来より 1 日短くなったというのは、今までは公示、告示の日から同じようにできたわけですが、その日ができなくなって、その明くる日、翌日からこの投票ができる。これはなぜこのようになったかというのは、やはり地方選挙で導入があらこちらで進められている電子投票に対応するために、公示または公示の日に届け出た立候補者全員の氏名や所属党派などのデータを入力する必要があるからというように、自治省等が言うてるわけでありまして。これからも、来年我々は初めて、不在者投票を簡素化されて期日前投票がスタートして、初めて広陵町の我々の町会議員選挙が行われるわけでありまして。こういうこともありますので、ひとつご理解、町民の皆さん徹底してお願いしたいと思いません。

それからもう一つ、今言いましたように、いろんなところで今電子投票が行われておるわけでありまして、広陵町の選挙管理委員会としてはこの電子投票についての考えはどのような考え持っておられるか、ありましたらお答えいただきたいと思いません。検討されているのかどうか、まだそんなとこまで域を達していないというのであれば、それで結構ですが。いわゆる、今全国でやはり投票の開票等のスムーズに行うためにも、この電子投票が行われているわけでありまして、その辺の考えをお願いしたいと思いません。

議 長 総務部長！

総務部長 今のところ、電子投票ということについては検討はされておられません。したがって、いつごろこういう電子投票になるかということにつきましては、今のところ明確ではありません。（1 番議員「検討事項としてお願いしておきます。」）

議 長 ほかにございませんか。 4 番議員！

4 番議員 この金額の決め方なんですけれども、これは基準、国からの基準指定があると思うんです。これは市とか、その他のところとの比較でいうと、統一されているのかどうかですね、その点聞いてちょっとおきたいんですけども。

議 長 総務部長！

総務部長 近隣の市町村のこの額について検討いたしました。それで、大和高田市、それから新庄町、広陵町がうちの額、1 万 1, 2 0 0 円と 9, 6 0 0 円ということになっております。それから、上牧と河合につきましては、今議会には上程はされておられません。近辺で高いところにおきましては、当麻町が管理者が 1 万 4, 2 0 0 円、それで立会人が 1 万 1, 4 0 0

円、香芝市が1万3,000円と1万1,000円、王寺町が1万2,700円と1万800円ということになっております。

議 長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程2番、議案第66号、町道の路線認定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。 5番議員！

5番議員 まず、この町道認定についての時期を以前にもお聞きしたかと思うんですが、やはりちょっと基準というものが全くないなあというふうに思うわけです。真美ヶ丘の場合、中の方ですね、中3丁目なんですけれども、今、家を建築中というところで、まだ未入居の状態なんですけれども、そういう状態で認定をして、そして引き継ぎそのものは2年くらいたってからということなんですけれども。そのほかの、例えば疋相とか在来地域の見てますと、もう家が建って入居されてから、業者の手離れてから大分年数たっているんですね。今、ようやく認定をするということなんですけれども、この辺の基準がなぜいつも明確になっていないのかですね、その点をひとつお聞かせいただきたいんです。

住民の皆さんの生活されている道路の中で、今まで使っていた部分が、いろいろな条件の中で地域の方から町道認定欲しいという、既存道路について、そういう場合は、新しく新設してからという場合とまた別の問題になろうかと思うんですけれども、新設された場合の年数の基準がやはり明確にしておいていただきたいと思うんですが。引き継ぎそのものは2年後ぐらいにということでお聞きしていますから、その辺でいえばどうなのかということですね。

それから、協定書の方なんですけれども、資料でいろいろお聞きしてたんですけれども、協定書も一律な形でするのかどうかですね。業者がいない場合、先ほど既存道路についての認定の場合の手続はどうなのか、新設の場合の手続はどうなのか、その点についてもお聞きをしたいと思います。

それから、とりわけ新設の場合に問題になりますのが交通安全対策ですけれども、当然別

枠の中で進めるだろうと、業者の方から。例えば公団でしたら、交通安全施設費ということでプラスして、プラスしてといいますか、町の方にその分については寄附いただくことになるんじゃないかと思うんですが。この中3丁目の場合は、そういう点として交通安全施設費としてはどのような状況になっているのか、施設内容、金額等教えていただきたいと思います。

それから、とりあえずそれだけお願いします。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 お答えいたします。

町道認定の時期でございますが、時期につきましては、公団との約束の中では、いわゆる道路の整備が完成します、そして宅地を分譲されるわけです。その中で、とりあえず道路位置指定を行います。その後、土地の譲渡ということになるわけです。譲渡が終わりましたら、建築工事にかかります。建築工事がおおよそ済んだという時点で、道路を認定しようと。その後、先ほどにもありましたように、いわゆるあらゆるいろんな検査を終えた後に道路を引き継ぐと、管理そのものを引き継ぐというスケジュールになっております。

ほかの開発区域の部分とは若干違うというご質問ですが、ほかの開発区域につきましても、町としては同じような指導を行っております。ただ、開発業者の方がいわゆる土地の譲渡そのものでおくれるという部分が多い場所が見受けられます。こちらとしましても、その間に名義が変わったりしますと、道路そのものがだれも使えないというような心配も起こりますので、なるべく早く町道に認定するために土地を譲渡してくれという指導を強く行っております。ですので、指導としては一貫して、建築中に町道にしたいという指導をしております。

それと、この3丁目の区域につきましては、いわゆる公団との協議の中で、交通安全だけでなく、いわゆる水道ですとか消防ですとか下水道ですとか清掃センターの問題ですとか、福祉とか教育とか、社会教育とか都市計画とか、あらゆる分野で協議をいたしております。そのために、いろいろな条件をつけて公団と協議を重ねております。その中で、協議を一つ一つ実行して行って譲渡までにこぎつけると、こういうスタイルで行っております。以上でございます。（5番議員「それと、交通安全施設費の分と、それと従前からあった道路の変更ですね、新しく町道に認定する、それとの違い、手続とか内容とかの違い、あるんならあるで、ないならないで教えてください。」）

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 交通安全施設の分につきましては、いわゆる防犯灯、カーブミラーについて特に協議をしております。協議の中で、いわゆる担当の課がここにカーブミラーつけてくださいますとか、ここに防犯灯をお願いしますという形で協議しております。

それと、新設と変更の場合の違いですか。（5番議員「手続的。」）手続的には何ら変わりはないと思うんですけども、はい。

議 長 5番議員！

5番議員 それで、新しく新設する場合の、いろいろな場所によって内容的には協議内容が変わってくるのは理解できるんですけども。基本的な部分で、協定書が一律的な協定書を結ばれるのではないかと思うんですが、その協定書というのはどうなっているのか教えてほしいんですが、あるのであればモデル的な部分を産業建設委員会のために資料として出していきたいと思うんですけども。

それから、認定のために検査をしてから引き継ぐんだということですが、どのような内容の検査かですね。これも従前から言っていますけれども、認定した後でいろいろなトラブルが起こる可能性はあるわけで、現にそういうこともありましたし、そういう危険性をはらんでいるところをいち早く町道に従前認定してしまって、今のところ問題を聞いているわけではありませんけれども、大変懸念されるような地域もあるわけですけれども。そういう点で、この検査をするということを前提になっていれば、この検査にさえ合格すれば、それで問題ないということになって、その後から検査した内容についてトラブルがあった場合は大変懸念されるなあとというふうに思うんですが、その検査の内容と、それからその後でトラブルがあった場合には具体的にどのような対応をしていただけるのか、確認をしておきたいと思えます。

それから、今でなかったら、産業経済委員会のためにでも、防犯灯とかカーブミラーとか、中3丁目のところ、とりわけ中4丁目とかについての具体的なカーブミラーの台数だとか、防犯灯の数、設置予定数だとか、そういう点について出しておいていただきたいと思えます。

2点についてお願いします。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 協定書につきましては、特段いわゆる協定書というタイトルのついた文書は交わっておりません。あくまでもその道中の協議内容でございます。

それと、検査の内容ですが、ご指摘のとおり、検査の後にいろんなことがあった場合どうするのかということですが、そういうことがないために検査も行うわけですし、いわゆ

る舗装ですとか、道路の構造物ですとか、いわゆる先ほどからの説明のとおり、建築中に傷んでる部分もございますので、そういう部分が全部完全に修復されてるか、町道として受け取って、これで何年ももつかというような判断をすべて検査するわけでございまして、その検査が合格すれば完了という形をとっております。

それと、最後の交通安全施設のカーブミラーの、どこにどんだけついたですとかは、ちょっと今資料持っておりませんので、各担当課とお聞きしまして、委員会にでも報告させていただきたいと思っております。

議 長 3番議員！

3番議員 今の検査の内容と検査後の可否の問題なんですけれども、検査の、こちらの方が町道に受け入れてから2年ないし2年半ぐらいの猶予を何した後で検査をするということになっているのかわかるかですね。そういう確認事項というのが、公団との確認事項の中で結ばれているというふうに思うわけなんですけれども、この場合の完全に舗装をされていて、生活が入居が進んでいて、もう後の工事がその場所ではされていないということが前提になっている場合はいいわけなんですけれども。今回のように、まだ住宅が工事中であるとか、まだまだ入居までに時間がかかってきて、その工事のために道路にいろいろと問題が生じるというふうなことが、今の時期ですのですぐに住宅が売れてしまうということはないわけですから、やはり2年、3年かかるということも十分予想されるわけなんですけれども、そういうときが、今町道に認定されて、公団と話し合いをした2年半というぐらいの期間で見切りをしてしまうのかどうかかなのか、その可否についての責任というのは、どういうふうな公団との話し合いになっているのかをお聞きしたいと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 公団との一応協議の中では、3年をめどにしようと、最長でも3年をめどにしようという約束をしております。ですが、場所によっていろいろ早くしてあげなければ住んでくるとい部分もあります。今、この3丁目の部分も、おっしゃるとおり建築工事屋さんでゴった返しております。我々も現場を見まして、もう既に一部その車両によって壊れてるなあということが確認される部分もございます。そうかと思えば、もう既に表札が立ってるような家もあります。ですので、なるべく速やかに全部の補修をさせまして、例えば舗装でしたら部分的に傷んでるところが多ければ、全部打ちかえしなさいとか、そういう指導をしながら、最終的に引き継ぐという形をとりたいというふうに思っております。

議 長 3番議員！

3番議員 その最終的な確認というのは、そのの街区がすべて埋まってからという形になるわけですか。それとも、今は3年ということでもう見切りということになるわけですか。それが1つと。

それと、濟いません、それだけお願いします。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 いわゆる全部100%建物が終わった時点でというには、余りに時間が要すると思いますので。これで一段落しただろうなという部分で引き継ぐんじゃないかなと、最長でも3年になるんじゃないかなと。ただ、その後に建築業者がこれは傷めた場合は、それは施工主さんの責任ですので、もちろんそれはその人にその町道を修繕していただくということが生じるわけです。ですから、3年という一応の目安は公団とはつけておりますが。あの区域につきましては、3年もかからないだろうというふうに思っております。ただ、その北側及び東側の区画を続けて行われると予定をされておりますのでね、その区域と一緒にいいんじゃないかなと、その区域も終わってから一緒に引き継いだらいいんじゃないかなというふうには思っております。

議 長 10番議員！

10番議員 担当委員会と違いますのでね、ちょっと基本的な初歩的なことをお伺いしたいと思います。

町道認定がされて、それが国の方から措置ちゅうのか、補助ちゅうのかね、来るように聞いておりますが、それは延長線のあれでいくのか面積でいくのか、いろいろ幅においても、昔であれば4メートル未満でも町道認定もされてる場合もあったということで、どのような算定というのかね、基準で町道に対する国の措置があるのか。ちょっと初歩的なことで申しわけございませんが、お聞きいたします。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 お答えします。

町道に認定した時点で交付税の対象になるわけなんですけども、その分については、延長、幅員、いわゆる掛けたら面積になるわけなんですけども、それがすべて対象になるということでございます。

議 長 10番議員！

10番議員 それはある、例えばそれは全国共通の掛け率でいくわけ、いわゆる交付税に算定してもらおうときの。例えば、それをちょっと。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 これは全国全く一緒のやり方でございます。交付税、同じ対象になるということですよ。（10番議員「またどのぐらいあるのか、また、おれ委員会と違うけど、また調べといて。」）

議 長 ほかにありませんか。 4番議員！

4番議員 先ほどからいろいろ疑問として出てきてる問題ちゅうのは、今までにも議論してる問題なんですね。ほんで、はっきりしてほしいのは、1つは、公団の場合の町道認定ということに対しての公団との協定あるいは覚書あるいは協議事項、そういうものが統一したものがあのかないのかというのが1つ、前から問題になってたわけですね。場所によってはまちまちになってるわけなんです。何年後かに町道認定が上がってきたり、今のよう、まだ入居開始されてないのに町道認定が上がってきたり、まちまちなんです。だから、それについて公団との協定、覚書、どういう名称でもいいんですけども、そういうものを出してくださいということを言ってるんです。だから要は、認定した後、引き渡しは二、三年後だという、3年をめどにとおっしゃってますけれども、要は認定した後については本来は町の責任になるわけなんですから、そういうことについてのきちんとして覚書あるいは協議事項、何でもいいです、要は公団との約束した内容があれば出してほしいと、なければつくってほしいというのが、もう二、三年前からの話だったわけなんです。そういうことについて資料をきちんとしてもらうということがまず第1点です。

統一した公団との協定で、あとは個々の問題という場合は、さらに覚書なり交わす場合はあるでしょう。しかし、要は公団との町道認定に関する基本的な内容をとにかくきちんとして出してほしいと言ってるんです。それは、協議事項で今までやってるということをおられるわけですから、出してくださいということを言ってるんです。だから、それはまず第1点。

それと、これは在来地や公団も同じですけども、認定する場合については、防犯灯、カーブミラーについては特に協議をしているとおっしゃっているわけなんですけれども、それではこの場合もどこにどうするのかというのが、前もってきちんと認定する課のところで把握しなきゃならないんですよ。前から言ってるように、要は協議はしてますと、書類は各関係課は通りますと。通るのはいいですよ。けども、本当にそれで認定されてきてるかどう、認定の前に防犯灯やカーブミラーについて設置がきちんと協議が終わってるのかどうか、そういうことの確認が最終段階でここに上がってきてないんです。だから、例えば在来地で

いうと、ちょっと細長いところについては町道認定の申請上がってないために、防犯灯はつけてほしいという住民の意見があったとしても、業者がどこに行ってるのかわからない、あるいは町はそれにもう認定できてない、こんなちぐはぐが生まれるわけです。

もう一つは、通学路やその他交通、歩道のところの防犯灯について、本来今まで通ってなかったところが通るということになってきたときに、防犯灯が必要だという場合に、自治会、大字が責任を持たなきゃならない。こういうようなちぐはぐがあるから、前のときにも教育委員会との協議やその他やってますと言うけれども、認定の出る前にきちんとここで、ここにここつきますということができるとかということを書いてるんですよ。先ほども、今は中3丁目の問題については終わっているはずですけども、今現在担当課ではわからない。だから、それはきちんと、場所をどこにどのような認定があるのかということも把握した上で認定の作業に出してもらおうというのが必要だということで、もう一度その確認作業の手順と実務的な内容について、どういうようになってるのかということのをまず聞いておきたいと。2点目。

3点目についてですね、これは在来地も公団も同じですけども、要は認定を受けた後については、これは町が責任を持たなきゃならないわけですね。公団については、特別に引き渡しの期間を3年をめどに置いているとおっしゃっています。しかし、在来地では、これは認定を受けた後については町が責任を持つというのは当たり前話なんです。だから、そういう場合に、もちろんその後認定を受けた後の道路を壊した者ちゅうのは、原因者、いわゆる責任者、過失なり原因者が負担するのは当たり前なんですけれども、その把握はその時々によって難しいんですね。公団においてもそうなんです。認定を受ける前でしたら、受けるときにきちんとできる、引き渡しを受ける前にできる。そやけども、認定をして引き渡しを受けた後については、これは個々の住民がここは壊れてるとかいうことを言ってこない、町が把握できない、そういうような作業があるわけなんですから、そういう点についてのきちんとした責任の所在をどうするのかちゅうのは。だから、引き渡し後二、三年と言ってますけども、そのケース・バイ・ケースで今まで行われているわけですから、そんなことも含めた協議事項やその他、公団の中であるのか。あるいはまた、在来地については、かなりたつてから町道認定というのが出てくるケースが多いわけなんですけれども、そういう点についての、業者が確定してる場合はいいんですけど、もう名前が変わってたりする場合がありますが、そういうときについては大字、自治会が責任を持って認定作業の責任を負わなきゃならない、こういうような事例もあるわけなんです。だから、そういうなどの統一した

町道認定の場合の部分、大字がもともとから関与してる場合、あるいは開発によって認定が行われるというような場合、そういうような場合の具体的な内容、チェック事項を持った上での町道認定の作業というのが過去にも問題になってたわけですから、その辺の実務的な作業はどうなってるのかということのを改めて聞いておきたいと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 交通安全施設につきましては、少し誤解されてるんじゃないかなあと思うんですけども。町道認定をしたからといって引き継いでませんので、防犯灯の確認が全部すべて終わってるわけではございません。ですので、認定後引き継ぎまでの間にいろんな協議をした中の確認事項を現場でチェックするわけですので、こちらの要望がすべて満たされているかも確認した上で、道路だけでなく、いろんな担当の協議した内容が満たされていると確認した上で管理を引き継ぐという形でございます。

その次に、ほかの町道と開発部分といろんな差があるじゃないかというふうにおっしゃるわけですけども、実を言いますと、一つ一例を挙げますと、町内の開発区域の中でも、いわゆる開発はされたんだけど、町道に引き継ぐまでに倒産されたりして、道路そのものももう凍結されてると、住民の方がその道路を使えないというような場所も起こってきております、現に。ですから、町としては引き継げば町の責任になるわけですけども、その前にお住まいの方のことを思えば、いち早く町道に認定すると、道路も管理できるという状態を早く検査して早く補修させて早く引き継ぐということをするのがいいんじゃないかなあというふうに思っておりますので、今後ともそういう速やかに土地を譲渡してもらって、町道に認定するような方向で指導していきたいというふうに思っております。

それと、戻りますけども、公団の方の協定につきましては、いわゆる区画整理法なり道路法なり公団法なりで、終われば速やかに引き継ぎなさいよというふうにはうたっておられますけども、真美ヶ丘地区の部分につきましては、一応街区ごとに、大きな街区ごとにそのたびに協議をしております。最近、今の中3丁目の部分につきましても、平成13年の12月ですか、一応引き継ぎの今後の予定という形で取り交わしておりますので、それでよければ提示さしてもらっても、それは別に結構かと思っておりますけども。以上でございます。

議 長 4番議員！

4番議員 これは、基本的には法律にのっとった形で公団との関係は行われているちゅうのは当然のことだと思うんですけども。今、中3丁目に関しては、平成13年12月に取り交わしているということなんですが、それを議運やその他でも資料として出してほしいと、こう

言ってきたわけなんです。だから、とにかく公団との関係については、今まで口頭では議会の中でもいろいろ言っているわけですけども、文章で確認したことがないんですよ。だから、それをとにかく確認するために資料を出してくださいということを言ってるわけなんで、その作業から本来始めなきゃならないという問題なんです。

それと、先ほどの問題で、町道認定の段階でまだ確認をしているわけじゃないと。引き継ぎの完了までの間に作業を行ってるということなんですけれども、これは事務的な認識の問題だけの話なんです。だから、要は、町道認定出すというときには、それは当然にどこにどうするのかという点の作業というのは、姿がきちっとあらわれてるわけですから、これはもう当然公団と協定を交わすということが必要なんです。協定なり設置場所を確定するということが必要なんです。だから、要は、家の形態やその他が変わってきたときには追加する必要があるというのは当然のことなんですけれども。基本的な内容については、やはり町道認定のする段になったときに初めて基本的な部分は交わす。引き継ぎまでの作業については、さらに追加する場合については、当然引き継ぎの終了についての追加事項はあります。これが当たり前の話なわけで、こういう内容で実務的に処理しておく必要があるんだということ言ってるんです。

これはもう、在来地区のところかというと、例えば斎音寺の村中の小規模開発したところなんか、下水道が出てしまってるんですよ。家の道の中、段があったり、下水道が盛り上がったままに終わってるとかね、こういうのがあるんです、実際に。これは、土木が責任を持って、当初のいわゆる完了工事、完了届出たときに、ここんとはどうなったのかということが問題になるんです。そのときに、既に町においてもそのことについての作業を行わないと、入居者に迷惑かかっていくちゅうのは当たり前の話なんです。だから、現実にもそういう問題がある。的場については、擁壁が不十分だということを指摘されながら、名前が変わったためにその指摘に対して解決ができない、こういう問題もあるわけなんです。

さらに、下水道をつなぐところの部分についても、いわゆる隣接地との問題が解決しないためになかなか解決できなかった、こんな問題あります。萱野については、堤防沿いのいわゆる沢区域との境界のところについての開発の後、町道認定の作業のときに防犯灯がつくのは、これは町道になってないから、これはもう業者がやってもらわんとだめだと。業者との交渉ちゅうのはもう終わってるから、どうしようもないんだと。あるいは、学校での通学路についてどうするのかといえば、入居するときにはここを歩いていいですよって階段があつて通ったけど、これは私道だからだめだとかちゅう、村とのもめごとで、そこはストップさ

せられると。

そういうようなもろもろの問題ちゅうのが、開発したときには各関係課について協議をしますちゅうことを、もう以前のときに答え、ここで答弁いただいているんですよ。だから、そんなことがきちんとできて、まとめた形で認定作業を行う場合については、開発行為があったところについてはこういうことです、きちんと出してもらうことが必要なんです。村が困ることが起こる、あるいは入居者が困ることが起こる、これは当たり前の話なんですよ。だから、そのまでの間に土木との協議ちゅうのが親密にしながらやっていただくということで、再三先ほどから言ってる内容なんです。

だから、要は、実務的な流れというものを把握した後、どこが責任を持ってその実務的なチェックが終わってるのかと、どういう内容で終わってるのかということ、町道認定の議会に上がるときには、ちゃんと把握した上で出してもらわないと困るんです。そういうことの繰り返しではだめなので、やはり各担当課がそれぞれ、教育委員会も含めて、どういう形での協議をして、どんな形で問題を処理をしたのかと。これは、指導するという立場で条例事項にはなっていないわけなんですけれども、条例を設置して、引き渡しを受ける場合についての教育委員会との認定の書類、あるいは防犯灯、交通安全施設についての認定の書類、こういう問題については、設置者原因できちんとやることをうたった条例も必要なわけですから、そういうようなものについてもきちんと統一した形での、それぞれのところに任すんじゃないくて、町が責任を持ってやっていくということが必要だということ、再三言ってるわけなんです。そういう認識のもとに作業が行われているのかどうかということも、改めてこの町道認定の作業に当たって聞いておきたい。

もし行われていなければ、やはりきちんと、町道認定をやる場合、あるいはまた開発行為で引き継ぐ場合、土木との協議の最終段階についての町自体がかかわる部分というのをきちんとするというのも、あわせて質問をしておきたいと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 公団の部分につきましては、一応事細かくこちらの方から協議内容を公団に対して申し込んでおります。公団の方につきましても、公団としてはこういうふうにやりますという処理の方針も打ち出させていただいております。ですので、それは内容につきましては事細かくたくさんありますので、その内容を各担当が十分これでオーケーだという確認をしてから引き継いでいるというふうにご理解いただきたいと思います。

ほかの地区の開発につきましては、今、今回町道に認定出さしていただいている分について

は、開発による部分が3件ですけども、2件はもう既に何年か前に開発が終わって、周囲ももう入居されて使っておられるという場所でございます。1件は、これから家を建てていこうということですけども。ずっと以前に、もう昭和の時代に開発をされたという事案でございますので、これも現場を見ていただければ十分ご理解していただければと思います。

それにしましても、後でいろんなトラブルがなきように、今後もいろんな部署と十分協議をした上で対応していきたいというふうに思います。以上でございます。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程3番、議案第67号、町道の路線変更についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程4番、議案第68号、平成15年度広陵町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について質疑に入ります。 1番議員!

1番議員 まず初めに、19ページであります。いわゆる児童手当の負担金、国庫支出金のこの国、県、町の負担率をちょっと教えていただきたいと思っています。

それから、次の下の40万円の介護保険保険者機能強化特別対策給付金、この40万円ですが、この目的は何のためにこのような予算をつけたのか、教えていただきたいと思っています。

この下の県の支出金の児童手当については、上の補助金と一緒にするので、同じように説明

いただきたいと思っています。

歳入の方は、歳出と歳入と一緒にですが、それから26ページに移りたいと思いますが、いわゆる児童福祉総務費、いわゆる補正額628万3,000円が補正額で、一般財源を使って、いわゆる次世代育成支援対策事業委託料210万円等含めて、国の調査、アンケートであるのに、国の方からも補助金も出ず、一般会計でこの予算組みをしているのは、なぜこのような予算組みをしているのか、お願いしたいと思っています。

それから、補正予算も組んで、緊急性があるからこうした、いわゆる次世代育成支援対策事業委託料、いわゆるゼロ歳から11歳を持つ家庭2,600件にアンケートをされるようでありますけれども、町においては何を期待し、どんな成果を上げようとしておられるのか、お願いしておきたいと思っています。

それから、20番目の扶助費についても、これも児童手当ではありますが、いわゆる被用者児童手当308人、非被用者児童手当62人プラス、それから特例給付についてはマイナス30人、それから被用者就学前特例給付については75人のプラス、それから非被用者就学前特例給付については209人の増になってるわけでありまして、これはどうした、いろいろな真美ヶ丘等を含めて、いろんな人口増の張りつけも関係ではあると思いますが、その辺の人数の上下、ふえたところ、減ったところ、その理由はどうなのか、まず初めに説明をお願いしたいと思っています。

それからもう一つ、ついでに児童手当出たわけですが、歳入でいわゆる県の支出金の補助額、民生費県負担金が41万2,000円もらうわけですが、この19ページを見ると、41万2,000円が県からこの児童手当の補助率によってもらうわけですが、その反面出ていくところは、26ページを見ますと、一番財源について41万7,000円、この5,000円の差というのは、どのように、どうしてこの5,000円というのがこの差が出てんのか。普通は41万2,000円いただいたら、一般補助率から見たら一般財源で41万2,000円が当たり前かなと思うわけですが、この5,000円、細かいことではありますが、この5,000円はどうしたのか、その辺を説明をお願いしたいと思っています。

議 長 助役！

助 役 まず、児童手当の補助金ということで、まず被用者児童手当交付金は、事業主が10分の7で国が10分の2、県が10分の0.5、市町村が0.5となっております。10分の0.5となっております。それから、非被用者が児童手当交付金が、国が6分の4、県

が6分の1、市町村が6分の1となっております。それから、特例給付交付金、これは事業主が10分の10となっております。それから、これは3歳未満までの分でございます。それから、3歳以上、義務教育就学前の被用者就学前特例給付交付金でございますが、これは国が6分の4、県が6分の1、市町村が6分の1となっております。それから、非被用者、いわゆる国民年金の方々でございますが、非被用者就学前特例給付交付金、これが国が6分の4、県が6分の1、市町村が6分の1となっております。それから、被用者の就学前特例給付交付金が、国が6分の4、県が6分の1、市町村が6分の1となっているところでございます。（1番議員「助役、もう一度、1番目の非被用者児童手当、何ぼと何ぼとやったかな。」）国が6分の4、県が6分の1、市町村が6分の1となっております。（1番議員「154万8,000円の分やで。一番初めに率言うたのは、こんな数字じゃなかったやん、今。」）被用者児童手当交付金ですか。（1番議員「負担金の、国が何ぼ。」）10分の2。（1番議員「10分の2、はい。」）県が10分の0.5、市町村が10分の0.5。（1番議員「10分の2やろ。10分の9と10分の1と10分の1と違うにやな。国が10分の9で、県が10分の1で、町が10分の1じゃないのか。」）ええそう、10分の0.5、10分の0.5ですけど。ええ、ええ。（1番議員「0.5というのは何。」）20分の1ということですか。（1番議員「10分の9やろ、県が10分の1やろ。」）（「10分の0.5。」）（1番議員「0.5。」）（「1の半分。」）（1番議員「ああそうかそうか。0.5やな。0.5やな。10の、わかったわかった。」）事業主負担が10分の7ということで、これは国庫へ入って、国から10分の9が市町村へ入ると、こういう勘定ですね、はい。（1番議員「ようわかったわかった。」）

それから、25ページのいわゆる介護保険に係るこの問題でございますが、この問題につきましては、介護保険者機能強化特別対策給付金といたしまして、介護給付費適正化事業に関する造作、環境分構築分ということで、パソコンを購入するところでございます。それは、国保連合会と保険者がスムーズに仕事をできるよう、奈良県統一して同一のパソコンを購入するところでございます。

それから、次世代育成支援対策推進法でございますが、これは政府として、子供を産み育てやすい環境の整備に向け、官民一体の取り組みを強化するという方針のもとでできた法律でございますが、少子化対策基本法も施行されて、できておりますが、これは少子化対策基本法を総合的な取り組みの姿勢、基礎が築かれて、次世代育成支援対策法によって地方自治体、企業の推進体制が整備されるというところでございますが。広陵町としても、これはど

うしてもすべきものでございますし、このことによってどのような効果があるか。これは、政府も考えているように、広陵町としても少子化の傾向は避けられない状況になっております。いろんなことを模索し、研究し、調査してこの行動計画を作成してまいりたいと、このように考えているところでございます。

漏れてますか。（1番議員「41万2,000円と41万7,000円との差というのは、5,000円の差は何ですかと。」）（「減ったりふえたりしてるのはどういうことか。」）ああ、なるほどなるほど。はいはい、わかりました。わかりました、わかりました、はいはい。

議 長 答弁、そんでよろしいですか。（助役「はい、済んません。」） 助役！

よろしいの。 1番議員！

1番議員 いわゆる、その前に児童手当の上限の人数、後で次のときで結構ですが。

いわゆる次世代の育成支援対策事業委託料、いろいろ国の方からの内容については、保育サービス、居宅における児童の養育を支援する事業、それから保育所等において児童の養育を支援する事業、それから保護者からの相談に応じ、情報の提供及び助言を行う事業と。これから国への報告内容は、このようになってるわけでありまして。やはりいわゆる、こうしてお答えの中にもなかったかなあと。一般財源まで使うて、緊急性がこうしてあるのかどうか。それを、今助役の方からは、それなりの町にとってはこのようなアンケートをやって、どういう成果を期待するのかということ少しは答えはあったわけでありましてけれども。こうした大変難しいこうした世の中になってきているわけで、せっかくこうした予算をつけて、よっぽど成果がなかったら、今までからいろんなところでこういうアンケート調査はやられてきたのではない、同じようなやり方をされているのではないかと思っておりますけれども。

やはりこの次世代育成支援対策推進法の概要を読んでも、やはり基本理念、次世代育成支援対策は、保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識のもとに、家庭その他の場において子育ての意義についての理解が深められ、かつ子育てに伴う喜びが実感されるよう配慮して行わなければならないこととすると。それから、行動計画を見ましても、行動計画策定指針基本理念にのっとり、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定するに当たって、しかるべき指針を策定することと。それから、地方公共団体の行動計画については、市町村及び都道府県は、1、行動計画策定指針に即して地域における子育ての支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育ての家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等について目標達成のために講ずる措置の内容等を記載した行動計画を作成

することと、こういうふうになるこうしてあるわけでありますので、せっかくこうした予算取りし、そしてこうした各家庭、2,600人の方々にこうしたアンケート調査をされるわけですから、ぜひとも国にこうした報告するだけじゃなくして、やはりそれを地域に即した成果を期待したいなあと思っておりますので、どうか教育委員会とも頭を合わせながら、連携を取りながら、しっかりとこうしたことをやらしていただければなあと思っております。

また、後の方でもまた一般質問等々でも、こうした内容のことも含めて質問が私もさせていただきますし、また他の議員もあるかと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

議 長 助役！

助 役 先ほど26ページに扶助費の中で児童手当で増減がなぜあるのかと、こういうご質問を回答をせずに終わりましたので、この場で回答をさせていただきます。

これにつきましては、今年日本郵政公社法によって、いわゆる公社職員は被用者、今までは公務員扱いであったわけですが、被用者扱いという形になったわけでございます。そういうところから、住所地の市町村長から児童手当が支給されるという制度に変わったところがございます。

公社職員の状況につきましては、本年4月から来年3月までの見込みで18人がおられるわけでございます。この予算要求の中には、この18人分が入っているわけでございます。それ以外に、公団入居が進んでおりますので、いわゆる児童手当の受給者数がふえたわけでございます。それから、特例給付につきましては、いわゆる所得減の方が現在ふえまして、減っていると、こういうところがございます。一応、概要としてはそういうことでございます。

ちなみに、18人という方、公団の18人分でございますが、これは被用者児童手当の中で308人中、いわゆる308人というのは延べ人員でございますが、8人で、いわゆる延べ12カ月ですので、96人で48万円となっております。それから、特例給付でマイナス30人でございますが、これは公団5人で延べ60人分で30万円が入っているところがございます。それから、被用者就学前特例給付、これは75人おられまして、いわゆる公団の関係で5人で、延べ12カ月で60人で30万円が入っていると、このようになっております。

議 長 ほかに質問ございませんか。 4番議員！

4番議員 歳出歳入と同じところ、もちろん同じなんですけれども、先ほどの被用者、いわゆ

る児童手当のところですけども、この児童手当の部分で所得制限が強化されてきたわけなんですけれども、それのところ、これは先ほどから出た、いわゆる所得減の方がふえているという状況は、どういう形で把握されるのか。これは、前年度の内容なのか、それともいわゆる構成決定された後の内容なのか、この把握の仕方と所得制限の流れについて説明をしておいていただきたいというふうに思うんです。

それと、先ほどから公団、公団という形で言ってるのは、結局は真美ヶ丘での入居者の数だと思うんですが。結局、これはさかのぼって支給ということになっている勘定、12カ月という勘定をされているので、さかのぼってというようになってるわけなんですけども、これは入居後における内容が普通ではないかと思うんですが、その点の説明を少ししておいていただきたいというふうに思います。

それから、介護保険の強化対策給付金というのは、これは国によって給付が強化されているということですが、この基準というのは、県ではいわゆる国保連合会との流れをスムーズにするためにパソコンを置いたと。そして、一般会計でいわゆるソフトですか、ソフトを購入するという、通信運搬費のところ、10万円見ておられるわけなんですけども、こういうような内容というのはどんな中身なのか、もう少しちょっと教えておいていただきたいと思うんです。パソコンにかかわるいわゆる問題ですんで、ちょっと教えておいていただきたいと思います。

それから、給食施設の空調関係の補助金が3,052万円出てるわけなんですけども、これは補助要綱は、結局給食施設の場合、どういう形で補助が出るのか。補助が出る場合、もっと具体的に言えば、給食の中身を変えていくという場合にもつながっていきますので、補助金の基準について教えていただきたいというふうに思います。

それと、次世代推進法、これは一般質問もするわけですけども、この委託料のアンケートの中身が重要だと思うんですけども、アンケートの中身についてはどういう形で処理されるのか。検討委員会謝礼という形であるわけですけども、これはどういう方々を対象にされ検討委員会を設置されるのか、そういうようなところの部分も教えていただきたいというふうに思うんです。

それと、このアンケートですか、4,300人から2,600人を抽出した形で行われるわけですけども、この作業はどういう形で行われるのかというのを聞いておきたいと思います。

それから、不法投棄の問題ですけども、これは硫酸ピッチちゅうのを、最近もテレビ、

新聞等で大きな話題になってるわけなんですけど、この不法投棄者の特定作業というのは困難きわまるということなんですけれども、この状況はどういう形で把握され、その原因者の特定に対してどのような努力をされたのか、その点についてもお伺いをしたいと思います。

あと、給食のところの、1人、給食婦さんが病気、病欠ということですが、いわゆる給食婦さんの補給の場合、契約で当初から契約されて待機者というのが今までにはおられたんですけれども、こういう場合についての補充する場合、即待機者の方を活用できるということになってるのか、それとも給食婦さんのそういう募集とかいうのは絶えずやっていると状態なのか、聞いておきたいというように思います。

それから、学校生き生きプランですけども、これは今までの流れの中で、新しく真美中に設置ということですが、この状況把握というのはどういう形で行われているのか、学校全体の問題にかかわってくる内容も含まれているわけなんですので、いわゆる雇用促進という形での活用というだけにとどまらない問題があるんじゃないかと思いますので、きちんとした町の教育の中でこういうサポート体制を確立するという点での認識は持っておられるのか、そういう内容も聞いておきたいというように思います。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 不法投棄の件につきましてお答えいたします。

7月の29日に広瀬地内におきまして、道路上に投棄されたわけでございます。議員おっしゃっておりますように硫酸ピッチ、これは確定したものではありませんが、この7月29日に本町に、奈良県内で多分初めてだったと思うんですが、その後におきまして県内の至るところでこのような物質が不法投棄されたということで、非常に警察におきましても捜査を重点的にされたということで、本町のこの場合はまだ警察はこの物品を持って帰っておりますが、正式に硫酸ピッチであるかどうかということは疑わしいというような内容で返答をいただいておりますが、恐らくそれには間違いないだろうということでございました。

不法投棄者の逮捕とかいうものは、最近になって新聞には出ておりますが、本町での不法投棄されたものはいまだにわかっておりませんが、その7月29日当時は夕方から雨が降りまして、この物質が、両サイドにございます農地に浸入、流れ込む場合がありますので、即撤去ということで、そういう作業をやったわけございまして。町の対応といたしましても、何分にも初めてでございましたので、非常に異臭がしておりましたので危険性があるだろうということをお早くキャッチいたしましたので、警察に即連絡し、警察自体もこのような物品が県内で初めてだと、これから化学的に調べていこうという内容でこれに対応したわけござ

ございます。以上でございます。

議 長 助役！

助 役 児童手当のことで、公団入居は真美ヶ丘ニュータウン入居というところでございますが、いわゆる4月から3月までということで、おっしゃるとおり、そういうことではございません。そういう方もおられますし、順次入居されているわけでございます。だから、厳密に人数が確定している数字ではございませんので、その点よろしくご理解のほどをお願いいたします。今、馬見中の方でどんどん入居が進んでいる状況でございます。

それから、いわゆる児童手当の所得制限ということでご質問がございましたが、ここで15年度の所得制限限度額ということで、所得制限限度額が扶養家族が何もない場合は301万円、あるいは5人の場合は491万円と、それからまた厚生年金などの加入者の場合、特例により以下の限度額が適用されますと、扶養親族がない場合460万円で、5人の場合650万円と。そういうことで、いわゆる特例給付で高所得者を拾っているところでございます。特例給付がオーバーするという方は、年間二、三人であるというふうに聞いているところでございます。

それから、検討委員会、どのような今年度、次世代育成支援事業の検討委員会をどのようにするかというご質問でございますが、現在考えております案は、メンバーとして、議会代表、青少年健全育成協議会代表、民生児童委員代表、医師会代表、高田警察代表、四ツ葉会、これは保育園の代表でございます、それから校園長会代表、小学校、幼稚園を含むところでございます、それから教育委員会、健康福祉部等の担当部課長をメンバーに考えているところでございます。

それから、アンケートの内容をどのようにするかというご質問でございますが、基本的事項はいわゆる児童の年齢、子供の数、両親の状況、世帯構成と人数、子供の世話を頼める親族、知人の有無、居住地区というところでございます。利用している保育サービス、また定期的な保育サービスの量的ニーズとか、あるいはその他預かり、どのように子供を預かっているか、病気のときあるいは一時保育とか、その他のことを、それ以外にいろいろな項目をございますが、一応広陵町方式でやっていきたいと、このように考えているところでございます。

議 長 教育長代理！

教育長職務代理者 まず、順番にご説明を申し上げてまいります。

学校給食施設整備費補助金の件に関しましてでございますが、補助率は3分の1、学校給

食設備費補助金として国庫補助を受けるものでございます。これは、当初予算の作成時におきまして補助申請をいたしておりましたが、補助金が確定しておりませんでしたので、確定した現時点におきまして歳入を補正予算として受け入れさせていただくというものでございます。

次に、給食調理員が病欠で休職となり、補充として急遽パート職員を配置した件に関しましてでございますが、パート職員につきましては事前に予備登録という形でストックとして持っております。この登録職員の状況がなくなりました時点におきまして、遅滞なく随時募集を行っていくという方法をとっております。

続きまして、生き生きプランの件でございますが、生き生きプランにつきましては、臨時地域雇用特別交付金事業の一環として、各小学校に支援スタッフとして配置するわけでございます。これにつきましては、14年度から16年度までの事業で、15年度分として2校の要請をしておりましたが、結果、県の方から追加配分という形で、2校の当初予定の申請が、配置決定4校という形で配置決定をいただきましたので、これの増額分を今回補正させていただくということでございます。以上でございます。

議 長 4番議員！

4番議員 この次世代育成対策ですけれども、これは推進法ができて行動計画をつくるというようになったわけなんですけれども。このアンケートは、その行動計画に活用するという意味でアンケートされるということですが、こういうことをやる場合、先ほどの検討委員会のメンバーでいうと、各種関係する団体の方々ですけれども、いわゆる住民参加の形での具体的な行動指針というのが必要だと思うんですが、今の場合でしたら結局は役所の考え方がそのままになるということになってくるわけで、広陵町のいわゆる基本計画等で示されている住民参加あるいはまた公募によるそういう検討委員会の設置などを、踏み込んで絶えずそういう問題が検討される必要があろうと思うんですけれども、この検討委員会では、先ほどの内容からいうと全く従来型になっているわけなんです、その点改めていただくというようにはならないのかどうか、お聞きしておきたいと思います。

それから、先ほど児童手当のところでの所得把握ですけれども、これは先ほど出てきているものでは、所得減の方がふえているというようにおっしゃってるわけなんです、これはどういう形での把握をされて、何人ぐらいがこの対象になっているのか。何人ぐらいちゅうのは、いわゆる予算上予想された数字とはどれぐらいなのかというのを聞いておきたいと思うんです。

それと、先ほど生き生きプランの問題ちゅうのは、恒常的に広陵町においてそういう内容を設置していくという考えあるのかなのかというのをちょっと抜けてました。

議 長 助役！

助 役 次世代育成支援対策推進法に係るご質問でございますが、このアンケート調査に伴う検討委員会を先ほど説明をさせていただきましたが、これはもともとこういう関係には、市町村、事業主、社会福祉関係者、教育関係者で構成するのが望ましいというところがございます。今後の問題につきましては、これはあくまでもニーズ調査でございます、アンケート調査でございます。それが1月に委員会を開き、いろいろ作成の会議を開いて、2月にはアンケート調査、いわゆるニーズ調査を実施して、3月で集計をすると、こういう計画でございます。これに基づいて、いろいろ行動計画を作成していく場合には、次世代育成支援対策地域協議会等をつくりまして、幅広く住民皆様方のご意見を集めて集約したいと、このように考えているところでございます。

それから、先ほど特例給付になった人が幾らかと。それは30人、マイナス30人というところでございます。

議 長 ほかに質問ございませんか。 教育長代理！

教育長職務代理者 ただいまの継続的な内容についてのご質問でございますが、この事業につきましては14年度から16年度までの事業として実施されているものでありまして、配置が終わりました時点で、学校支援スタッフとしての配置は終わりたいというふうに考えております。もともと教員を配置しているのではなしに、あくまでも支援スタッフというふうな考えでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。終わります。

議 長 ほかに。 5番議員！

5番議員 少しお聞きしたいんですけども。

36ページの級別職員数という形で一覧表出していただいておりますが、この級の、例えば1級なら平均年齢何歳、あるいは何歳から何歳までぐらいという形で、それぞれちょっと年齢構成を資料として総務委員会のときに出していただきたいと思っておりますので、その点が1つです。

それから、前後しますが、23ページのコミュニティー助成事業補助金の方で、これは萱野の公民館の健康器具の購入という説明をいただいたわけなんですけれども。それぞれの地域の公民館の備品についての負担をどのように、自治会負担と、それからこのような補助金という形で出てくる部分と、どのように備品について考えたらいいか、お聞かせいただき

たいと思います。

議 長 総務部長！

総務部長 北校区のコミュニティーに対する助成金250万円のことでございますが、これはあくまでも北校区の9ヶ大字が広域的な単位の学習の場として活用されているという観点からの補助金でございます。したがって、大字の公民館あるいは集会所というものについては、この中の補助金の対象からは入ってないと思います。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 先ほどの質問で、級別職員数ということでおっしゃった、36ページ見ていただいたら。（5番議員「年齢、年齢。」）級別の。（5番議員「例えば1級だったら平均年齢が24歳ぐらいとか、そういう形でそれぞれの級のバランスですね、年齢構成の、その点お聞きします。」）級別の年齢構成ということですね。ほんなら、委員会の方で資料をお渡しします。

議 長 ほかにありませんか。

（なしの声あり）

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。しばらく休憩いたします。

（A.M. 11：30 休憩）

（A.M. 11：45 再開）

議 長 それでは、休憩を解き再開いたします。

議 長 次に日程5番、議案第69号、平成15年度広陵町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程6番、議案第70号、平成15年度広陵町墓地事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 5番議員!

5番議員 永代使用料の返還の内容をご説明いただいたわけなんですけれども。跡継ぎの方がいないだとか、また転出だとかという形で、やむを得ない事情という場合が多々あると思うんです。そういう場合には、やはり大変返還金が減額されるということにつきましては、購入資金、使用料の最初に出す場合から比べますとかなり返還金が減るわけですから、4割でしたか、今ちょっと記憶にない、定かじゃないですけれども。だから、その辺につきましては大変お気の毒だなあというふうに思うんですけれども。また、そういう形で従前にもこれどうしようもないような状況の中で、やはり返還が少ないなど、少な過ぎるんじゃないかということは、住民の方からも何人もお聞きして、議会でも何回か指摘をさしていただいているんですけれども。こういう大変不況な中で、このようなやむを得ない状況の中で何十万円もやっぱり損失をするということについては、改善見直しをする時期ではないかなと思うんです。

もうかなり、そして墓地の方も成熟してきまして、あと空き地の部分についてまだまだあるのはあるんですけども、落ちついてきている状況が一方ではあろうかと思しますので、見直しを検討いただきたいんですけれども、その点について、例えば名義だけ、状況の内容によってやむを得ない場合は名義だけ変えるという形で、名義変換の手数料だけで済ませるとかいう形は王寺の方でもやっていますから、一度再度ご検討いただきたいんですが、どうでしょうか。

議 長 住民生活部長!

住民生活部長 参考のご意見といたしまして、今後検討の時期になりましたら、十分反映できるかどうかわかりませんが、検討したいと思います。

議 長 ほか。 4番議員!

4番議員 わかった。1つだけ聞いときます。

永代使用という形での契約になっているわけなんですけれども、本来永代使用という場合は、お寺さんなりが今までの慣例上、そういう形でやってきたというのが本来であって、町が墓地開発し、あるいはした場合には、これは永代使用という、お寺の場合でしたら永代使用

という形で返還金ないとか、いろんなどこありますけれども、実際にそうでないところちゅうのは、本来的な契約からいうとおかしいというように思うんですけれども、そういうところちゅうのを根本的に変える必要があるのではないかというように思うんです。そうなってきたときに、他の寺社等が行うような返還慣例と違った考え方が出てくるのではないかと思うんですけれども、そういう点について検討、永代使用という概念自体の検討が必要じゃないかと思うんですが、その点どうですか。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 この文言につきましても、この墓地を販売する時点から永代使用料という内容で発売されておまして。先ほど松野議員にもお答えしたように、この文言がどうかということについても、また機会があれば検討いたしたいと思います。以上でございます。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程7番、議案第71号、平成15年度広陵町学校給食特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑に入ります。 5番議員！

5番議員 学校給食の補正予算なんですが、まず1つは、調理員さんなんですが、今の調理員さんの配置状況、職員さんが何人、パートの職員さんが何人ということで、各学校区ごとにちょっと教えてほしいんですが。

それと、大体調理士さん1人あたりに何食というめどで配置いただいているのか、この点についてもお聞きをしたいと思います。

それから、栄養士さんの配置について、今2名と思うんですけれども、どのような基準でお考えいただいているのかということ。

それから、残飯の方はどのような、どの程度の量出るのか、またどのような場合に多いのか、残飯の原因といいますか、どのように評価というか、お考えいただいているのか、なぜ残飯が出るのかという点ですね。以上、お願いしたいと思います。

議 長 教育長代理！

教育長職務代理者 ただいまご質問いただきました内容、詳しい資料を現在持ち合わせておりませんので、委員会でご答弁させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。調理員の詳しい人数、職員、パートの種類をきっちりと精査いたしまして、ご報告させていただきます。（5番議員「残飯の分については。」）はい、それも。（5番議員「それも、わかった。」）

議 長 4番議員！

4番議員 剰余金が44万4,000円、賄いに入れることになるんですけども、例えば県の給食会からの買っている費用と、賄いの場合のいわゆる野菜等以外についての契約は出してもらってるわけなんですけど、県給食会からの契約金額というのは詳細を教えてくださいというふうに思います。

それから、今現在給食に関して、年間のいわゆる賄いのうちの野菜等についての使用について資料が出てくるわけなんですけど、それをまとめておられるのかどうか、その点についてお聞きしたいと思います。

議 長 教育長代理！

教育長職務代理者 県の給食会の方から調達をいたしております給食賄い材料につきまして、その単価についての状況は、一応取り扱い注意ということで指示をいただいておりますので、内容等につきましては一たん協議をさせていただく時間をいただきたいと思います。（4番議員「金額全体では。」）総トータルの金額は、私今持ち合わせておりません。単価的なものにつきましては、一応取り扱い注意ということで指導をいただいておりますので、ただいま申し上げましたように、協議する時間をいただきたいと思います。

それから、年間の野菜などの使用量、集計はしております。以上でございます。

議 長 4番議員！

4番議員 そしたら、集計のいわゆる途中ではなくって、例えば全体として年間、ニンジンだったら幾ら、必要というのはもうきちんと、学校ごとにはそこまでは見てるんですけども、それから以降の集計、もうできたということですね。そしたら、資料をとにかく資料を出していただきたいと思いますというふうに思いますので、その点再度確認したいと思います。

それから、単価についての取り扱い注意という点は初めて聞いたんですが、いわゆるそういうような秘密扱いというような形での単価というのが存在すること自体びっくりしてるんですが、その点についてどういう認識を持っておられるのか、聞いておきたいと思います。

議 長 教育長代理！

教育長職務代理者 全く秘密にするという意味での取り扱い注意ではないというふうにご理解をいただきたいんです。これは幾らですよと、この幾らで流通しますよということでの取り扱い注意じゃなしに、全般的な内容、いろんなものを含まれておりますので、ただいま申し上げておりますように、内容的な協議をする時間をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。（4番議員「資料については。」）資料につきましては、一応材料ごとの集計はできていると私認識しておりますが、一応できておりましたならば、資料としてお出しさしていただきます。

議 長 5番議員！

5番議員 学校給食会についてなんですけれども、全国的にお米とかパンとか小麦ですね、パンとか、いろいろ地場産品を利用する地域が拡大してきている中で、規制緩和の一環の中で、学校給食会から今までかなり、米は学校給食会を通じて買わなければいけないとか、牛乳は学校給食会通じなきゃいけないとかあったと思うんですが、それが緩和されたということを知っているんですけれども、その内容についてご存じだったら説明をしておいていただきたいんですが。

議 長 教育長代理！

教育長職務代理者 現在、私の把握しております内容におきましては、米は奈良県内産を学校給食会の方を通じて購入しております。それから、パンにつきましても、生産業者、河合町にございますけれども、その業者から直接入っております。以上でございます。

議 長 ほかにありませんか。

（なしの声あり）

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程8番、議案第72号、葛城広域行政事務組合規約の変更についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。しばらく休憩いたします。

(A.M. 11:59 休憩)

(P.M. 1:17 再開)

議 長 休憩を解き再開します。

議 長 日程第9、これより一般質問を行います。

発言の通告書がございますので、これにより発言をしていただきます。なお、議事進行の都合上、質問の要旨は簡単に、また答弁は的確にお願いいたします。質問の回数は、会議規則により3回以内とさせていただきます。また、さきの申し合わせにありましたように、1回目の質問は今までと同様ですが、2回目以降複数の質問事項があるときは、質問通告書の順序により議席で一問一答方式によることといたします。なお、次の質問事項に移った場合は、前の事項に戻ることはできないので、よろしくお願いいたします。

まず、坂口君の発言を許します。

12番議員 さて、今回また一般質問開始させていただきます。

今回の一般質問、大きく重要な点ということで4つに絞ってございます。今まさにこれから町政がどういうふうに進んでいくのか、あるいは住民から見た町の運営はどういうふうになってくのか、また議員から見てもこの問題は避けて通ることはできない、この議員は一体何を考えているのか、こういうことを取り上げまして、今回4つの大事な点について絞ってあります。

さて第1番、私、地元南3丁目、最寄り清掃センターでございます。清掃センター議員と、こういうことで私初当選以来、現在の清掃センターについていろいろ取り組んできたところでございます。現在、清掃センター、おかげさまでもちまして平成17年6月末でいよいよ終わりですと。非常にこれについては、今まで長い間議員諸公の皆様方も協力していただきました。なかなかこれでこういう問題については、一人が何ぼ気張って、私がやりましたと言うても、そんなうそなんですね。みんなの賛同を得ないと、これはじゃあ今の清掃センター閉じて、次の新しいとこ持っていこう、こんなことできるはずはないですね。一人

じゃできないんですね。やはり皆様方の温かい理解があって、そして町当局もそれに動かされて、うんやっぱり今回で17年6月で終わりだということでもって、めでたく現清掃センターの操業停止が決まったところでございます。

さてそこで、私ことしの3月議会からも同じことを言ってるんで、今まで同じ言ってるんですが、新清掃センター計画、これ長々長々といろんな問題がありました。しかし、既にことしの3月に大分おくれそうである、こんなんおくれたら困るがな、私何回もよう言うてたんです、言うてたと思います。こんな長い工程書いたり、今の清掃センターがストップしたときに新しいのが動く、これが一番理想的ですよと、いろいろ言ってたんですが、現実問題としてもうそれは期待できない。新清掃センターの着工が今おくれにしております。早く取り戻さなあかんんですが、おくれるにおくれて。

ここで一つ、地元の南3丁目、私も住んでますからようわかるんですが、非常なちょっと不安感が出てきたというところが現状でございます。何の不安感、私もここいろいろいろいろ考えて、私は現清掃センターの議員ですからね、現清掃センターからちゃんと約束どおり店を閉めてまうと、こういうふうにすることを全力まず第一に取り組まないかん、これは当たり前のことです。そして、今の清掃センターが公害のない安心して住めるような施設にしてもらわないかん。まだまだ運転しますからね、当然のことでございます。これでもって取り組んでいるんですが、やややはりちょっと不安定、不安が出てきております。

現清掃センターは、平成17年6月をもって閉鎖、店閉じますよと、閉鎖しますよと、終わりですよと、こういうことになって、それ以後じゃあ一体ごみどこで燃やすのと、これもいろいろ議論があつたんですが、町長以下、ちゃんと他所でそれは処理さしたい、ちゃんと平成17年6月になつたらぴたっと燃やすのをやめる、こういうのをちょっといろんな方針、所信なども伺っております。それは一つ安心かなあということで、安心してるところでございます。

しかし、この清掃センター業務ちゅうのは、ごみの行政ちゅうのは、これ燃やす、1つは燃やすこともごみの行政なんです、それだけがごみ行政ではないんです。私は、そう簡単に果たしてあこをちゃんと正面の扉がかぎかけて閉まるんかなあという一つの心配点を持っております。どのようなこと心配持つてんにやと、こういうことなんです。

まず、広陵町以外で他所で焼却しよう、燃やそうと、こういうことにまあ持っていきたいということなので、非常に心強く安心してんですが、ごみの行政は、まず集める、そしてはかる、そして燃やす、ほんでその後の灰の処理をする、後は働く職員の体制はどうする、こ

れ非常に広い範囲のごみ行政、一環として一つのサイクルで流れております。

私心配するのは、パッカー車たくさん出入りしております。あのパッカー車、平成17年7月1日以降、一体どこに行っちゃうのかと。6月の30日、はい終わりですよ、じゃあ門閉めて、もうかぎかけてしましましょうと、こうなったとしたら、7月1日以降、あのごみのパッカー車、どこへ持っていくんやということなんですね。あのごみのパッカー車も、ひとついろいろ勉強してきますと非常に難しい問題あるんです。毎日収集行って、必ずその日の日に、BOD高いですから洗わなあかんですね。洗車するんですが、あれ物すごBOD高いですから、普通の洗車で下水ほかすんじゃない、ちゃんと水処理しやなあかんですね、1つ。

もう一つ、ごみのパッカー車は非常に、まあいわゆる特装車両ですから修繕いろいろありますね。また、なれてる人しか使えないと。我々がパッカー車乗って、ごみちょっと集めましょうかちゅうてもなかなかできない、なれた人しかできない。あのパッカー車、7月1日以降は一体どこでちゃんと保守管理、後の清掃までなされるのか。あくまでも収集は本町が行うんですね。集めてきたらトラックスケールで当然重量をはかるんですが、これ行きと帰りで重量はかるようになってるんですが、このようなものはどこで、カンカンでトラックスケールちゅうんですが、このようなことは一体どこでなされるのか、それがまずですね。

あるいは、中に働く職員さん、夏なんか見たら、夏のごみの集め大変、袋が破れて、手とかこんな汚水つくように言うてました。においがつくから、必ず終わったらふろに入って、おふろに入って汚れを、家でふろ入ったらごつつうにおい移りますから、職員のふろもあこで入る。

そのほか、いろいろあります。粗大ごみ、大きな粗大ごみ出します。あの中でばりばりと砕いて、粗大ごみをちゃんと破碎して処理する、このような設備もついてございます。

そのほかにもいろいろあります。あこの焼却炉がとまったとしても、それ以外の作業が大分、非常にたくさんある、このような状態であります。ところが、現在皆新清掃施設の方に皆目が行っている。それは無理もないんですが、もう新しい方でもう頭いっぱいやと。担当部門も、もうその新しいとこの交渉交渉交渉、連日連夜の交渉、非常に地元の説明会とかいうのは非常に力を注がれまして、新施設の方に目が行ってしまっております。目が行ってしまって大変と。ところが、私は清掃センターをトータル的に考えなくてはいけないんです。新清掃センターも考えながら、旧清掃センターは現清掃センターですね、これを理想的な形で軟着陸させて、決められた日にきちっとその約束が履行される、このようなことを見守っ

ていかないけません。

また、これはこの問題もことしの3月にちょっと言わしてもらったんですが、なかなかほかの議員は次の清掃センターのことで頭いっぱい、やっぱり今の現清掃センターもこういう問題があるんですよと、こういうことも考えていただきたい、当局にもちゃんと言うて、こういうことが問題出てくるんですよ。ここで町長、ごみは7月以降はちゃんとよそへ持って行って燃やしますと、ここまでは話し聞いてんですね。ああ非常によかったよかったと、こういうことなんです、いざ具体的な施策、具体的な策になると、このような不安な点が、ちょっと考えただけでもこのような不安な点が出てまいります。この点について、私も地元から出て、清掃センターできたときは非常に大変なことだったんですが、そういうことで、おかげさまで6月末もってということになっておりますので、この辺についてもそろそろ本格的に取り組んでいかなあかんのちゃうかと。予算がつけることあったら、つけていかなあかんのちゃうかと。具体的な計画もやっぱり進めていかなあかんのちゃうか、このようなことが考えられます。はい、これについて町長の考えはいかに。これは連続してますので、3月以降も同じようなこともちょっとちょっと聞いておりますので、これについてはいかにということで、具体的にお話ししたいと思います。

2番目、いよいよ新清掃センター、今いろいろな処理方式、出ておられますね。専門家の先生とか、これが望ましいのではないだろうか、このような話も出たことがあります。私は、その方式は何で一番最初考えないかんならん、こう考えると、やっぱりずっと清掃センターのあるところで暮らしておられますと、処理方式については、まず住民の健康、安全、これは安全ということは命ちゅうことなんですけど、安全を守るのが第一で、これで選ばないかと。第2番目が、例えばこれは故障多いとかね、こんなん不安やからと、いろいろ問題出てくる。今も、普通ならオーソドックスな焼却を、ストーカー炉というんですけどね、これやったら一番、もう実例もありますしね、安心するのはこんなん当たり前の話なんですよ。

しかし、私の考えは、ちょっと選ぶポイントはちょっと違うんですわ。新清掃センターは、住民の健康と安全を守るので、これを第一視点として考えたい。だから、私今までも言うんですが、清掃センターというのは、そこに住む人、住民の意見を第一としなさい、これなら受け入れるであろうと、意見を第一としなさい。いつも言ってることです。その視点で方式を選ぶべきであるということですが、町長お考えはいかがということ。これは、やはり長年、私も20年近く清掃センターのところで住んでる住民として、もう毎日身をもって体験してることでございます。

過日に恵那市行ってきたんですよ、恵那市。これ恵那市なんやと、こういうことなんです、恵那市では、今話題のRDFプラス炭化と、これ動いておりました。もう既に動かしてんですね。向こうの所長さん、私2回行ってらるんですけどね、恵那市へ。最初は動く前と、2回目は動いてるとこと、こういうことを行ってます。聞くのは、何で、普通なら建てかえちゃうた場合、古い炉を新しいのを建てかえる。幾らでも、日本の中ではケースがあるんですわ。なぜ、普通ならオーソドックスな標準方式、焼却方針、ストーカ炉なんです、これが一番長いんです、戦前からありますんで、形式は。非常に技術が蓄積されてると、こういうことで非常に安心できる、小型炉についてはですね、非常にオーソドックスなやり方としてはストーカー方式、焼却炉方式を選ぶのはこれは普通なんですわ。日本全国、どこもそうなんですよ。何でこんな未知のRDFプラス炭化と。最初聞きに行ったときは、炭化ちゅうのは余りなかったですね。RDF、これも未知の世界と、こういうことなんです。

何でそんなのんやったんやと、忌憚のない意見聞かしてと言うて聞いてきました。それは、恵那市でも古い炉があります。その炉は、いわゆる焼却方式。まあ煙突からすごい煙出てるんですね。もくもくと出てきてると。それは、いろいろ公害対策の機械つけてあるんですよ。今の3丁目かて、公害対策の機械ついてんですよ。だけど、一遍ちょっと晩見に来てください。きょうの朝でもわかりますね。煙突からぶあつと。晩の10時か11時を、私ちゃんと見てるんですよ。見てるから言えるのや。ふわあつと。ちよつときのうきょう風がないんですわ。ふわあつと、3丁目の方へうわあつとこうおりてくると。こういう、いやそれはちゃんと公害を除去された後の排ガスですからね、まあ安心であろうかと、こういうなことになってんですが。

何でRDFプラス炭化になったんやと聞いたんですよ。それは、地元住民は旧炉の、旧式のあれは焼却方式、煙突から煙が大量に出る、排ガスに非常に長い間迷惑かけられた。こんなもん我慢でけへんと。今までの焼却方式では、これはもう絶対認めないと。そこもそこで建てかえるということなんですがね、建てかえさせてと言うたんですが、今まででもえらい迷惑かけられたと、そんな方式ではもう認められないよと、強い反対があった。もうそのままでは、もうこれは建てかえでけへんというふうなことで。それではということで、新しい方式なんですがね、処理方式に、非常に苦労があると思います。新しい方式、何せ未知の世界ですからね、いっぱいこう問題があると思います。それで、このRDF方式、このようになりましたと。今までどおりは認めないと、地元の強い反対があったんやと。判こ押してくれない、協定結ばれない、こういうふうなしんどいところがありました。

この話を聞きまして、何かこれは何か今の広陵町によう似てるなあという感じがしてるんですわ。というのは、私もご存じ、あちこち予定地見に行ったり回ったりはしてるんですよ。今のところは、何にも焼却炉ないから、皆南3丁目を見てるんですね。住宅の中、ごっつい煙突ですよ。みささぎ台から中和幹線びゅうっと行ったら、すぐ目の前に見えますわ。びっくりするような煙突あってんですよ。ええ、あっからあんなん煙出た。遠くの場合は、これは別にあんまり感じないんですわ。だけど、実際そんなもん目の前に来たらどうなのかなと、非常に不安がある。これはもうやはり、私3丁目に住んでるから十分理解できる話なんですわ。

そういうこと、いろいろ3丁目は自治会もアンケートとって、被害教えてください、いろいろアンケートとっております。いろんなアンケートの内容、見に来たらこんなに積んでますよ、アンケート。いろいろ、私もちょっと自治会やったときいろいろやったんですけどね。例えば、洗濯物が汚れる、ベランダにタールが落ちる、カキの葉っぱが真っ黒になる、3丁目の住民の血液中のダイオキシンの検査が必要なんではないか、いやこういうのちゃんとか書いてあるんですよ、アンケートにね。それはやっぱりダイオキシンというのは心配やと、こういうふうなこともありましてね。そういうのは、こういうふうないろんなアンケートもとって、そういうことがやっぱり非常に心配であるということであるので。

ところが、あこに住んで、もともとから清掃センターがあるてわかって来たんじゃないのかと、こういうなこともいわゆるまあ当然当たり前の話で、私もちょっと見に来て、ああちょっと土地安いなあと、こういうなことで土地買ったんですわ。ちゃんとあると知って来たんですよ。それから、これはやはり清掃センター、これはあるんだから、絶対ごみ処理必要なんだから、まずは分別をなさい。今まで広陵、今まではポリも何も一緒に燃やしてたんです。まだ香芝かて一緒に燃やしてますよ、ポリだの何かのパッケージやらそれへ入れて、一緒に燃やしてますわ。広陵はちゃんと分別しますわ。そのほか、リサイクル団体に補助出ささい。リサイクルして大きく分別しなさい。先ほど、赤い分別用のいい立派なカタログもできました。やはりそういうような意識の改革、意識づけと言うんですけどね、こういうのが必要でそういうことになってきたんですが。

3丁目の住民としては、非常に煙で今まで、私も何回も何回も電話してんですわ、清掃センターへ。まだ議員に出る前ですよ。20年前に来たんやから、すぐ電話したんだけど、それはもう洗濯物真っ黒けやで、わあっと言いに行ったことあるんですよ。電話で言うたりますねん。3丁目の住民であると。あんまり私がこうわあわあわあわあ言うからね、地元の人

が、そなん坂口さん、もう坂口さんが議会に出てちょっと言うて下さいよ。私がこの議員になったのは、この清掃センター問題が最初ですよ。（「風上の方におって。」）いやあ、そういう、やはり地元には清掃センターがあるということは、そこにある議員は非常に大変な苦勞される。今、当然山田議員も苦勞されるんですけどね、わかるんですけど、毎日寝てられへん。電話がじゃんじゃんかかってくる。地元からの突き上げはある。言っても言っても突き上げがある。その中で12年間、ずっと議会に通していただきまして、非常に大きな支持がないとこれできないんですよ。いや、本当なんです。地元には清掃センターが1個あるちゅうだけで、その対策に半分以上も時間とられてしまいますねん。きょうはまず清掃センター議員としての所信を言っただけですね。

こういうなことで、私はこの清掃センターについてはもう一番悩みを知っている議員であると、このように自負しているところでございます。そのために、私、次の予定地の方々にはストーカー方式ええですよとは、なかなかお勧めできないんですね。これは非常にしんどいんですけどね。お勧めしていないのでありますが、町長、ですからそのためにその視点で清掃センターの方式を選ぶべきであると思いますが、町長の考えはいかがでございましょう。いかにということでございます。やはり地元には清掃センター持ってるちゅう議員の口から、直接そのしんどさ、苦勞さ、その対応の仕方を聞いていただけたと思います。非常に私もしんどかったです。

さて3番目、新清掃センター、やはり心配なのは環境への影響の調査、この進みぐあいはどうかということでもあります。

過日、私も清掃センター予定地、ちゃんと見てきてんですよ。見てきました。南側には、4階建ての古寺の町営住宅あります。いや、今までも何回も見てる。ちゃんと4階まで上ってきたんですよ。東側には東部農村広場、あるいは農業の研修センター、こういうのもありますね。ほんで、東側には東部農村広場、研修センターがこれあるんです、予定地のちょうど川のところに。風を、その当時、風見ました。広陵町はどんな風向きを吹くか、ここが大切。広陵町は西風が吹く、西から風が吹いて、東へ煙が流れる、こういうふうな、非常に1年の半分ぐらひはこういう西風が吹くことですね。（「西風やいうて、そなん関係あらへん。」）東側に風が流れると、こういうことなんですね。この東側にある施設を見てもわかるんですけど、農村広場やとか農業研修センター、こういうのもあります。これはまさしく、本町の農産物の、これは生産の生命線になってんですよ。あこは、非常に優良ないろんな野菜つくろう、こういうなことになってんですけど。もしこの新清掃センターが、例えば煙の被

害、風評被害で言うんですけどね、これはテレビにもありました、非常に、所沢でも野菜の売れが落ちた、非常にそういう農産物をつくってる方のそういう心配ももう数知れません。風下のこの周辺が、風評被害に遭ったら取り返しがつかない。

過日、私も今治の地産地消、そこの場でつくったものを消費する、これは地産地消、新しい言葉ですね、地産地消という、こういうのを見てきました。学校給食を視察してきたところであります。もしも広陵町の地産地消、地元の野菜使え、地元の野菜使えと言うてても、もしそんな議員さん、ダイオキシンで被害遭ったら、これどないしまんねんと、こう言われたら、ああ私も、ううんそれはどうかなあと、こういうふうなことにやっぱり心配です。当局にはいつも言ってます。このように清掃センターだけじゃなくて、農産物の被害、あるいは学校給食にかける、与える影響まで、このようなものまで考慮して方式を選ばなくてはけません。非常に私もそう思いますね。

そのために、環境の影響の調査の進みぐあいはどうかというので、過日いろんな先生方の名簿ももらっております。評価委員ということで、工学博士、名誉教授の先生、いろんなカウンセラー、また地元からの代表も出ております。このようなのが出発したと聞いております。この辺の評価はどうなのかと。そして、今計画されているの、地元の人に聞くと、大きな煙突が建つと怖い。これはもう偽らざる心境ですよ。高さは、そんな家の何階というだけ、家の3倍も4倍も高い煙突建ちますから、遠くからでもすごく見えんですよ。3丁目は、たまたま家があるからちょっちょつと隠れてるけど、もし何もないとこ建ってみなさい、物すごく見えるんですね。今計画してるRDF、これはそんな大きな煙突が建つかどうか、どのように考えているのか、この辺についても心配なところであります。

当然、住宅の人は、目の前にそんなごっつい煙突が建ったらどないする。今はないからわからないんです、皆。ところが、いざ実際この煙突が建て出して、どんどんどんどん高さがなって目の前より高くなってくると、これはもう物すごびっくりしますよ。怖いぐらい高いですから。非常に怖がっております。当然、3丁目かて煙突あったら怖いかって、怖い言うんですけどね。公害対策の機器をつけると、こういうことなんです。この辺についてはどうでしょうか。調査の進みぐあいはどうでありましようかということについて。

以上、清掃センターについては、今の清掃センターの問題、2番目が新しい清掃センターの処理方式はいかにあるのか、3番目は環境に対する影響の調査はどうなのか、以上3つの大事な点に絞りまして、清掃センター関係ということで質問したいと思います。

そして4番目、これが本来私がやっております福祉の議員であると、こういうところから

出ております。

これまでに問題、今までにも何回もこういう話は出てきました。いろいろ聞きますわ。いや、そういうことの契約は何回もあって、話が出てつぶれて、話が出てつぶれてと、話が出てつぶれてと、いろいろな人のご苦勞もあったと思います。町内に、身体障害者のデイサービス、これはございません。町内では、既に老健施設とか、高齢者福祉に関する施設は大分出てきました。この間、先ほど大和園さんのあれも見学へ行かしてもらったところです。高齢者福祉の施設については、もう大分充実してきたところであります。

さて次は、この福祉と名前つくの、次何が残っているのか、ここが一つの大きな問題点があります。現在、町内には身体障害者や身体障害児、デイサービス、いわゆる昼間通所というんですけどね、昼間預かっていろいろ教育訓練、あるいは活動します。して、日中預かる施設なんてですが、それがないと。ないとなると、現状どういうふうなことで困っていくんやと、こういうことになってくるんですが。

一番問題の場合、これは養護学校とか各種学校休みになる、冬休み、夏休み、これは実は学校休みになるんですね。学校休みになってしまうと、また行くところがないと。もう一つは、養護学校まで行ってみますと、地域とのつながり、なかなか出てこない。あれは、地元小学校行ってる方もあるんですよ。地元の小学校行ってる方もあっても、夏休みの場合、冬休み、春休みの場合、これは非常に困ったなあということなんですね。そういうようなご相談も受けているところなんです。

この話は、今までも何回となく、いろんな団体の方がこんなんつくろうちゅう声は現実ありました。なかなかまたできないちゅうのも、これまた実態、そうなんですわ。なぜこういう、すぐぱっと、普通考えればどこでもあるようなことなんですわ、なぜできないかと、こういうこと考えるんですが。いろいろ検討のヒアリングをしておりますと、だんだんわかってくるのが、許認可はすべてこれ県が出すんですわ。「はい、よろしいですよ」とかね。許認可は県が出すんですよ。県の担当者、果たして広陵でそんなたくさんニーズあるんですかね。もう一つ、広陵でそんなつくってもちゃんと運営できるんですかね。もう一つ、広陵でそんなつくっても、ちゃんと広陵町が財政ちゃんと出すんですかね。難しいのは、この3つの問題なんです。なかなか県の役人は、あこに座ってて、じゃあ実態どうやちゅうたら、もう県下市町各四十何カ所言うてきますからね、そんな全部知ってるわけじゃないんですよ。これ表でわかるんですけどね。ほんまにそんななんか、香芝に行って、香芝であるから香芝行ったらどうでつかと、こういうことなんですね。香芝に身障のデイあります

がなど、こういうことになるんですが。いや、やはり広陵町も3万3,000人を超えた、4万人になるんです、4万人に。やはりこういうこともなかったら困る、こういうな考えでございませう。

果たして、ここで県のいろいろヒアリングを繰り返してだんだんわかってくることは、やはり地元から声出さんと、県は地元がやりたいちゅうたらやりますよ、ただし金出せへんと、こういう言い方です。ちゃんとそれなりのちゃんと規定が決まっていますね、こんなんするのにね。規定決まって、それなりの資格者がいて、それなりの施設がありやあ、ちゃんと認めますよと、こういうふうなことをちょっと聞いております、伺っております。

ということなので、いつまでもこれをほっておくわけではございません。これは、ぜひともひとつ住民グループでつくりたいんだと、こういうふうなことを考えて。ただし、ここが一つ問題出てくるんです。何ぼ、これ住民につくりませう、例えば土地どっかただで貸してくれました。建物もできました。となっても、県が、いやこんなん施設認められへんよちゅうたら、これはいわゆる措置費が出ないんですよ。これは非常に困りますねん。なぜかというたら、その許認可はすべて県が持っているということになってますので、十分なニーズがあるんか、運営できるんか、ちゃんと基準の施設はできるんか、この3つがそろわんと許可出せへんて、まあ当たり前の話なんですよ。この3つが、そのたんびに何回も話がありつづれ、話がありつづれ、話があり。一番いいのは、町が金出してくれたらいいんですよ。だけど、町はそんなお金ないのも、私知ってますね。お金ない。それつくったら、人も要る、昼。余裕ある資格持った人が要る、人。だから、そういうことも考えたら非常に大変な困難ですが、やはりそんないつまでもほっとかれへんで、ひとつ住民の力を合わせてしたいと思ひます。

このとき、県から町に対してヒアリングがあるんですが、ありますね。こんなん、果たして広陵町の状態はどうかなあと。やっぱり来年必要かなあと、このヒアリングがあります。そのとき、ちょっと実態として協力していく。これは、すべて県が何かを審査があった場合、かなり町に実態はどうかと聞いてきます。そのグループは、本当にそんなんやってんかいなあとか、ほんまにそんなんもんでできるんかいなと、こういういろいろな質問来ますので、その辺について問い合わせが来たときには協力を願いたいということでございませう。

町にお願いしてた、ことし最初6月からお願い、NPOによる80条輸送ちゅうの、ちょっと町に特区の申請お願いしてたんですが、やっとかさ国土交通省、国の方が、県から国に突き上げてんですけどね、国の方が来年4月1日から実施を予定してるという、取り扱いの方針の全容がこのほど明らかになって、いよいよ80条申請、いわゆる白ナンバーで一種免

許で普通使用車使ってちゃんと許可が出るちゅうことが、国の方で決まっております。早速資料焼いて、部長さんにお渡ししてそう聞きました。これもやはり、町が県から聞いたとき、やはりそんな必要ですよと、県は当然国に聞きますから、どうなんでしょうかね。国は、いやそんなそこだけ特別のつくるにはいろいろやっぱり理由が要るということなんです、やっこさ、やっぱり国もあちこちから突き上げがあるということで、全国統一のガイドラインというのを決めまして、4月1日より一種免許とセダン型車両を認めるなど、大幅に規制緩和した余波で、道路交通法第80条の「許可取得」について許可を与えると、こういうことで内容が決まったということになっております。

この内容は、一番大事なのは、実際これするとなったら、自治体による運営協議会つくれ、こういう話になってるんですよ。ここでまた自治体、いわゆる地方自治体が出てくるんですね。地方自治体が、何もお金出してくれて言うてんじゃなくても、そういうことに対して、よし協力していこうと、こういうことがあったら、県も許可を出しやすい。当然地元の意見聞けど、こういうことになってますからね。

そういうことで、おかげさまでその80条の方も国がやっこさ動いて、来年4月1日から一斉全国ガイドラインでスタートと、こういうふうなことが動いたところでございます。

ちなみに、奈良県内の、今営利で、いわゆるタクシー許可を申請している、介護タクシーと、こう言うんですけどね、ことしの平成3年の10月までで、いわゆる福祉タクシーちゅうんですけどね、奈良県では69件、103台が許可になったんですわ。これはすごいですよ。こんなもん、ゼロが103台。平成2年、去年の2月からことしの3年の10月まで、これ陸運局、近畿陸運局で運輸局ですが、69件、103台の許可出したと。10月、11月、12月、これまたどっと申請出てきております。これは営利法人、いわゆる企業の方から出ております。それに奈良県も、こういうのはやはり必要であろうと、国も必要であろうということで、どんどん認めてきたと。来年の4月以降は、いわゆるNPOの許可とったところがどっさり出てくると、このようなことになってくるところでございます。ということで、その場合、NPOの場合は自治体による運営を協議しなさい、運営の協議会開きなさい、こういうことでありますので、先ほどのデイサービスと同じく、町の方にも協力を願いたい。

ということで、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。 町長！

町長 坂口議員から4項目についてご質問をいただきました。

まず初めは、清掃センターの操業停止に向けての準備が必要であるかどうかというご質問

でございます。坂口議員は、現在操業しています地元議員として大変ご心配をいただいているところでございます。いろいろご提案をくださっていますことを感謝をしているところでございます。

新清掃施設の建設につきましては、議員各位にはご心労を煩わしております。予定地の地域並びに地権者、そして周辺地域の皆さん方のご理解を得るべく努力を重ね、一定の進捗を見ているところでございますが、用地取得、国、県との協議等、まだまだ手順を踏まなければなりません。現清掃センターの操業期限まで、新施設は完成しないことは既にご説明申し上げているところでございます。その対策につきましては、既に関係部においてはそれぞれ検討を進めております。対応策、諸経費等について早い時期に議会にお示しをし、ご協議を申し上げたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、和解条項にもありますように、新施設の進捗状況を現清掃センター地元自治会に対し説明を行う必要がありますので、状況を見きわめながら、近い時期に説明を申し上げ、ご指摘をいただきました具体的課題についてご協議を進めたいと思っているところでございます。

2番目でございます。新清掃センターの処理方式は住民の健康と安全を守るのが第一であると、その視点で方式を選ぶべきであるということをおっしゃっておられますが、町長の考えはどうかというご質問でございます。

答弁では、恵那市の状況についてご熱心にご研究をいただき、まことにありがとうございます。議員ご指摘のように、私も住民の皆さんの健康を基本にとらえて、安全で安心していただける処理方式を考えているものです。専門家の先生に参画願ひ、検討をいただきましたが、処理方式検討委員会からも、ご承知のとおり、ごみ燃料化方式は広陵町にとって適切であるとのご報告をいただきました。また、町としましても、参与、部長以上の幹部会において各方式を検討いたしました。三重県におけるRDF発電所貯蔵施設の事故のことも考え、先日の議会全員協議会でご説明申し上げましたとおり、RDF炭化処理方式がよいと判断したものでございます。地元議員として貴重な声を聞かせていただきまして、本当にありがとうございました。

3番目でございます。新清掃センター環境への影響調査、進捗状況をお尋ねでございます。

生活環境影響調査は、生活環境を守るという町の姿勢を示すとともに、新施設予定地の地元周辺大字の皆さんに安心していただくために、学識経験者、地元代表者、行政担当者を含む生活環境影響評価委員会を組織し、幅広い意見を聞きながら調査をさせていただいており

ます。調査内容は、施設予定地を中心に、風向や風速、天候を初め、周辺地域の大気質の状況、河川等の水質、土壌の状況、さらに臭気や騒音、振動について、年間を通じて適切な時期に調査をしているものです。春、夏、秋の調査は既に終了していますが、冬季の気象、大気質、水質などは1月から2月の間に実施する予定でございます。人の生活環境への影響を絶対出さないために、現在の環境状態を調査しているものであり、そこで得られた各種データを基礎として、新清掃施設の安全対策の根拠にいたしたいと考えております。

また、ご指摘いただいております、独立した巨大な煙突は必要ありませんが、排気筒程度の機能は考えております。建物の意匠につきましても、周辺地域の景観に配慮したものにしたいと思っております。施設を稼働しましてからも、環境項目について適宜調査することが大切であると認識しているものです。

また、市場関係者から高い評価を受けております広瀬、百済を初めとする周辺地域の農産物に対しては、風評被害を引き起こさないために、できる限り排ガス対策には力を入れ、各環境項目のデータについて常に情報を公表し、安心していただけるよう対応したいと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

4番目でございます。身体障害者、身体障害児のデイサービス施設の計画に対する町の姿勢をご質問をいただいております。

障害者並びに障害児を対象にした支援費制度が本年4月に導入され、以前の措置制度に比べ、サービス利用も順調に伸びてきております。しかし、サービス提供業者が町内には居宅支援の事業者として社会福祉協議会と在宅介護センター奈良の2業者のみで、近隣のサービス提供業者の利用がなされているのが現状であります。ご提案いただいておりますような町内での居宅支援サービス提供事業者の開設には、サービス利用者の利便等も考慮し、町も大いに歓迎、期待をするとともに、できる限り相談に応じ、支援させていただくことにしております。

以上、坂口議員にお答えといたします。

議 長 12番議員！

12番議員 まず1番、現清掃センター、これ協定を結んだときには、私もちゃんと行ってんですよ、裁判所行ってちゃんと、あっ今結んだら今から、その当時から考えたら新しい清掃センター、まあちょうどうまいこと間に合うんちゃうかなあと、平成17年6月に終わって、次のが平成17年7月1日、新しい清掃センターがオープンできるんちゃうかなあと、当時はそういうような感じでしたね。まだ時間あるなあ、4年ほどあるなあ、3年、4年あるな

あ、大丈夫かなあということでしたが、だんだんだんだん新清掃センターがおくれにおくれ
ておくれにおくれと。ほな、いよいよどうなんかなあ、こういうふうな、今まではちゃんと
約束守ってくれと、こういうことだけで納得してたんです。17年6月で終わりですよ、
そういうことで納得ができてたんですが、いざ今のように間が2年以上あいてしまう。多分
2年以上あいてしまうと思いますよ。そのことについて、やはり心配な点が地元から出てき
ましたので。先ほど町長の答弁いただきました。地元に対しては説明を行い、十分関係部門
と調査を行ってるということでもあります。その内容については、当然当局いろいろ資料つく
って、また自治会からも言うてくると思いますので、当然町の方をお願いして納得できる
資料をたくさんつくって、こういうふうに計画しますよ、安心ですよというのを示してあげ
てください。

私、また後から自治会来るとも聞いてますので、ひとつそこで話の内容の中身が十分詰め
ていただきまして。私は、具体的に大体いつぐらいからこういうふうな話ができるのかなあ、
スケジュールはどうかなあということについてお聞きしたいと思います。

当然、まず第1番目には、今地元、それをスケジュール立てて具体的な話、大体どのぐら
いから考えてるのか、そしてそれからその内容について、やはりこういう問題、非常に個々
に詳細に納得できる資料を説明しないと、例えば95%まで今の施設とまっても、あと5%
動かしたいと、こういうような話になってくると、また非常な問題が出てくるんですね。
だから、一つ一つ問題は、今私が言うたように、個々具体的に取り上げて、これはどこど
こが処理します、これはどこどこが処理、今何かいろんな分別集めてします。

例えば、僕が心配してるのは、17年の12月、年末になったら、うちごみほかしに行く
んですよ。今まで近かったらすぐほかせたんです、年末のごみ。17年の年末、これど
こにほかしたらええんかなあ、こういう要らん心配ですね。どっか持っていくんやったら、
そこまで行かなあかんと。すぐにやっぱりそういう心配も出てきます。だから、そういう持
ち込みごみの心配まで、私せやなあかんですよ。当然聞いてくるんですよ、3丁目の人。こ
んなごみ、今までこうびやあつとほかしに行ったらええと。歩いて行ったんだ、自転車のっ
けてね。ほな、ことしのこれ、どこに持ったらいいの。私は、当然地元の議員としたら聞か
れますね。そういうこともやはり心配のないように、17年の12月ですよ、やはりそうい
うことも十分に、心配点が出てきますので、いろんな面についてスケジュールについてお聞
きをしたい。17年12月時点。17年の12月。はい、どうぞ。

議 長 助役！

助 役 年内につきましては、新清掃施設の問題でスケジュールがいっぱいでございます。

年明け、来年になりましたら、早速、1月のいつということは申し上げかねますが、1月に入ってからいろいろ自治会さんにご協議をさせていただきたい、かように思います。

議 長 12番議員！

12番議員 はい、わかりました。やはりそういう、今はもうみんなが新清掃センターへ目と耳が全部行ってしまってますけどね。やはり今ある清掃センターでも非常に心配点がある、このようなことは十分理解していただいて、地元の人が来たら内容について十分協議してください。私、1番の説明、これで終わります。

さて2番目、2番目の問題でございます。これも何か、清掃センターというのは絶対必要な施設なんですね。私、清掃センターの反対議員じゃ何でもないんですよ。清掃センターは、来たときから絶対必要であると言いながら反対するのは非常にしんどいんですよ。言いながら、清掃センターとめちゅうのも非常にしんどい問題ですが。現実問題として、清掃センターは絶対要る施設なんです。じゃあ一体何をつくるのか、ここが問題。地元の人に、この方式だと納得していただける。これは、私ちょっと今の専門家の委員の先生の答申がこうでした、町の言い方は全部そうなんですよ。専門家の先生は、これがすばらしい、これが一番合ってる、これは私もいっぱい聞いたんです。文章ももうてるしね。それを受けて、町当局はこれが一番望ましい、そこに踏み込んでやはり一歩進んで、後後ほど地元議員の青木議員とか山田議員からも質問がありますので、私ちょっと軽くおいときますが。やはり地元の人々の納得できる方式でしていただきたい。これは、現在の清掃センターを持っていますと、非常に問題がよくわかります。私とその機械が危ない、そういう問題も確かにあります。しかし、一番の問題は、地元が納得した、これならば安心できるやないかと、こういう方式でない、なかなかこの話はうまくいかないというように思っております。

何でかという、皆々さんは非常に健康が、まあこれから言うんですよ。非常にアンケートとったらもう出てきてますね、アンケートに。ちゃんと書いてあんですよ、これ。ある人は、私はここに移ってきて非常にしんどい、何か毎日生活がしんどい、これはやはり清掃センターの煙が影響あるんちゃうか。いや、ちゃんとこれアンケートに出てくるんですよ。そういうふうな心配がありますねん、現実問題。これは、地元で清掃センターがないとなかなかわからないとこなんですよ。今、それほんでないところは非常にいいやすいんで、いや何がええかなあ、あんなRDFはあかんがなと、ストーカーやったらええがなと、焼却炉やったらええがな、こういう意見は非常に出てくると思いますよ。じゃあ、あなたはほんまにそ

こへ行ってあなた説明してね、ここに焼却方式どうでしょうか。こういうの、こう言えるかって。そこ言わなあかんね。反対だけ言うててね、これは進まへん。何でかちゅうと、次つくってもらわんとね、今の南3丁目の今の話じゃないけど、ほんまこれちゃんと17年6月、これ全部びやっとかぎ閉まるんかいなと、こういうことも心配してんですよ。いや、閉めますよちゅうた人はいいんですよ。私は、今言うてるその他付随、清掃、ごみを焼くだけじゃ清掃センターの仕事じゃないんですわ。清掃の行政ちゅうのは、ごみを焼くだけじゃないんですわ。その他もろもろいっぱいあるんですよ。そういうことを心配してるから、私は言うてんです。

ということで、この辺ですね。こういうこともおそれがあるから、今までは町のちょっとどういう方式がいいんやと聞いたら、いや学者先生がこう言うてます。そうじゃなくて、町はこの方式が一番ええと思うてんや。だからだからだから……（「はっきり言わなあかんで。」）いや、だからだからだから、そういうことで地元の人十分な納得が必要ですよ、こういうことを私はお願いして、後次の質問者の方おられますので送りますけど、私は何回も言いますが、地元の人納得をさせてください。2番目の質問はこれで終わります。

3番目、ここが一番大事。風評被害、先ほどありましたね。環境影響の被害、環境の評価、春、夏、秋、これの調査は終わった。来年からは大気、一番問題なのはこれ大気と水質、この辺、そのほか騒音や何やあります、振動や何やら、それより一番心配は大気、その次は水質、まあいわゆるその次土壌、こういうふうなことになってるんですね。春、夏、秋、これ大体どのようなことをポイントをはかられたかというのをちょっと教えてほしいと。

ほんで、後は予定どおり一番気をつけたいのは大気と水質、いわゆるこれの問題ですね。（「中間報告してあんね。」）うん、中間はわかってますので。大事なものが来年1月から、あそこの大気と水質、ちゃんと来年はかりますということですが、その点、春、夏、秋、どのようになさってるなのか。きょうは傍聴の方もおられるんです。議員だけがこんなこと資料掘り返して、こんなん知ってんでちゅうたらだめなんですよ、ね。議員だけが知るんじゃないで、広く町民の皆様が知っていただく、こういう姿勢が大事なん。いや、本当よ。こんなん議員は資料もろて知ってまんねん、これ資料出まんねん。（「知らんふりして聞いてのか。」）いや、こんなことじゃだめなんですよ。皆さん方に知っていただく。議員はあくまでも代弁者なんです。代弁者やから、皆様方に正しい資料。言うてるでしょ。正しい資料を皆様方にお出しする、これが議員の使命なんです。そういう資料を皆出しなさい、（「最後に決まったなあ。」）こういうことを私言うてるんですね。

清掃センターは、トータル的に物事をとらえなあかん、いつも言うてるように。これについてはちょっと心配ですから、環境のね、どういような実態出てきた、ちょっと聞かしてください。まだいろいろ出てくる。まあちょっと聞かさせていただきますので。

議長 環境整備部長！

環境整備部長 ただいまのご質問でございます。環境影響調査は、環境影響評価委員会を組織をさせていただきまして、専門の先生方だけでなしに、地域の地元周辺地域の方々にもお入りをいただきまして、調査の内容をご協議を申し上げているところでございます。過日、12月5日に第3回の会合を開いていただきまして、いろいろな文献によります調査のデータの集約並びに現地調査を実施いたしましたそのデータを、中間報告という形でご報告を申し上げました。処理方式を決定しておかなければならないということがございますので、この前も議会でご報告申し上げましたように、RDF炭化方式をもって進めさせていただきたいということをご説明申し上げたわけでございますが、環境影響評価委員会におきましても、処理方式をRDF炭化方式として進めさせていただきますというふうに申し上げました。

地域の皆さん方は、処理方式がどうのこうのというよりも、施設がそばに来ないでほしいのがまず第1の願いでございます。その中で、ごみ処理施設は当然必要なものというのは、このどの地域に出かけましても皆さんご理解いただいているわけでございますが、そのような中で町の現状等を十分ご理解いただいて、やむなく受け入れるとするならば、安全な施設づくりに努めていただきたいというご要望が強く出されております。そのために、環境影響調査につきましても十分万全を期してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

議長 12番議員！

12番議員 はい、わかりました。じゃあ、その姿勢で引き続き。

私は何を心配するちゅうのは、地元の役員さんに物言うてます、ちゃんと説明してますという説明やけどね。地元の人、いろいろまざるとね、確かに役員さんが地元でないでしょう。役員さんから聞いてる人もあるし、聞いてない人もいてるし、これもどこでもあるんですわ。やはりそういうふうなんを私心配してるから、すべての人にやはりそういうな説明願いたいというお願いをしまして、この件については進んでるということで、はい了解しました。

4番目、さてこれ一番問題ですが、非常になかなかこれは正直の話、難しいんですわ。過日、北地区の人ですが、先々週なんですけどね、ちょっとお話し行ってきたんですけどね。一番困るのは、広陵町の中で、今地元の小学校に皆行くようになってきたんですよ。小学校、

中学校、行くようになってきた。それ1つ。

もう一つは、養護学校。例えば、ここからやと聾の人にしろ何にしろ、町外ですからね、天理とか二階堂とかね、そういうことでね。そういうニーズがあると言うてんですよ、私はね。そういうふうな、地元にもまず1つ。地元の人地元でやはり生活して、ずっと地元で生活していきたい。そのためには、やはりこういうふうな施設が必要なのではないのかという一つは問題です。いや、それやったら確かにそうです。なかなか、しかしこれについてはなかなか、今言うた、県もいろいろヒアリングで言うてくるんですけどね。

1つは、熱意を持って確かに一緒につくろうというのが1つ。もう一つは、やはり予算の問題もあります。まあそうですね。もう一つは、問題が確保。一つ、例えばそのものをつくらなったら、当然地元との話し合いに入るんですよ。えてして、こういうのは総論賛成ちゅうのが、「まあええこっちゃ、そんなんつくったらええがな。」とこういう話は非常によく出てくるんですわ。ところが、いざ地元でこんなん、例えば近くにこんなんと、ほな当然、例えば田んぼを、そういうとこ建てようと思うたら当然農業委員会もあるし、あるいは広さが何百メートル以上やったら、当然町の開発規制にもかかってくるし、非常に交渉する分が非常に多いんですわ。非常に多くって、そういうのが非常に熱意を持ってせんと、なかなかできづらいですよちゅうのが、一つの現実問題あります。そういうふうに、例えば1つつくるとしても、例えばいろんな反対理由もあるでしょう。例えば、それ今言う規制にかかっていますからね、そういうのを当然外さなあかん。農業委員会の方にも話しせやないかん。非常に、そういうのはやはり行政がかかわってる組織にも相談していかなあかんということは非常に多いんですよ。

そのために、今までにも何回ともなくそういう話は広陵町でもあったけど、なかなか現実そんなんできないなあという、実態ないですからね。実態ないですから、その辺の福祉やってる方々は非常に心労して何とかできないかと。当然、親の方もそういうふうに願ってんですが、その辺はやはり具体的に少しずつ、まあ急にはできませんから、少しずつ進めていったときに、そういうふうに行政が、例えばそういう各委員会とか何々の話が出てきますね。県の当然ヒアリングもありますのでね。やはりこういう、私が言うのは、そういうときもやっぱり協力していただいて、やはり議員ちゅうたらいろんな方から意見聞きますからね。意見聞かない議員もあるか知りませんがね。それはまあおいといて、いろいろ聞きます。やはりそういうのを解決してあげたい。解決する、解決するのがやはり議会人の使命であると、こういうふうに考えておりますね。その辺を当局、ちょっと今までえてして福祉ちゅうと高

齢者福祉が大変広陵の中にはいっぱいできたというんですが、あとのいわゆる残りは障害福祉、この辺についてちょっと、高齢福祉は大分力かけてるちゅうのわかります。次はこの障害福祉にもついて力をかけていってほしいなあということがありますので、そういうなことを町長からそういう話があれば、ぜひ町としても当然あると思いますが、お話を聞きましたので、私の質問は、じゃあ町も絶対来たときにはお願いしたいと、このことで今回の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

何か町長、あるこというたら言うていただいいていいですよ。これについて、いや私もどんどんやりたいとか、ぜひともこんなやっぱりしてみたいとか。あれですよ。

議 長 答弁はよろしいですか。答弁よろしいですね。（12番議員「いや、答弁まだあるから、あったら言うてもええよ。」）要望と違うのか、答弁求めてんのか。 町長！

町 長 坂口議員も福祉事業者の一人でございますが、町には多くの福祉事業者を町もやっぱり育てなければいけないと思います。本来は町がすべき事業でございますが、これは民間の事業者がしていただける、また福祉のボランティアでご活躍をいただいいてる人も大勢おられるわけございまして、この人をお願いをするというよりも、大いにこうした人たちを育てる役目を、私ども町が、また社会福祉協議会がしているところございまして、障害者の施設づくりに志のある人は大いに力添えをしてまいりたいと、そのように思っているところございまして、これから何なりとご相談をいただいたら結構かと思えます。（12番議員「ありがとうございます。」）

議 長 以上で坂口君の一般質問は終了いたしました。

次に、青木君の発言を許します。

10番議員 ユニークな坂口君の後でちょっとやりにくいなああと、こう思っておる。

それでは、議長のお許しを得ましたので、私の質問をさせていただきます。

国においては、自衛隊のイラクへの派遣の是非、そしてその時期、また年金の改革等、問題山積であり、特に自衛隊の派遣の問題は世界的に、また対外的にも非常に注視をされており、日本が世界における今後の存在をも左右することになると言われております。今現在ほど、リーダーの決断の意義と重さが問われていると私も認識をしております。

それでは、本町においても平岡町長がごみ処理の方式をRDFプラス炭化方式の採用と決断をされました。そこで、先ほど坂口君は現清掃センターに重点を置いて、地元としていろいろご質問がされまして、新の方は私と山田君にちょっと譲っていただいたということでございますので、ありがとうございます。

そこで、私は新清掃センターに絞ってお伺いをしたいと思います。

住民の関心も高く、特に広瀬地区の意思は公の場でも示されましたが、特に田原本町の処理施設と本町の予定施設に短い距離に挟まれるという、全国にも余り例のないようなことであります。特に排気ガス公害と、その景観の問題等では、当初は建設に非常に反対をされておったことも事実でございます。また、各人みずからも排出するごみの処理施設であり、町全体のことをとらえて、あえてRDF方式であれば、燃やさずして、他の方式に比べて排気ガスも絶対量が少なくなると思い、高い煙突も必要ないということ、最大の譲歩で苦渋の選択をなされました。このことをこの重き譲歩と十分なる認識をされた上での決断と思いますが、それに至った根拠と今後の対応をあわせてお聞きをいたします。

それでは、次に2番目の質問でございます。町内に農作物等市場産品の直売所を設けてはという件でございますが、これは11月の総務委員会での視察研修で、愛媛県の内子町に行って市場産品の直売所、株式会社内子フレッシュパーク「からり」を見学をし、その繁盛ぶりを見聞し、本町においても研究の価値があると思ひ、一応提案をした次第でございます。

本町で特に集客力のある竹取、馬見丘陵公園、またサン・ワーク広陵等に直売施設をつくり、管理運営は別組織で自主運営として、出品者、すなわち生産者自身が価格を設定し、自分自身の責任で販売をする。そして、現金収入を得ることによって、逆に売れ残るというリスクもありますが、市場性及び進出に敏感になり、今までは市場等へ出荷し、他人に価格を決められていたので、自分自身で決めるという、その上同じ品物であっても、同品物であっても、生産者が自信があればみずから高い価格で販売もできることにより、意欲もわいてくるように思います。そしてまた、一つの副産物としても遊休農地の活性化に、また活用化にもつながる可能性も考えられるように私は思います。

ただ、営利組織としての採算性とか品ぞろえ等に疑問点が残るが、先進地のノウハウを研究して、年間多数の来園者に喜んでお金を少しでも落とさせていただくことも考え、広陵方式をつくり出し、少しでも経済効果が出ればと思っております。研究し実現をさす価値は、私自身十二分にあると思ひます。いかがでございましょうか。

1回目の質問を終わらせていただきます。

議 長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 青木議員の質問にお答えを申し上げたいと思ひます。

まず初めは、ごみ処理方式をRDF炭化方式と決めた根拠を問うということでございます。予定地並びに周辺地域の皆さん方のご理解が進んでまいりましたのも、青木議員を初め議

員皆さん方の議員活動によるところが大きいものと深く感謝を申し上げます。これまで、古寺を初め周辺関係大字の皆さんに対し、新清掃施設受け入れについてお願いをし、区民説明会や施設見学など熱心に参加をしていただけてまいりました。当初、日本下水道事業団によりRDFの利用が確実に見込めるということから、私はRDF処理方式をお願いしてまいったわけです。その後、交渉をしてまいりました日本下水道事業団が、国の構造改革の推進に伴い、兵庫県に所在する下水汚泥処理施設を平成15年4月に兵庫県へ移管されたことにより、RDFの受け入れ交渉に不確定な要素が出てまいりました。そのため、RDF引き取りについて、並行して民間事業者との交渉も重ねているところでございます。

そういう状況の中、三重県のRDF発電所の事故が起きました。将来的に、RDFそのものの市場性は今よりも厳しくなると思わざるを得ないと考えるに至りました。これらの状況から、RDF施設に炭化炉を併設し、発酵、発熱などの心配のない、またRDFそのものよりも利用性の高い炭化物にする方式を選択したものでございます。

町では、これまで焼却方式、溶融方式、そして燃料化方式について常に比較研究を重ねてまいりました。新清掃施設は、環境基準はさらに厳しく遵守し、住民の生活を守る安全な施設であること、広陵町で発生するごみの量、ごみ質の特性、また分別のあり方、さらに国の進めます循環型社会の構築などを総合的に判断し、RDF炭化方式が最も広陵町に適した処理方式であると考えたものでございます。どうぞご理解とご協力をいただきますようお願いをいたします。

2番目の質問でございますが、町内に農作物等市場産品の直売所を設けてはというご質問でございます。先進地をご研究をいただいてのご提案でございます。広陵方式の直売所を設けよというご提案でございます。

答弁としては、中部農林進行事務所管内5市10町1村では、17カ所の朝市直売所が開催されておりますが、一部の直売所以外は非常に厳しい状況下にあります。本町におきましては、本年4月にオープンいたしました竹取公園駐車場の一角に設置された常設店舗の附属施設におきまして、生産者が直接農産物を販売できるスペースが設けられております。しかし、数カ月前にこのスペースにおきまして、生産者が試行的に農産物を販売されましたが、既に撤退されております。現在、サン・ワーク広陵の譲渡後の施設利用検討委員会においては、サン・ワーク広陵の駐車場の一角を利用した農産物、靴下等の市場産品の朝市直売所を定期的に開催してはとの意見も出ております。したがって、これらを踏まえた上で、地元の農産物、市場産品を直接販売する新たな拠点づくりと、朝市、直売に意欲のある生産者

等の組織づくりのお手伝いをさせていただきたいと考えております。

以上のとおり、答弁いたします。

議 長 10番議員！

10番議員 いわゆるRDFプラス炭化を決断された、その根拠はこうだと、いろんな意味の理由は述べられました。それで、それなりのことと思います。ただ、先ほどかて坂口君も言ったとおり、いわゆる有識者、専門、また人の検討委員会等を立ち上げられ、そこでいろいろご意見も賜り、そこで十二分に研究をしたということでの一つの流れがあったような考え方を示されたと思います。

しかし、その先生方というのは、これはまあはっきり言うて、ひとつお願いをして、それを物理的とかいろんな角度で勉強して、また研究をしていただいたことも、これはまたそれはそれなりの意義はあったと思いますし。しかし、何が何でもやっぱり広陵町理事者当局が最終的に決断をしていく。それは、全国で多数の事例があるからどうかとか、いろいろ多数派だからどうだということやなしに、以前から私いつも何回も言ったとおりに、広陵町の身の丈に合う、まさにベストとまではいかなくても、今現在考えられる処理方式はどうだということでの取り組みであったと私は思うわけでございます。

そこで、幸か不幸かというのか、いわゆる三重県の発電所のRDFのいわゆる貯留槽かな、貯蔵槽の爆発事故、大変これも衝撃を与えて、いわゆるごみに対する関心度、いわゆる一般の皆さんは、案外我々かてこういう議会とかいう立場に立たしていただいて初めて、処理場の中をじっくり見さしていただいたり、またシステムを十二分に研究というのか、そんなことがあるわけですが、一般の皆さんちゅうのはそう清掃センターなり処理施設に触れるという機会はあるまいないわけでございます。その意味では、マスコミが頼りということで、かなりテレビ、ラジオ等で、特にテレビは映像ですから、ばあっと爆発したとこ、いろんなとこを見せられたら、大変衝撃もあるし、またそれがねらいかも知りませんがね。そやから、それが果たして真実なりをどうだということに伝えてるとは限りません。ただしかし、そのようなことが、今現在世の中は特にマスコミに左右されて、かなり無理をしやないかん場合もあります。それが正義になっていって、いろんな意味で、朝日テレビとかいろんな意味ではかなりそのような物議を醸してるところもあるわけでございます。

そのことを踏まえまして、広陵町がいわゆる一つの成果というのか、そういう大きなマスコミに取り上げられることよっての関心度が高まったことも事実でございます。そしてまた、みずからが排出するごみを、これさっきも話がありましたように、だれかがどこかで必

ず処理をしていかないかんといい、これまた現実もあるわけでございます。そこで、現清掃センターがいわゆる和解を示して、平成17年の6月30日に閉鎖をしていくという、これ歴然たる一つの技術を踏まえ、不退転、いわゆる逃げどころがないということでの取り組みであったと思います。

平岡町長も、町長に就任されて以来、一から十まで、ひょっとしたら百も夜も寝やんとそのことを考えておられると思います。そういう意味では、火中のクリって熱いんだなあということも感じられなかったかなあということも思います。そういうことで、リーダーというものは先ほど言うたようになかなか決断大変です。孤独なもんだと私は思います。しかし、重い決断をするときには、やはりそれなりのちゃんとしたいわゆる説得力、また理解をしていただく努力が一番そこに、いわゆる氷山の下に沈んでるのが努力だと思います。上だけぽつと見たら気楽かったんかいな、何でもなかったんかいなということになるかもわかりませんが、その過程、道程は非常に大変なことはこれは当たり前のことでございます。みんなリーダーという者の宿命と、こういうことでございます。まして広陵町のいわゆるスタッフ、ごみに対する、また全職員さんの認識、そのことにおいても、ある意味では広陵町の職員さん、スタッフがかなり高質というのか、ある意味ではかなり知識もあり、また意欲もあるように思いますので、まだ恵まれているんじゃないかなあ、こう思うわけでございます。

そこで、一番まずキーワードになってるのは、いわゆる地元の納得のされる施設がまず第1点であると。これが一番の、私も議員として、先ほど町長に褒めていただきましたが、私は私なりに議会議員としてのやっぱり町民の、住民のサイドで、そして視点で行政に対して物を申していくというのが私の立場でございますので、そういう意味をもって住民の、いわゆる地元周辺の住民の皆さんが納得のしていただける、また納得までいなくとも、ひとつ理解を示していただく施設であるのがキーワードであったように思います。

そこで、広瀬地区においても当初大反対でございましたが、やはりいろいろな視点から、また広陵町の全体を見られまして、そして苦渋の選択、最大の譲歩をされて、RDFであればやむを得ず受けざるを得んやないかと、このコンセンサスがあったわけでございます。そこで、町として、なるほど先ほど町長のおっしゃるように、いろんな諸般のRDFに対するいわゆるムード、全体の風当たりですか、風潮ちゅうのか、そういうことでの冷たい逆風ですな、RDFに対する、それも含めてかなりプラス炭化ということで、引き取りの問題とかいろんな技術的な問題、町長自身も広陵町の身の丈に一番合うのはRDFプラス炭化と決断された結果だと思うわけで、そこで地元の皆様が最大の譲歩をされ苦渋の選択で、RDFで

ではそれで何とか納得したいと、協力したいと。納得じゃなしに協力したいと。これを、また大きく一つの処理方式の周辺の人から見たら転換になるわけですから、そこを何をもってきちっと今後、RDF炭化として町長自身が、町当局が決断されました。そこで、広瀬地区の皆様方、また周辺の皆様方に何をもって絶対これでやらしていただかなくては広陵町の一番のベターな選択であるということでもまず説得に全力を挙げて地元の皆様に協力していただく。強制執行はできません。そらそんなことぐらいいね。そういう意味では、できるだけ今後のことにおいて、もうさいは投げられましたということも現実ですので、今後一つ一つの現実を、目の前にある現実をお互いに協力をし合っって一つの妥協点を見つけていく努力、ここに一番の重点がかかるように思います。

ただ、広瀬地区ばかりじゃございません。ほかの周辺大字も同じでございますが、特にきちっとした考えを示されてんから、そこにこたえるきっちりとした答えを用意していつて何とか納得のしてもらえる、また協力を上げるようにやっていくというのが一番の大事なことかなあと、こう思うわけでございますので、改めましてその辺のことに対する取り組み、今後のことにも含めて再度お聞きをいたします。

議 長 町長！

町 長 RDF炭化ということで、当初私どもも思っていたRDFから一歩進んだ、少々費用はかかりますが、多額な費用を費やして、ランニングコストを考えればこの方がいいわけでございますが、こうした当初の計画を変えて新しい方式で地元の皆さんに説得を続けてまいりますので、どうぞ議員各位のバックアップをよろしく願いする次第でございます。私どもも政治生命をかけて、地元の皆さんにこれからご理解をいただくために、まだ一部の人たちが根強くご批判をいただいている、また理解のできないお方もございますし、私どもの説明が十分でない場合もあるわけございまして、さしずめ今月は百済の皆さんにご説明を申し上げてまいりたいと。職員自身も、スタッフも力をつけて説得に当たって、一人でも多くの人がご理解をいただける、施設にご賛同いただけるように頑張っってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議 長 10番議員！

10番議員 その決意で、苦渋の選択、そしてまた最大の譲歩、あえて広陵町のみずから、我々も一緒です、排出するごみの処理ですからね。そこでいわゆる高度な処理をするということについての、高度な処理をする施設ちゅうのはかなり、やっぱりいろんな意味での下支え、いわゆるモラルの問題、減量化、分別排出、大変これが条件になると思います。私自身も、

処理方式は別といたしましても、将来性とか諸般のいろんなことを加味した中でRDFプラス炭化ということ、故障のない方法で稼働さすということでのかなりちゃんとした準備というのか、ごみに対する認識、一般の排出される家庭ごみにおいてもそういう人たちの、一般の人たちの認識、ごみに対する認識度の高さというのか、これが条件になると思いますので、そっちのソフト面においても大いに、何も地域の人だけや限らずして、町民の皆様のご理解の得るように、ごみの減量化はもちろんでございますし、モラルの向上という流れの中で、やはりごみを通して子供の教育であり、学校教育であり、地域の教育であり、触れ合いでありということも拡大していただけますので、ひとつ幸いを転じてやっていただきたいということをお願いをいたします。答弁は結構です。

議長 続けて2番目、はい、どうぞ。 10番議員！

10番議員 それでは、2番目の質問でございました地場産品の直売所をつくったらどうかということでございます。地産地消ということとちょっと私の場合はニュアンスが違うと思いますねけど。

ただ、本当にそら採算性とかというのは、先ほど私も触れましたけど、これは大変厳しいと思います。しかし、採算というのか、今現在でも土、日においてはやっておられる場所で竹取でもやっておられます。例えば、私自身も初めはこういう直売所とか道の駅ちゅうのには私絶対否定的でした。こんなつまらんもんようしてあんなあとかいうて思うてました。しかし、ある意味で行政は利潤を追うのじゃないなということもありますけど、しかし地場産品と、それからまた農業施策のバランス、ごみの問題、いろんな認識から見て、それと大変大きな投資をされた丘陵公園のこれ莫大な投資ですからね。これは何も広陵町がどうやなかったというより、税金使われたことは間違いありません。その恩恵に属していくのもこれまた我々の知恵があれば何とかいわゆる地場産業もそうですし、まして経済効果を求めていくというのも私自身も当然考えるべきだと。

というのは、それだけの集客力のある場所ってありません。本当になかなかお客さんが群がってくれる場所が余りありません。しかし、幸か不幸か、公害の問題とか駐車場の問題とかいろんな問題も出ます。しかし、何かが起これば何かが反比例して、いわゆる風船を片っ方から押したら片っ方へ必ず膨らむわけですから、変形するわけですから全部が丸くおさまることはありません。しかし、現実にはそういう大きな集客力のある場所を持っておるわけでございますので、何としてもやっぱりいろいろ知恵を絞って、せっかく来園していただく人たちにちょっとでも財布のひもをほどいていただくように、そしてまた……（「そのとお

り。」) いや、あんたに言うてへん。そしてまた、町長向こう向いてやんのにおまえがこっち見てたあかへんがな。そういうことで採算ベースで物を考えていく場合もあるし、それを度外視して地域をおこしていくという先行投資ですな。人的投資と、こう考えていただいた方がええのかなあと、こう思うわけでございますので、その意味で何をそういうことをして、一番大事なことは、先ほども言うたようにこら絶対私は賛成してませんでした。

ただ、この間総務委員長の松野さんの先導で、余り積極的に思うてなかってんけど、内子町へ行かしてもろて、現実に意欲のあるところには物が生まれるんだなあ、あかんねん、あかんねんちゅうたらもう前へ行かへんねけど、しかし何とか向こうもある意味では大変経済情勢も悪いし、たばこの葉をつかって生計を立てて、農業の町やったわけですけど、うちたばこ売ってますけどね、たばこが売れなくなったりして葉がもう栽培してももうからんということもあって経済的地盤沈下が非常に高かったわけですね。そういうとこになにをされたわけですね。ほんで、そこで知恵を出して、賢かったなあというのはやはり一般の人からの盛り上がりをうまく誘導して行って、そこに火に油を注ぐような形でね、ええ意味で、やったということもあって、株式会社で出資し、町と民間が2分の1を出し合うて、そこで運営は株式会社でやると。あかんかったらやめたしまいやということもあるかもわかりませんが、そういう意味で責任を持って、皆丸抱えしてもうてまんねんちゅうことではあきませんから、あえてそういうことをやられて、ほんで現実に、私まあ信用はしてますねけどね、というのはあんな集客力のある場所でもないわけですねけどね。しかし、ここのちょっと教えていただいた中で見たら、建物は町が建てられまして、会社へ貸して月15万円の家賃をもらってると。出資金は4,000万円で、2分の1が町、2分の1が町民という形、ほんで管理、運営は会社。会社の経営状況が黒字ですということを聞きましてびっくりしまして、もちろん「からり」というその直売所だけやなしにレストランも、あちこちほかのパン工房何とかも、これは総務委員長の方がよう知ってるか知りまへんが、やってるわけですけどね、それは別として、「からり」という直売所だけで絞っても年間の売り上げが3億8,800万円。1人の人が一番よう売られる人で、農作物ですよ、1,500万円売れてるということをお聞きしまして、これはちょっと物事の考え方によって取り組み方を根本からもうちょっと考えていけば、否定ばっかししないで、ある意味では研究していてもいいんじゃないかな。というのは、ロケーションとしては広陵町の方が、集客のロケーションは広陵町の方がいいように私は思っておりますから、その意味では何もあしたあさってすぐに結論出せやなしにやっていただきたい。

それと、生産者、いわゆる出品者が非常に燃えておられますわな。ということは、売り上げもええからやけどな。その意味で、自分で値つけて、例えばカキが何ぼであるけど、私のカキはもっとおいしいんじゃ、もっとうまいから高うても買うてくれるというて自信あれば同じカキでも高う値つけておられて、高い方から売れるというのもあるらしいですからね。そういうことで、そして即ダイレクトにコンピューターのオンラインで生産者に、今何ぼ売れて何ぼ残ったあと、とりに行かんなんなというのもあるということも聞いておりますし、ほんまに三者一体で頑張っておられる。

そこで、購買者は町外の方が約80%になってると、町内より。ということで、そらばかほどでっかい施設ではありません。ほんまに小さかったですわ。そういう意味で、否定から入らずして、まず挑戦をして、それでどれだけ、いわゆる遊休農地もあるやろうし、また日曜菜園、家庭菜園の人もおられますやろ、その人たちにもやっぱり門戸の開けるようにやっていく方法もひとつ一考の余地があるんじゃないかなあと、私はこう思って感想として帰ってきて、早速ちょっと言おうかなと思ったけど、ところが総務委員長の委員長報告にあったらしいですけど、まあ私の方が詳しいと思いますけど、その辺の見識、見解をお聞きしたいと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 いろいろお教えいただきましてありがとうございます。答弁書の中にもありましたように、今朝市の中部農林区域の中で17カ所あるんですが、明日香での1カ所だけが採算が合ってるというように聞いております。なるほど明日香の方は品数もありまして、いつ行っても多くの方が来られてるという現状なんですけども、広陵町にとりまして、農地としては広大な土地がありますし、豊かな土地を持つてる広陵町でございます。そういう意味では、農作物を通じて広陵町の存在をアピールするという機会が設けられたらなというふうに思います。行政の立場としまして、今議員お教えいただいたように、費用だけを出さんじゃなくて、いろんなアイデアを出したり、また土地を提供したりという形で農家の方と一体となった施設をつくりたいというふうに思います。また、先進地の方も実際に見さしてもらって勉強しまして、将来のあり方というのを勉強していきたいと。実現に向けて勉強していきたいというふうに思います。以上でございます。

議 長 10番議員！

10番議員 頑張ってください。ましてそないして近辺に失敗の例がありますねから、その例もやっぱりぐっとね、何であかんかったかなあと。このようにちょうどええ手本にあれば、

そんなん言うたら向こう怒られるか知りませんが、それもひとつ精査していただきまして、ほんである意味で、何も広陵町の職員がせえとかじゃなしに、立ち上げる形をつくるということと、それから民には民、官には官で小泉さんようおっしゃってますが、地方においてもそういう流れもまたあってしかるべき。ただ、第三セクターとかいうてそんなむちゃな流れの中じゃなしに、民間の人から活性していく、声を出さしていく、その舞台づくりをやるのが行政の一つの仕事。サービス公社という別組織もありますし、またサン・ワークの一つの実績もあります。もうプラスはプラスとして精査していき、近辺で失敗した事例が当然あれば大いに参考にさせていただいて、なぜだめやったのかな。何も勉強するとか研究すん的には金かからんと思いますので、ひとつ広陵町の自主財源とまでは言いませんが、雰囲気上げると。また、清掃センターで農作物のことを大変皆心配されてるのであれば、いわゆる流通の機会を与えて販売という流れの中にかて行政のできる範囲を考えていくという時代になってるように私は思いますので、大いにひとつ頑張って勉強をしていただいて、青木余計なこと言いおったなということかもわかりませんが、ひとつその辺を頑張っていただきたい。研究してほしい。これをもって私の質問を終わります。

議長 答弁はよろしいですね。（10番議員「はい、結構。言うこと決まっとる。」）

以上で青木君の一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩いたします。3時10分から再開いたします。

（P.M. 2：54 休憩）

（P.M. 3：11 再開）

議長 それでは、休憩を解き再開いたします。

次に、笹井君の発言を許します。

11番議員 それでは、皆さんお疲れのところではございますが、私の一般質問を4点ばかり申し述べたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

質問1、町民体育祭についてでございます。町民体育祭の日程が現在第2月曜日となっている。前日の日曜日にしてはどうかということでございます。

今までは、10月10日の体育の日が制定されてからは、今までその日に行われていたが、2000年から10月の第2土曜日になり、固定日にならなくなって、3連休の終日となり、公務員、サラリーマン等の人が出勤となりますので、そこで第2日曜日にしてはどうかと思う町民のお方がおられますのでお聞きしたいと思います。

今までの体育の日が固定されていたときは、晴天に恵まれて行われていたように思います。

最近、変更になってから天候も晴天から雨の日に流れが変わったのではないかと思います。2回ほど町民体育祭が中止になり、町民に対して期待にこたえることができなくなったと思います。晴天の日だったら皆さんが楽しんで体育祭に参加していただくと思う点でございます。以上の点から、第2日曜日にしてはどうかと思いますが、いかがですか。お尋ねいたしたいと思います。

2番目ではございますが、古紙等の収集についてではございますが、収集前の玄関先からの持ち去り業者の対策はどう考えておられますのかお聞きしたいと思います。

広陵町の分別収集及び子供会、PTA、少年野球等の各種の団体の収集に対し、県外から古紙再生業者が玄関先に出された新聞や雑誌を町及び各種団体が収集する前に持ち去る被害が続いているのは皆さんご存じだと思います。私は、町のリサイクルの日に、時間帯に区内を毎回あいさつ、また御礼、指導等に回っていて、区民の当番の人から、今または先ほど持ち去りがありました、どうかしてもらえないかという苦情が毎回あります。京都、大阪、和歌山など複数の隣接府県から業者が来ているのが現状です。近くの橿原市、桜井市でも最近、10月、また12月におきましていろいろと対応をしております。広陵町でも何か対策を考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

対策といたしましては、町は、「無断持ち去り厳禁」の警告用紙、また各家庭に配る、罰則を設ける条例等を設けてはどうかと思うのでございます。どうかよろしく願いいたします。

3番目でございますが、健民運動場拡張についてでございます。私は何回も質問してまいりましたが、その後今日までの経過についてお尋ねいたしたいと思います。

その後、皆さんの町長部局におきましてはいろいろとある程度進めていただいておりますが、例えば幼稚園跡地は駐車場に整備されある程度確保ができたと思います。後は、町人口が年々増加していく中、今後真美ヶ丘の自治会もふえていくことと思いますので、グラウンドは狭いのではないかと。拡張をお願いいたすところでございます。私は、買収なりしてはいろいろと買収費も重なると思いますので、借地でも考えていただいたらと思うのでございます。以上、よろしく願いいたします。

4番目でございますが、新型肺炎SARSの対策についてでございます。今年も流行するかもしれないので、その点についてどうお考えしていただくのかお聞きいたしたいと思いません。

昨年は新型肺炎SARSが流行したが、今年は流行しないとは考えられないので、その対

策方法を町の方におかれましては県なりいろいろと行政機関または保健所等と相談していただいていると思いますが、その点をお聞きしたいのでございます。

以上4点でございますが、どうぞよろしくお願いいたしまして、私の1回目の質問を終わります。

議 長 ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。 教育長！

教育長 笹井議員のご質問にお答えいたします。

質問事項1番、町民体育祭について、町民体育祭の日程が現在第2月曜日になっている。前日の日曜日にしてはどうかというご質問についてでございます。

町民体育祭の開催日につきましては、従来より国民の祝日である体育の日に実施してまいりましたが、平成12年より体育の日が10月の第2月曜日に設定されたことに伴い、体育協会理事会並びに役場関係各課と協議を重ね、現在の体育の日に開催することでご承認をいただいているところであります。

ご質問の体育の前日の日曜日に体育祭を開催してはというご提案につきましては、今後隣接市町の状況を参考に、開催日の変更につきましてはいろいろなご意見があると思いますので、多方面から資料を準備して関係方面の皆様とともにご相談したいと思います。以上でございます。

議 長 町長！

町 長 笹井議員の2番、3番、4番についてお答えを申し上げたいと思います。

2番の古紙等収集について、持ち去り業者の対策についてお尋ねでございます。

笹井議員は地元区長さんでもございますし、連合会の会長さんもお務めをくださっています。最も身近な声をいただいているのでございます。

お答えを申し上げますと、ご質問の件につきましては以前から承知をいたしているところであり、高田警察署にも再三にわたり協議を重ねております。対応策を検討し、パトロールも行い、持ち去り業者を発見した場合は、即刻その場で厳しく忠告、指導しております。今回、町の所有物と明確化するために、「町の管理物件」と明示した「無断持ち去り厳禁」の用紙を作成し、資源ごみ、特に新聞、雑誌等、町民のお方が出してくださるときに張りつけていただくよう協力を求め、高田警察署と連携を図りながら持ち去りのないように努めてまいりたいと考えております。

3番目の健民運動場拡張について、経過についてお尋ねでございます。議員は借地をしても拡張せよとご提案をいただいております。

答弁は、健民運動場拡張計画につきましては、かねてより進捗状況のご質問をお受けいたしておりますが、東幼稚園跡地の専用駐車場の整備が完了いたしましたものの、土地利用構想に沿った健民運動場拡張基本計画には至っていないのが現状でございます。

町の重要事業の推進につきましては、積極的に補助対象事業を模索するほか、先進事業施策の事例を研究し、順次計画を進めたいと考えています。

4番目の新型肺炎SARSでございますが、対策についてお尋ねでございます。

町では、重症急性呼吸器症候群SARSに関する予防対策を初め、症状、相談窓口、受診の方法など、感染症全般に対することを町広報紙や健康教育等で周知しております。また、インフルエンザと同時に蔓延した場合は症状の区別が難しいなどのことから、高齢者のインフルエンザの発病を予防することを最優先と考え、公費負担による高齢者インフルエンザ予防接種を推奨しております。

なお、県ではSARS対策として、奈良県立医科大学附属病院に感染症病棟を新設し、必要に応じて医療対策本部が設置されるなどの体制が整備され、今月2日に患者の搬送訓練が行われたところであります。本町も今後さらなる対策が必要な場合は、県の指導に従い、迅速に対応していきたいと考えております。以上のとおり回答といたします。

議 長 11番議員！

11番議員 1番目からちょっとお聞きしたいと思います。今の答弁で、関係市町村と連携を図りいろいろと研究してまいりたいとおっしゃったように私はお聞きしたんでございますが、体育祭は広陵町の教育委員会、また体協等で相談して、市町村の状況を見なかつてもええのと違うんかと思うんですが、私はそういうぐあいに今お聞きしましたので、その点について再度お聞きしたいと思います。

議 長 教育長代理！

教育長職務代理者 ただいま教育長の方がご答弁を申し上げました内容でございますが、今後近隣の市町村の状況を参考にとりうふうなことでご説明申し上げます。広陵町だけが体育祭の開催日を変更するとかというようなことをするにも、どの市町村がどの日にやってるか、どういう考え方のもとにその日に持ってきたかというものを参考にしながら、それをもって関係の機関とも協議をしていきたいというふうな内容の答弁だということでございます。終わります。

議 長 11番議員！

11番議員 それは私も先ほど申しましたように、よその市町村は体育祭に対しては関係ない

のと違いますか。私は、町内の教育委員会、今先ほど申しましたように体育協会、やっぱり体育協会には相談していろいろと審議はそんでよろしいですねけど、よそにはこれ関係ないんと思います。どういうてええか、よそは変わったほかの日でもやっておられるということ私聞いておるので、まあそれはそんでよろしいですねけど、それは町自体でもう決めていただいたらええと思うんですけど、再度、済いませんけど、よろしくお願いします。

議 長 教育長代理！

教育長職務代理者 ただいまご指摘をいただいておりますように、よそはよそということではわかります。ただ、変更するようにご相談を申し上げるにしても、どこの市町村がどのように開催をしてるかということの情報を事務者側が持たなければご相談を申し上げてても一方的な押しつけにもなりかねませんので、そういう状況を整えた上でご相談を進めてまいりたいというふうな内容でございます。よろしくご理解いただきます。

議 長 11番議員！

11番議員 それではもう同じような答弁ですので、もうそんで結構でございます。

2番目ですが、何か巡回して指導して持ち去りには注意してるように答弁をいただきましたが、私毎回その時間帯1時間回っておるけども、今役場の方からこういう車来たというの一回も聞いておりません。それはどちらの方へ回っておられるんですか。南郷地区には来てるように思いませんので、その点について再度お願いします。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 特に西校区がひどかったということで、西校区を巡回パトロールしたと伺っております。

議 長 11番議員！

11番議員 そういうことをお聞きしましたが、そしたら東校区の方、また真美ヶ丘の方今回っておられるように聞いておりませんので、町の方でそういう方針でしたら全体に回っていただきたいと思います。南郷の方はえろろ被害がありますので、よろしく願いいたします。それはそんで結構でございます。

運動場の拡張でございますが、私も何回もさしていただいて、順次町の方は行政に、まあ一度にいかないということは私もわかっております。先ほども申しましたように、幼稚園の跡地も解体していただき、また駐車場の増設もしていただきました。その点は私はよく存じております。

しかしながら、あれの土地はちょっと何か南東の方で出っ張ったようになっておりますの

で、あれを西向いて土庫川まで来てもうたらええグラウンドになるんじゃないかなあと思うので質問させていただいておりますので、もう一度、濟いませんが担当部長さん、よろしくその点についてお願いいたしたいと思います。

議 長 教育長代理！

教育長職務代理者 町長の答弁にもございましたように、重要事業の推進につきましては、まず財源確保を念頭に、積極的に補助対象事業を模索している状況でございます。今後事例を研究させていただきまして、どのような事業の補助対象として進めるのがベターなのかという内容で順次計画を進めてまいりたいと。基本にございますのは、土地利用構想にございませうような内容、それを順次計画的な内容として健民運動場の拡幅事業を進めてまいりたいというのが町の基本的な考えでございます。よろしくお願い申し上げます。

議 長 11番議員！

11番議員 そして、ことしは体育祭が皆さんの期待を裏切って雨の日にもならなくなつて中止になりました。来年度は天候であつてほしいなと思つておる次第でございますが、真美ヶ丘の方の自治会もまた来年に向かつて大分ふえると思ひますねけども、昨年の方の自治会の方の観覧席の方を見ましたらもういっぱいであつたように私は思ひます。もし来年こんな状態でふえてきたら、その点についてどういふお考えされておるのか、再度お聞きしたいと思ひます。

議 長 教育長代理！

教育長職務代理者 確かに自治会の数もふえてまいりました。体育祭の開催状況を見ましても、グラウンドいっぱいには各自治会・大字のテントが横展開という形で並べられております。しかし、自治会ともども、それぞれ体育協会の支部長さんを通じましていろんなご協議を申し上げる中で、譲り合いながらそれぞれのテントを立てていただけるようなスペースを現在確保していただけてるような状況でございます。なお、十分なスペースをとつたグラウンドに拡張していこうということになりましても、まず先ほど申し上げましたように順次計画的に、それを計画にまずのせて実施の段階に移してまいりたいというふうに考えておりますので、その点しばらく時間をいただきますようよろしくお祈り申し上げます。

議 長 11番議員！

11番議員 それでは、4番目でございますが、先ほど答弁いただいておりますが、老人のお方に対してはいろいろと進めてまいつておるといふことをお聞きいたしました。そういたしましたら、小さいお子さん、また義務教育の小・中学生ぐらいのお方の方はやはり元気な子

供さんではありますが、風邪もよく引いて帰る、また友達が引いっとたらうつつて帰るような状態でありますので、そういう感染症のSARSに対しましても、再度年少者の子供さんたちに対しましてどういうお考えかお聞きいたしたいと思います。

議 長 助役！

助 役 インフルエンザの予防接種につきましては、65歳以上の高齢者にやっているとでございます。それから、SARSにつきましてはまだワクチンがないと、このように聞いております。インフルエンザの予防接種等につきましては吉岡議員からも一般質問が出ていますところでございますが、何せ1人当たり5,020円という負担がかかります。小さい子供さん何千人とおられますので、その方々にどのようにすればいいのか。それこそ近隣の状況も見てみますと、小さい子供さんに予防接種というのはみんな個人負担をしていただいているところでございます。高齢者がインフルエザにかかると死亡率が高いというところはどこも歴然といたしております。ただ、乳幼児から、それは大切なことはわかるんですが、まだ小さい子供さんにはどの程度効果があるのか、まだ完全な判定というのはできておりません。インフルエンザの予防接種はすればよいでしょうということです。また、こういうことを申し上げると誤解招くか知りませんが、予防接種で、それから医者にかかってインフルエザで死亡された例というのはそれほど小さい子供さんにはないということを聞いております。全体を見渡して今後考えていきたいと、このように思います。

議 長 11番議員！

11番議員 それでは、いろいろと答弁いただきましてありがとうございました。いろいろと心苦しい点の答弁のようにお受けしましたが、私の質問これで終わらしていただきます。どうもありがとうございました。

議 長 以上で笹井君の一般質問は終了いたしました。

次に、山田君の発言を許します。

1番議員 では、最後です。皆さんお疲れのところでございますけれども、しっかり質問させていただきたいと思っています。

いわゆる新清掃センター建設についてであります。

やはり周辺地域の地元の議員として、町長に聞くわけであります。過去数回にわたり、周辺地域には町の考え方等説明されたわけではありますが、なかなかこういう迷惑施設においては理解を得ることは非常に多くの時間と日数がかかるわけであります。ごみ処理施設はどこかにつくらないかんわけで、しかし地元には要らんと、これがだれでも持っている気持ちで

はなかろうかと。我が広瀬区においてもそうした考えは当然であるわけであります。しかし、今町側が説明してきていることについても、理解は少しずつできつつあるものと思っているのであります。こうした嫌われ施設については、なお一層の町側の努力が必要ではなかろうかと思っているのであります。

RDF施設を初めのうちはそれでやらせていただきたいと説明されてきましたが、その途中で三重県内でのRDF施設が火災、爆発事故等があり、RDF固形燃料についての不安、信頼性が大きく失墜してしまった感は皆が認めるところであります。そうした中、町側は新しい清掃センター建設に当たり、周辺地域において町側はRDF炭化方式でやらせてほしいと説明されたのであります。そのときの声、11月16日に広瀬区における住民の声は、周辺地域の人たちが心配している点はもちろんのこと、広陵町全体の声でもあるのではないかと考えているのであります。町長は、なぜRDF炭化方式をやらせていただきたいとの強い決意を述べてもらうのはもちろんのこと、その説明責任があるわけであります。現在、ここまで地域に対して説明されていることを考えると最終章に入っていると思っているだけに、今回の議会において町の考え方、町長の考え方を言うていただき、町民がRDF炭化方式施設が信頼性、安心、安全であることを決意した説明責任を示してもらいたいと思っているのであります。

先ほどの青木議員の質問の中にも、RDF炭化方式についての町長の説明から見ると、初めはRDFを考えていたが、今はRDF炭化方式が周りの環境を見ると、いわゆる西日本事業団等と、また三重県のRDF等の事故を考えると、このRDF炭化方式が一番よい方法であるのではないかと説明されたわけであります。地元については、それだけでは説明不足ではないか。今、先ほどのお答えの中には町側から見た説明だけではなかったのか。今こそ、住民から見るともう少し信頼性、安心・安全であることを再びここで説明していただきたいと思うのであります。

そこで、先日、11月16日に広瀬区区民集会において、RDF炭化の処理方式でお願いしたいとの提案をこの区民集会で町側が説明がありました。その中で、五、六人の方がこの町側の提案されたRDF炭化方式について質問がありました。それは、理事者、町長初め三役、そして関係部署の部長、次長等質問は聞いておられるわけでありますが、私は住民の代表として、この公の場所で再びこの質問を問うて、そして町長の口から説明責任を明快にいただくことが私の課せられた仕事ではないかと思っているのであります。

まず1つ、広瀬区は初めから、町が提案したRDF施設なら苦渋の選択の中で受け入れる

と表明していたが、町は11月16日に正式にRDF炭化方式でお願いしたいと提案されたが、なぜRDF方式からRDF炭化方式に変わったのかをまず説明をお願いします。

2つ目であります。11月16日、町長はあいさつで、処理方式検討委員会の報告がごみ固形燃料化の炭化方式がよいとなっていると言われたが、そこまでこの処理方式検討委員会は踏み込んでの報告になっていないのではないかと、これが男性の声がありました。

3つ目は、この11月16日の朝日新聞の記事によると、全国のRDF施設の大半で事故があるという。RDF方式はRDFの逆有償としてお金を払うなど、採算を考えるとこんなばかな施設はない。町がこの方法が一番公害が出ないということで進められていることに敬意を表すが、炭化方式もやむを得ないと思うが、町民に配られたチラシでは大半不安を持っていると。地元の施設も大事だが、町民全体に納得してもらうことが必要であると。

4番目であります。RDF施設が完成された技術でないという新聞報道がある。11月7日の日経に書いてあったが、三重大学の大宮邦夫教授は、「RDF施設では発熱や可燃性ガス発生のおそれがあるが、関係者の認識が薄かった」と指摘されている。自治体とメーカーのもたれ合いが事故の背景にあるという声もある。事故が起こってけが人が出る、死人が出るということが広瀬地区であってはならない。だから、処理方式を一から見直してもらいたい、こういう声もありました。

5つ目は、RDF炭化方式はRDF方式に比べて排気ガスの量が多い分有害物質の排出がふえるはず。1日に排気するガスの量は幾らぐらいか。燃やすのと変わらないのではないかと。有害物質は空気中に漂うのではなく、落ちて蓄積するので、微量であっても15年たったらどうなるのか心配であると。このように農業をやられてる方の声もありました。

6つ目、炭化でガスが出るが、その組成と、ごみ1トン当たりどのくらいのガスが出るのか。また、そのガスを燃やすと何カロリー出るのか。堆肥をつくるときに出るガスと炭化のときのガスは違うと。ダイオキシンは土壌で分解されないから問題になっている。ダイオキシンは人間について大丈夫でも、農業地帯では農作物への影響が心配であると。炭化は高温であり、ガス中の物質が活性化するから影響が出る、その辺を考えてほしい。RDF施設はトラブルが多いと言われているが、炭化にした場合、炭化部分が故障したらRDFが蓄積し、三重県のような事故が心配であると。ごみピットに200トン満杯になったらかなりの熱量と発酵熱が出る。今稼働している施設でどのくらいの修理期間担っているのか教えてほしいと、このような声もありました。

高温炭化により良質な炭化物が可能だと言われるが、炭化温度が高いため、揮発分や有害

重金属が除去された良質な炭化物が製造することが可能というわけではありますが、この揮発分や有害重金属はどこへ行くのか。この辺が主なこの11月16日広瀬区住民の集会であった声であります。なかなかあの場所では、住民の皆様も1回球を投げてその質問を答えてあげが精いっぱい、周りにいた私も不完全燃焼ではなかったのかなあとと思うので、再びこの声をこの場所で言わさしていただき、町から詳細に説明責任を問うのであります。

2つ目であります。文部科学省は3カ年計画で来年度から、子どもの居場所づくり新プランが実施されることとなり、広陵町においての取り組みについて問うわけであります。

ことしの6月の定例会で、昨年4月から実施された完全学校週5日制について、町内での児童・生徒、保護者はどのように評価しているかを問うたわけであります。学校施設の開放等含め、町の教育委員会はどう週5日制を地域に徹底し、その趣旨が保護者に十分理解してもらう努力が必要であると訴えてきたのであります。また、完全週5日制になって、町内においての数値、パーセントは、5日制でよかったというのが7割、反面、することがなくてつまらないが3割。特に、することがなくてつまらないとのこの3割の子供、家庭に対する指導が必要ではないかとの問いに教育委員会は、教育を受ける者の発達段階に応じ、知・徳・体の調和のとれた教育や、基礎・基本の確かな学力、心の教育の充実に努め、5日制が始まり、教育水準、学習負担、受け入れ体制を充実して進めたいとこの定例会で私の質問に答えたのであります。私は、完全週5日制で、今こそ地域が教育する力をつけるよう努力することが望ましいと思っていることを訴えてきたところであります。

今回質問する子どもの居場所づくり新プランを実施することは、近年、テレビ、新聞のニュースの中に子供の非行や問題行動で暗いニュースが余りにも多いのではないかと。こうした問題行動を防ぐには地域や家庭の教育を高めることが必要不可欠、こうした視点から文部科学省は3カ年計画で子どもの居場所づくり新プランを実施することになったようではありますが、ではこの計画を広陵町においてはどのように取り組もうとしているのかを考えを聞くのであります。

3つ目であります。老人保健制度の一部改正によって自己負担限度額を超えた分を払い戻す制度ができたのでありますが、広陵町役場は保険年金課が発行している「平成14年10月から変わります 老人保健でお医者さんにかかる時」という冊子が発行されておるのであります。その中を見ますと、1つは、医療受給者証が変わります。お医者さんの窓口で支払う自己負担1割または2割に応じた医療受給証になりましたと。以前のものは使えませんのでご注意くださいと。2つ目は、医療費が高額になったときの限度額が変わります。1カ

月の医療費が高額になったときは、申請して認められると自己負担額を超えた分が後から支給されます。同じ世帯に老人保健でお医者さんにかかっている方が複数いる場合は合算することができますと。3つ目は、75歳（一定の障害がある方は65歳）以上の方は、老人保健で医療を受けます。75歳になるまでは現在の医療保険で医療を受けます。また、75歳になると老人保健で医療を受けます。

以上、説明書にあったように、自己負担額を超えた分があると後から支給されますとあるが、広陵町における払い戻しの対象者、その申請を出し支給を受ける現状を聞きたいと思っています。以上です。

議 長 ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 山田議員の質問にお答えをいたします。

RDF炭化方式の説明責任を問われているところでございますが、山田議員におかれましては、昨年は議長として、ことしはごみ問題特別委員長としてごみ問題に常に前向きにお取り組みをいただき、また広瀬区民というお立場から、大変なご心労を煩わせておりますことに敬意と感謝を申し上げます。

私は、平成13年7月に町長に就任させていただき、新清掃施設の建設問題を町政の最重要課題として取り組ませていただけてきました。古寺区を初め地元周辺大字の説明会において、多くの住民の方々が切実な問題としてこの新清掃施設のことをお考えいただいていることを強く感じているものでございます。山田議員が今、地元広瀬の皆さんのいろんな角度からのご心配を本会議の場で発言されました。苦渋の選択で、RDF方式ならという意見、地域のエゴばかり言うのもおかしい。町全体の視点も必要だろうという意見、発熱や可燃性ガス発生のおそれがあるのならRDF方式を見直すべきだという意見、炭化すれば排ガスの総量がふえるはずだという意見もありました。有害物質、対策は万全かという意見等々、私も区民の方々の切々たる思いをしっかりと受けとめてまいりたいと常々思っております。古寺、広瀬、中、百済への説明に何うと、大変熱心にご研究されている方がかなりおられまして、激論となるような専門的な議論の場もしばしばございました。

町といたしましては、感謝すると同時に、皆さんの安全と安心を願うお気持ちを我が事として今後も進めてまいりますので、皆さんにもどうぞよろしくお伝えいただきますようお願いいたします。

特に、RDF炭化施設とさせていただきましたのは、RDF施設の現状について、処理方式検討委員会において相当詳細な調査アンケートを実施していただきました。また、その後

三重県の事故調査結果報告書や環境省のごみ固形燃料適正管理検討会の調査データなどから、RDF方式は課題はあるものの対応策が講じられ、いずれの施設も適正に稼働されているということを確認しました。ただ、RDFそのものの引き取りについて、先ほど青木議員にもお答えをいたしましたとおり、若干の不安がありますので、炭化を加えさせていただきたいというものでございます。炭化方式をご理解いただく説明は、先進現場を見ていただくとともに、ビデオや資料など準備もしております。最善を尽くし説明責任を果たしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

2番目は教育長がお答えを申し上げます。

3番目は、老人保健制度の一部改正により、毎月の自己負担限度額を超えた分を払い戻す制度が始まったが、広陵町における払い戻し対象者、そのうち申請を出し支給を受ける人の現状をどうかというご質問でございます。

平成14年10月に老人保健制度が一部改正されたことにより、高額医療費制度が設けられたことは議員もご承知のことと存じます。この高額医療費は高齢者からの申請に基づき支給することになっておりますが、制度の不知等により申請漏れを防止する観点から、支給対象となる人に対しはがきで通知を行い対応しております。

申請の状況につきましては、平成14年10月診療月から平成15年3月診療月までの6カ月間で、高額医療費の該当延べ件数は1,266件、うち支給件数は1,251件、高額医療費の該当総額は603万3,970円でございます。うち支給額は601万8,385円となっております。以上のとおりでございます。

議 長 教育長！

教 育 長 山田議員のご質問にお答えいたします。

質問事項2番、文部科学省が3年計画で来年度から子どもの居場所づくり新プランを実施されることとなり、広陵町においての取り組みについてのご質問でございます。

子どもの居場所づくり事業については、放課後や週末にスポーツや文化活動を楽しめることを目的とし、子供たちの指導をお願いするのは教員資格を有する者、大学生、民生委員、保護司、社会教育団体やスポーツクラブの指導員、PTA関係などで、これらの人をボランティアとして登録し、子供の居場所の体験メニューをつくったり、あわせて地域の人材を活用するコーディネーターも配置しようとするものであると認識しております。

この事業は、国においても新規事業として計画しているもので、学校施設も活用して、子供たちの放課後や週末におけるスポーツ・文化活動などのさまざまな活動を支援する指導員

の派遣を計画的に進めるというものであります。

現在の段階におきましては詳細につきましては未確定であります。本町といたしまして、教育の原点である心の居場所について、ボランティアティーチャーやゲストティーチャーによるふれあい学習の場を研究し、創造していきたくと考えております。以上でございます。

議 長 1 番議員！

1 番議員 では、一番初め、先ほどの町長の答弁、まあそうですね、感想といえば理解を得れたかと、説明責任がしていただけたかという、なかなか理解できないかなと正直思います。やはり町側から述べられとるこういう状況だからRDFだということは、私も住民の一人としてわかるわけではありますが、11月16日には、今先ほど7つの主な意見等を壇上で言わさしていただいて、そして町民側から見たRDFプラス炭化方式についてはいろいろな疑問点があり、また信頼性、あの地域においては、やはり農産物をつくっておられる、また田原本と古寺との間に挟まれたところで、やはりこれからの将来農産物をつくっても売れるかなと。私も一緒によくスーパーに行くわけではありますが、農産物の広陵町百済のだれだれですとって写真も入ってサティに行けばあるわけで、ああ広陵町の方がつくった野菜がこうした写真も添えてつくっておられるんだなあと思って、買おうかなとつい手を出すわけですが、今広瀬区においては一番の重要な優良農地を抱えながら、そしてこうした清掃センター問題を抱える中で、苦しみは当然町長もわかり、私もわかるわけではありますが、けれども、どっかにつくらないかん。それだけに、やはり責任ある説明、安心、信頼性、安全性と、この3つの柱が必要ではないかなあと思っています。

あの11月16日はやはり時間的にも大分かかりましたので、質問においては理事者の答弁も住民に十分伝わっていないという不完全燃焼もあるわけでありまして、また質問された方々においても、球の投げ合いはなかなかああいう場所ではできないわけでもありますので、私の持ち時間あと34分あるわけでもありますので、部長、私の時間を十分使っていただいても結構です。あと2番、3番は、また後日だれか後に同じような質問もされているようですので任しておいて、今上で述べたことについて部長の方から回答を得たいと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 山田委員長のご質問にお答えをいたしたいと思ひます。

広瀬区の説明会、過日11月16日に出向かせていただきまして、ただいまおっしゃっていただきましたように、町といたしましてはRDF炭化方式で進めさせていただきたいとい

うことをお願いをいたしました。今、広瀬区の方で議論をいただいているということもお聞きをいたしております。

当日の説明が、我々一生懸命やったつもりでございましたが、やはり説明をさせていただく側と受ける側とはやはり違うということを痛感いたしました次第でございます。この場をおかりしまして改めてご説明を申し上げたいと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、1つ目の広瀬区が初めからRDF施設であればやむなしということで苦渋の選択をするというふうに表明をしていただきました。なぜRDF方式から炭化方式に変わったのかということにつきましてご説明を申し上げたいと思ひます。

町は平成7年からこの新しい清掃施設の建設計画に取り組んだわけでごさいます、当初は夢の燃料ができるRDF方式という売り文句で、この方式が広陵町にとって一番いいということで取り組んだわけでごさいます。全国的にもやはりRDF施設が建設をされまして、地域におきましてはRDFそのものを燃料としてきちんと利用されているところもございませう。それから、三重県等においては県を挙げてRDF発電所の建設計画、今はトラブルは起こりましたが、そういう理念に基づいて取り組まれているということで、このRDF方式につきましては、我々は資源循環型社会の中において非常にすぐれたシステムというふうに理解はいたしておりました。平成7年から古寺にRDFをご提案申し上げておりました、平成11年ごろにRDF炭化方式というのも出てまいります。それに至りましたのは、RDFの利用先の課題が出てきたということもございませう。広瀬区に改めて第1回目の説明に伺ったのが13年12月でごさいます。古寺に説明に伺いましたのが平成7年でごさいます。この間、広瀬区には一切説明を申し上げませんでした。今の平岡町長になりましてから広瀬区に出向いて説明を申し上げたわけでごさいます、説明を求めていたにもかかわらず町は一切説明をしなかったということについても厳しいおしかりをいただいたわけでごさいます。その説明の中では、RDFの利用については、当時は日本下水道事業団で引き取っていただけるという裏づけがございましたので、町としては利用については責任を持って対応をさせていただきますということを申し上げて説明をさせていただいたものでございませう、先ほども町長が青木議員のときにもご説明を申し上げましたように、日本下水道事業団の経営主体が変更されるということで非常に不確定な要素も出てまいりました。それにかわる方法といたしまして民間の施設での利用も模索をいたしておりました、セメント会社と交渉をいたしてありますが、いかんせんRDFそのものの引き取り単価が高いという点もございませう、また炭化物にすることによる炭化物の利用の有利性ということも明らかになってまいりまし

た。私たちが全国のあらゆる施設を見学をさせていただきまして、そのことも確認をさせていただいて、RDF炭化方式が一番いいという結論に達し、広瀬区の皆さん方にもこの方式について自信を持ってご提案できるという結論に達しましたので、過日その旨お願いをしたわけでございます。

それから、2つ目のことでございますが、処理方式検討委員会の中ではごみ固形燃料化の炭化方式がよいという表現を町長が申し上げたということで誤解を与えたわけでございますが、処理方式検討委員会の検討結果報告書のまとめでは、地域住民の技術の信頼性、経済性、環境負荷からごみ燃料化方式が妥当という結論でございますので、ごみ燃料化方式の中にRDF方式とRDF炭化方式は含まれてございます。ちょっと誤解を与えた点はおわびを申し上げます。

それから、3つ目でございますが、朝日新聞の記事で、全国的にいろいろトラブルがある、あるいはRDFを逆有償でお金を払うなど、採算を考えてそんなばかなことはないというご意見もいただきまして、いろいろご批判もいただいたわけでございますが、RDFそのものを灯油等を用いまして乾燥させ、それを燃料として利用するということは、石油エネルギーを使って使えない燃料をつくるというふうに誤解されがちでございますが、灯油を使いましてごみを処理をするという観点からお考えをいただき、それが燃料として利用できるというところから、RDFの理念については我々は間違いないものというふうに考えております。ただ、引き取りに当たっては、なかなかその利用先が確保できないという問題がございますので、先ほども申し上げましたように炭化方式で進めたいというふうに考えております。

それから、4つ目でございます。RDF施設が完成された技術ではないと。三重大の大宮邦夫教授も、可燃性ガスの発生が……、これは微生物の方が原因しているという説をお持ちの先生であるとお聞きをいたしております。町におきましては、三重県のRDF発電所の爆発事故の調査結果報告書を手に入れたしておりますので、その内容についても分析をいたしております。RDFそのものは燃料であると、可燃物であるということの視点が欠けているという指摘もございまして、我々もその点については、確かに取り扱いに当たった職員の注意義務が十分でなかったのではないかと感じております。また、施設的设计に当たっては、その安全対策において非常に不備があったという点も指摘がございます。そういった点を踏まえまして、新しい町の施設づくりには十分反映をさせていきたいというふうに思っております。

それから、5つ目のRDF炭化方式につきましては、RDF方式に比べて排気ガスの量が多いという指摘をいただいております。排気ガスの量が多いということは、有害物質がたくさん排出されると、総量で有害物質が多くなるという指摘でございます。RDF炭化は焼却と変わらないのではないかとということでございます。確かに、RDF施設に比べましてRDF炭化施設の排ガス量は、焼却方式まではいきませんが、非常に排ガス量はRDF方式の量に比べますと格段に多いということは間違いございません。今後、排ガス量のデータにつきましては、プラントメーカーから見積設計図書を徴取をいたしまして明らかにしていかなければならないというふうに思っておりますが、従来の焼却炉の場合は、ごみを完全燃焼させるためにたくさんの空気を送り込んでおまして、一番焼却方式が排気ガスの量が多くなるわけでございます。それに比べまして炭化炉につきましては、ごみを焼却するというのはございませんで、低酸素雰囲気の中で熱を加えましてガスを還流するという手順でございます。ただ、出てまいりましたガスは当然これを燃焼させますので、排気ガスの量がその分ふえてまいります。焼却に比べますと炭化物が残る分排気ガスの量が少ないと、理論的にはそのようになるわけでございますので、それにいたしましても排気ガスの量はRDF施設に比べて格段に多くなるわけでございます。ただ、生活環境への影響につきましては、生活環境影響調査を実施いたしまして、環境影響評価委員会の中でそのことを十分明らかにしてまいりたいと思います。施設の設計に当たりましては、環境に与える影響を極力低減させるための設計に取り組みたいというふうに思っております。今現在環境影響調査を実施いたしておりますが、今現在は施設がございませんで、今の状態の数字が明らかになるわけでございます。今度施設ができましたら、できれば我々の希望といたしましては、今現在の測定数値がそのまま横に推移する程度の施設づくりをやっていければというふうに思っております。中間報告、最近、5日の日に環境影響評価委員会がございまして中間報告がございまして、すべての数値が——ほとんどでございまして、環境基準を満たしているという報告がございました。言葉を返せば環境基準さえ守ればそれでいいのかということにもなりますので、今現在の数値と環境基準には幅がございまして、その幅の範囲内であればどんな施設づくりをしてもいいのかということになってまいりますので、そのあたりは今現在の状況を極力維持するという思想で施設の設計に当たりたいというふうに思います。

それから、6つ目でございます。炭化でガスが出るが、その組成とごみ1トン当たりのガスの量ということでございます。これも先ほどプラントメーカーからのデータを徴取をして具体的に説明をしてまいりたいと思います。

それから、ダイオキシンの問題でございますが、ダイオキシンは空気中にバグフィルター、それから触媒装置等を通じまして排気をいたしますので、排出は極力低減をするように努めてまいります。ただ、ゼロというわけにはまいりませんので、その分が土壤に降り注ぐということも考えなければなりません。そのため、環境影響調査を今現在土壤の調査もやらせていただいております、この数値を、先ほども申し上げましたように今現在の基準を維持するよう努めてまいりたいというふうに思います。

それから、炭化の温度でございます。高温でガス中の物質が活性するから影響が出る。そのあたりはどうなのかというご質問もいただいたわけでございます。炭化施設は、確かにRDF施設に比べまして高温で処理をするプロセスがございますが、排気ガスが排気筒から出る段階ではRDF施設から出る排ガスと同程度の温度まで下げて排出いたしますので、物質については活性化の影響はないと考えております。

それから、ごみピットにごみが、いわゆる機械の故障によって機械設備がとまった場合ごみピットに200トンものごみがいっぱいになるのではないかと。その場合はかなりの熱量と発酵熱が出るのではないかとということでございますが、1日の処理量が200トン以上のごみ処理施設は全国にもたくさんございます。全国の事例からいきましても、200トンのピットで発熱や発酵した事例というのは聞いておりません。ただ、火種が入って火災が起こるというようなことはまれに発生しているわけでございますが、そのあたりはピットの安全対策、設備で十分対応してまいりたいというふうに思います。

それから、現在稼働している施設でどのくらいの修理期間になっているのかということで、調査をいたしました結果、最も長いもので3日ということでございます。これはRDF施設に限ってでございます。しかしながら、機械設備の配置の改善等で、今では大体24時間程度で修理が可能というところが多いようでございます。私たちも全国のあちこちのRDF施設を見学をさせていただきますと、メーカーによってレイアウトの仕方も違いますし、地形によってもその組み立て方が異なってまいります。このあたり広陵町の地形に合った方式で、一番メンテナンスのしやすい方法、レイアウトを協議をしてみたいと思います。

7つ目に、高温炭化により良質な炭化物ができる。ただ、その炭化温度が高いために揮発分や有害重金属が除去された良質な炭化物ができる、そのかわりに揮発分や有害重金属が外へ飛んでしまうのではないかとご指摘もございました。このあたりは、炭化工程で発生しました可燃性のガスにつきましては、燃焼脱臭設備で酸化処理、いわゆる燃焼させまして無害化をいたします。そのガスを、先ほども申し上げましたように冷却をした後に、冷却い

たしますと蒸発状態でありました重金属が固体に戻りますので、それをバグフィルターでとらえまして、キレート剤やセメント等による固化処理をいたしまして最終処分場で埋め立てをして安全な対策を図るというふうにしてまいりたいと思います。

まだ我々の説明では不十分でございまして、広瀬区の皆さん方には先進地の視察もご提案を申し上げております。数回視察は行っていただいたわけですが、もう一度炭化炉の施設見学もしていただければどうかということもご提案を申し上げております。ぜひご参加をいただいて理解を深めていただければというふうに思います。

また、今月の14日に百済区で鍵谷先生にご講演をいただいてそのあたりの説明をさせていただく予定でございます。この鍵谷先生に百済区だけでなしに、広瀬区、古寺区、中区、それから全町というふうに説明会のご協力を過日お願いをしてまいりました。大変お忙しい先生でございますが、できる日程のあいている限り協力するというふうにおっしゃっていただいておりますので、その先生をお迎えしたときに、私の説明で不十分な点はまた専門家に直接お尋ねをいただく機会を設ければというふうに思っておりますので、何とぞひとつよろしくお願いを申し上げまして私の答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

議 長 1番議員！

1番議員 ありがとうございます。

大体の説明は今されたとおりであります。先日も各垣内、4垣内広瀬区あるわけですが、きのう、土曜日の夜は我が住んでいる田中区において、あの説明どうするか、そしてきょう夜広瀬区の環境問題の委員さんが集まってその4垣内から出た声を結集し、そして近日中に役所に持ってくるというわけですが、いろいろ聞いてみますと、やはりもう黙ってはると。もうそれは何を意味するかと。もう町がやるからしゃあないのかなと。もう強いものにはしゃあないかなと。しかしまた、来てもやはり不安があるなということが最大のポイントではないかなと。我々もこうしたときに出くわしたわけでありまして、地元の議員としてもやはり町が提案されたものをなるほどなあとあって100%賛成するのが本当かわかりませんが、やはり住民の声、これも大切であるわけでありまして、やはり今地元の議員として大変苦労している。私も苦渋の選択をしているということでもあります。これが失敗を許さないわけでありまして、失敗したからまあしゃあないなど。また、暗黙の声というのは、やはりおいらが言うていたやんか、ほら失敗したやないかと、ざまあ見やがれというようなことはないかもわかりませんが、事故は絶対にしてはならん。先ほどにも死人が一人でも出たらだめだという声もあったわけですから。ですから、この議会とい

うのは、町長側にとっても、我々議員にとっても本当に大切な今正念場を迎えているのではないか。ですから、広瀬区の声が町の全体の声ではないかと思って町長に説明責任を求めたわけでありませう。

今、部長がやはり今るる説明あった。そして、具体的に町長のところからはなかった。けれども、部長の方から今るるそれなりに理解を得るように、また傍聴の中にも広瀬区の皆さんいらっしゃいますが、わかっていただけたかなとは思いますが、また少し足らんなあと、頼りないなあと思える点もあるわけでありませうが、再度町長の方から、もう一度尋ねますけれども、このRDFプラス炭化方式について、絶対に大丈夫であると、任していただきたいともう一度ここで、先ほども言われました政治生命をかけてという言葉がありました。私も地元の議員として、万が一このRDFプラス炭化方式をゴー出すならば私も責任があるわけでありませうので、それも含めて町長、もう一度説明をお願いしたいと思っております。

議 長 町長！

町 長 ただいま部長が詳しく炭化方式の説明をさせていただきました。基本的には私は事務屋でございまして、炉の内容、また処理方式のシステムなど、到底皆さんに説得する力は持っておりませう。この町のなくてはならないごみ処理施設が必要だと、そういう思いで私もこの任期いっぱい、町の最重要課題としてごみ処理施設は必要だと。地元の皆さんに炭化方式をお願いをするわけでございますので、一人でも多くの人にご認識をしていただくための努力は続けてまいります。知恵を絞りながら地域の皆さんに炭化方式を実現できますようにしっかりと政治生命をかけて説明をしてまいりますので、どうぞ議員さんの方も力強いお支えをいただきますようお願いを申し上げて、頑張ることをお誓いをする次第でございます。

議 長 1番議員！

1番議員 では、時間11分ほどありますので、2番目についての質問させていただきたいと思っております。

やはり新しいプラン、いわゆる子どもの居場所づくり新プランの柱となるのは、やはり地域子供の教育推進事業ではないかと言われております。これは主に小学校の校庭や教室などを子供の活動拠点となる居場所として開放するものです。月曜日から金曜日の午後3時から5時ごろまで、教室や校庭、公民館などを活用しスポーツや各種文化活動を行うものだそうでありませうが、こうしたことを展望を持っているのかどうか。

やはり今、週5日制について問うても、学校開放についてはなかなか厳しいなというのが

現状でありますけれども、本当にこうした地域子供教室推進事業ができて本当にできんのかできないのか。今の現状を見るとなかなか厳しいのではないかと思いますけれども、何か違った、教育長かわられて何か展望があるのかどうか、ひとつお願いします。

それから、2つ目ですが、地域の皆さんのボランティア参加がポイントになってくるわけですが、先ほど答弁の中にもボランティアの皆さんを結集させていただくというような答弁あったかなとは思いますが、具体的にどのように考えておられるのか。

それから3つ目は、この新しいプランには家庭教育の充実を盛り込まれているが、その具体策はあるのかどうか。やはり私は常に、大変厳しい中、PTAの会長を、中学校が、先生もご存じかわかりませんが、平成3年から5年間広陵中学校大変厳しい状況で、警察問題にもなったときに、PTAの会長を3年間させていただきました。本来なら1年でやめるべきところですが、3年を持たざるを得なくなった。その中で感じたことは、学校教育よりもやはり家庭教育ではないか。子供がおる家庭こそが教育の出発ではないか。ですから、家庭教育、そして学校教育、社会教育、生涯教育と、これこそが大きな一本のつながっていくならば素晴らしいもんができるのではないかと。私たちはこの当時、今思い出しますと毎日参観という本当に父兄の皆さんにお願いし毎日授業参観をしていただいた。そして、子供との触れ合いも少しずつよくなったのではないかと。やはり親の背中を見て育つとよく言われますが、それを実感したあの当時であります。今こうした質問をするにおいても、やはり家庭教育が大事ではないかと。また、先生方の年代、余り変わらんのか、我々も変わらんと思えますけれども、やはり地域には出しゃばったおばちゃんがおったのではないかと。今は、何か声をかけたら怖いような環境で、もうはれものにさわるようによその子供には声をかけないようなことが水面下ではあるのではないかと。当時は、子供ができなかったら、何でできんやと、教えたろかというような、こういう冗談めいた本当のような話もあったわけでありまして、今はそうした地域はないのではないかと。これこそ今21世紀になって教育が重要課題となってきた中で、この子ども居場所づくり新プラン、お母さんの子育て学習、そして子育ての理解講座、そして地域子ども教室、こうした3つの柱が家庭教育の充実へ具体的にこうしたプランを掲げながらあるわけであります。

ですから、新しい教育長もかわられましたし、また考え方も変わってくるのが当然でありますから、どうぞ頑張ってくださいたいなあと。生意気なことを言うわけでありましてもお許しいただいて、立場上このようになっておりますのでやむを得ないとこお許しいただいて、そして我々に毎月いただく、いただくというよりも、いただく地方議会人の中にも、こ

の子どもの居場所づくりの重点政策として文部科学省が述べておられることもありますが、どうかご理解いただいて十分広陵町のこの居場所づくりに対する考えを聞かしていただければうれしいなと思います。以上です。

議 長 教育長！

教育長 十分にお答えになるかどうかはわかりませんが、私の考え方をお話しさせていただきますと思います。

まず、今言われています文部科学省の3年間計画で来年度から実施されると言われている子どもの居場所づくりなんですけども、先ほど議員の方からご指摘ありましたように、日本の学校で実際学校開放いろんな形になってきたときには、学校教育と社会教育とのはざまというのは大変難しいもんだちゅうことは私も実感しております。私も中学校ばかりでいましたので、反対に学校開放というのは部活動の方の形の中で開放は大変しにくい状態であったことも事実であります。

けど、今こういう状態を考えてみますと、日本の状態を考えてみますと、やはりどうしても、私自身の私見なんですけども、小学校区をいかにして開放していくかというところに重点を置いたときには少し明るさが見えてくるんじゃないかなと、こんなことも今1つ思っております。

その中で、1つは文化活動、それからスポーツ活動等もいくわけですけども、なかなかそのとこで実際にスポーツ活動、私は運動しておりましたので、スポーツの指導者となってきたときには大変難しいところもあります。しかし、そういうことを乗り越えてでもやはりスポーツとか文化の指導者というものを寄せ集めていかななくてはならないなと、こういうことと思います。

それから、そのことにはボランティア活動とのつながりもあるわけですけども、そのところはもう少し私の考え方もあるんですけども、これはもちろん人、物、金というところが必要ですので、私が今こういうことをしたいと言っても、どうしてもやっぱり町当局との話し合いもしなくてはなりませんので、そのことの話は割愛させていただきたいと思います。

それから、家庭教育の充実ということをお話しさせていただきました。私も、それはもう常々思っております。特に、今中学校の方では心の相談員とかも置かれているわけですけども、私は先ほど言いましたように中学校にずっといましたので、もう正直言いまして中学校の方では遅いというような感じを持っております。できたら小学校の方の中で親がそういう子育てについての相談できるようなそういうものがあればなあと、こんなことも実際考えており

ます。実のところ、来年度ひょっとしたら奈良県の方でも子供と親の相談員というものを、小学校で言いますと最大70校ほど考えておられるわけですが、いろいろな条件があります。私もいろんな人と相談してもらいながら、今広陵町も手を上げさせていただきました。ただ、それがすべて通るか通らないかちゅうようなところはわからないわけですが、しかし私も今議員が指摘されましたように、どうしてもやっぱり地域と子供というものは結びつきたいと、こういうことを思っておりますし、特に親の子育ての相談ちゅうものは充実していきたいな、こんなことを思っております。

またもう一つは、私の一番大きな仕事としては、地域、学校、それから家庭というもんをいかにして結びつけるかということなんですけども、それはそれとして、また先ほど言いましたようにこれにはちょっと予算も必要なこともあると思うんですけども、例えば私の全くの私見でございますねけども、例えば私が一番最後に勤めておったところで考えてきたときには、日本には類のない祭りという伝統的な文化があるわけですが、そういう中に子供たちをいかにして入れ込んで、今まで子供たちがお客さんとして扱ってきたのを、子供たちにどのような形でそれを一つ責任を持たす中で地域の住民の意識というものを向上させることによって、子供たちの居場所というもの、もちろん遊ぶ場所も必要かもわかりませんが、心の居場所というのも出てくるんじゃないかな、こんなことを思っております。

ちょっと準備が不足でうまく答えにならなかったかもわかりませんが、私の意のするところをお酌み取り願いたいと、このように思います。以上です。

議 長 1番議員！

1番議員 今教育長の言われたことを含めて、やはり週5日制にもなり、そして子供を取り巻く環境も本当に厳しいものはあるわけで、広陵町だけではなく、また地域、全国的にもいろんなニュース等を見ましてもなかなか厳しい状況のことはもう十分皆さんもご存じのとおりであります。いろんな施策を国の方からやられるわけですが、先ほどの補正予算の中にもあったようなアンケート調査等もやられるわけですが、どうか横の連携を取りながら、そして地域が本当の教育力をつけるのが今こそ来たのではないかと、やはり大切なことだと思います。21世紀は教育の時代と言われ、また環境の時代と言われる中で、どうか教育にも、町長、予算が要るようでありますけれども、どうかごみ問題も大切であります、どうか教育、人づくりのためにもどうかこの考えを、教育長を呼んでこられたわけですから、ぜひとも諸般の希望をかなえてあげるように私の方からもお願いいたします。以上です。

議 長 答弁はよろしいか。（1番議員「はい、結構です。」）もうこれで質問終わりです

か。(1番議員「はい、終わりです。」)

以上で山田君の一般質問は終了いたしました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

なお、本日用れなかった一般質問につきましては、9日午前10時から引き続き行うことといたします。

本日はこれにて延会いたします。

(P.M. 4 : 35延会)

平成15年12月9日広陵町議会
第4回定例会会議録（3日目）

平成15年12月9日広陵町議会第4回定例会（第3日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、13名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	小原昇
3番	片岡福美	4番	寺前憲一
5番	松野悦子	7番	吉田信弘
8番	中山正	10番	青木義勝
11番	笹井正隆	12番	坂口友良
13番	山本悦雄	15番	吉岡章男
16番	出張光男		

2 欠席議員は、2名で次のとおりである。

9番	山本登	14番	松本政治
----	-----	-----	------

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山惠俊
収入役	和田建三	教育長	安田義典
企画財政部長	土佐敏行	総務部長	中尾勝
住民生活部長	吉村正勝	環境整備部長	山村吉由
都市整備部長	中尾寛	教育長職務代理者	大西利実
教育委員会事務局長	笹井由明	水道局長	森田久雄
総務部参与	森川勇	健康福祉部参与	竹嶋昇
住民生活部参与	竹田健次	住民生活部参与	山本新三
都市整備部参与	和田信次		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 西 辻 眞 治

書 記 野 村 克 也 上 田 勝 代

議 長 ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:10開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

議案第73号は本日追加議案として提出されたもので、この際よろしくご審議をお願いいたします。

日程番号 付 議 事 件

1 議案第73号 町道の路線認定について

2 一 般 質 問

議 長 まず日程1番、議案第73号、町道の路線認定についてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。 都市整備部長！

都市整備部長 それでは、町道の認定路線を2路線追加していただくということでございます。

議案書の3ページの地図をごらんになっていただきたいと思います。ご存じのとおり、この路線につきましては、新しい清掃センターへ進入する道路でございます。いわゆる農免道路の関西電力の発電所から北へ新清掃センターの敷地に向けて新設する道路でございます。地図上の真ん中あたりで新清掃センターへ進入するために土庫川を渡って橋梁がかけられます。そこをまず終点として、古寺東幹線を新しくつくる計画をしております。幅員とか構成につきましては、別添の資料にもありますように、10.25メートルの幅員でありまして、車道を2車線、片側に、西側に歩道を設置いたしております。

この路線につきましては、いわゆる今説明しました路線が補助の対象となっている道路でありまして、緊急道路整備事業という名目で国の補助を受けることになっております。この路線を一つの路線としまして、別に今申しました橋梁の部分から中へ至る終点、古寺50番地

の1の先でございますが、その路線を古寺・中線という名称をつけまして、延長370メートルをお願いするものでございます。幅員の構成につきましては、先ほどの東幹線と一緒にございます。

この時期に道路の形態がない形で町道認定をお願いするわけですが、過去におきましても、中和幹線、笠ハリサキ線におきましても、町道認定を先にお願いいたしまして、後に工事をやって供用開始という手順を踏んでおります。町の主要な幹線という形で今回もお願いしたいと思っております。

それと、つい最近になりましてその用地を買うに当たりまして、税務署の方と協議をいたしましたところ、道路としての予算はついてはおりますが、町道として認定をしていなければ、収用の対象という事業と認めないという税務署の方の見解がございましたので、今年度で用地を買収するという予定のどこから、今回緊急に追加議案として上程させていただいたものでございます。よろしくお願いいたします。以上でございます。

議 長 本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 5番議員！

5番議員 今回はちょっと従前の認定と全く違った形での提案になっていまして、今、説明もいただいたわけですが、この用地についての地権者の同意の状況について、まずお聞きをしておきたいと思っております。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 地権者の方には、去る10月5日に説明会をさせていただきまして、分筆をさせていただかなければなりませんので、お集まりをいただきまして、測量の現地立ち入り等のご協力をお願いしたところでございます。その後、現地に立会を皆さん方お願いをいたしまして、現地に立ち会いをしていただき、測量のくいに基づいて、隣地との筆界、道路の幅員等のくい、それぞれ確認をしていただきました。総体的にご協力いただけるということで、皆さんお示しをしていただいております。ただ、一部にまだご同意をいただけない方もございますので、鋭意ご協力のお願いを続けてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

議 長 5番議員！

5番議員 まだ一部に同意いただいていないという状況なんですけれども、もし今回認定を先にしますと、強制収用ということをしていくケースを想定しながら、こういう対応されているのかなということで不安に思うんですけれども、この点についてどのように考え、対応されていくのかという点をお聞きしておきたいと思っております。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 ただいま都市整備部長がご説明申し上げましたように、事業の収用に当たりまして、税務署との協議の結果、先に認定をお願いするということにさせていただいたものでございまして、もちろん事業の手法といたしましては、収用という制度もございしますが、我々といたしましてはご理解いただけるまで頑張ってお説明をさせていただきたい、お願いを続けてまいりたいというふうに思います。（5番議員「その収用というのは、要するに強制収用のことを言ってるのですか。」）はい、そうです。

議 長 ほかにございませんか。

（なしの声あり）

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程2番、一般質問を行います。

8日の一般質問に続きまして、これより片岡君の発言を許します。

3番議員 では、一般質問させていただきます。久しぶりでございますので、お聞き苦しいところもあるかと思いますが、よろしくお願いをいたしたいと思います。

まず、通告書をお出ししておりますので、通告内容、その通告書に従いまして第1回目の質問をさせていただきます。

医療費の窓口負担の軽減をとということが初めの質問でございます。

健康保険法の改悪によりまして、患者の皆さんの負担がますますとふえて、お医者さんに行くのも、財布の中身と相談しなければいけないというふうな状態が非常にふえてきているのが実情でございます。このような中で、本来後で返ってくる、患者さん本人が負担しなくてもよい医療費を窓口で一たん支払って、数カ月後に手続の上に返還されるという償還払いというのは、大変な負担となってきております。現在、償還払いとなっております70歳以上の高齢者の方々、また3歳未満の乳幼児、そして高額医療費、この3点が窓口の負担になってるわけですけれども、その窓口負担を軽減をしていただきたい、このことが第1番の質問でございます。

2番目の質問でございますが、現清掃センターの操業期限の完全実施についてということ

でお願いをしております。

現清掃センターの操業期限は17年6月30日ということが、和解により決定をされております。町が今出されているスケジュールによりまして、2年程度おくれるということが予測されております。町長はその場合、可燃ごみは他の市や町、また業者に委託するという言明をされておるわけですけれども、現清掃センターの業務はそのほかにもたくさんございます。今、現清掃センターが行ってる業務の内容及びその移管スケジュールはどのようになっているのかをお聞きをしたいというふうに思います。

3番目の質問でございます。

国民年金の免除制度に対しての追納制度についてでございます。

国民年金等年金制度の改悪案が出されまして、年金制度の不信、不安というのが一層拡大してきております。若年層や低所得者の方々の中には、払いたくても払えずに免除制度や学生納付特例制度を一時的に利用して、いざ払い込もうとすると加算率が掛けられ、最高では47%のアップということになります。このような大幅なアップ率になるということが、初めに特例制度を利用しようとしたときに説明がされていません。このような今の年金制度全般についてもっと丁寧な説明をしていただきたい、このようにお願いをしたいと思います。

4番目に、民生委員制度の充実についてでございます。

民生委員の皆さんが、広陵町内には今45名の方が日夜努力されていることでございます。非常に大変な中で頑張っておられるということで敬意を表するところでございますが、町民の皆さんの生活が一段と厳しくなりました、民生委員さんのお仕事がますますふえて、その多様なニーズにこたえるには、いろいろな研修を町としても実施をされているところだというふうに思います。ところが、その内容というのが、やっぱり一般住民の方には見えてきていないというのが実情ではないでしょうか。この2年間の研修内容とその目的、また新しい民生委員さんを推薦する基準の説明をお願いをしたいと思います。以上の4点でございます。よろしくお願いをいたします。

議 長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 片岡議員さんの質問にお答えをいたしたいと思います。

まず初めの医療費の窓口負担の軽減ということでございますが、答弁は、現在老人保健法による対象者、70歳から75歳の国民健康保険加入者、これを前期高齢者と申しておりますが、及び乳児等の対象者は公費で助成しているところであります。

ご質問の内容は、償還払いを窓口で精算する現物給付に改めて対応せよとの趣旨と考えら

れますが、70歳以上の前期高齢者、老人保健対象者については、高額療養費支給の際、各医療機関ごとの1カ月の医療費を合算して支払うため、現物給付にすることは、現行制度上できません。しかしながら、このことについては、機会をとらえ、関係機関に働きかけていきたいと思っております。乳幼児につきましては、少数の保険者を除き、県内での受診は現物給付で対応しているところでもあります。今後、関係機関と協議を図りながら、現物給付の拡大に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

2番目の現清掃センター操業期限の完全実施。

片岡議員は地元の議員でございまして、いろいろご心配をいただき、またいろいろご提案をいただいていることに感謝をしているところでございます。さきの坂口議員にお答えしたとおりでございますが、和解条項を遵守することを前々から申し上げてまいったところでございます。今後、新清掃施設の建設を進めることはもちろんのこと、体制を整え、スケジュールを明確にし、現清掃センターの地元の皆さん方に早い時期にご説明を申し上げたいと存じますので、よろしく願いいたします。

次に、3番目でございます。国民年金の免除制度追納制度についてのご質問でございます。

国民年金制度は、複雑な制度と保険料負担の観点から、制度に対する無理解、無関心が多く見受けられることから、町広報紙で毎月、年金シリーズとして保険料免除制度等年金に関する事項を掲載し、あわせて窓口においてもパンフレットの配布など免除制度及び国民年金の制度についての相談を行い、対応しているところでもあります。今後、一層制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

次、最後でございますが、民生委員制度の充実についてご質問でございます。

ご質問をいただきました民生児童委員のこの2年間の研修内容とその目的についてでございますが、民生委員法第2条に、常に人格見識の向上とその職務を行う上に必要な知識及び技術の習得に努めなければならないと規定されており、毎月開催されます定例会において、県中和福祉事務所から地域福祉推進員を招き、必要に応じ研修会が開催され、研鑽に励んでいただいております。また、上部関係機関等が開催される種々の研修会等にも積極的に参加をいただいております。

さらに、部会を編成され、部会活動の一環として各関係行政機関等から講師派遣をいただき、自主研修をされております。

また、新しい民生委員を推薦する基準についてでございますが、民生委員・児童委員選任要領が出されており、これに基づき、社会福祉に対する理解と熱意があり、地域の実情に通

じ、積極的な活動が期待できる方を民生委員推薦会から推薦をいただいております。以上のとおりでございます。

議 長 3番議員！

3番議員 それでは、1番目の質問の2回目に移らせていただきます。

今、国は少子化対策の一環として、乳幼児医療費を3歳未満の方に対して3割負担を2割に軽減をされました。このことによって多くの自治体では、15年度から乳幼児医療費の助成制度は償還払いということ、これは先ほども説明があったかと思いますが、医療機関で診療後に自己負担金を支払って領収書をもって、1カ月分の領収書をまとめて翌月以降に役場に申請し、そのときに領収書とか印鑑とか振り込みの番号なども必要となるわけですが、そういう申請をして、申請月の翌月の月末に町から指定の口座に振り込まれるという制度なわけです。医療機関の窓口で支払ってから3カ月から4カ月後にならないと医療費が返還をされない。この償還払いから現物給付、やり方はいろいろあるわけですが、受給証、こういう名称も違って来るわけですが、受給証を医療機関の窓口提出すれば、自己負担がなく医療を受けられるということが出来る制度だということに理解をしてるわけです。こういう現物給付に変えてきてる自治体が多くあると。ほんで、先ほど町長も県内の医療を受けている人の大半が、もうこういう現物給付になっているというふうにご回答いただいたわけですが、それはどういう基準というのか、制限ですね、大半がということとはできない人もあるということは、所得制限とかそういうことの区切りになっているのか、どういうことになってるのか、そこもちょっとお聞きしておきたいなというふうに思います。

実際にこれは広陵町だけがやっておられるのか、今の言われてたことに照らしては。奈良県でも、普通の現物給付ということでしておられるのは、今、新庄町とか王寺町とか、また平群町とか斑鳩町などがあるわけですが……（住民生活部参与「乳幼児はね。」）乳幼児、はい。3歳未満の乳幼児は全員ということになってるわけですか。わかりました。でしたら、乳幼児に対しては窓口負担が現物給付でやってるということに理解していいわけですね、はい。これはいつからなってるわけですか。それもお答え願いたいと思います。

それから、今2002年10月から老人医療の1割負担の導入が行われまして、お年寄りの受診がされているのが抑制となって、窓口負担が心配で軽い風邪のときにかかれば1日で済んだものが、肺炎とか気管支炎になってしまうことも多くあるということが言われてるわけです。このような今乳幼児に具体的にどういうふうな形になってるのか、それも一緒にお聞きしたいと思うわけですが、そういうことをこのお年寄りの受給券というのですか、

そういう発行することによって、70歳以上の方でも月1万2,000円以上のことは負担をしなくてもいいというふうな制度にできるのではないかということだと思うわけですが、そのところをご検討をいただきたいなというふうに思います。

それと、国民健康保険では、高額医療費の委任方式というのが認められております。ところが、一般には余り知られていないし、またすることに対してのいろんな制約というのがつけられているかというふうにも思うわけですが、医療機関の方でも余り熟知されていないというのが実情というふうにも、いろいろ問題点があるんじゃないかなというふうに思うわけですが、この委任方式をもっと使いやすいものにしていただけないかというのがお願いでございます。ここまで2つ目の質問でございます。よろしく申し上げます。

議 長 住民生活部参与！

住民生活部参与 それでは、まず1点目の乳幼児に対する県内の制限があるかどうかということでございますが、まず国民健康保険その他社会保険等の被扶養者につきましては、県内の医療につきましては、すべて現物給付になっております。ただし、一部の組合保険につきましては、県内でありましても償還払いという制度になっております。

それから、先ほど少子化対策の一環で、昨年10月に健康保険法等の改正によりまして3割から2割になったということは、議員もご承知のとおりであろうかと、このように思います。

それから、いわゆる現在75歳以上に係ります老人保健法の対象者の、今の患者の医療費の状況でございますが、昨年の改正によりまして1割または2割の負担になったことと思えますが、その分につきましては、現在先ほど町長の方から答弁がありましたように、外来に係る一部負担金につきましては、通常の方でしたら、1カ月の合計をいたしました金額が1万2,000円を超える部分については、後から申請によりまして戻るという制度になっております。その分をすべて合算をするという事務処理上の問題点がございますので、償還払いでしかできないというふうになっております。しかしながら、入院等に係ります一部負担金につきましては、普通の方でしたら4万200円を限度といたしまして、病院の方でその分は現物払いということになっております。

また、国民健康保険に係ります高額の方につきましては、現在医療機関と町と患者との契約とございますか、委任払いという制度を実施しております。この分につきましては、1カ月にかなりの費用が要る場合の分で、被保険者の方が町の方へ来てご相談をいただいた場合、病院側の了解とございますか、そういうようなことがあれば、このような制度もありますよと

いうPRに努めているところでございます。以上です。

議 長 しばらく休憩します。

(A.M. 10:38 休憩)

(A.M. 10:40 再開)

議 長 再開いたします。

3番議員！

3番議員 では、3回目の質問でございます。

私も今回入院いたしまして、高額医療費の払い戻しの手続というのが大変だなということを実感をいたしました。簡単に役場に来られる方、車をお持ちの方などはまだいいわけですが、特に広陵町では交通機関が廃止されたところとか、直接バスの便がないところが多くなって、そういう簡単に町に来ることのできない方にとりましては、何回も町に来なければいけないということが非常に大変だなというふうに思うわけです。払い戻しの手続でございますけれども、今現在70歳以上のお年寄りの方々の外来の窓口負担というのが、先ほども答弁の中でもされていたわけですが、これはお年寄りの方が、また住民の皆さんの声が手続が煩雑で大変だからということで、もう共産党も担当者の方々へご要望させていただく中で、簡素化の手続をしていただくことができました。一度手続をすれば、その後は手続に来なくても口座の方に振り込まれるというふうな手続ができたわけでございますけれども、この簡素化の手続というのを今でしたら乳幼児の場合はいいわけですが、高額医療費の償還の方にも適用をしていただくことができないだろうかということのご検討をお願いをしたいというふうに思います。

ほんで、ちょっと先ほど委任方式に対しまして、町に相談に来ていただいた方に、そら医療機関が了解をしなければいけないということが前提条件としてあるわけですが、町にやはり相談に来ていただいた方には、そういうふうな話をしているということだったわけですが、それは来なければそういう形にならないのか、そういう書類的なものが電話とかなんとかで言われてきたときにその人のところに送るとか、そういうふうな便宜を図っておられるのかどうかということもあわせてお聞きをしたいというふうに思います。

議 長 住民生活部参与！

住民生活部参与 まず、最後の高額な委任払いの件につきまして、その方のケースによりまして、例えばひとり暮らしで若い方でどうしても町の方へ来にくいとか、車がないとかというような場合でしたら、町の方からその方の方に申請書を送って、町の方へ再度今の提出して

くださいというような旨で電話でやりとりをしながら対応しているということで、そのとき、その人の状況によりましてその都度判断して対応していると。あくまでも原則につきましては、町の方へ出向いていただいて申請をしてくださいというのが原則ですが、その被保険者の方の状況によりまして、その都度対応しているというのが現状でございます。

それからもう一つ、高額医療費の中で高齢者の方々と同様に、同じような手続の簡素化というような件の質問があったかと、このように思いますが、やはり高齢者といいましても、国民健康保険の中の世帯主に対しまして、高額療養費の支給対象というふうになりますが、その被保険者の家族の構成の内容等、例えば70歳から75歳までの高齢者の方と若い方が一緒におられるような世帯等につきましても、あくまでもその部分と、また若い方との合算とかという必要がございますので、先ほどの老人保健法に該当する高齢者の方々の事務処理というのはなかなか難しいというような考えを持っております。

なお、このようなことにつきましても、先ほど町長の方から機会を見て要請するということのご答弁がありましたので、その分については事務者担当等いろんな各町村会とか、そのような機関を通じまして、こういう制度の矛盾、また事務処理の複雑さとかという分をできる限り簡素化にできないかなというようなご要望も、機会をとらえて国もしくは県とかを通じまして、上部の方へ要望ないし意見としてしていきたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 3番議員！

3番議員 そしたら、2つ目の質問をさせていただきます。

現清掃センターの操業期限が6月30日だということは、もう先ほどもきちっと理解をされているわけで、すべての操業の停止ということが前提だというふうにはご回答いただいたというふうには思うわけですが、ただ町が出してるスケジュールから考えても、一定期間の和解期限とのずれが生じることというのは、非常に避けられないということは、また事実だというふうに思うわけです。

新処理施設の操業までの可燃ごみというのは、他の市やとか町へ委託をするということを実体的に進められているというふうにお聞きをされているわけですが、具体的にどこと交渉をされているのかということをお聞かせを願いたいと思います。

また、可燃ごみの処理施設というのは、まず地元の皆さんが、住民の皆さんが安心できるものであること、そして安全な技術的に確立されたこの施設が実験台になるような住民の不安を募らせることのない、また全町民的に納得できる、信頼してもらえる施設にする必要が

あるというふうに思います。現清掃センターは、この点で住民に信頼されるということでの施設が十分ではだんだんなくなってきていたというのが実情だったというふうに思います。公団からは、操業期限は15年と決まっていますということで説明されて、公団や町を信じて引っ越してきたわけです。昨日、坂口議員は、周りより安かったので来たというふうに言われましたけれども、南3丁目の大多数の方々は、公団の説明を信じて引っ越してこられました。実際私が購入したときにも、売りに出されていたのは、南3丁目と5丁目だけでした。この中では3丁目の方が高かったわけです。公団や町を信じて引っ越してきたところが、公害が心配でバグフィルターをつけてほしい、またダイオキシン測定の要望を自治会としても再三出していたわけですが、誠実に対応してこられなかったということが、前の裁判になってしまった混乱の一番の大きな問題点でした。二度とこのような過ちを繰り返すことのないように、新処理施設の建設には住民の皆さんと納得のいくまで丁寧な対応を特に要望しておくものでございます。

現清掃センターの業務は、可燃ごみの処理だけではございません。粗大ごみの破碎処理、保管、リサイクルピットの保管、ペットボトルの圧縮機、また不燃ごみ、資源ごみ、有害ごみ、雑プラや容器包装リサイクル法に基づくプラスチック類等を業者が引き取りに来るまでの保管、また車にしましても、2トンのパッカー車が5台、軽四のダンプが6台、普通ダンプが1台、リサイクル車が5台あります。これらの保管、洗浄など、これらの少し考えただけでも業務やそれに付随することがたくさんあるわけです。このほかにもいろいろとあると思いますが、具体的に個々に対してのスケジュールというのか、どのようになっているのかをお聞かせ願いたいと思います。先ほどの町長は、体制を整えて和解を遵守するんだというふうに言われているわけですが、体制がどのような観点で準備をされているのかということをお聞かせを願いたいと思います。

すべての事柄が今現在準備中なのか、それとも個々の分に対してはいつまでにできるというふうな形で具体的に教えていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

議 長 町長！

町 長 私からまとめて申し上げたいと思いますが、期限後の処分先についてご心配をいただいているわけでございます。いろいろなお願いしてるところを具体的に言えというようなご質問でございますが、近隣市町の単独施設にお願いしてるところもございまして。また、市や町には、組合をつくって処理施設を持っているところにもお願いをしております。また、民

間の処理業者にも打診をし、所要の経費の算出に差異がないかどうか、そういうところはもうあわせてお願いをしているところがございます。ですから、3対応の処分先を確保すべくお願いをしているのが状況でございます。具体的な名前については、差し控えをさせていただきます。

また、現在の清掃センターは、不燃や可燃ごみ、またリサイクルのいろんな資材も蓄積をしておる、分散をしたり、いろんな作業をしている箇所でもございます。車両管理も大変でございますし、また職員の福利厚生施設も中にあるわけでございます。また、地域のためにサービスカウンター、住民相談室もあの清掃センターは役割を果たしているのでございます。いずれ、これをただ廃止と、操業停止と、業務を停止と、いろんな見方があるかと思いますが、こうしたことも踏まえていろいろ諸般を考えているところでございます。また、地元の皆さんにも、こうした事項について綿密に協議を重ねていきたいと思っております。

3つ目の体制を整えているということはどうかというご質問もございました。現在、担当課が3つも4つも分散をしていろいろ研究をして、それを私どもに集約をした答えをお持ちをいただいているわけでございますが、1月1日付といいますか、新しい年度にこれらの担当集約をして、きっちりとした交渉する担当者を決めてまいりたいと、そういう思いで現在人事の調整もいたしているところでございます。

議 長 3番議員！

3番議員 ということは、まだ具体的に中での体制を整えているという、人事的な体制を整えているということで、具体的にいつまでにどこにというふうな形で準備を進めているということではないということになるわけですか。

個々のスケジュールがそういう形で出せないのならば、基本的に和解期限は守れるということ的前提に準備を進められているということと理解をさせていただいていいのかどうか、その確認だけお願いをしたいと思っております。

議 長 町長！

町 長 私は、先ほど議員さんの一般質問にお答えをしまして、和解条項を遵守するというのが大原則でございます。操業はしないということをはっきり申し上げておるわけでございます。そうなりますと、現在炉で燃やしているわけでございますが、これらの作業はできないのでございます。可燃処理につきましては、即刻困り果てるわけでございますので、関係市町村にお願いをして、その条件を取りつけているというのが実態でございます。

議 長 3番議員！

3番議員 では、3番目のことに対しましての質問をさせていただきます。

先ほどの広報などで周知徹底のために今いろいろとさせていただいてるということをお聞きをしたわけですが、ただ広報で、また今政府の方が出している、きちっと保険料金は納めましょうと、納めないと、今政府の方が言うていますが、強制的に取りますよじゃないですけど、そういうことも出てきてるわけですね。今一部の自治体では、年金を納めないのは妖怪だというふうな形でテレビなんかでもそういう非常に大変ひどい、納めないこういう妖怪がいてますということで、人権を無視した本当に納められるのに納めてないんだというふうな、そういう十把一からげにしたような言い方がされているわけです。この年金に対する不信とか不安というのが、今ほど高まってきているときというのはないと思います。先ほど町長のご答弁の中では、無関心だということでは言われたわけですが、無関心ということとはもうなくなってきているのではないかと。もう不信が、そして不安が高まってきているというのが実情だというふうに思います。

1つには、国民の皆さんの大切な財産である年金積立金を株式運用で6兆円もの損失を出しながら、厚生労働省案では株式による運用をやめようとはせずに、どこまで損失がふえるのかわからないということが1つあります。また、同じく厚生労働省案による保険料は、来年から毎年値上げをして、2022年には1.5倍にもするという負担増が求められているわけですが、給付の水準はどんどん下がって、若い人たちが自分がその年齢に達したときにはもらえないんじゃないかということが本当にもらえるのかもらえないのかということではなくて、もらえないだろうというふうにもう頭から決めつけておられるの方が随分多くなってきてるんじゃないかなというふうに思います。厚生年金に加入している人ですら、年金は払いたくないということでは言うてる人がたくさんあります。このような中でも、国民年金を何とかおくらせてでも支払おうと半額の免税制度とか学生納付特例制度、またいろんな理由で期間が足りなかった分を支払おうとしたときに、加算率がプラスされまして、追納額は最高では47%というアップになるわけです。これがだから、10年前に1万円だったものが、1万5,440円ですか、そういう金額になってくるということが出てきまして、実際にこれだけあれば何とか年金が払えるんだということで予定をされていた金額では足りなくなってしまって、実際には払えなかったというふうなことも出てきてるわけです。

また、若い人たちは、学生ときには実際にはもう収入がないわけですから、親には迷惑かけたくないということで、自分が払えるようになったときに払おうということで、学生の特例制度を利用をされてる方がたくさんあるわけですが、それが自分が働けるように

なって支払おうということになったときに、そんな加算率というのは聞いてなかったということで非常に驚かれて、もうそれだったら、そのときに親に迷惑をかけてでも、親に借金をしてでも払っておいたのにと言われる方がたくさんおられます。そういう加算率ということが、こういう特例制度を申し込まれた、申請をされたときにきちんと説明がされていないというのが、こないだ窓口の方でもお聞きしましたが、そういう説明はしていないということをお聞きしてるところでございますので、申請のときにはきちんと説明をしていただきたいなというふうに思います。

それと、先ほど今までは払えなかった、また払えていない人に対して非常に高圧的に払いなさいという形での、今、政府のそういう形でやられてるわけですが、そうではなくって、若いときというのはやっぱり交通事故などで障害を持たれて、そのときに国民年金に加入していたから、障害年金が受けられて非常に助かったという方がたくさんおられるわけですね。そういうことも払わなかったら、やはり損をするもの、ただ単に60歳になったからもらえる金額の云々だけではなくって、やはり保険というのはそういう要素があるわけですから、そういうこともやはりきちんとその中では周知がされているのかどうかということも、またお聞かせ願いたいなというふうに思います。

それと、やはり今度年金を受ける立場になってきたときに、年金を受けようとした手続の中で、例えばご主人がお亡くなりになられて遺族年金を受けられるとか、いろんな形で年金を受けられる立場とか条件というのが一律ではないわけですね。そのときに、やはり知っていたらもっとこういうことまでできたのにと制度というのがたくさんあるわけですね。やはりそういう制度を知らなかったために、受けられるべき年金も受けられなかったとか、こういう特例制度、税金の制度なども受けられなかったという方がたくさんおられるわけですね。そういう方々のためにも、知らないで損をするというふうな冊子をきちんと置いていただくとか、やはり年金制度だけじゃないと思うんですけども、町がやっているいろんな福祉制度に対しましても、聞かないと、よくわかった方から説明をこういうことでということでは教えてもらわないことには、一般の住民の方々というのは知らないことがたくさんあるわけですね。そういう冊子というんですか、そういう一つ一つこういう場合はどうなるんや、こういう場合はどうなるんやということで、具体的に言ってこないことには答えてもらえない、教えてもらえないということのないように、そういう冊子というのをやはり準備をするというのか、そういう親切な住民サービスというのが必要なのではないかなというふうに思うわけですが、それに対してはいかがでしょう、よろしくをお願いします。

議 長 住民生活部参与！

住民生活部参与 ただいま国民年金に関する周知の方法等住民の方々にもう少し親切に制度をわかりやすくせよというような内容のご質問につきましては、周知の方法につきましては、現在町の窓口におきまして国民年金に関する制度の部分、国民年金といいましても、厚生年金、共済年金、それ以外に国民年金と、いろんな制度等がございますので、そのようなパンフレットも窓口の方に準備しております。また、先ほど申しましたような今の申請免除に関する件、一般の部分、学生の部分等もございます。また次に、受給に関する分につきましては、例えば遺族年金と普通の厚生年金の併給の関係とかという分につきましても、以前併給してどちらか有利な方を選択しなさいとかというようなPRといえますのか、広報の方で載せたこともございます。今後につきましても、あくまでも国民年金の年金権ということと信頼を得るといようなことから、十分その周知の方法につきましても工夫をいたしまして努めてまいりたいと、このように考えております。以上です。

議 長 3番議員！

3番議員 確かに、パンフレットというのがずっと置いていただいているというのは、見て知っているわけですが、やはり結構一般的というんですか、そういう、ああ、こういうのがあるんだなということで、そのときは見ておられるわけですが、いざ自分がやろうなりしようとしたときに、また国民年金は町から一たん手が離れているということも一点あるのかなというふうにも思うわけですが、実情というのがどこまで町の方がつかんでおられて、また相談というのが件数的には窓口に来られての相談の内容というのがどういうふうな形であって、どういうふうな対処がされてきているのか。それから、これ大阪の吹田の方でそういう「知らないと損をするパンフレット」というふうな形で、これは市が出されてるのか、ちょっと組合の方が出されてるのかというのははっきりわからなかった、ちょっとまだ調べてないんですけども、そういう形で本当に町の方としてはこんなぐらいは知ってるやろというふうに、もう担当者とか熟知されてる方は思われている内容だと思うんですけど、住民の方々はそういうことではなかなかご存じないというのが実情なわけですね。本当に年金を受け取る場合でも、こういう年金を言われたら、自分が国民年金やったら国民年金だけしかもらえないのかというふうに思ってたけども、ご主人の厚生年金があったりとか、また先ほど山本参与が言ってくださいましたように、どちらかを選べばいいんだというふうな形の選び方があるんだというふうなことが、なかなか皆さんにわかっただけでない部分というのがあるだろうと思うんですけども、そういう個々の事例に対してのもう少しパンフレットと

というのがつくっていただけたらなというふうに、下の方のパンフレットというのは結構一般的な内容的な説明というものはあるわけですが、いざ自分が受けようとしたときのパンフレットではないなというふうな気がしてるわけですが、そういうことでのお考えはないのかどうか、もう一度お聞かせ願いたいなと思います。

議 長 住民生活部参与！

住民生活部参与 ただいま国民年金とか年金制度に関する個々の今のそういう見やすい資料とかパンフレット等があれば対応がしやすいというようなご意見ですが、国民年金制度の分につきましては、20から60歳までの約40年間というのが一つの支給する要件の内容となっております。したがって、その間におきまして、各個人の方々につきましてもいろいろなサイクル等がございますので、それにびちった今のこういう場合でこういう人生、生活を国民年金とかいろいろな各種年金制度に加入された部分とか、初めから厚生年金一つで最後まで来られた方、次国民年金一つで来られた方、途中でいろいろな変わったとかという部分につきましては、適切なパンフレット等をつくるのは、なかなか至難なわざであると、このように考えております。したがって、現在窓口におきまして、年金の相談の内容につきましては、20からの加入の件もしくは途中の障害年金になったときの場合、併給の部分、年金の受給金額のそういう算定の部分から、かなり時間的にほとんどがそのような内容で、将来自分に対する年金権の確保という意味からも、かなりの相談件数がございます。個々この部分については何ぼあるとかというのではなくして、年金の分ですということがあれば、大部分がほとんどそのような相談に時間を費やしているのが現状でございます。以上でございます。

議 長 3番議員！

3番議員 そしたら、4番目の質問で民生委員さんの件なんですけれども、先ほど毎月の定例会での研修、それは県から来ていただいてやっていただいているというふうな形で聞いているわけですが、いろいろなセミナーとかというふうなこともあるわけですが、その参加状況というのはどういう形で年に何回、順番で行っていただくとかいろいろな会長さんとか副会長さんの方で人選をしていただくとかというふうな形になってるのかなというふうに思うわけですが、そこももう一回お聞かせ願いたいなというふうに思うわけです。

それと、今、広陵町では45名の民生委員さんが働いていただいているというふうに思っているわけですが、その45名というのは町村の基準が70名から200人に1人というふうな形で町村の場合は人数的な基準が決められてるわけですね。それで、県の方から補助

が出てきてるのかなというふうに思うわけですが、だから一番高いところというんですか、人数的にやっぱり少ないところで広陵町の方も人数が設定されているというふうに思うわけですが、実際に自分の近所のところにおられる方だったらいいわけですが、またご近所の方には反対に相談はしにくいということで、やはりそういう地域的な垣根というのがあるのかなのか、もう一度それをもうちょっと、話をしやすい委員さんの方にご相談をしていただければいいという形になっているのかどうか。それと、今現在の人数に対して、町としては適正だというふうにお考えなのか、要するに最少の人数といえますか、そういう人数の設定がされてるわけですが、それはどういう根拠でこの人数を決められたのかをお聞かせを願いたいと思います。

議 長 助役！

助 役 まず、民生委員、児童委員の定数の問題でございますが、これは先ほど片岡議員がおっしゃったように、町村では70から200までの世帯の間で1人というように、これはなっているところでございます。広陵町としては、現在のところ適正だと判断をいたしております。

それから、民生児童委員の方々に担当という形で定められた地域を担当していただいていることも事実でございます。

それから、各種の研修云々とおっしゃってるところでございますが、民生児童委員さんは現在47人おられます。

それから、部会で先ほど研修の内容とおっしゃったんですが、定例会ということで全民生児童委員さんが集まって、月1回必ず7日に定例会で、そこでまた研修もされておられます。それからまた、総務部会、心身障害児者福祉部会、青少年児童福祉部会、母子・父子福祉部会、高齢者福祉部会等がございます。この部会で各種の研修を行い、また例えばいろんな福祉作業所とか、あるいは老人ホームとかその他にもお出かけになると。そういうことで、例えば月1回全体協議会といえますか、全体で会議が開かれます。それから、各部会に分かれて、いろいろ研修会、講師を招いたり、あるいは研修所へ行って勉強されたり、それから施設を見学されたり、それからまたそれ以外に給食サービスもされておられますし、小・中の入学式や運動会やその他いろいろされております。

それで、研修を挙げていきますと、ちょっとどれだけの研修と、ここに資料は持つとありますが、研修の中身を申し上げますと、もう時間がございませんので、この程度で終わらせていただきます。

議 長 3番議員！

3番議員 今、研修の内容もいろいろおっしゃっていただきまして、また先ほど推薦委員会さんが推薦される基準につきましても、町長の方から熱意と、また責任感、積極性の問題とかというふうな形で言っていたわけですがけれども、やっぱり推薦委員会さんの方でも、大変ご苦労されているいろいろと奔走されているということもお聞きしてるわけですが、ただそういう内容というのが住民の方々になかなか見えてこなくて、どういう基準であの人が選ばれたんやというふうな声も出てきたりとか、またそういう民生委員さんがどういう研修をされているとか、そういう個々の内容というのが研修の細かい内容までは必要がないというふうには思うわけですが、そういうことがなかなか住民の方々に見えてきていないもんですから、いろんな声が出てくるのじゃないかなというふうに思うわけです。

それと、先ほど助役の方からは、地域の地域割りというのがあるということでお聞きしたわけですが、やはりその地域を超えて相談ということが可能なかどうか、そのところとそれだけお願いしたいと思います。

議 長 助役！

助 役 まず1点、あのお方が民生児童委員になられたのはというふうなお話がまず1点ですね。これは民生委員、児童委員の推薦要領がございます。広陵町もつくっております。そこで人格識見、それとまた地域に根差した方、先ほど町長が申し上げたような内容でございますし、社会奉仕の精神に富みというふうないろんな推薦要領がございます。これに基づいて推薦をさせていただいているところでございます。

それから、担当割りがございますので、地域を超えて相談する民生委員さんと、こういうふうには先ほどおっしゃったように思うんですが、そのこと、各個人の関係でございますので、もし隣の方に相談しにくい、どうしてもそういう問題がある、何か云々ということでしたら、ちょっと担当者の方に話をさせていただいたら、それはそれなりに手配をさせていただきます。以上です。

議 長 以上で片岡君の一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩します。

(A.M. 11:20 休憩)

(P.M. 1:02 再開)

議 長 休憩を解き再開いたします。

次に、松野君の発言を許します。

5番議員 では、早速一般質問に入りたいと思います。1回目はいつもどおり簡単に済ませておきたいと思います。

まず、清掃センター問題についてです。

このRDF炭化施設の安全性については、マスコミでの報道がありましたし、またきのうは山田議員の方も、地元広瀬の方からのいろいろな不安の声をおっしゃっていました。また、都市計画マスタープランの中の公述人の方も、ごみ処理についてのRDF炭化炉について不安があるということで、否定的な意見を述べられているような、広陵町の中では大きな不安があるところでございます。これについての安全性については、町民への説明、14日に開かれるということですが、百済では、やはり安全だというような確信を持ってないのではないかと思います。重ねて安全性について質問をいたします。

また、この前、ごみ特別委員会、全協の方で提出されました資料の中で、そのときにも全協の中で指摘をさせていただきましたが、数字等々に大きな間違いがあるということ指摘をせざるを得ません。そういう点で資料の訂正を求めるものであります。

また、タイムスケジュールなんですけれども、今のところはっきりとした見通しが持てない状態ではないかと思うわけなんですけれども、これについても議会の正式の場で明らかにしておいていただきたいと思います。

2つ目、まちづくりについて。

都市マスタープランの真美ヶ丘地域の良好な住宅地環境とは、具体的にどのような状態を指しておられるのかということをまず最初に確認をしておきたいと思います。

2つ目が、このマスタープランの中でも、地区計画とか建築協定への取り組みを述べているわけですが、これについての具体化、どのように想定されているのか、またスケジュールを組んでおられるのかお聞きをしておきたいと思います。

3番目、地産地消の取り組みについて。

これはきのう青木議員の方からもかなり詳細にわたって質問をされていまして、皆さんもう十分ご存じのことと思います。

まず1つ目が、農家の方はもちろん、遊休農地を活用して、例えばニュータウンの高齢者の方も参加できるような地産地消の取り組みを進めて、町の活性化につなげたらどうかということを私の方も提案をしたいと思います。これは去年に総務文教委員会と産業経済の方で視察に行きましたけれども、宮代町の方でもこのようなニュータウンの退職者の方だとか主婦の方だとか対象にして農民大学を開いて、そういう中で非常にいい取り組みをしてるとい

う報告があったと思うんですけども、そういう形で旧村、在来地もニュータウンも一緒になってコミュニケーションをつくりながらこのような取り組みを進めていくことは、和やかな広陵町をつくり、また活気のある広陵町をつくる一つの手がかりになっていくのではないかと提案をしたいと思います。

2つ目、学校給食の問題なんですけれども、これにつきましては、委員長報告の中でもさせていただきましたけれども、やはり地産地消という観点から、広陵町全体で取り組んでいかなければならない課題でありますから、この地産地消の理念の中で、学校給食につなげることは、町長の決断は大きな影響をもたらすものです。今治市では、自校方式の給食、そして安心・安全な地場産品の野菜を使おうということで政策選挙を戦った市長が当選し、今に至っているという状況ですので、これについて町長の考えをお聞きしたいと思います。

4つ目、教育長の基本的方針についてですが、教育長になられまして最初の議会でもございますので、主な教育に関する項目について簡単に述べていただきたいと思います。

まず1つ目、30人学級の取り組みについて。2つ目、中学校給食について。3つ目、給食に地場産農産物を導入することについて。4つ目、学校の防犯対策について。5つ目、学校評議員について。以上、簡単で結構ですが、方針を述べていただきたいと思います。

それから、5つ目が、小規模事業契約登録制度なんですけど、これについては初めて取り上げさせていただきましたので、皆さんもまだご存じないと思いますので、概略のところを説明いたしますと、この制度は例えば町が発注する小規模な建設工事だとか修繕業務委託、また建設資材、物品の購入などの契約の中で、入札参加資格のない業者でも契約することができるという制度です。少額で軽易な契約を希望する業者を登録をしておいて、積極的に指名業者選定の対象とする制度でありまして、入札の仕組みを変えることで、予算を使わなくても今の事業の中で町内の零細業者の受注機会をふやすという制度でございますが、これについては、この中では福島県のことを例に出しているわけですけども、埼玉県では市町村の約半数以上の自治体でこのような制度が実施をされて、地域経済の活性化への努力がなされているという状況でございます。埼玉県の岩槻市でも取り組んでいるんですけど、その岩槻市長は発注において大きな効果を上げている。登録者を積極的に活用されるようにという、このような庁内連絡も出して取り組んでいるということでございます。

また、静岡県の方でもこのような取り組みをしている自治体があるということですから、本当にこの不況の中で建築業の方、とりわけ下請、孫請のような形で頑張っておられる小さい零細の建築業者の方にとっては、直接契約することで下請料のピンはねをされることにな

く、受けた金額で仕事ができるということと、また支払いがきちんとしているから助かるというようなことで大変喜ばれているということでございます。ぜひこの制度の創設に向けて研究していただきたいと思います。

6番目が、交通安全対策ですけれども、9月議会で取り上げました交通安全対策、前向きのいろいろな答弁いただいていたわけですが、その後の取り組みについての報告をお願いしたいと思います。第1回目、以上です。

議 長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 松野議員のご質問にお答えをしたいと思います。

今回は極めて要約されてのご質問でございまして、順を追ってお答えを申し上げたいと思います。

まず、清掃センター問題でございます。

RDF炭化施設の安全性についてでございます。また、資料は正確さ第一であるということと訂正を求めるという内容もございました。タイムスケジュールを明らかにせよということもございました。これらをまとめてお答えを申し上げます。

RDF炭化施設の安全性についてのお尋ねですが、RDF施設そのものの安全性について、町としてこれまで先進施設の視察研修やさまざまの機会をとらえ研究、検討を重ねてまいりました。不幸にもRDFの先進県と言われております三重県では、県のRDF発電施設の貯蔵に伴う施設で発熱・発煙や、ついには人災事故まで起こってしまいました。

三重県の事故調査委員会の報告書を拝見しますと、貯蔵方法並びにその監視体制に大きな要因があったと考えられます。また、環境省の調査もあわせて拝見しますと、事故やトラブルが報告されております。この事故やトラブルについては、かねてから承知しているものであり、視察研修等におきまして指導も受けているものでございます。いずれの施設でも機械の構造や材質の変更などで改善されていることを確認いたしております。RDF炭化施設もRDF施設と同じ対策を設計段階から講じることにより十分対応できると考えております。

ごみ問題特別委員会並びに全員協議会でお示しいたしました資料は、適正を期して作成したものであり、一般判断資料としてご提示いたしました。さらに理解を深めていただけるよう努めますので、どうぞよろしく願いいたします。

タイムスケジュールについては、過日議会全員協議会でご説明いたしましたとおり、鋭意進めてまいりますので、よろしく願いします。

次、2番でございます。都市計画マスタープランの真美ヶ丘地域の良好な住宅環境とはど

のような状態を指すのかと。また、地区計画と建築協定の取り組みの具体化をどのように考えているかというご質問でございます。

まず初めの都市計画マスタープランの真美ヶ丘地域でのまちづくりの方針にありますように、良好な住宅環境の維持、安全に暮らすことのできる環境づくり、良好な景観への配慮、そして本町における拠点との連携の強化、さらには周辺環境と調和した施設整備の促進ですが、大学のある町という施設環境のほかに、人に優しい、人が優しいまちづくりという広陵町としての特色のある、人と環境が共存できる良好な町と考えています。

次に、地区計画につきましては、ほぼ全員の住民の方が希望される区域への導入を検討しておりまして、現時点では導入予定区域はございません。しかしながら、町では現在、建築協定の締結区域を順次ふやしておりまして、現時点で十の地域でおよそ20ヘクタールで実施されております。また、新たな建築協定が1件申請中でございます。

次、3番目でございます。地産地消の取り組みでございます。

現在、県が進めている農地流動化により、農地を預かる中核農家に対し、遊休農地を活用して、国が推奨する小麦等の作付を指導しております。

また、日ごろ土地に親しむことの少ないニュータウンの方々にも、ファミリー農園においてみずから野菜や花を栽培し、収穫の喜びを味わっていただいております。今後は、これらの農作業を通じて、地域農業や食の大切さを学び、地域の手で地域の食を守り育てていく仕組みづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次、3番の地産地消の取り組みについてでございますが、学校給食につなげることについても町ぐるみの理解と協力が必要であると、町長の考えを問われているものでございます。

お答えは、地産地消の取り組みについては、松野議員から議会初日にございました視察研修報告の中でもご提案をいただいているところでございます。私としては、今後の動向を見きわめながら、教育委員会において材料の仕入れ等について地産地消の取り組みが進められますよう望むものであります。

4番は、教育長がお答えをするものでございます。

5番でございます。小規模事業契約登録制度の創設についてでございます。

物品につきましては、物品等に係る指名競争入札及び随意契約参加資格申請をされた業者。建設工事につきましては、建設工事指名競争入札参加資格申請をされた業者。現在指名願は、建設工事及び物品は、2年に1回の申請を受け付けいたしております。建設工事は、途中での受け付けはいたしておりませんが、物品につきましては、町との商取引を希望される業者

は、途中であっても随時受け付けを行っております。

なお、福島市で行われておられる制度より、広陵町はきめ細かに行っております。添付書類につきましては、ほとんど変わりございません。

次、6番目の交通安全対策でございます。

9月議会において、大谷奥鳥井線の問題を質問されましたが、その後いろんな方向から議論を重ねております。本路線に右折レーンを設置するには、現在の片側2車線のうち、交差点部分は1車線を右折レーンとし、反対側を直進車線とするなどが考えられます。また、片側を全線右折レーンにすることも考えられます。

しかしながら、車線を減少することは、9月議会でもお答えをしたとおり、交通渋滞を招くおそれもあることから、関係機関や隣接市町とよく協議を図りながら、最良の手法をとりたいと考えております。

最後の6番目でございます。交通安全対策の充実をとということでございます。

9月議会でご答弁いたしました交通安全対策の取り組み経過をご報告させていただきます。

信号機の新設や速度規制につきましては、既に高田警察署に要望しているところであり、町でできる改善につきましては、地元区長と相談の上、カーブミラーを設置したところであります。今後におきましても、一層交通安全対策に取り組んでまいります。以上のとおりでございます。

議 長 教育長！

教 育 長 松野議員のご質問にお答えいたします。

質問事項4、教育長の基本方針について、①30人学級についてでございます。

学級定数につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制並びに教職員定数の標準に関する法律において、小・中学校とも40人とする旨定められております。県の基準も同様に定められております。

本町におきましても、既に少人数学級編制にかかわる指導を実施しようとする学校に加配を受けており、今後もこの制度を利用していく予定でおります。

また、教科ごとの習熟度別学級編制も視野に入れ、内容の充実に努めてまいりたい、このように考えております。

続いて、②中学校給食についてでございます。

中学校給食につきましては、検討委員会において平成6年6月から平成7年6月まで6回にわたり、学校給食に関する見解について議論が交わされ、結論としては、自校方式による

完全給食は実施しないという答申が出されているところであります。家庭の事情により連続的に弁当を持参させることができない子供の実態も把握したいと思っております。

続いて、③給食に地場農産物をというご質問でございます。

学校給食における地場農産物の活用につきましては、今までにご提案いただいている内容は承知しておりますが、今後野菜の生産品目、需要量、調達できる時期等の把握と生産者、小売業者との連携についての方策と問題点の調整について検討を深めているところであります。

さらに、先進地における情報についても収集しており、関係者ともに研さんに努めているところでございます。

続いて、④学校の防犯対策についてでございます。

学校の防犯対策につきましては、現在校門の閉鎖を行っておりますが、基本論としては、学校は安全な場所であらねばならないことも事実であります。このような中で、子供たちに忍び寄る危険にどう対処すれば安全に学校生活を送ることができるかを考えた場合、当面の措置として校門の閉鎖や第一面接者において訪問者に対するあいさつ、言葉がけの励行による来校目的や反応によって相手の行動について判断を行っているものであります。

ハード面における防犯機器を設置し、防犯対策をする方法もございますが、学校安全確保におきましては、ソフト面で教職員が危機管理意識をしっかりと認識し、さらに防犯機器管理マニュアルに基づき、教職員一丸となって有事の際の体制整備を図ってまいりたいと考えております。

しかし、最も重要と考えますことは、学校内での安全対策だけではなく、登下校や学校の休日に当たる日における児童の安全確保が大切でないかとも考えております。

家庭や社会、学校が協力し、地域ぐるみで子供を守るという意識を共有してほしいものがあります。このため、先ほど少し申し上げましたが、触れ合いの場づくりの一環としての事業を検討しているところで、また最近においては、警察におかれましても犯罪を未然に防止する視点から、日々、管内主要駅、各公共機関の警らを実施されているとともに、学校施設の巡視活動を強化しているところであります。

続いて、⑤番、学校評議員制度についてでございます。

学校評議員制度は、開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民の意向を把握し、反映し、その協力を得るとともに、運営状況などを保護者や地域住民等に周知するなど、学校としての説明責任を果たしていく観点からその導入が図られたものであり、

学校長の推薦により教育委員会が委嘱することになっております。

委嘱に際し、各種機関の役割をお引き受けいただく一定の基準として、町との連携が図り得なかったこともあり、委員会に諮った結果、設置を見合わせ、いましばらく状況を見きわめることとし、一たん評議員をお引き受けいただきました皆様方に先日直接お目にかかり、事情をご説明申し上げ、ご了承いただいたところでございます。以上でございます。

議 長 5 番議員！

5 番議員 では、2 回目の 1 つ目の清掃センターの問題なんですけれども、かいつまんだ質問にしたいと思います。

きのう、山田議員の方から広瀬区の不安の方、いろいろ指摘されたわけなんですけれども、なぜ RDF 炭化なのかという説明については、やっぱりきちっとできていない。RDF についての経緯は理解はできたものの、RDF がだめになったから炭化になったということで、それ以上の説明がなく、これは本当に納得できるかどうか、大変大きな問題であるというふうに思います。

また、完成された技術でないことへの不安についても、職員の取り扱いの意識と施設の不備があり、問題はあったという認識を述べられましたけれども、具体的な改善策まで示すことができていないと、このようなことを言わざるを得ません。いろいろな回答については、一つずつ職員さんなりに説明を頑張ってしていただいたとは思いますが、やはり町民としてはこのような評価であろうかと思います。

またさらに、排ガス量については、格段にふえるということを確認されたわけなんですけれども、焼却よりまだましという程度の説明でした。重金属については、炭化物に残っているということは、恵那の方でも確認をしているわけですね。ですから、このような公害についての不安も残されたままではなかったかというふうに思います。

こういう中で、不安が大きな中で、最後に山田議員が町長に質問されたその町長の答弁の中で、やっぱりこれは本当に大変だなと思ったのは、町長はいろいろと説得する力を持っていないと。要するに、担当の方でいろいろ勉強されているけれども、町長はそういう点では勉強をそこまでしていないので、説得する力を持っていないというような内容だと思うんですけれども、とにかく施設は必要だから、政治生命をかけてやるんだということでございましたが、政治生命をかけると言うからには、やはり安全性に町長みずからがいろいろ調べていただいたりして確信を持てるということが大前提ではないでしょうか。この点においては、今回の三重県の事故でも責任のなすり合いが行われており、さらに一層大きな不信感が全国

的に問題になっているような状況の中で、まずスタートから、この安全性についてだれが広陵町で責任をとるのか、この点が大変不明確であるということについては、三重県の事故に至る最初の問題であったこの責任の所在について、私たちは大変不安に思わざるを得ません。再度この安全性の責任についてだれがとるのか、明確に町長、お答えいただきたいと思いません。

それから、この排ガスについてなんですけれども、排ガス量につきましては、これは町民の声を聞く会の中で、町民の方から出された資料を見ますと、RDF炭化方式ですと、7,760立方何とかなるですね。それから、焼却の方が8,440ですから、余り変わらないわけですね、焼却の方と。そういう状況になっているということは、焼却と同じ大変な状況になるんじゃないかということが心配されているのかなというふうに思うんですけれども、そういう中で1つは、事故の報告は経済産業省、これ国の方で検討委員会が設けられましたですね、その11月18日の検討会の中の内容をちょっとかいつまんで拾ってみたわけなんですけれども、これはごみ処理施設における事故、先ほど三重県の事故で貯蔵というところで事故が起きたんだという説明だったんですけれども、三重県ではそうだったんですが、今回国の方で調べた資料を見ますと、そうじゃないんですよ。RDFをつくっている製造施設そのものでたくさんの事故が起きているんです。まずは全体の中で見ると、ごみ焼却施設が1,576の全体施設の中で事故、これは人身傷害とかある事故です。トラブルというのは、警察とかそういう消防車の出動はなかったけども、火災、爆発とかで正常な稼働が滞ったのをトラブルという形で2つに分けてるんですが、ごみ焼却施設は1,576施設のうち205件の事故、トラブルがあった。RDF発電施設は、5施設のうち7件のトラブル、事故があった。RDF製造施設です、これについては、54件のうち48件の事故、トラブルがあったんですね。堆肥化は全然ないというような状況が報告されているわけなんですけれども、このトラブルの内容を見てもみますと、RDF施設の中では選別破碎設備あるいは乾燥設備、また固形成形冷却設備、このようなところで火災が起きたり、発火したり、いろいろなトラブルが起きているわけなんです。ですから、貯蔵しなかったら大丈夫だということではないんです。ですから、広陵町の場合は、RDFを一たんつくってということになりますので、大変大きな危険性が内在しているということは、まず最初に認識をしていただかなければならないということでございます。

それから、今回18日の分ですね、いろいろな問題点は改善点として指摘をされています。ところが、まだこれをどのようにして改善をしたらいいのかという具体的な改善策に

ついてまでは触れていないんですね。ですから、まだまだ改善に着手していくについては、不十分な検討委員会の内容となっていますから、この問題点の改善、具体的な改善案は提案されて、それを実証実験とかいろいろやっぱり蓄積しないと、またどんなトラブルが起きるかわかりませんから、そういう期間を設けていくと、相当期間の間、これについての結論は出てこないというような状況になるのではないかと懸念するところです。それについてどのように、再度事故の問題、それから改善の問題について認識、どのようにお持ちなのか、再度お聞きをしたいと思います。

それから、補助金の方なんですけれども、これも前も言いましたけれども、奈良県の方の特別委員会、今井県会議員が特別委員会に入っているわけなんですけれども、この中で議事録がもうできてるんです。議事録がきちっとできているんですけれども、3回繰り返し理事者の方が答弁しているんですね、この補助金の問題について。ですから、補助金については、町の方が処理方式を結論出して、そして広域化計画、これに変えますと言えば、それはもう認めていく方向だということですね。そうすれば、補助金をつくということは明確に述べているんです。この選択については、自治体の責任だということを3回も繰り返し述べているわけです。ですから、今回補助金が見つからないのではなくって、補助金をつくような形で検討していないと言わざるを得ないわけです。ですから、このこの前出していただいた資料について、燃焼方式が補助金が出ないというのは、これは間違いだということは断言をせざるを得ない状態なんですけれども、この点について、この特別委員会の県の答弁が間違いなのか、広陵町の方が間違っているのか、その点明確にお答えいただきたいなと思います。2回目は、そしたらその点についてお願いをいたします。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 まず、ごみ処理施設の安全性の問題について、今松野議員が11月18日の環境省の資料をもとにご報告をいただいたわけでございます。我々も、その資料を入手いたしておりました。ごみ処理施設は処理方式にかかわらず、事故、トラブルがあるという5カ年の調査の結果が出されております。ただ、我々といたしましては、ごみ処理施設がすべて事故を起こすものであるということの認識は持ちたくないということでございます。安全な施設づくりを何ともしなければならぬ。そのために処理方式がいかにか決まろうと、安全対策に取り組むという姿勢に全く変わりはありません。先ほどご紹介いただきました環境省の平成12年4月1日から15年9月30日までの間に生じた事故、トラブルの統計が発表されております。この調査は、事故とトラブルとにきちっと分けられておまして、事故

と申しますのは、死傷者の発生した火災、爆発事故、あるいは消防車の出動や消火のために外部の応援を求めるなど、日常の管理業務では対応できなかった火災、爆発事故、この2つを事故ととらえております。

もう一方のトラブルでございますが、死傷者の発生や消防車等の出動要請は伴わなかったが、火災、爆発により施設の正常な稼働が滞ったトラブルということでございます。これは私改めてご説明を申し上げておりますのは、町民の皆さん方に誤解を与えないために繰り返し説明をさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

この中で事故でございますが、ごみ焼却施設は全国で1,576、そのうち事故が73件、RDF製造施設では54件の中で7件でございます。以上が環境省の調査の中身でございます。いずれの方式でも事故が若干発生しているということが明らかでございます。

それから、国の補助金の問題でございますが、過日資料をお示しして焼却方式、熔融方式については補助が出ないというふうにご説明を申し上げました。県会の特別委員会でも、県の荒木生活環境部長が答えられております。前段は、平成12年度に5トン以上の焼却炉については補助をするということが環境省の方から打ち出されたことも事実でございますが、ただし書きといたしまして、100トン未満の焼却施設については、広域化計画に位置づけられ、かつダイオキシン類対策が十分に講じられる施設に限定されているという答弁がなされております。これも我々議事録に基づいて、県の廃棄物対策課からご指導いただきました。絶対焼却方式では補助金が出ないのかというところについては、非常に微妙なところがございます。ただ、広域化計画に位置づけられているということが前提でございますので……この広域化計画にどのようにうたわれているかというところをご紹介をしたいと思います。

広域化計画策定の趣旨と申しますのは、この広域化計画の前段に書いてございます。ここを朗読をさせていただきたいと思ひます。（5番議員「簡単にして……。もういいです。広域化計画はいいわ。」）いや、ここが大事でございますので……。

議 長 そらそうや。我がの質問をもっと簡単にせえ。

環境整備部長 この趣旨でございます。近年、産業構造、生活様式の変化がごみ排出量の増大や質の多様化をもたらし、それがごみ焼却処理に伴うダイオキシン類の発生や最終処分場の確保難など、ごみ処理問題に深刻な影響を及ぼしている。このような課題に加え、ごみの減量化、リサイクルの推進、地球規模での環境保全やエネルギーの有効活用などの社会的要求から、従来の単にごみを燃やして埋めるという考え方を見直し、ごみの排出抑制や再利用、再資源化を一層進めというふうにかかれておまして、本県においてもごみの適正処理並び

にダイオキシン類の排出削減対策の一層の推進を期するため、この計画を定めるとなっております。その中で、さらに今後ごみ焼却施設をどうするのかということも書かれておりました。新ガイドラインに示されておりますように100トン以上の全連続炉とすることが望まれている。そのために本県では、100トン未満の施設が多いため、今後の施設整備に当たっては、複数の小規模炉を一定規模以上の全連続炉へ集約化することを計画的に整備していく必要があるというふうに、ここに書かれております。これが広域化計画に基づいてということでございますので、ここには広陵町の場合は、過渡期の対応としてRDF施設ということになっておりますので、基本的には国の補助金が受けられないというふうに解釈いたしております。県にも、そのようにご指導をいただいております。以上でございます。

議 長 町長！

町 長 町長がみずから安全性をしっかりと確認せよと。町長から詳しい答弁を聞いていないかのようなことをおっしゃっておられますが、私は新しいこのごみ問題に挑戦をしているわけございまして、画期的な施設づくりでございます。先進事例は極めて少ないのでございまして、それなりにいろんな課題がございます。大きな心配をなさる人もありますし、少々不安を抱かれる人もございます。これらの人たちに安心・安全を私たちしっかりと説明責任を果たさなければいけないところでございます。私を初め山村部長がしっかりと説明を申し上げて、地元の皆さんに説得を続けているところでございます。これは国や県が私たちの施設の建設指導をいただいているものでございまして、不安な機器や装置を町長が勝手につくってんのではありません。役所を信頼をしていただきたいのでございます。町が勝手にできないということ、いろんな施設に対して補助金をいただくんですから、安全な安心をいただけるような施設づくりに対して国が補助をするわけでございますので、私らもこのことに対してはしっかりと、さらに勉強を重ねて進めてまいりたいと思います。いろんな心配をなさっている人たちにしっかりとご説明を申し上げて、実現に向かって町の力になっていただく、そんな思いで今進めているところでございます。困難を乗り越えて、地域住民の幸せを願って頑張っているところでございます。町の施行責任者として、責務をしっかりと果たしてまいりたいと思います。

議 長 5番議員！

5番議員 答弁の方は、的確にお答えいただきたいと思います。

それから、今の答弁の方も、全くの筋違いで、そういう100トン炉に集約できないような状況がいろいろありまして、だから100トン炉以下のところにも国が補助金をつけると

ということで改善をしたところでございますから、その補助金の改善になった趣旨について、全然認識をなさっていないのは、大変おかしい、問題があるということです。

それから、県の方がいけないのかということを知りたいんですが、県の方は国の方が判断をすれば、それは焼却炉でも構わないんだということを言うてゐるんです。それは自治体が責任を持って決めることだということを議事録をお持ちでしたら、しっかりと確認をしていただきたいと思います。

それで、それはちょっと時間がありませんので、答弁は要りませんが、国の方の検討委員会のとりあえずのごみ固形燃料の利用に関する基本的な考え方のまとめなんですけれども、このような中で循環型の社会形成推進法、これについて基づいてやっていくことについては、もちろん訂正すべきでもなく、それを続けるということなんです。ただし固形燃料の問題ですね、固形燃料を選択するに当たっては、今後は特にこの報告書で検討された注意すべき事項や地域の特性を踏まえつつ、生ごみの分別回収による有効利用とほかの選択肢との優劣を十分に比較検討した上で判断する必要があるんだということです。それと、大きな焼却炉、これは小型の方で言うてゐるんですね、大きな焼却炉の方についても、直接焼却による熱回収が可能な規模の大きいごみ固形燃料化施設を設置した場合でも、一たん固形燃料化した上で発電を行っている施設が散見されるが、エネルギーの有効利用等の観点から、このようなシステムが妥当か十分な検討が必要である。いずれにしても、小規模であろうが大規模であろうが、RDFの固形燃料化は推薦していません。そうじゃなくて、見直しをしたらどうかという提案なんですね。これが18日のまとめの中心なんです。ですから、広陵町小規模の中で、この検討委員会が指摘しておりますように、堆肥化とか焼却とか、そのほかの方法を十分に検討しろということを知りたいんです。ですから、こういうことを見ていけば、本当にRDFを広陵町が第1号に手を挙げたとしても、補助金がすぐにおりるかどうかは大変厳しい状況が見込まれるわけです。ですから、このまま固形燃料化、RDF炭化を進めていくことは、国の方の方針にとってもなかなか厳しい状況になってきますので、推進するのに大きなハードルが今目の前にできたというふうに言わざるを得ないんですけれども、この報告の結論についてどのように考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、共産党の方の提案として言わせていただきますが、1日40トンということで、これは20日間の稼働という形で計算していただいていると思うんですが、先ほどの燃焼の方のところの40億円なんですけれども、建設費の、これはいろいろな資料を見ましても、1トン当たり1億円以上のところは最近でもないんですよ、全然、施設の。というのは、い

ろいろ資料はあり過ぎるほどあるんですけども、11年度のごみ焼却の受注一覧表があるんですけども、これでも春日井市（愛知県）の方なんですけれども、7,000キロワットの発電とか80トンの灰溶融炉とか資源再生のそういう建設費を含んだとしても、1トン当たり7,625万円です。ほかのところはもっと安いですね。そういう形で言えば、1トン当たり1億円というのは相当高い。それで40トンということですから、これについてやっぱり24時間営業することを前提にすれば、これを3分の1の規模にするのが妥当でありますから、ですから生ごみを分別しましたら、大体2分の1ぐらいは減量化できるわけですから、残りの2分の1ということで20トン、そして3分の1にしますと、大体7トン、明日香の炉あたりぐらいで十分なんです。それに補助金がつきますから、大体町の負担は3.5億円でできます、3,500万円。

それから、生ごみの処理につきましても、内子町の基準でいきましたら、大体20トン・1日でいきましたら、大体2億円。補助金2分の1で1億円なんです。ですから、RDFにするのではなく、生ごみの堆肥化、それとリサイクルを徹底して、減量を徹底して、そうして可燃物の焼却をしていくことを提案したいと思います。というのは、先ほども言いましたように、排ガス量の方を大変心配しておられます。公害の方を心配しておられますが、排ガスの総量でいきますと、RDF炭化するよりも、2分の1にごみ量を減らした方がよっぽど排ガスのトータルが減るわけです。公害もよっぽど減るわけです。こういう正確な部分を説明していただいた上で、それでもなおかつRDF炭化だということを町民の方が判断されるのであれば、それはそれで認めていきますけれども、そういう正確な報告をされないで、一方的に安全だとか、そういうことだけを言いながらされるのについては、大変大きな間違いであると、私の方は思うわけです。

それから、こうしますと、公害が今言いましたように削減できますし、コストも大幅に削減をすることができます。そして、先ほどこの焼却施設も事故が起きていると説明されましたけれども、安全性についてもRDF施設については90%近い事故率です。そして、焼却施設の方は、13%程度の事故率です。ですから、安全性も実績のある焼却の方が高いわけです。ですから、3つの主な観点から見ますと、私の方では共産党としては、ごみを大変減量化し、焼却をすること、それとあわせて生ごみを堆肥化することを提案したいと思います。

そういう中で、この答弁につきまして1点だけこの国の方の今回のそういうRDFだけにこだわらずに、もっと優劣を十分に比較検討しろ、これについてどのようにお考えなのか、

簡単にお聞かせください。

議長 環境整備部長！

環境整備部長 環境省の方は、年内に中間報告を出し、年明け2月には最終報告を出すというふうにお聞きをいたしております。広陵町も、RDF炭化施設を採用させていただくということで進めてまいります、環境省の方のいわゆる報告が出ましたら、設計に十分反映させていけるというふうに思っております。

また、年明けてすぐにメーカーを決めて発注するわけではございませんで、これから国に補助金の申請等も行わなければなりませんし、国、県のご指導を得まして進めてまいりたいと思っております。

それから、40トン・20日間の資料で40億円というふうにおっしゃいましたが、これは24時間毎日運転の40億円でございまして、20日間の運転にしますと、もっと高くなるというふうにご理解いただきたいと思っております。試算では七、八億円値上がりするというふうにご理解いただきたいと思っております。以上です。

議長 5番議員！

5番議員 40トンというのは、自分の、町の方で出されたんですから、1日、それに基づいてそれも計算しましたけれども、そこ間違いだと言われるんだったら、町の数字が間違いだということになりますので。

次に行きます。

まちづくりについてなんですけれども、都市マスタープランの方なんです、基本的にはマスタープランの中にはなかなかいいことも書いているわけです。地方分権、住民参加の流れが進んでいるということで、それに基づいて住民意向の重視も重要にして、また法的な権限が強まっているので、自主的なまちづくりということをおっしゃられます。この点については、大いに私の方も賛成をるところなんですけれども、先ほど真美ヶ丘の良好な住宅地環境ということでご答弁いただきましたが、一番大事なことを飛ばしておられるのではないかと思います。都市マスタープランの中にも、その真美ヶ丘地域についての良好な住宅地の形成の中に、低層で一戸建ての住宅ということをおっしゃっているわけですから、ですからこれは従前からの広陵町の指導要綱の中でそういうまちづくりを形成してきたわけですから、率先してですね。ところが、13年に指導要綱が変更されましたから、最近は本当に店舗の駐車場が200平米しかない駐車場なんです、そこをつぶしてワンルームマンション9室のを建てるとか、こういうことが勝手にされていくわけですね。これは指導要綱の方で小規模住宅50

0平米以下のところを削除したからです。ですから、今広陵町全体、そして真美ヶ丘の町並みは、そういうような小さな建物は何でもできてしまうというような中で、大きく町並みが崩れていこうとしています。ですから、この良好な住環境を守るためには、やはり従前の形で指導要綱を改め、そしてそれを条例化していくことが緊急に求められています。まちづくりの一戸建て低層住宅200平米というのは、もうご存じのように建築協定とか、それからまちづくりの紳士協定の方でたくさんの自治会がつくってしまっていて、それは真美ヶ丘の住民の大きな合意事項、そして広陵町の合意事項になっているわけですが、そこについて大きな落とし穴をつくってしまっている、このような状態です。ですから、この点について緊急に歯どめを打っていかないと、本当に今後真美ヶ丘についてとりわけ町並みがどんどん崩れていくということを言わざるを得ません。この点についてどのような対策を持っておられるのか、お聞きしたいと思います。在来地域もいろいろ問題点を持っているんですが、時間がありませんので、とりあえずお願いします。10分しかないや、簡単に言うてね、もう本当にひどいわ、山村さん。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 今ご質問ありました指導要綱の中で500平米以下の部分については指導が及ばないということになっておるわけですが、いわゆる開発行為という観点から基準を設けたわけでありまして、いわゆる500平米以上が開発という網といたしますか、要綱を適用しよう。ただ、小さな土地につきましては、500平米以下の土地につきましては、例えば400平米ですと、3戸つくりたいという希望があった場合に、それを2戸しかあかんというふうに規制できるかどうか。その個人の販売といたしますか、企業を束縛することができるかどうかという難しい面もございますので、一応500平米以上の開発につきましては厳しく指導しておりますが、それ以下の分については、500平米以下の分については開発の要綱に当たらないという一応基準を設けております。その辺でご理解お願いしたいと思います。

議 長 5番議員！

5番議員 法的な問題につきましては、私、大学の先生に調べていただきましたけれども、例えばパチンコ店の禁止条例、これも今本当は問題なんです、こういうまちづくりの規制条例につきましては、今の流れは違法とする判断が少数説だということでございますから、自信を持って良好な町並みをつくるために条例化していただきたい。強く要望しておきます。

それから次ですね、地産地消につきましてはもう飛ばします。これについては要望だけにしておきますが、これは学びながら機運を盛り上げていくことが大切ですから、農民大学だ

とか、それから内子町では知的農村塾とか、そういうのをやりながら、今治でもいろいろそういう取り組みをしながら機運を盛り上げていって成功していると思いますので、ぜひそういうたぐいの学習の場をつくっていただきたいなと思います。それから、土壌診断もぜひ実施をしていただきたいというふうに思います。

次に、教育委員会の方の給食の地場産品の問題だけ簡単にご答弁お願いしたいと思いますが、私の方でちょっと調べさしていただきましたが、ニンジンが4,584キロ、ジャガイモが5,916キロ、タマネギが7,970キロ、数字は多少は違ってるかなと思いますが、去年使った給食の材料です。この中で広陵町の生産が、それぞれニンジンが19トン、ジャガイモ41トン、タマネギ28トンということで、広陵町内で十分に生産可能な量であるということがはっきりとしておりますので、取り組みについて自校方式ですし、前提条件も十分できておりますので、このあたりから取り組んでいただけたらと思いますので、再度その点簡単にご答弁いただきたいのと、それから栄養士さんと調理員さんとか先生、PTA、生産者等々、勉強会を一定内期間継続的につくっていただいて研究していただきたいと思いますが、その2つについてお聞きをしたいと思います。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 学校給食の地場産品を学校にということでございます。多少町内で生産されるべき数値につきましては、私どもの持つておる数値は若干違うわけでございますが、当然ニンジン、それからハウレンソウ、タマネギの部類につきましては、地場産品として収穫高の約何%というふうな状況で給食に使用しておるといのが事実でございます。それで、学校給食の方へその野菜を取り入れるにつきましては、今までも申し上げてきておりましたように、まずもって小売業者との連携、そしてまた生産者と私どもの方への納入のルート、そういったことを綿密に決めていかなければいけないということで、まずもってどういう商品を学校で使っておるかというふうなことについても、今現在精査しているところでございます。（5番議員「勉強会持つことは、勉強会。」）

勉強会につきましては、各学期の最初、終わりには各栄養士、そして調理員、そして我々事務局の職員といった者で研修会を積んできておりますので、そういう勉強の機会にも地場産品、地消地産のことにつきましては勉強を積んでいきたいというふうに考えます。

議 長 5番議員！

5番議員 次の第5番目の問題なんですが、これにつきましては実態調査といえますか、それをしていただきたいんですが、130万円以下の修理・修繕、50万円以下あるいは50万

円以下の業務委託、80万円の物品購入、またそれぞれの件数、実績額、また町内の対象業者、このようなことを庁舎内の整理だけでできると思いますので、資料をつくっていただけるかどうか、それだけお聞きします。

議 長 総務部長！

総務部長 今、松野議員から資料づくりということで質問がありましたけれど、これは必ずつくって後日お渡しします。約束します。

議 長 5番議員！

5番議員 ぜひよろしく願いいたします。

それで、最後のところなんですけれども、交通安全対策について右折のゾーンなんですけれども、中和幹線の1本北側の交差点、信号のあるところにつきましては、3本レーンがあるんですね。ですから、3本同じ道路ですから、道幅ですから、3本にすることが可能ではないかなと思うんですが、ちょっとその辺の事情の説明とかお願いしたいと思うんですが。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 ご質問の場所なんですけど、香芝側の方で右折レーンをとっているところがあるというふうにお聞きしておりますが、実際これ現場の写真を持っておるんですけども、右折レーンそのものはとっておられなくて、中央分離帯を削って、その中央分離帯そのものが80センチか90センチほどなんですけど、それを削って隣の車線と足して2で割ってると。隣の車線との境界の線も引かれてないという状態でございます。これ実際の写真なんです。ですから、この道路の規格としましては、1車線の幅が2メートル75というルールでこしらえられておりますので、大型車が来ましたら、もう当然交差もできないというような道幅で無理やりつくってるという、ちょっと変な言い方しましたら、ここ急場のぎでやられておりますので、それは逆に事故の誘発という部分のことも考えられますので、それ以外の方法で、例えば初めに、第1回目に答弁しましたように、このパネルでちょっと説明さしてもらいますと、こう2車線あるわけなんですけども、黄色が右折レーンですね、これを手前でゼブラゾーンをとりまして、ここをちょっと長く、大体50メートルほど要ると思うんですけども、手前でゼブラゾーンをとりまして、左側の方へ誘導さして、交差点のどこへ来ましたら右折レーンを標示して、右へ寄る人は右へ寄ってくださいと。この間は、右折レーンと直進・左折とに分かれますよという誘導をするような道路にしてはどうかというふうに考えられます。ただ、相手側、向こうへ行きますと香芝側にもなりますので、香芝さんとのいろんな道の使い方の協議もございまして、それはちょっと今後の協議事項とさせていただきます。

たいと思います。また、警察との協議も残っておりますので、その辺のところもご了解いただきたいと思います。

議 長 以上で松野君の一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩します。2時20分から再開いたします。

(P.M. 2 : 05 休憩)

(P.M. 2 : 20 再開)

議 長 再開いたします。

次に、寺前君の発言を許します。

4 番議員 それでは、一般質問をさせていただきます。最後から2番目というところで、よろしくをお願いします。

1番目に、財政計画についてであります。

三位一体の改革と言いながら、地方分権の生命線である地方財源の削減に頭を使う政府の改革は阻止しなければなりません。1日の首相と全国知事会との懇談会や3日の全国町村長大会などでも、この点について大きな批判が上がっていました。知事懇談会では、安直な補助金カットや目先のつじつま合わせになれば、全国的な反対運動を立ち上げざるを得ないというように言っていたと報道されています。このような状況の中で、住民の命と暮らしを守る視点から、新清掃センター問題でも、地域づくりでは地元要望を受け入れながら、炉の建設計画など公共施設では、全町民的な議論の中でむだを省いていくべきであります。そのためには、財政的な議論を活発化させるとともに、情報公開が必要です。現時点での中・長期を含めた財政計画の公表をお願いします。

2番目、新清掃センター問題について。

関係大字への説明会等が進んでいます。しかし、三重県でのRDF爆発事故後の町民への説明がないまま、RDF炭化施設の導入を進めているわけですが、地元古寺でも、60人余りの人が恵那市の炭化施設を見学に行ったきりで、その後の対応がない。地元でこそ一番に説明会を開く責任があるのではないのでしょうか。検討委員会の設置から報告までの経過は一体何であったのか、疑問が解消されないまま、処理方式の決定や機種を選定に進むのは納得いかない。また、RDFの品質の具体化が予想される段階で、メーカーの選定に進むのは危険きわまりないと思います。実験炉の性格もあるRDF炭化施設、選定委員会には独立系のコンサルタントを入れるべきであります。処理能力の規模決定についても、住民参加で決めるべき。住民の協力が欠かせないごみ処理ということからいっても、当然のことです。

が、どのようにお考えですか。

3 番目に、次世代育成支援対策推進法について。

全国の県、市町村などに、2005年3月までに行動計画の策定が義務づけられ、8月には行動計画指針が示されています。住民参加による行動計画づくりは当然ですが、今後の取り組みはどのようにお考えになっているか。

また、現時点での取り組みの強化も、行動計画として重要です。学童保育も、その一つあります。施設の充実、保育内容の目標、受け入れ児童年齢の引き上げなど、計画的な取り組みの認識を持っているのかどうか。また、5歳児までの医療費の無料化は、議会が決議している重要な案件です。無料化年齢の引き上げについてはどのようにお考えなのか、再度お聞きしたいと思います。

4 番目、実効性ある緊急雇用対策について。

緊急雇用対策彦根市住宅リフォーム促進事業が実施されています。住まいの改造経費の10%を最高10万円まで補助しようというもの。市内に本社のある法人や個人の業者に発注した場合など、詳細な規定があるわけですが、広陵町でも多数の建築関連業者の仕事づくりに役立ちます。仕事がない状況が続く中で、町民のリフォームの需要を引き出し、仕事づくりに大いに役立つものとして制度化に値すると思いますが、どうでしょうか。この点については、公共事業としての側面があるということもつけ加えておきたいと思います。

5 番目、地域子供教室推進事業について。

これは放課後を自由に過ごす子供の居場所を地域にということで、11月12日の日経新聞にも大きく取り上げられ、この内容が詳細に記述されています。放課後を自由に過ごせる居場所づくりが各地で活発になっていますが、行政の紋切り型でなく、地域の力も活用した居場所づくりを積極的に取り組んではどうでしょうか。

6 番目、キャンプ場の設置について。

キャンプ場については、町長が就任後、直ちに変化が生じた性質のものであります。もともとキャンプ場、あるいは簡単なスポーツのできる施設づくりが計画されていたわけですが、中止になっています。その後、議会では、キャンプ場については竹取公園等につくっていくという点ではいい案ではないかということも言っていたわけですが、その後の取り組みをお聞かせください。

最後に、肺球菌ワクチン接種への助成についてであります。

肺球菌というのは、従来よりインフルエンザの予防にインフルエンザワクチンが接種され

たきたように、肺炎球菌による肺炎などの予防に、肺炎球菌ワクチンが開発され、接種できるようになっています。ぜひこの点について、広陵町の65歳以上のお年寄り、これが最も体力が落ち、高齢者にとって免疫力が弱くなって危ない状態が絶えず起こっています。死因でも大きな上位に占める病気です。肺炎球菌が引き起こす主な病気としては、肺炎、気管支炎あるいは呼吸器感染症や副鼻腔炎、中耳炎、髄膜炎などがありますが、このような病気にぜひワクチン接種が有効であり、アメリカの医療センターでは、該当者の、高齢者という意味ですが、ワクチンの接種を強く呼びかけている経緯もあります。このような高齢者への肺炎球菌ワクチンの接種に補助金を行って、命の安全をより広く高める行政づくりを推進することを提案するわけですが、いかがでしょうか。ちなみに、肺炎球菌ワクチンの接種は5,053円というのが医療機関の中で言われています。以上です。

議 長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 ただいま寺前議員さんから質問がございましたので、順を追って答弁をいたしたいと思えます。

まず、財政計画についてでございます。

国、地方を通じた大変厳しい財政状況の中、国におきましては、本年6月に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」が閣議決定され、三位一体の改革の具体的な改革工程が示されたところであります。しかしながら、本町の財政に対する影響額につきましては、地方交付税制度の見直し等不透明な部分も多く、財政計画の作成に苦慮するところであります。

ご指摘のありました財政状況の公表につきましては、毎年8月と2月に公表しております。また、広報に掲載し、財政状況等を周知しております。中・長期財政計画につきましては、昨年12月議会において資料提供を行い、ご説明申し上げましたが、今後においては、三位一体の改革に伴い、近く地方交付税制度の改正などにより見直し修正も必要となつてまいりますので、その機会に最新状況を反映したものにしたいと考えております。

次は、2番目の新清掃センター問題でございます。

これまで地元周辺の皆さん方に、新清掃施設建設の受け入れについて、一生懸命説明をさせていただいてまいりました。議会におきましても、ごみ問題特別委員会を7回、議会全員協議会も再々お開きをいただき、ご協議を続けていただいているところでございます。今後、処理方式の決定については、まず議会の皆さんに町の方針をお示しした上で、地元大字への説明、そして町全体への説明という手順で進めてまいり予定をしております。

また、機種を選定等具体的な方針については、公平な考えをお持ちで、豊かな知識・経験をお持ちの方々を参画いただいて、役場各部長と子ども委員会を組織して、また経験豊かなコンサルタントにも参画いただき、進めてまいりたいと考えております。

議会におかれましても、町民の代表というお立場で参画、ご判断をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次は、次世代育成支援対策推進法についてでございます。

今後の取り組みとして、今年度に町内ゼロ歳から6歳までの就学前の乳幼児を持つ家庭及び小学校1年から6年生までの児童を持つ家庭を対象に、各1,300、総数2,600のサンプルを抽出し、ニーズ調査を実施いたしたく、追加補正予算を本議会に上程させていただいております。もちろんこの調査の中には、ご指摘の学童保育にかかわります項目も含まれており、幅広く子育てに係る調査を実施するものであります。

なお、本調査をもとに次年度、法に沿って行動計画の策定をいたしたく考えております。

また、医療費の無料化の年齢対象の引き上げにつきましては、少子化対策の施策とあわせて検討しているところでございます。

次は、4番目の実効性ある緊急雇用対策についてでございます。

ご提案いただいた緊急雇用対策彦根市住宅リフォーム促進事業については、その地域の特色性を生かした先進的な施策で、現在の沈滞した経済動向にかなったものと敬服するものでございます。

本町におきましても、産業構造や住民のニーズの把握に努め、今後の施策の取り組みの参考にさせていただきたいと思っております。

5番、6番は、教育長がお答えをするものでございます。

7番でございます。肺炎球菌ワクチン接種への助成についてでございます。

肺炎球菌ワクチンは、日本国内においては使用実績が少ないことから、患者数やワクチン接種の有効性、安全性に関する調査が十分行われておらず、医療現場においてその必要性などについての議論も十分されていないのが現状です。

厚生労働省でも、予防接種法の対象疾患として位置づけるには、ワクチンの有効性、安全性に関する調査、患者数などの把握をしていくことが重要であるとされ、全国的な実施には至っておりません。現在、県内において実施されているところはなく、全国でも15団体にとどまっております。ご提案くださったことは、研究をさせていただきます。以上のとおりでございます。

議 長 教育長！

教育長 寺前議員のご質問にお答えしたいと思います。

質問事項5、地域子供教室推進事業についてでございます。

この事業につきましては、子供の居場所づくり事業と同様、山田議員の質問に対してご答弁を申し上げたとおりでございますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

続きまして、質問6、キャンプ場の設置についてでございます。

キャンプ場の設置については、ただいま詳細なご質問をお聞きいたしました。事前にちょうだいしております質問通告書の内容が不明で、適切なお答弁を準備することができませんでしたが、キャンプ場の立地条件を満たすべき環境の整った適地を見出すことは困難であります。しかしながら、これまで図書館南側の多目的用地を野外活動の場として有効に利用していただいているグループ、団体もあることは事実であります。この用地にありましては、現在は簡易駐車場としての利用形態となっておりますが、必要あらば工夫しながら多目的に有効に利用していただくことも可能であると考えています。

なお、本格的なキャンプ場は、やはり山間地域にある整った施設の借用が賢明であると思っております。以上でございます。

議 長 4番議員！

4番議員 今質問させていただいた第1番目の財政計画の問題ですけれども、私はこの問題については、118億円の予算をいわゆる新清掃センターに使う。これは具体的に全町民的な議論を起こす必要がある、こういうことから提案をさせていただいたわけであり。平成14年の第4回定例議会で、中・長期の資料をいただきました。ここにその資料を持っているわけですけれども、この中で私は残念ながら13年、14年、15年、20年間の資料が書かれているわけなんですけれども、1つはこの財政計画の中で大きな影響を受ける。具体的には時間がないので委員会等で議論をする必要があると思うんですけれども、まず1つは地方交付税の問題については、全体的な流れの中、不明なことが多い。ただ、来年度については、1兆円の補助金の削減が提案されているということがあります。あるいはまた、3年間に10兆円の削減というようなこともあります。段階補正についても削減していく。あるいはまた、小規模自治体についての課題等々、非常に不透明な問題があるわけですけれども、ここに提案していただいたこの中・長期計画の中でも、私は町民にとって深刻な問題があるろうというように思っているわけであり。

1つは、13年度の決算で見ますと、地方交付税についてはマイナス8.7%になっ

ているわけなんです。14年度では、当初予算から見てみますと、普通交付税については同額ですけども、特別交付税については若干ふえたということになっています。しかし、事業について、歳出の場合の事業の中で、普通建設事業費が14年度では新清掃センター関連の予算が大幅にできなかったということで、24億1,000万円が8億4,600万円になっています。15年度でも、当初予算12億5,800万円の予算を組んでいるわけなんですけれども、こういう予算の後年度への影響はどうかということが大きな問題だというように思います。というのは、私たちの生活の中で、例えば資料でもらっている地域のいわゆる公共事業要望、毎年各自治会、あるいは大字から要望されている予算があります。また、道路改良費あるいは道路維持補修費等、これは固定的な経費として見込まれるわけなんですけれども、それ以外に広陵町民の暮らしにとって欠かせない課題はたくさんあります。こういうような問題を見据えていくと、今取り組んでいる新清掃センター問題についての財源の問題については、古寺の用地と古寺のまちづくりについての問題は、当然古寺の方々とお話し合いしながら決めていく要素は、側面が非常に大きいと思います。しかし、機種選定そのものについては、これは古寺の方々には専門家ではないわけですから、専門家を中心に全町民的な立場から取り組むことは当たり前のことだというように思うわけであります。

そういうようなところから見てみますと、この普通建設事業の投資的経費は20年度、いわゆるこれは14、15、16が新清掃センター建設の予定として書かれていたわけですから、17年度から普通建設事業がマイナス77%減る。18年度では、マイナス48%減る。19年度では、25.7%減る。20年度では19.7%減って、2億5,900万円が普通建設事業として見込まれている内容なんです。この問題は、扶助費の問題とあわせて非常に町民生活に直接影響を与える重大な問題をはらんでるというように思うわけであります。この中・長期計画を立てたということからいって、118億円のいわゆる新清掃センター予算の消化をどれだけ少なくし、安全・安心の施設をつくるのかという課題に正面から取り組む必要があるというふうに思います。このことを抜きにして、将来の広陵町の他の、いわゆる広陵町民全体の暮らし、生活を守るための町予算の配分の問題、見通しを具体的に一層明確にしておかなければ、後年度に憂いを残すことになりかねないわけであります。まして今地方自治体に対する攻撃が強く、具体的にいわゆる補助金の8割カット、市町村で言えば保育所行政がその対象の中に挙がっているわけなんです。県では、いわゆる教職員の給与負担の問題が挙がっています。こういうような問題を見ていくにつれて、なお私たちの暮らしを守るための将来的な展望を持った中での取り組みは、今欠かせないというように思います。

その観点から、具体的にここに質問をしていて答弁をしていただけなかったわけなんですけれども、この情報公開が中・長期の問題を含めてしながら、町民との具体的な接点を求めていくということが必要だというふうに思うんです。先ほどは、2月、8月には財政公表している。そして、都度広報で公表をしていると言っていますけれども、現実に広陵町の財政の問題点、あるいはまた町が認識している状況、あるいは中・長期の問題については、町民との対話は一切ないわけなんです。こういうところの問題を抜きにした広陵町の将来像というのは描け得ないわけですから、そういう点で私はこの中・長期の目標数字については、町が今把握している情報をきちっと公開して、そして全住民の議論の中で決めていく問題を決めていくということが必要だと思いますけれども、その点についてはどうでしょうか。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 ただいま寺前議員さんから財政に対してのご意見等おっしゃっていただいたわけですが、もちろん町民の暮らしに直接影響を与えるということは、重要課題を抱えております清掃センター建設について、これはやはり財政の歳出の吟味ということが重点のポイントになってまいりますので、この辺の内容を精査した中で一応財政計画を立てさせていただいているわけですね。ところが、現在、先ほど町長が答弁いたしましたように、地方交付税等の問題、補助金カットの問題、これが明確にならないという状況でございますので、現在先ほどおっしゃっていただいた、定例会に出させていただいた中・長期計画に基づいて進んでいるということでございます。

公表ということでおっしゃっていただいているわけですが、この議会においていろいろと代表者である議員さんの方から意見をいただき、我々もそれを参考にして、やはり研究も重ねた中で発表させていただいているということですので、直接住民の方と対話をするというところまでは考えておりません。その結果を広報等あるいは告示等によって公表させていただいているという状況ですんで、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

議 長 4番議員！

4番議員 私は、対話という問題の前提に情報公開ということが大事だと。その場合に、広陵町合併50人会議については、2回の資料を出されて、ここにかなりの具体的な内容が書かれてるんです。中・長期の問題ということは別ですけども、初めてこういう形で町の財政、各市町村の比較検討ということがまないたにのったわけなんです。こういうことを通じて、私は今広陵町の将来のまちづくりのあり方、この問題を避けて通れないというふうに思うんです。だから、私は町長が本当に広陵町の将来を見据えて、現在新清掃センター、これ最も

重要な課題ですけれども、考えるという立場に立ったと同時に、20年後、50年後の広陵町のまちづくりというのを念頭に置かなきゃならない、当たり前のことだと思うんです。その一つは、118億円の予算をつぎ込んでやる予定なんだと。これについては将来このような影響があって、こうこうこうなんだということの並行した問題がなければ、町民がこぞってまちづくりに関心を持ち、まちづくりの真っただ中に入っていくという、そういうものができないではありませんか。これが大きく欠けている問題だというように思いますので、こういう視点から広報等でこの中・長期の問題も含めて公表していく。客観的な数字について明らかにしていって、町が今抱えてる問題、将来抱える問題、こういうことも具体的にやらなきゃならないというように思うんです。

合併のさなかの中では、各自治体が非常に盛んにやっていました。こういう中では、合併の問題について言えば、全国でいわゆる小規模自治体のフォーラムが2回開かれてるんですね。この9月何日に開かれたところでは、本当に活力あるまちづくりをつくっていくことで、盛んに行われます。第1回目が、110の市町村長を含めた620人が集まって開かれて、2回目は9月27、28日、小さくても輝く自治体フォーラムというのが、これは全国の市町村長を初め577名の参加で開かれてるんです。これは長野県の知事も基調報告もしています。こういうようなところでのまちづくりの基本的な問題が、本当に町職員初め首長が認識を持った形で全体として取り組む姿勢があるのかどうかということにかかわってくる問題だと思いますので、この問題については、やはり具体的に町民にその広陵町の財源の中身、これは50人会議の資料が一つの資料になっていくわけですから、公表して、そして議論が闘えるような、そういう資料を提供するという姿勢がやはり必要だというふうに思います。議会の中だけではないということも、あわせてお聞きしておきますので、再度その点について中・長期のこういう視点から公表、あるいは今抱えている課題等について認識を一致させていくという視点が必要だというふうに思いますけれども、その点どうなのかお聞きしたいと思います。ちなみに、補助金1兆円削減の問題で言えば、大変なことは厚生省に言われた削減額が2,500万円なんですね、来年度の問題ですよ。この中で生活保護と児童扶養手当の国庫負担率を4分の3から3分の2に切り下げる。これで1,900億円もの削減が図られようとしているわけなんです。こういうことが今行われて、具体的な段になって、生活保護では高齢加算、あるいは母子家庭の生活困窮者を対象にした母子加算の廃止が現実に行われようとしているわけなんです。こんな状態の中で、自治体が本当に住民と手を結んで将来の広陵町の将来像をつくっていくという視点は、今一層必要になってくるという

ように思いますので、そういうような視点からの財政の公表、町民と共有する情報の公開という点について、再度簡単にお答え願いたいと思います。

議 長 企画財政部長！

企画財政部長 情報の公開については、要求があればいつでも公開させていただきます。

なお、まちづくりという視点からいえば、ただ財政だけの問題じゃなく、やはりいろんな問題、町がやるべきこと、町民に対しての福祉、いろんな面を検討した中で、それに対する財政計画というものが伴ってくるわけですので、その辺の会議等は内部の方で十分に協議させていただきたいと、かように思います。

議 長 4番議員！

4番議員 2番目の新清掃センター問題に入りたいと思います。

この中で、いっぱい質問項目に出している中で、処理能力の規模等についても、住民参加で決めるべきだ。これは基本的に住民の協力がなければ、ごみ処理問題というのは解決しない。こういう視点は明らかなわけですから、この当初段階から住民に理解を求めていく姿勢が必要だということを言っているわけですが、答弁では一切触れられていなかったわけです。こういう不親切な答弁については、改めていただきたい。きちんとこういう中に当初の質問事項として書いているわけですから、その点についてはぜひご答弁をお願いしたいと思います。

それから、具体的な内容の中では、結局は私は機種選定についても、公平な見識のある方を選んでいく、あるいはコンサルタントを選ぶという形にとまっているわけなんですね。私は今一番最初に言った問題は、広陵町で古寺住民の要望という問題については、これは当然尊重しなきゃならないというように思います。そして、そのために地域づくりの提案をしながら、古寺要望を受け入れてきたわけなんです。機種については、何であったのか。この議会でも明らかになったように、機種について地元要望だ、地元要望だと言っていた、いわゆる処理方式についてRDF炭化と言ってきたところの問題が、町が提案をしてきたんだということが明らかになったわけなんです。

そういうような形の中で行われた処理方式の選定の問題、この問題はやはり具体的に解決していない。再三言っているわけなんですけれども、要はいわゆる検討委員会の当初の目標は、何回も言ってきたわけなんですけれども、各方面の意見を踏まえ、最適な処理方式の決定に資する目的なんですね。任務は、処理方式について研究、調査、比較を行い、その結果を町長に報告する。こういう目的と任務というのが当初の計画だったんです。その14年12

月議会についても、山村部長はそういう趣旨できちんと答えていただいているんです。ところが、結局はそれが始まってくると、4月にころっと変わってくる。結局どう変わるかというところ、いわゆる選定方式、2回目の中で処理方式について具体的に地元の生活面、排ガス量を少なくする。夜間、22時から6時まで稼働しない。周辺の景観のため、煙突の高さを低くする云々等々の問題なんですね。こういうところの問題というのは、再三地元の要望だということがまず第一に挙げられます。だから、検討委員会では、地元の特性という言葉で、地元要望がRDF燃料化であれば仕方ないと、こういう姿勢で来たんです、当初から。ところが、それを何ぼ煮詰めても煮詰まらないもんだから、第4回ではRDF燃料化方式に絞って留意事項を報告してくださいと。わざわざ、再度と言った方がいいかもしれないですけども、わざわざ第4回で事務局が検討委員会の先生方に提案をして、そこに絞ってやってくださいと、こう言ったわけなんですね。こういうようなところも含めて、なぜ去年の12月議会の中で検討委員会の趣旨説明があって、4月から行われている中ですぐさま変更になっているのか。これを見ますと、だれが見てもRDFしか出てこないんです。しかし、もっと問題なのは、これは特別委員会と検討委員会の先生方の懇談会の中でも、RDF燃料化方式の中で、RDFとRDF炭化についてきちんと区別をして検討いただいたのか。全くそういうものについては念頭には余りなかった。ないんですよ。

さらにもう一つは、念を入れて言っておきますけれども、RDFとRDF炭化については、RDF炭化は燃料方式に類すると、こういうように先生も答弁されてるんです。こういう中で燃料化方式という形を一括でやりながら、最後はRDF炭化にまとめていった。一体何であったのか。私はそういう経過から見ても、どうしてもその問題が解けない、なぜこのようになったのか。そして、一気にRDF炭化という内容で突き進もうとされている。ところが、議論を何回重ねていっても、ここにも書かれている問題なんですね、いわゆるまず1つの視点は、アンケートはRDFがほとんどです。RDF炭化は1施設だけなんです、恵那市ですね。ところが、この報告書の中にも、RDF炭化についての詳細な報告が全くない。そして、補足するために、それはコンサルタントやその他の資料を使って具体的な数字を報告された。それであれば、検討委員会をつくる必要が全くなかったんじゃないか。こんなことさえなってくるわけなんです。こういうような実態が、今も厳として残っている。そして、その中でも、RDFの唯一信頼しているという問題は、現に稼働しているところからアンケートをいただいているんだから、稼働しているということは、今後も続くということだから、改良することによって以後の問題は解決できるという姿勢なんですね。だから、具体的に確信を持

ってこうだというようなところの技術水準には到達していないんです、事務局においても。結局はそこに信頼をしているっちゅうだけなんです。

さらに、もう一つ一歩進めると、RDF炭化については恵那市だけなんです。RDFについては、そういう形でアンケートを寄せたところの資料を精査されました。問題点も書かれました。しかし、その回答を得ている唯一の点は、先ほど言った、現実には稼働しているから、それは改良することによって問題点も解決できるという姿勢。ところが、先進のアンケート結果などを求めてやっているんだと言っているけども、RDF炭化は恵那市1カ所でしょう。

（環境整備部長「北海道。」）北海道もありますけれども、現実には方式が全く違うわけですから、RDF炭化というのは1カ所だけなんです。ちなみに、今おっしゃったので聞いておきますけれどもRDF炭化のW市、課題、破砕機云々ずっとありますね。これはどこのとこなんでしょう。RDF炭化で言えば、恵那市だけなんです。僕は、恵那市については報告は受けてないんです。これはもちろん環境セミナー、先生何やったかな……（5番議員「鍵谷先生。」）鍵谷先生が講演した中からこれを引き出したとももちろん書いています。これはどこの市だったのかということなんです。糸魚川、これは直接炭化です。北海道も直接炭化です。RDF炭化のやっているとこで、こういう形でW市でまとめるところちゅうのはどこのかなと、私は思案をしていたとこなで、それもついでに簡単に答えておいていただきたいというふうに思うんです。こういうような状態になっているわけなんですから、一体全体アンケートをとってやっていった具体的なRDFについての議論は、検討委員会で進められましたけれども、炭化については結局は私たちの手元には資料は全くない。アンケート結果の資料はない。もちろん恵那市も出せるほどの蓄積はないから、出せないというふうにおっしゃってました。

こういうような状態の中でRDF炭化を進めるというのは、技術の信頼については、今現在使われているわけですから、稼働しているわけですから大丈夫だというふうにおっしゃっている根拠については、1カ所しかないんです。1カ所しかないのに、先進的なものをたくさん持っているから大丈夫だという根拠は、自己矛盾を起こしているんじゃないですか。私、そういう点で本当に安心できるという問題についての中身は、それは結構なんです。しかし、技術的に確信を持って提案してくる。松野議員も言ったように、確信を持って提案するというように至っていない問題をなお確信を持ったように装って言うところに、私は大きな不安がある。そういうことを再三述べているわけなんです。検討委員会の中の流れもわからない。そしてまた、その結果に至った報告書も、RDF炭化は恵那市1施設です。それについて、

結局はRDFについての報告はたくさんあるけれども、RDF炭化は1カ所。それをなお安全だということで押し切ろうとされている。私は、そういうところに大きな矛盾があるわけなんですから、この問題については本当に再度踏みとどまって、機種についてはどのようなものがあるのかという数字を客観的にまず出すことなんです。

先ほどから古寺の方、あるいは周辺の方が、燃焼方式になった場合については受け入れられないじゃないかという意味のことをおっしゃってます。それはその客観的な数字が出た後の問題なんです。本当に町が一番安全だと思われる問題について、責任を持ってやる場合については、受け入れてもらえるところについて頭を下げて、その根本問題をきちっと説明していく。こういうことが今なお振り返ってみても必要だと、私は思います。そういう点で、私たちは再三住民投票をしたとしても、耐えるだけの説明責任を古寺関係全町関連施設の方々に誠心誠意やった後での住民投票をやればいいのかということも言ってきました。こういうことと共通した問題なんです。だから、私は、まずこの数値については、松野議員は先ほど正確な数値を出してほしいということを言いました。これについては、まだ不完全燃焼です。全く不完全燃焼です。そして、この資料についても、今言ったようにRDFでは論議をしてきたけども、RDF炭化については検討委員会の先生方すら認めているわけなんですから、このことについての不十分な問題を正面から出すのはおかしいということです。

それからもう一つは、この中でRDF炭化の問題、あるいはRDFの問題については、先ほど松野議員が言ったように、生ごみの問題は避けて通れないと思います。これは私たちは、百歩、二百歩譲ったという話でやってるんです。RDFにしろ、RDF炭化にしろ、町がそこまで言う中であって、本当に今やらなきゃならないのは、炉を小さくして、そして生ごみをきちんと位置づける。これは焼却方式にしても、生ごみをきちんと位置づけることが不可欠です。循環型社会の一番基本、原点に戻る中身なんですから、こういう点についてあいまいに過ごすことは許されないと私は思います。そういう点、3点目もあわせてお答え願いたいと思います。

議 長 環境整備部長！

環境整備部長 処理能力の判定については、住民参加によって決めるべきだというご意見でございますが、処理能力そのものは町がこの事業を進めるに当たりまして、客観的に判断できる資料をもとに進めなければならないと考えております。もちろんごみを分別してごみを減量をするというのは、住民の皆さんのご協力なしにはできませんので、ごみ減量推進員の皆さん方を初め町民皆さん方にご説明を申し上げ、資源化、リサイクルの推進等によってごみ

処理施設の処理する量を極力減らして規模を小さくしたいというふうにも思っておりますので、そのあたりまた機種選定委員会の人選も進めなければなりませんし、今後地域に出向いて全町的に説明会等も行っていきたいというふうに思っております。

それから、検討委員会を立ち上げるときに、すべての方式で検討委員会の報告をもって、報告が出ればそれに決めるというふうに私が説明したようにおっしゃってるわけなんですけど、町が平成7年から説明を進めてきたのは、RDF方式でございまして、地域にRDF方式で受け入れをお願いしてきたのも事実でございます。検討委員会の先生方にその背景も十分ご説明を申し上げまして、我々はRDFそのものを専門家でもございませぬし、専門家の先生方のご意見をお伺いして、RDFをやめろとまでおっしゃるのであれば、ほかの方式を選択しなければならないというふうに思いますが、今現在全国ではいろいろトラブルは抱えてはいるものの、解決できているという調査結果もございまして、我々実際施設の見学にも出向いて担当者のご意見もお伺いをして、自信を持ってこの機種を選んだわけでございます。

それから、資料のW市は、これは恵那市でございます。間違いございませぬ。それから、RDF炭化施設は恵那市だけが、この方式を称しているのは恵那市だけでございますが、北海道の名寄市も同じ方式でございまして、RDFまでつくっていないだけのことで、全くラインは同じでございます。成形の仕方が違うだけで、名寄市は生ごみと紙おむつだけを炭化にしている施設でございます。今後、生ごみの問題については避けて通れないと。私も、このごみ処理施設の建設を担当させていただきまして、生ごみをいかにすべきかということは常に考えてまいりました。分別を完璧にできれば、リサイクルをすべてすれば、ごみ処理施設は不要ではないかと思うぐらいでございますが、今後この部分についても検討、研究をして、処理施設の規模の縮小に向けて努力してまいりたいというふうに思っています。以上でございます。

議 長 4番議員！

4番議員 簡単に言うときますけども、RDFについては当初から町が説明していた、事実なんです。ところが、RDFからRDF炭化に変わった時点で、私たちは焼却方式と同じではないか。これは川鉄に行ったときにも、その以後説明してきたわけなんです。その時点での変化は、町は一切触れられていないんです。たまたま古寺の役員さんに川鉄に見学に行っていたら、そのときにこれもいいなという話で決まったというふうに議会でもおっしゃっているわけなんですけれども、これが唯一RDF炭化の中身なんです。昨年7月の古寺の役員さんが来られた中にも、RDF炭化考慮中、何か意味が全くわからないんですけど、地

元要望と書いてるんですよ、14年7月の分。それが14年12月の最後の基本方針の中には、そういう形であらわれている。それだけなんです。だから、それだけなのに、なぜ検討委員会の中でRDF炭化にしたのか。私は、広瀬の方々が言う論理が、最も町の過去の説明からいっても一貫性があるんです、RDFというように求められているのは。これはそのとおりなんです。そういうようなところで、まず大きな町の変化がなぜ起こったのかちゅう、私たちは理解できないんです。

それと、先ほどから言っているように、RDF炭化については1カ所だけなんです。1カ所だけなんですから、要は自信を持って進めているんだとおっしゃってますけれども、先ほどから言ってるように、この報告書にもあります。また、事務局は再三言っています。RDFについて自信を持っているのは、現在稼働中なんだから、いろいろ障害があってもそれは改善できる、技術で改善できる。検討委員会の先生方もそういうふうにおっしゃってます。しかし、RDF炭化は、1カ所の中の資料でしょう。1カ所の中のまだ1年も動いていない施設なんです。それを自信を持ってという点の根拠、私はわからない。わからないというのは、あれですよ。客観的に一致できるんですよ。RDFについては、いろんなアンケートに基づいていろいろ調査した。RDF炭化については1カ所なんです。だから、そこに大きな町自身の説明の矛盾が横たわってるんです。そういうことについて聞いているわけなんで、私はこれはもう答弁はいいです。ただ、こういうことについてきちんと本当に町民に説明責任を果たしてもらおう。そして、情報公開をきちんとやってもらおう。そしてまた、古寺については、なぜ百済に先に鍵谷先生を呼んで講演するのか。まず最初に、古寺でやるということが最も大事だったんじゃないか。こういうことについての矛盾も、私はどうあっても理解できないということもつけ加えておきたいと思います。

それから、3番目に入りたいと思います。

3番目について、学童保育の問題については、いわゆる支援法という中でかなり具体的に なってるんですね。いわゆる300人以上の企業についても、こういう行動計画指針をつくりなさい、こういうふうになってるんですね。これは少子化対策という問題の大きな側面を持っているわけなんですけれども、そういう点で今後、そのようなところにかんりのウエートが注がれてくるというのは明らかなんです。そういうものにのっかって、今現在やっている施策について一層注意を払って具体的にやらなきゃならないというのは当たり前だと思います。そういう点で私は2つに限ってお聞きしますけれども、学童保育、今東校区では施設について非常に問題が多いんです。施設の充実、あるいは保育内容の目標値についてきち

んとした幼稚園の教育指針、あるいは保育園の保育指針というような形できちんとしたものを広陵町でも一定努力してつくる必要があると思うんですけど、そういう内容をつくることを考えておられるかということも聞いておきたいと思います。

あと受け入れ年齢ですけれども、これはかなりそういう方向に動いているところもあります。現実には学校と教育委員会との連携で、いわゆる居場所問題についての中身も連携しなさいというのも至るところに出ています。幼稚園と保育園の、これは問題もありますけども、幼・保一元化の問題もあるわけなんですけど、そういうふうなところでもありますから、再度この受け入れの年齢引き上げについて、全く念頭にないのか、あるいは考えるという近々の実行の問題も含めてですよ、将来に考えるというんじゃなくて、近々これは当然考えていかならん問題というふうに認識を持っておられるのか、まず聞きたい。

それから、5歳未満児の医療費の無料化の問題では、先ほど少子化対策とあわせて検討しているというふうに答えられました。これは今現在、3歳未満児まで医療費無料化という形で行われてるわけなんですけれども、厳密に言えば違いますが、そういう形で言っときますけれども、議会が5歳まで決議している。これは議会全会一致で決議した内容なんです。これについて実行していく、そういう時期に来ていると思うんですけども、その5歳までの問題、その2点について再度ご答弁をお願いします。

議 長 助役！

助 役 学童保育の年齢の引き上げ云々というところでございますが、現在引き上げは考えておりません。しかしながら、今後の課題として、それは先ほどおっしゃいましたようにいろんな行動計画の中で、これはもう本年度進めますアンケート調査等についても重要な問題としてもとらえております。だから、それらを含めて今後考えていこうと、このように考えております。

それから、具体的な保育指針と今おっしゃったんですが……。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 決議されている内容につきましても認識はしております。さきに町長が答弁いたしましたように、少子化対策の施策とあわせて検討すべき課題と認識しておりますゆえに、健康福祉課ともよく協議をしなければならないというように理解しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長 4番議員！

4番議員 4番目についてを進めたいと思います。

これは非常にニーズの把握に努めて、今後の施策として取り入れていくという方向が出ているような答弁があったんですけれども、非常にこれは広陵町の建築組合、これは70人ほど登録されているんですかね。建築組合、かぐや姫のところで毎回出店していただいているわけなんですけれども、それと商工会でも建築関係の方々の会員の参加が非常にふえています。広陵町で言うと、非常に大きな比重を占めている中身なんです。こういう形で、今緊急雇用対策については過去にもかなりの施策を使ってやっておられるんですね。そういう点で、私はやっぱり公共的な側面があるというのは、公共事業が減っているという側面もあります。そういう中で、本当にいわゆるこれは緊急雇用対策として提案してるんです。だから、時限立法なんです。そして、そういう形でいくなれば、今広陵町で本当に仕事が減った、大変だというような状況を具体的な点で解決できる、あるいはまた町民のニーズ、あるいはリフォームについての呼び水を起こす。そして、それを町内の業者がやっていくということがみそなわけですから、そういう点について今滋賀県では、彦根市からその他5町村に瞬く間に広がっています。これ14年度の事業ですけれども、15年度はもう5町村に広がってる。全国的にも、今大きく広がろうとしています。先ほど述べたように、全体的を射たニーズだということにおっしゃったとおりだというふうに思うんですけれども、この点について具体的な検討をされるかどうか、再度お聞きしたいと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 私も彦根市さんの方に直接お尋ねして、大変有効に利用されているというふうには聞いております。ただ、いろいろ広陵町でそれができるか、これから検討してまいりたいとは思いますが、ただ大きな市の中で業者がたくさんいてると。その中で、彦根市さんのように大手の中で業者の仕事もふえて住民の方も助かるというんであればいいんですが、昨今リフォームに関しましても、いわゆる家の形態そのものがプレハブ形式が多うございます。その中で広陵町の中の業者に特定した場合どうかなど。それをやれる業者が何社あるかなどという部分の危惧もありますので、これからいろいろそういう協会とも連絡を取り合って、できるかどうかは検討していきたいというふうに思います。

議 長 4番議員！

4番議員 これは一番大事なことは、そういう業界との話し合いというのが必要だというふうに思います。検討するという点で、業界との検討を直ちに行っていただきたいということを、今答弁していただいたものを実行していただきたいというふうに思います。

それから、5番目ですけれども、私は幸いなことにここに、これは行政が先に行ったんじ

やないんですね。長野県や、また東京、あるいはまた町田市やその他各地で子供の居場所を地域につくるということで行われてきたものが、文部省が取り上げて今回実行するということになってるんです。これは地域の特性がある問題なので、非常にいろんなやり方があると思うんです。教育長が先ほど述べられたような問題、広陵町が既にいわゆる地域の経験者を通じて、名はいろんな公園何とかづくりとか、いろいろ学校でやっていただけてます。そういうことも、その範囲を広げていくということの一つになっていくだろうと思うんです。いろいろやられているわけですが、異年齢の子供たちが学校以外で大人から少し距離を置いたところに独自に集まる姿は、かつて地域社会の中でどこでもあった。その中で大人の準備をしてきたということ。1970年代以降、子供の居場所は失われ、社会にひずみが出てきた。今、居場所づくりが広がるのは、自然な流れなのでは。これはいわゆる大学の先生の言葉なんですけれども、こういうような側面というのをまず認識していただければ、広陵町にはすぐれた特性があるんです。それは各大字自治会に立派な公民館があるんです。この公民館を何とか活用する方法はないのか。これは再三述べてきたわけなんですけれども、これは今現在お年寄りなんかでも、赤部でもお年寄りが青年あるいは子供をつかまえて広場でゲームをやろうじゃないかというような形でのわざわざ老人クラブから呼びかけをしたり、あるんです。こういうようなところの問題ちゅうのは、いわゆる指導員の不足の問題などが中心だろうというふうに思うんですけれども、この居場所の問題については、広陵町の特性、いわゆる各地に、各大字に立派な公民館がある。これをもっと大字の協力をももちろん得なきゃなりませんけども、活用して自治会の振興、あるいは大字の振興で今予算がついていますけど、こういう視点も含めて教育委員会は真剣に考えていただく必要があると思うんです。それは地域の教育力を高めるという文部省が言ってる内容にも合致してくるわけなんです、あるいはお年寄りの力をかりる、あるいは地域におられる専門家の力をかりる、こういうような形のトータルとして教育委員会が指導的役割を果たす、これは必要なんです。そういう点で、各地にある公民館についての活用の問題、どういうふうにお考えなのか、それ1点でいいですから、お聞かせ願いたいと思います。

議 長 教育長！

教育長 今おっしゃられましたように、確かに子供の居場所づくりは必要だと思いますし、これは数年前に文部省が軒下遊びという形の中から広げてきた問題から発生したものだと、私は認識しております。今、公民館活動と言われましたが、この後私の教育方針の中に生涯学習の一環としての中で公民館活動ちゅうのはもっと充実していきたいな。ただ、やり方、

またこちらから投げ方、いろいろな問題が私はあると思いますし、私も少しは経験したつもりなんですけども、すべてがこちらからやるというのではなく、また地域の力をすべてということはなかなか難しいわけなんですけども、そのこのところのやっぱり調和をとりながら充実していきたいなど、このように思っております。きのう少し山田議員の方からもお話があったときに、地域の教育力の中で、例えば私はことし箸尾のお祭りを見せていただきました。本当に立派な祭りです。京都の祇園祭りは私もよく知っておるんですけども、ほんで奈良県にもこんな立派なものがあつたんだな。これを子供たちにどうにかしていろんな形で伝えていきたいなど。これはすぐにはできませんけども、そんなことを今課題に考えております。以上です。

議 長 4番議員！

4番議員 これが最後になるだろうと思うんですけど、キャンプ場の設置の問題なんです。これはキャンプ場設置についてというタイトルだけで質問を出させていただいたんですけども、これは今まで町長自身も答えてる内容なんです。それが中身について理解していただけなかったというのは、もちろん書いてなかったちゅうことが悪いのか、それとも教育委員会が今キャンプ場についての認識がどれほどのところにあるのかということが心配なんです。私はキャンプ場については、町長は竹取公園を活用するのであればいいじゃないかという考えを持っておられるわけなんです。言明されているわけなんですから、教育委員会がそういう、もちろんキャンプ場だけじゃないです。しかし、当面例えば真美ヶ丘第二小学校では、ことしの5月12日に2日かけて都祁の青少年活動センターへ行っておられるんです、これね、1泊2日の野外活動。ほんで、子供会も行っています。こらもう何回も取り上げています。そういう中で、1日目はオリエンテーション、フィールドアスレチックをやって夜はキャンプファイア、そして2日目はカレーづくりをやりながら、みんなでわいわいやってる。これはそう遠いところへ行くわけではなく、広陵町のその竹取公園でもできる内容なんです。だから、そういう内容を一つ一つ私は実践していくと……。

議 長 以上で寺前君の一般質問は終了いたしました。

次に、吉岡君の発言を許します。

15番議員 それでは、議長の許しを得ましたので、最後の一般質問をさせていただきます。

初めに、教育長に教育行政の質問をさせていただきます。

9月末に教育長に就任されてはや2カ月少しがたちましたけども、余り教育長とはお話しする機会がなく、先週初めて少しの時間ですが、教育長室でゆっくりとお話をさせていただ

きました。お話をした印象は、温厚な優しいような感じがしました。王寺の今の連Pの会長さんですねんけども、大前さんという方に、この前ちょっと教育長のお話しさせていただいたら、うん、知ってますよと。野球のやっさんですかと、安田先生のことをやっさんと気軽に言っておられたんが印象で、やっぱり野球の監督をされるということで、昔はやっぱり怖かったですかと、よく怒られましたかと聞いたところ、やはりスポーツ系ですのでそういう、ただ僕にはまだそういう一面は見ておりません。だから、野球をされていたときのやっぱり気持ち、闘志を出していただいて、強気というか、強い意志の中で教育長行政をやっていたきたいなと思っております。きのうの山田議員の答弁の中でも、教育長が、教育委員会がいろんな行事をしたくても、やっぱり予算的なこともございます。町長部門とも相談をよくし、予算取りのこともありますので、その辺は教育長の手腕に頼るしかないと思っております。

それでは、教育長に対しての質問をさせていただきます。

まず1番目には、学校教育、できましたら幼稚園、小学校、中学校というのがありますので、各幼・小・中でやっていただきたいんですが、1回目の答弁はお任せします。

それと、先ほどのお話にもありましたが、社会教育イコール生涯学習ですね、この辺もこの2点は特に教育長の考えを含めて答弁をお願いします。

それと、2番目には私9月議会から質問しておることなんですが、社会教育委員の現状、これは任期が3月いっぱい切れておりまして、4月から社会教育委員がまだ決まっておらないと。まだ9月の時点では決まっておらないということで、今回も質問させていただきました。学校評議員に関しましては、本年度初めての試みで、教育委員会が学校長の方をお願いし、学校の校長先生が評議員さんを選ばれましたが、町長部門とのいろんな考え方ですね、一応町長部門の方は一人二役は、2つの委員はだめだとか、滞納者についてはだめだとか、いろんなことがあり、その辺の食い違いがあって、少しまっていたと。先ほどの松野議員の中では、少し答弁を聞かしていただきまして、この辺もまたしてくださいと思いますので、またよろしくをお願いします。それでは、1番目の教育行政については、これでよろしくをお願いします。

次、質問事項2番、インフルエンザ予防接種についてであります。

昨年11月ごろにSARSが発症し、それから日本がわかったのは、多分ことしになって3月前後ぐらいかなと思います。3月、4月、5月が、もう報道機関、テレビ、何を見てもSARSが多かったように思います。それで、特にアジア地域が中心で、最近の報道では、

また冬にも発生する可能性がある、テレビでは言っております。その中で、SARSの発病状況がインフルエンザに特に似ていると。高熱が数日続き、症状が余り変わらないというように聞いております。その辺の中で、あるPTAの方の会議の中で、父兄の方々が予防接種については1人5,000円ほどの金額がかかると。これは病院によって多少の違いはあるということをお聞きしました。65歳以上の方は、以前から老人ホームとかでインフルエンザが発生し、たくさんの方が感染し、亡くなられた事実もあって、65歳以上の人は1,000円のお金で予防接種を受けることができるというもお聞きしました。これを踏まえて、近隣の市町村でのインフルエンザ予防接種の対策をされているか否や。それと、広陵町での予防接種が受けられる年から小学校6年までの人口ですね。それと、広陵町がこれに対して何か対策を考えておられるか。この3点を1回目の質問でお聞きしたいと思っております。よろしくお祈りいたします。

議 長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。 教育長！

教 育 長 吉岡議員のご質問にお答えいたしたいと思っております。

教育行政についてでございます。

学校教育、社会教育の方針、私の考えも含めて答弁をということでございます。教育長としての基本方針についてのご質問をいただいておりますが、常々私が考えております一端を述べさせていただきます、答弁にさせていただきますと思います。

教育行政に携わってこられた諸先輩の先鞭を参考にさせていただき、今まで功績を十分に生かし、さらに伸ばしていくのが私の責任だと存じております。

近年、教育行政に寄せられる住民の方々のニーズは多様化しており、ご存じのとおり、学校教育関係法令が改正されたところでございます。

教育現場におきましても、人・物・お金にかかわる教育環境の整備と充実が求められているところでありますが、一般行政との調和を図りながら、学校、家庭、地域が一体となった取り組みが必要であると考えております。

このため学校教育におきましては、各学年の学習指導要領による教科学習はもちろんのこと、児童・生徒の基本的な生活習慣や社会性などの資質を培うことの重要性をかんがみ、教育の原点である家庭と、体験の場である地域と学校が一体となって、人に優しい、優しさの持てる子供の健全育成の発達をはぐくみ、生きる力の育成を目指していきたいと思っております。

特に、低年齢化する問題行動に対して、子育てに悩む親、子供からの相談について、いつ

でも、どこでも相談できる体制づくりに力点を置いた施策を展開していきたいと考えております。

また、社会教育にあっては生涯学習の一環として位置づけ、創造的で人間性豊かな人材を育成するため、文化・スポーツの振興など幅広い分野にわたる教育行政を推進し、相手の人格を認め合いながら、人と人との触れ合いを大切に、仲よくともに学ぶ楽しさを持って地域の一員として過ごしていただけるための基礎づくりに力点を置いてまいりたいと、このように考えております。

質問事項の2番のことについてでございます。学校評議員、社会教育委員の状況はということでございます。

学校評議員に関しましては、松野議員にご答弁を申し上げたとおりでございますので、よろしくご理解のほどお願いいたしたいと思っております。

また、社会教育委員につきましては、大変お気遣いしていただいておりますが、現在候補者名簿を作成し、人選中でございます。年内には町当局との協議も済ませたく思っておりますので、よろしくご了承賜りますようお願いいたしたいと思っております。以上でございます。

議 長 町長！

町 長 吉岡議員のインフルエンザ予防接種について、現状と町の対策を問われているものでございます。

答弁といたしましては、インフルエンザ予防接種の近隣市町の対策につきましては、本町と同じく平成13年度の予防接種法改正に基づき、勧奨接種として実施しております。勧奨の対象は、65歳以上の高齢者と60から64歳までの循環器や呼吸器系の障害のある方です。接種方法は、各医療機関での個人接種としており、費用は一部の町を除き一部公費負担とし、低所得者には全額市町村負担となっております。自己負担額は1,000円です。高齢者以外については、現在のところすべての市町村が予防接種法に従っております。

次に、対象となる年齢の人口ですが、予防接種法では任意扱いであるため規定はありませんが、医学的には乳児から接種可能とされており、満12カ月以降16歳未満の対象者数は平成15年3月末現在約5,750人となっております。

本町のインフルエンザ予防接種対策は、昨年以上の接種率を目指し、広報を初め町内各医療機関での周知、町外医療機関への依頼、老人クラブの会合や健康相談等積極的に啓発を行っております。12月2日現在、2,140人の申し込みがあり、昨年度接種者の1.3倍となっております。また、低所得者対策としては、費用を全額町負担しており、12月2日現

在で90人おられます。

高齢者は発病により合併症を起こし重症化するため、流行期を控え、今後さらに啓発と勧奨に努めてまいります。以上のとおりでございます。

議 長 15番議員！

15番議員 それでは、1番目の教育行政、教育長に2回目の質問をさせていただきます。

教育の基本方針、教育長の考え、それでこれから後、これから個々のことに関しましては、またいろんなことを教えていただき、また質問もさせていただきたいと思っております。

それと、学校評議員、社会教育委員の状況も聞かしていただいて、できるだけ早く社会教育委員の方もつくっていただき、また年度が変わり、学校評議員、また次年度であろうが、その次かわかりませんが、またいいところでやはり地域の力も必要ではないかなというように私は考えておりますので、また教育長の判断で、また教育委員さんの判断でつくっていただけたときにさせていただきたいと思っております。

それと、少し別の質問ですねんけども、特に教育長がかわられて、私は今中学校の方のPTAの会長をさせていただいておりますが、やはり人事の問題が特に教育長さんには一番疲れる仕事だと、今までから聞いております。特に、来年度は広陵中学と真美ヶ丘中学の校長先生が定年退職をされると。特に、広陵町には2つの中学校ですので、いつもPTAの父兄の役員さんの方々とお話ししたときに、やはりいい先生、いい管理者、いい校長先生、教頭先生というのをよく聞かしていただきます。その中で、それは人それぞれいろんな考えがありますので、それは極端には言えませんが、教育長さんには一番大変な時期だと思いますが、特に来年度は頑張ってください、できるだけ皆さんが喜んでくれる人をお願いしたいと思っております。教育長さんには、もうそれだけです。終わります。

議 長 2番目は、もうないの。(15番議員「はい。’)今のは答弁はよろしいんですか。

(15番議員「はい、結構です。’))

ほな、続いて15番議員！

15番議員 それでは、済んません、2番目のインフルエンザの予防接種について。

この件で少し2回目として別のちょっと質問ですねんけども、SARSの問題です。これはことし、特に3月、4月ぐらいが一番の国内でもテレビ等ではよく出たと思います。そのときに、僕ちょっと今思うてるのが、広陵町で中国の方へ行かれる方はどれぐらいおられるのか。仕事関係で多分広陵町は旧村、新しいニュータウン、相当な方が中国の方へ仕事関係で行ってんじゃないかなと思うんです。それはたまたま僕、ちょっと知り合いが靴下ではな

いんですけれども、中国へ行っておられました。それが帰ってこられたのが3月の末から4月の初め。そのときに、たまたまその帰ってこられた日に会ったんです。そしたら、僕はやっぱり国内SARSのことがいっぱいにうわさになっておりますので、SARSのこと中国もどうですかと聞いたら、いや全く会社でも、その向こうの中国の会社でも一切うわさになってないと。何にもないので調べてもらってないというのをお話を聞きました。僕はそのとき怖いと感じて、そのときはそれで終わりましたけども、それから発病もないというので思うてましてんけども、それからその方が5月ごろにまた中国の方へ行かれて、多分3週間ぐらい行かれましたかね。帰ってこられて熱が出たと。これは人の名前はそら言えませんが、だから心配になって、やっぱり医大の方へ行かれたと。そのときにやっぱり医大の方も、一応その備えはしてますが、実際パニックになったようなことを聞きました。すぐに陽性、陰性のあれをして、結果は何もなかったんですけども、その日のうちに結果がわかって、二、三日家の方で待機しといてくれと。そのときのことを聞いて、僕広陵町の方でも中国の方とか東南アジアの方へ、韓国とか仕事で行っている、これは調べるとしたらどういうように調べるかわかりませんが、実際これが、去年台湾の医師の方が旅行に来られたと。そのときに回られたルートを全部掃除なんかされた。消毒もされたと聞いたときに、広陵町からもそういうところへ行っている方がおられるという、あることを認識しながら、その辺はどうにか何か調べることができるのかなというのを2回目の質問でさせていただきます。

議 長 助役！

助 役 このSARSの問題で、中国へ広陵町からの行かれる方云々ということで、入国管理事務所とかそういう関係ではわかると思うんですが、そういうことは恐らく犯罪とか何か事件に絡んだようなことだけしか情報として出してくれないのではないかなと思ったりもします。ちょっとこの点については研究をさせていただきたいと思います。ちょっと答えにならなかったんですが、そういうことでご了承いただきたいと思います。

議 長 15番議員！

15番議員 言われるように、なかなかそら調べにくいもんだと思います。ただ、県の方は医大の方でそのSARSにもしかその言う何か部屋も確保して、そういうあれもしてたというふうに聞いております。できましたら、県の方とも、もしか広陵でもその可能性はあるということですので、そういうときには県にもうできるだけ早く、早急に処理をして回るというような対策をとっていただきたいと思います。

それで、3回目の質問ですねんけども、特にことはインフルエンザワクチンを接種され

る方が多いという中で、先ほど何か少しちょっとわきですけれども、ワクチンの量が足らんのじゃないかとかという話も聞きました。この辺のことを1つ質問と。

もう一点は、先ほど16歳までの大体子供の数が5,700人程度とお聞きしました。やはり今のこの経済の不況の中で1人5,000円という負担、これは大きいと思います。多分子供も1人の場合で5,000円、2人の場合では1万円と。そこへ多分その家ではほとんどの方が親御さんも受けられる可能性も多いというように聞いてます。できましたら、何とかの措置をもっともう1人1,000円でもの補助を出せないのかという最後の質問をさせていただきます。

議 長 助役！

助 役 今ご提案ありましたインフルエンザ、いわゆる子供、児童に対するインフルエンザの補助金等の問題でございますが、これにつきましては種々研究検討をさせていただきたい、このように思います。

議 長 以上で吉岡君の一般質問は終了いたしました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

(P.M. 3 : 45 散会)

平成15年12月17日広陵町議会

第4回定例会会議録（最終日）

平成15年12月17日広陵町議会第4回定例会（最終日）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、15名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	小原昇
3番	片岡福美	4番	寺前憲一
5番	松野悦子	7番	吉田信弘
8番	中山正	9番	山本登
10番	青木義勝	11番	笹井正隆
12番	坂口友良	13番	山本悦雄
14番	松本政治	15番	吉岡章男
16番	出張光男		

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山恵俊
収入役	和田建三	教育長	安田義典
企画財政部長	土佐敏行	総務部長	中尾勝
住民生活部長	吉村正勝	環境整備部長	山村吉由
都市整備部長	中尾寛	教育長職務代理者	大西利実
教育委員会事務局長	笹井由明	水道局長	森田久雄
総務部参与	森川勇	健康福祉部参与	竹嶋昇
住民生活部参与	竹田健次	住民生活部参与	山本新三
都市整備部参与	和田信次		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 西 辻 眞 治

書 記 野 村 克 也 上 田 勝 代

議 長 ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:04開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	議案第65号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについて 議案第68号 平成15年度広陵町一般会計補正予算(第4号) 議案第71号 平成15年度広陵町学校給食特別会計補正予算(第1号) 議案第72号 葛城広域行政事務組合規約の変更について
2	議案第70号 平成15年度広陵町墓地事業特別会計補正予算(第1号)
3	議案第66号 町道の路線認定について 議案第67号 町道の路線変更について 議案第69号 平成15年度広陵町下水道事業特別会計補正予算(第1号) 議案第73号 町道の路線認定について
4	議員提出議案第13号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
5	議員提出議案第14号 高校奨学金の改善・充実を求める意見書について
6	議員提出議案第15号 年金給付削減に反対する意見書について
7	議員提出議案第16号 イラクの戦争状態への自衛隊の派遣に反対する意見書について
8	議員提出議案第17号 障害者支援費制度の安定軌道を求める意見書について
9	議員提出議案第18号 性同一性障害を抱える人たちが普通に暮らせる社会環境の整備を求める意見書について

議 長 まず日程1番、議案第65号、68号、71号及び72号を議題とします。

本案について総務文教委員長より委員会の審査の結果について報告願います。 総務文教

委員長、松野君！

総務文教委員長 では、総務文教委員会の審査結果の報告をいたします。

本委員会は、さきの本会議において付託されました4議案につきまして、15日委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果をご報告いたします。

まず初めに、議案第65号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについては、投票率の向上を図るために、投票時間の延長、期日前投票の制度が設けられ、今後さらに啓発活動を積極的に行っていくこと、投票所入場券の送付時期には変更がないこと、また障害者の投票については改善が必要なことなどを伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号、平成15年度広陵町一般会計補正予算（第4号）については、介護保険保険者機能強化特別対策給付金は、今まで保険者と国保連合会の連絡をDMを郵送して行ってきたが、処理の迅速化、給付の適正化などを図るために、電送で行うためのパソコン購入に対する補助金であること、次世代育成支援対策事業委託料は、ことし7月に次世代育成支援対策推進法が制定され、14項目についてニーズ調査を行うもので、16年度で行動計画を策定すること、各学校ごとの空調設備の状況、そしてエレベーター設置については、順次全校の設置をする予定であること、そのほか、コミュニティー施設については、各小学校区に1カ所ずつの設置が必要なのではというこのような意見がありました。また、介護保険の現況、そして町職員の採用に当たっての身体障害者の採用、また女性職員の管理職への登用などについて伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号、平成15年度広陵町学校給食特別会計補正予算（第1号）については、学校給食で使用している野菜の本町での収穫状況及び食教育については、栄養士から話をしたの指導をしていくことなど伺うとともに、本会議で保留のあった野菜の品目、使用量、調理員1人当たりの食数などの説明を受け、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号、葛城広域行政事務組合規約の変更については、何ら異議なく、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、簡単ではございますが、総務文教委員会の審査結果報告といたします。

議長 ありがとうございます。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず議案第65号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する

条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第65号は委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第65号は原案どおり可決されました。

次に議案第68号、平成15年度広陵町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第68号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第68号は原案どおり可決されました。

次に議案第71号、平成15年度広陵町学校給食特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第71号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第71号は原案どおり可決されました。

次に議案第72号、葛城広域行政事務組合規約の変更についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第72号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第72号は原案どおり可決されました。

議 長 次に日程2番、議案第70号を議題とします。

本案について厚生委員長より委員会の審査の結果について報告願うことにします。 厚生委員長、吉岡君！

厚生委員長 厚生委員長報告をさせていただきます。

本委員会は、去る12月8日の本会議において付託されました1議案について、12月11日委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果をご報告させていただきます。

議案第70号、平成15年度広陵町墓地事業特別会計補正予算（第1号）については、墓地永代使用料返還金が不足となったためのもので、積算の基礎は1基97万円の5基分であり、返還金は、未使用分のもので購入価格の60%、使用済み分のものでは20%であるとの説明を伺いました。

また、今年度に入り6基の返還があり、返還の主な理由としては、墓地を他に所有したことや転出によるものであること、返還の墓地は、まき石を磨き直し、土を入れかえて新しい希望者に使用していただくとの説明を伺いました。

なお、今後の墓地整備の全体計画なども詳しく説明を伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、簡単ではございますが、厚生委員会の審査の結果といたします。

議 長 ありがとうございます。

ただいまの委員長報告に対し審議いたします。

議案第70号、平成15年度広陵町墓地事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第70号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第70号は原案どおり可決されました。

議 長 次に日程3番、議案第66号、67号、69号及び73号を議題とします。

本案について産業建設委員長より委員会の審査の結果について報告願うことにします。

産業建設委員長、吉田君！

産業建設委員長 本委員会は、去る12月8日、9日の本会議において付託されました4議案について、12月15日委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果をご報告いたします。

まず、議案第66号、67号、73号の町道の路線認定及び変更については、認定等が適当であるかを確認するため現地へ出向き、道路の幅員、道路面の状態、側溝等の構造物などを確認いたしました。

また、町道認定については、真美ヶ丘地区の今後の道路引き継ぎ予定や500平米以下の新規住宅建設における諸問題への対応などについての説明を伺いました。

なお、町道認定を現状年1回としているが、必要に応じて年に2回とすることも今後検討するとの考えを伺い、議案第66号、67号、そして73号はいずれも全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号、平成15年度広陵町下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、人事院勧告に従っての給与改正と人事異動に伴う補正であることを伺いましたが、給与の引き下げに反対との意見があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設委員会の審査の結果報告といたします。終わります。

議 長 ありがとうございました。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず議案第66号、町道の路線認定についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第66号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第66号は原案どおり可決されました。

次に議案第67号、町道の路線変更についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。 4番議員！

4番議員 町道認定に際して委員会でも議論をしたように、500平米以下の開発については開発の行為が必要がないということになっているわけですが、この場合に、いわゆる道路としてつくられた部分について町がどのような認識を持つのかというのは、水道の届け出あるいはその他の協議の中でシステムをきちんとつくり、後に後悔のない体制をとることが必要だということを述べたわけであります。つまり、後になって町道に認定をしてほしいというようなことが出てくる場合があるわけですから、この開発行為についての欠陥を本来改めなければならないわけですが、この点について、今後の町の条例化や、あるいはまた500平米以下の開発に対するまちづくりの観点からきっちりと見なければならないということを指摘しておきたいと思います。

議 長 反対か。（「賛成、賛成。」）（4番議員「賛成。」）

ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第67号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第67号は原案どおり可決されました。

次に議案第69号、平成15年度広陵町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

4 番議員！

4 番議員 臨時議会で人勧に伴う給与等の引き下げに反対したときに述べた理由のとおり、この内容も異動による部分があるわけですが、基本的に下水道特別会計が臨時議会で提出されてこなかったということで、この部分については反対いたします。

現状については非常に厳しい財政事情が続いているわけですが、働く者がその犠牲になるということについては断じて許されるものではありません。大企業を中心とした経済は、15年度については非常に大きな利益を上げている。にもかかわらず、きょうの新聞でも日経連の奥田会長は来年の春闘では定期昇給や、あるいはまた基本部分についても組合と話し合いによって下げることがあり得るんだと、こういうような春闘方針を出すありさまであります。働く者に対する攻撃が大企業、財閥を中心にして一層攻撃をかけられているさなか、私たちはこの公務員給与が生活保護の世帯に対する引き下げの理由に使われると、基本的な行政の指標に使われている現状も考えると、経済のデフレ傾向を抑える、あるいはまた公務員の給与を引き下げて悪循環を繰り返させようとする、そのようなたくらみについては見過ごすことはできないというように思います。

そういう点と、もう一方で、私たちはこのような状況にあって、公務員が一層憲法や地方自治法あるいは公務員法に従って国民のために働く公務員像を町民の方々に示していくことも一方では強く求められていると思います。そういう点で、町民に期待される公務員の姿を町民とともに作り上げていくことを一方では強く念願することを要望しておきたいと思えます。

議 長 ほかに討論ありませんか。 11 番議員！

11 番議員 議案第69号につきまして、私は賛成の立場で討論いたします。

今回の補正予算は、11月の臨時議会において可決いたしました一般会計補正予算と同じく、人事院勧告による給与の引き下げなどがあります。人事院勧告の内容は、民間企業の極めて厳しい労働環境の悪化を受けて月例給与と期末手当の引き下げであり、下水道の一般職の給与を勧告が示すとおりには是正することはやむを得ない措置だと認識しております。

なお、4月からの年間給与について、実質的な均衡が図られるよう所要の調整措置をすることについても、臨時議会での賛成理由と同じく問題のない措置だと認識しております。

以上の理由で議案第69号につきましては賛成といたします。

議 長 5 番議員！

5 番議員 今賛成討論されたわけなんですけれども、民間の極めて厳しい状況で、悪化してる

状況を受けて人勸の方がこのような勧告をしたので従うべきだという賛成討論でしたけれども、その後もいろいろなメディアで報道されておりますが、民間のボーナスについては昨年よりもアップをしているということはもう既に皆さんもご存じだと思うんです。そういう中で、公務員がいまだかつてない大幅なこのような引き下げについては到底納得できるものでもないし、そしてまた社会全体に与える影響は甚大な影響を与えるということを考えましても、やっぱりこの点については反対すべきであるというふうに思います。反対の意見として加えておきたいと思います。

議 長 ほかに討論はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

本案について反対者がおりますので起立により採決いたします。

議案第69号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって議案第69号は原案どおり可決されました。

次に議案第73号、町道の路線認定についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第73号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって議案第73号は原案どおり可決されました。

しばらく休憩いたします。10時45分から再開いたします。

(A.M. 10:30 休憩)

(A.M. 10:50 再開)

議 長 休憩を解き再開いたします。

議 長 次に日程4番、議員提出議案第13号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について寺前君より提出され、所定の賛成者がおりますので、これより議題とします。

朗読させます。 局長！

局長 朗読。

議長 本案について提案趣旨の説明をお願いします。 4番議員！

4番議員 それでは、議員の報酬の引き下げの条例について提案をさせていただきたいと思えます。

これは9月議会に提案させていただいたものを、引き続いて今議会に提案させていただくものであります。9月議会では、この引き下げの問題について議論がありました。そして、その議論の最大のものは、結局は議員の報酬が高いか安いかに終始したわけですが、私たちは再三言ってるように、4万円が妥当かどうかということについては、議員諸公の意見を聞いて決めていくという姿勢は現在も変わっていません。しかし、皆さん方の意見を集約できない状態の中で、30万円の上がる前、26万円であったときのものを基準として今回も出させていただいているわけであります。

この問題は、具体的には、現在人勧の勧告によって町職員は大幅な減額になっています。そして、その最大の理由が国の財政が厳しいということの国家公務員の人勧に見習って各地方自治体に波及しているものであります。広陵町においても当然、中・長期の財政計画について一般質問をしたところではありますが、非常に厳しい状況はその点からも見られるわけがあります。しかし、国の責任にかかわる問題を地方自治体に押しつけ、そして地方自治体はその点に対して何らの施策をとらないまま、水道料金の値上げやその他、町民にその責任をかぶせていくというのは間違った筋道だと思います。

地方自治体が国の無法に対して、町民の命、暮らし、福祉を守る視点に立って、議会を初め町長がその立場を鮮明にしながら広陵町民の暮らしを守っていくと、この立場が私たちは必要だと思います。そのような立場に立つ中で、私たちの給与、報酬をどうするのかということの議論があってしかるべきではありますが、残念ながらこの問題についてはそのような状況にはなっていません。もちろん報酬審議会もあります。9月議会においても、報酬審議会での決定であれば従うという意見もありました。しかし、現実には、報酬審議会が議員や町長の報酬に対してきっちりとメスを入れていくという体制があるかどうか。私たちは、残念ながら町の役職を持った方々だけで報酬審議会をやられているということに対しても、一般公募による町民が参加する中で、報酬審議会のオープンな中でこの審議をやっていただくということも必要な部分だとは思いますが、しかし、結局は、議員みずからがこの問題に対して決断しなければならない問題だというように思います。

私たちはそのような立場から、この報酬に対して、昨今の広陵町の財政、広陵町職員を取り巻く人勸からの引き下げの引き続く圧力、そして広陵町の状況、中小零細企業の方々の生活を、商売を取り巻く状況をかんがみて、議会みずからが率先してその状況を理解し、報酬の引き下げを検討し、そして結果を出すことが必要だというように思っています。

また、特別職の中にあっても、常勤の町長、助役、収入役、教育長にあっては、常勤という立場もあるわけですから、その点については議会と一線を画した考え方を私たちは持っています。しかし、奈良県の知事がみずから報酬の引き下げ、あるいは期末手当の引き下げを決断している状況からいっても、議員の報酬に対すると同様、町長みずからがこの問題に対して勇断を持った決断をする必要があろうと思います。そういうこともあわせて指摘をしておきたいと思います。町長の報酬あるいはまた退職金などについても、見直していく時期にあるのではないかという考えも持っているところであります。現在はもちろん非常勤の議員の報酬に対する提案でありますので、この点については先ほどの点について述べさせていただくにとどめたいと思います。

臨時議会を出していただいたモデル給与例の中で、町長はマイナス24万3,865円、年間ですけれども、そして議員はマイナス8万4,000円が引き下げになります。一方では、職員は、一番大きな引き下げになる部長でマイナス25万6,906円ということになっているわけですから、このような状態から見ても議員の給与引き下げに対して皆さん方の同意があるのであれば、この提案をもちろん継続審議にしてどれだけが妥当なのかという議論はする必要があると思いますけれども、残念ながらそういう環境にないところであって、9月議会と同様に4万円の引き下げを提案させていただくものであります。以上です。

また、その場合、議員の引き下げによって、4万円の引き下げによって約1,000万円弱の、議員16人で計算しますと979万2,000円の、もちろんこれは来年度4月から1年間ということですが、引き下げにつながり、町民の暮らしを守る予算のところに戻すこともできることも当然のことながらつけ加えさせていただきたいと思います。以上です。

議 長 これより本案について質疑に入ります。 12番議員！

12番議員 ただいま提出者の趣旨を伺いました。ちょうど今、先ほどの9月議会の議事録がここにありまして非常によく出ております。私、提案者に1つまずお聞きしたい、こういう視点から、前回と余り同じこと言うとか何か同じ考えちゃうかとなりますので、1つ。

まず、ここの9月議会でも出てんですが、まず議員の報酬は一体何をするためにこういう

報酬払って、あるいはどういうことでこういうお金を払ってんのか、あるいはどんな仕事をしてほしいからこういうお金。まあ私いつも言うてる、これは議員の活動費、議員さんに活動してくださいよと。私も、9月議会以降有権者の方々いろいろ話ししましたら、何かある政党のチラシで私の名前が出てると、こういうことでちゃんと持ってきてくれる人いてんですよ。えっ、こんなん書いてまっせって。私も随分有名になったもんですね。私、自分のチラシでは自分の名前出すんですけど、よそのチラシに出てくるとしたら大分名前は知れ渡ってきたのかなあと、こういうようなことを聞いて。

まず聞きたいのは、提案者聞きたい、提出者、これこの報酬、私は議員の活動費ということでもらってるということなんですね。ところが、前回の9月のいろいろほかの人ははっきり言うてまあ共産は生活費やと、ね、なににするんやと。何かまたある人やらイタリア旅行行って、まあ知りません、イタリア旅行もう行ったんじゃないかと、こういうような話も聞いてですね。まず、これは議員さんは有権者のために活動してくれえと、こういうことでお金、報酬を払われてると、こういうことなんですね。ですから、どういう視点で、このお金はどういうことでとらえているのか、これについてひとつお聞きしたいと。

決して有権者の方は、これで議員さん飯食うてくれえとか、これで生活してくれとか、これであるいは海外旅行してくれとか、そのための生活費やということではないということ私ちゃんと聞いてますんで。いやいや議員でもこんな人いてまんねんと、こう言うんですけどね。いや、そんなために給料出してんのちゃいまっせと、遊んでもらうために給料出してんじゃないですよ。議員さんはしっかり活動してください。これが1つ。

2番目、これ出てきたときね、やっどこさ共産党出す気になったんやと思うたんや。2枚目見て、何やまた前と同じかと。私9月議会でも言うたんやけど、これ今大阪府議会でも同じようなことやってますわ。休んだ人間も全額もらえると、こうなってますよ。あるいは当選して1カ月目やけどね、ボーナスはちゃんと今までいた分は払うと。これおかしいというの、当然見張り番ちゅうのが言うんですけど、いやこれはちゃんと条例でこう決められてますねんと。ああほな条例決めたあきまへんなあと、やっぱり条例をちょっと直さなあきまへんなあと、こういうことで新聞には載ってました。各種手当あるいは期間に応じてね、当選して1カ月やそんな全額もらう、これはやはり条例そのものがおかしい。これは変えられないかんのちゃうか、こういうことになってきましたね。当然これには、僕共産党がこういうこと出すちゅうことは、全欠議員がいてたらね、全欠の間は、例えば休んだときは一月はゼロにするよとか、こういうのも当然出てきてええのじゃないのかと。これを出す前にで

すよ。そういうのさえ、おのれのなにを何かどっかへほってもうて、有権者はこういうこと言うてんですよ。町民に対して、議員さんですよ、町民に対して一生懸命働く議員を目指してくれと、こういうこと、ほんでちゃんと議会に出て物言うてくれと。だれかて言いますよ、聞いてたら。ちゃんと議会と言うてや、ちゃんと物言うてんか、一遍どんなこと言うてんねん、聞かしてくれえと。それずうっと休んでて、全部休んで給料もらう感じどんな感じですかねん。ひとつ共産党幹事長どうなん。その辺の見解ちょっとぼこっと抜けて急にこういうのが出てくるんや。ちょっとその辺についても聞かせて。何も私に説明してくれと言うてないんですよ。有権者の皆さんに説明せなあかんちゃうかと。説明責任があるのではないか、こういうこと。私は、例えば議会全部休んだとするでしょう。ほな自分の機関紙で残念ながら私全部休みましたと。非常に申しわけないことをしたと。ただ、今条例で全部休んでも給料くれるようになってる。これは忍びないと。やっぱりちょっとおかしいと思いますと。私は活動するために金もうてんやと言うてる限りそれは当然のことなんですよ。そういうこともまず出てきなければならぬと思うんですが、どうなんでしょう。今これ見たらそういうことはちょっと隠れてしまってるでしょうね。共産党幹事長、この辺の考えはどうなんでしょう。あ、幹事長ちゃうんか。（「幹事長という肩書何もつけてない。」）（「団長よ。」）団長か。団長、どうですか、これ。共産党議員団として、休んだ議員が持つてるといふ議員団については。その辺の考えはどうなんでしょう。ひとつお願いします。

議長 ただいまの質疑に対し提案者より説明をお願いいたします。 4番議員！

4番議員 まず1番目に、報酬の考え方についてであります。報酬は、字のごとくその地位に報われて支払われているという側面が非常に強いわけでありまして。非常勤の職員の場合について、議員は幾ら、そしてまたその他町に条例で規定されている方々がたくさんおられます。そういうところの基準というのは非常に難しいわけですが、その町に貢献する基準の高い低い、あるいはまたその貢献する度合い等が基準になっているんだろうというように思います。ということで言いますと、本来これは給与ではないというのは明白であります。

しかし、長年の中で議員が具体的に名誉職でなくなってきた、こういう歴史的な経過からとらえていくと、議員の報酬というのは給与に近い性格となってきたことは間違いないと思います。そういう点で、議員の報酬が具体的に引き上がってきた時期というのは、広陵町でも真美ヶ丘団地ができ入居が始まったところから急激に報酬が上がってきた経緯があるというように思います。これについても、やはり生活、議員が名誉職ではなくなってきたという側面があったからだだと思います。昔の点で言えば報酬は非常に低いものであったわけですが

れども、議会が終わると牛肉を買ってきて、そしてかんできでその議会が終わった、1日で終わったのか半日で終わったのか、そういう名誉的な地位の中で議員が会食をしたということもあったと聞いています。また、広陵町でも長年、議会が終わると税金を使って議会の後ご苦労さんという形で宴会が行われてきたというような経過もあったわけでありまして。しかし、そういう点については、報酬の性格が給与という性格の色彩が強まっていく中で、この点についてもやはりぐあいが悪いのではないかという認識が広まって、現在では全国でも議員が町の金で会食をするということがなくなった経緯があります。

こういうような流れからいって、議員の報酬が給与の側面に非常に限りなく近くなったということが上げられます。そして、そういうような中であって、いわゆる期末手当、もちろん勤勉手当については該当するはずがないわけですから、期末手当というところに、報酬に期末手当がついてきた。これは全国でも期末手当のついていない自治体もまだまだあるわけでありまして。これはまだ報酬という色彩を強く持ったところですけども、こういうような経過が現在に至っています。

坂口議員が報酬は私の活動費だというようにおっしゃっているわけですけども、活動費ということであれば、その使った明細を形ではなく議会にすべて提出すべきなんです。そういう給料、生活費ではないという考えを持って活動しておられるわけですから、私は坂口議員が報酬としてもらっているのは、大切なお金だからしっかり活動してるんだという認識の立場に立って一貫されるのであれば、その活動のトータル、その月々のトータルをもって議会に提出をしてみずからの活動の正否を報告する、これが活動費の性格であります。税金を使うわけですから当たり前のことだというように思います。そういう点で、坂口議員は一体報酬を何と心得ているのかというところの根本問題が違うわけですから、坂口議員が活動費だというようにみずから思っているのであれば、具体的な支出について議会に提出する、そのことがみずからの意見を正しいという認識を持って示されることであろうというように思います。

2番目に、休んだ人間も全額もらえる、こういう点についてであります。具体的な問題では、報酬という性格が強いところにあっては、この点について条例の中にもあいまいなところはたくさんあります。1つは、1回出れば幾らの報酬がもらえるというものもあります。あるいは1年間トータルで報酬が決められているという役職の部分もあります。こういうような性格を見ていくと、確かに報酬に対しての明確な基準というのは残念ながらないのであると思いますけれども、議員の報酬に関しては、先ほど述べたように給与の性格が非常に

強くなっているし、強いということからいっても、病欠あるいはその他の理由によって欠席した場合についても、これは月報酬幾らというように決まっている基準からいっても受け取る権利は当然あるというように思います。

そういうような中であって、残念ながら破産をして行方をくらまして議会に出席しないというような明確な理由もないまま議会を欠席している状態、あるいは犯罪者になって牢獄に入れられても、監獄に入れられても報酬が払われる仕組み、こういう不条理については、国民やその他広陵町民などについてもそれは理不尽だということの意見は多数を占めていくのは当たり前のことだというように思います。そういう点にあっては、私たちは条例の改正をどうするのかという根本問題にかかわる問題です。こういうようなところからいって、休んだ人間も報酬をもらえるということについての議論は、当然これは報酬の性格とどう見るのかということによる根本的な議論が必要だというように思います。そういうことなしにこの問題について、病気で休んだ人間と、そしてまた議会に出席できないというような理由が町民から見て妥当でないというような場合と混同した形で坂口議員がとらえているのであれば、私は坂口議員が議会の報酬あるいはその議員の職責、職務ということに対する認識が欠けているんだろうというように思うんです。だから、坂口議員が例えば大阪であったように倒産をして行方をくらまして全然その議員の連絡も取れないというような状態にあった場合にどうするのかということであれば、私たちも坂口議員の言っていることに対して積極的に同意し、その問題の解決をどうするのかということについては各方面あるいはまた専門家の力をかりて議論をすることには全くやぶさかではありません。

そういう点で、病気で休んだ場合についてどうするのかということに関しては同列に扱えない。坂口議員はあえて大阪であったそういう住民から不評を買うような欠席の人間と病気というものを意図的に混同させて混乱、あるいは自分の正当性の意見を根拠づけようとされているわけですがけれども、明確に区別をしていただいて、賛同できる部分であれば私たちも条例を改正するに当たる研究とともに勉強をして条例の中身について検討するという点についてはもっともだというように思いますので、この2点について答弁をさしておいていただきたいと思います。

議 長 ほかにありませんか。 1 番議員！

なお、質問並びに答弁は簡潔にお願いいたします。

1 番議員 本来ならば、もう2回、3回このような提案されて、何ら一点、共産党独特のこういうやり方かなと思いながら、余り言わないでおこうかなと思うたんですけれども、やはり

1点だけ聞かしてもらわないかなのかなと思っています。今回この議案がありました。ちょっとわからないですが、総務委員会の報告では議案第68号、平成15年度広陵町一般会計補正予算（第4号）、これは全員賛成で、共産党も賛成されたわけですね。ほいで、土木委員会におけるこの何号議案でしたか。下水道事業特別会計。第69号、平成15年度広陵町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、これは反対。いや、この本会議で、本会議できちっとされて、一般会計のところでは全員一致で共産党3人さんも賛成されたと。そして、この69号においては、広陵町下水道事業特別会計補正予算については反対されたと。これはやはり人事院勧告におけるこうした予算ではなかったのかどうか。だからそれはどうだったのか。1回それを説明さしていただきたいと思います。

それからもう一つですが、寺前君は壇上で議会みずからが言わず提案した議員みずからが、この4万円の引き下げを議会みずからが全員一致でこのような提案をしてもうたらいいわけですが、しかし私たちから見たら、提案した共産党議員の3人がみずからが4万円の引き下げを町民の前に示して、君たちの行動をみずから示すべきではないかなあと考えていますが、その点はどうですか。だから、4万円をみずからどっかへ供託するとか、いや、供託なんてどうせせえへんのわかってるけれども、みずからどうするかというみずからの行動をとるべきではないかということですね。（「それやっぱ聞かせてもらわんとね。」）

議 長 ただいまの質疑に対し提案者より説明をお願いします。 4番議員！

4番議員 まず、1番目については、これは……。

議 長 簡潔をお願いしますよ。

4番議員 えっ。

議 長 簡潔をお願いします。

4番議員 反対したときに述べましたように、総務委員会での補正予算については、臨時議会での人勧の中身がないということでもあります。（「人事異動によるもの。」）人事異動によるものであります。下水道特別会計については異動と人勧、これは臨時議会に特別会計が出ていなかったということで、人勧による給与の引き下げが上がっていたわけですので、明確にその点では単純明快に人勧による給与引き下げに反対したというのが下水道特別会計であります。そういう点で認識していただきたいというように思います。

それから、これは9月議会にもあったと思いますけれども、共産党の3人が4万円引き下げを提案するんだから、もう4万円は共産党が放棄したらどうだということだと思います。そして、その一番端的なのが供託にすればいいんじゃないかということでもありますけれど

も、私たちは当然、例えばみずからが意見書あるいはまた条例改定などを出します。水道料金の値上げ反対についても、党は出しませんでしたけども、意見の中では当然引き下げの根拠はないという形で引き下げられました。そして、その場合も共産党が引き下げの条例案を出せばその給与が変わる。これはそこまで議論をする必要は全くないというように思うわけですが、明確に1点だけ述べておきますけれども、私たちはみずから引き下げをするということに対して、議会が議決をしていく中で議員全体の町民に対する責任を明確にする、このことを提案しているのです。4万円引き下げを提案したから、共産党の議員は4万円を供託その他可能なところに町民にこれはもう不要ですよという形で説明をしろという話は、根本的に議会の活動、議会の権限に対する認識が違うのであろうというように思います。

そういう点で、いわゆる生活給という側面の強い議員の報酬については供託をするということはまずあり得ないということを言っておきます。

もう一方では、費用弁償については、これはいわゆる議員のところの諸費用ということになるわけですから、再三議会の中で提案をしてきてなおその解決が図られなかったということであったために強行手段に出たということであって、この点についても当然、いわゆる条例に従って支払われた費用弁償等については当然個人のものに所属するという点は法的あるいはまたその他においても妥当であるということもあわせて指摘しておきたいというように思います。

その違いについては、生活給の側面の強い報酬と、そして諸費用、諸手当ということからくるものとは違うんだということが根底にあって、供託をしないと明確に答えているのはそのところの根拠であります。

そして、先ほどあったように、共産党がみずから提案をしているわけですから、理事者が提案する場合については共産党の言い分はわかるけれども、共産党がみずから提案したものであれば町民に対してそのけじめをつけるという点は、これももちろん議員が個人的に提案するということはあり得ないわけで、議会がどうするのかということをお聞きするための提案であるということで、先ほどと同様の側面で否定されるわけですが、あえてつけ加えれば、水道料金の値上げに対して、あるいは引き下げの条例案を共産党が提案した場合に否決される。それでも当然その引き下げの部分については共産党が支払わないという態度はとれるものでもないし、とるべきでもありません。そういう点からいって、共産党が……。

議 長 質問に対する答弁のみにしといてください。

4 番議員 個人的に提案するものが個人の問題に還元されるということはないということも…

…。
そういう一例を挙げて示しておきたいというように思います。以上です。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

1 4 番議員！

1 4 番議員 何回も同じようなことを共産党はおっしゃっておりますが、国会議員初め自治体でそんな今提案されてるようなことは今現在ありません。広陵町も町会議員の選挙を控えて、そんないい顔をせん共産党のお方は当選できないんか。国会議員の選挙も共産党が物すごく減ってます。何が理由ですか。日本の安全、日本人の幸福、これが日本国民の考えることであって、そうしてやはり人間として議会でしゃべっても共産党に賛成のできるようないい案を考えていただきたい。こんな選挙してもてからこういう話を出すのだったらまた考え方も変わります。選挙前にこういうような自分がよかったらいいというのであれば、前に山田さんがおっしゃったような供託をなさったらいいでしょう。法務局に供託をなさったらいいでしょう。そうして、町民皆さんに問われたらいいです。正々堂々と私たちは、町の発展、そうして町民皆さんの幸せ、そういうことから役場の町長以下職員の皆さんと全力を投球して、町民、町議の活躍を見えないところで正々堂々と町民の皆さんの支持を受けてやっております。共産党の議員も、こんなこと言うてたら3人が2人になるか、1人になるか。国会議員並みにひとつなっていくのと違いますか。町民皆さんの考え方、やはり一番幸福、まあ広陵町の町民皆さん方は本当に幸福であります。健康であります。これは町長以下やはりお互いに話し合っ、そうして円満な町政、個人的な考え、これを捨ててやっておりますので、これ以上の幸せはないと思います。だから、共産党の言うことは反対でございます。

議 長 5 番議員。

5 番議員 余りよくわけのわからないような部分も多々あるわけですが、まず認識が事実誤認を大きくなさっているのが1つありますね。現在こんなような提案されてるとこないということなんですが、国会議員は1割の報酬カットを既に実施してるんです。県内でも、奈良市とか高田市とか御所市とかで議員の報酬カットしてるんです。ですから、そのほかにもあると思うんですが、全部詳細に調べておりませんが、現在こんなようなことしてるとこないというのは全く事実誤認ですから、この点はちょっと頭の中整理しておいていただき

いなというふうに思います。

それから、共産党がどうのこうのということですが、これは今回の討論と全く関係のないところでこのような場でそのような共産党を中傷誹謗するような発言は控えていただくのは議員の当然の立場として当たり前だと思いますので、取り消しておいていただきたいと思えます。

それから、供託については、先ほど寺前議員も言いましたが、それほどまでに異論があるのであれば、また松本議員の方からでも結構ですけれども、そしたら違う、条例が通らないことには私たちもらわざるを得ないわけですから、ですから違う形でまた条例の改正案提案していただいたらいいんじゃないですか。

それから、議員の方はこのような報酬の引き下げには大いに皆さん反対なさるんですけど、広陵町の職員さんは、この11月の臨時議会の中でも本当に給与の大幅なカット、去年に続いてことし、それも法律違反に4月にさかのぼってまでの大きな痛手を負っておられるんです。職員さんには大いにそういう痛みを賛成しておきながら、みずからの報酬カットには反対をする。これは住民納得するんでしょうか。私は、ちょっとそういうつじつまの合わない反対討論については、大いに住民の皆さんにお知らせして住民の皆さんに判断していただきたいなど。自信を持って私の方は住民の皆さんにそのように提案していきたいというふうに思っているんです。

それから、町民の皆さんすべて幸福で健康である、これもちょっと事実誤認ですね。そうやって思っておられる方もたくさんいらっしゃるかなと思いますし、そういう方がたくさんいらっしゃるというなど。私の方もそのようなすべての町民の皆さんが幸福であり、健康であるというような町政にしていくために努力をさせていただいてるわけですね、こういう場で。ですから、これは実態大変な不況の中で、体を壊してまで仕事をなさっておられる方、暮らしを大きく切り詰めておられる方たくさんいらっしゃるという実態を見て、少しでもそういう方に議員の報酬をいい形で住民の方に還元をしていく、このことが今本当に住民の皆さんから強く求められておりますので、この点についても松本議員事実誤認ですね。ですから、本当に町民のいろいろな立場の方、すべての人を対象に視野に入れて発言を、議場で誠実な発言をしていただきたいと思えます。賛成です。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

本案について反対者がありますので起立により採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立少数であります。よって本案は否決されました。

議 長 次に日程5番、議員提出議案第14号、高校奨学金の改善・充実を求める意見書については松野君より提出され、所定の賛成者がありますので、これより議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。 5番議員！

5番議員 では、高校奨学金の改善・充実を求める意見書について若干の説明をさせていただきます。

この奨学金の事業は、日本育英会が国内最大の実施事業者だったんですが、今回の小泉政権の特殊法人改革によりまして2003年度をもって廃止されることになったわけです。そして、その受け皿として、高校奨学金事業については2005年度より各都道府県に移管されるということになっているんですけども、しかし地方移管に当たって、やはり高校奨学金制度の後退を招きかねないということが心配されております。これは高校奨学金事業についての後退のことなんですけれども、去年文部科学省が補助事業を創設をしまして、各都道府県の事業として制度化された、経済的困難な人ならだれでもが借りられる高校奨学金制度の単純廃止や、地域の実情やニーズを踏まえたそういう奨学金制度を無視して現行の日本育英会の制度内容をそのまま導入したものになってしまうのではないかと危惧をされているんです。ですから、まだ最終決定をしている状態ではありませんから、今やはりいい形でスタートをしてほしいという形で今回このような奨学金制度の改善・充実を求める意見書を提出させていただいているわけです。

育英主義に基づくっていうことで要望項目の中で、1番が、育英会主義に基づく従来の日本育英会の制度内容をそのまま導入しないこと。成績条項を外すとともに低所得者層に困難な「連帯保証人」を求めないこと。2、長引く不況のもと、奨学金の需要は増大しており、新しい奨学金制度の有資格者は全員採用できるよう予算の確保を行うことということで内容にしてるんですが、この1番目の育英会主義ということなんですけど、これは要するに英才を育てるといえるのか、そういう形で成績条項、成績がいい人だけ奨学金を出しますという形が導入されてきて、そこの言葉の中で育英会という形になってるわけなんですけど、今は高校

の進学率はもう本当に九十七、八%と大変高い中でだれもが高校に行つて当たり前ですから、この成績条項を外して、こんな不況の中で私も実際に身近な人が高校を途中でやめた、それは経済的な問題でやめたりとか、特に私学の方では多いということも聞いているんですけども、かなりの部分では深刻な、授業料を払えないということで深刻な状況になってきているんです。ですから、今の時代に合わせて成績条項を外して、連帯保証人も、やっぱりなかなか特にニュータウンとか賃貸の方で外から来て住まわれている方などは身近に連帯保証人になってもらえる方もなかなかいないというような状況もありますので、そういう連帯保証人を求めないということも入れてるわけです。あとは、やっぱりそういう形で希望される方には奨学金全員が受けれるようにということの内容です。

これは基本的には、これたまたま見つけたといいますか、ヒューライツエクスプレス、これお渡ししてる方もたくさんいらっしゃると思うんですが、その関係の、これは議員団です、ね、県の方の議員団ですけども、そういうところで大いにこれは推進していこうということで運動を進めてるんだというような記事もありました。そういうことも含めて、今幅広い運動になってきているようですので、この点についてはぜひご賛同をよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

15番議員！

15番議員 反対の立場で討論をいたします。

内容的に、趣旨説明の方は、ある意味での奨学金制度を県の方に移行されると、この辺のことはよくわかります。私はその中での内容の中で、1番と2番の、1番の中では特に連帯保証人を求めないこととか、内容についてが余り、自分ではもっと考えるべきではないかと思つております。最近のテレビを見たときに、奨学金制度を利用された方々のお金の返済かな、返却、返金がおくれておるといふこともテレビで言つておりました。私は、やはりこういう制度を利用される方は、やはりお金の大事さといふのをしっかりとわかつていただくといふ意味でのことで、今の現時点では連帯保証人といふのは欠かせないものではないかと。

ただ、今松野さん言われるように、やはりたくさんの方が利用していただけるような制度をしていただきたいといふのは私もわかります。だから、内容をもう少しもつと考へていただき、いろんな人と話し、考へていただきしてまたいつかの議会に出していただきたいと思

います。終わります。

議 長 3番議員！

3番議員 今、連帯保証人の件で言っていたわけですが、今連帯保証人が国の方で今言われているのが、連帯保証人が2人立てられない奨学生からは信用保証料というのを新たに徴収をするということで案が出されてるわけです。片親家庭などの困難な条件にある学生からさらにお金を取ろうというふうな案でございますので、事前説明で保証料というのは月2,000円から3,000円ということと言われてるわけですが、国会審議の中ではもう少し高くなる可能性も十分にあるというふうにも答弁がされてるわけです。高校生の奨学金は新組織には引き継がれませんので、地方に、都道府県に移管がされるわけですが、ただ移管されてる内容というのが、貸付金の資金が一定期間国会から交付されるということだけでございまして、各地で高校生の奨学金の業務に当たっている育英会の職員が都道府県の職員になれるかどうかということも非常に不明ですし、高校奨学金の水準を維持するためには各県の努力ということが今なっております、国の責任である財政措置というのが非常に不明確だということが問題として指摘されているところです。

また、教育を受ける権利というのは憲法の保障する基本的人権でして、国際人権規約では高等教育の暫時的無償化というのがうたわれて、ヨーロッパの多くの国では学費は無料となっています。欧米では高校の授業料を取っている国はありません。その上、日本の奨学金制度は質量ともに先進国では最低レベルということです。欧米では返済が不要な給付の奨学金が制度の中心に据わっていますが、日本ではすべての返済が必要な貸与制でございます。こういう中でも、今貸与の中で利息がまたそこに上乗せをされて非常に返済が困難な人たちというのがたくさん出てきて、今先ほども吉岡議員も指摘されているように、確かに返済が滞っているという実情があるのも確かだというふうに思います。

内容につきましては評価をさせていただいておりますので、そういう形での検討というのはしていく必要が、またご提案をいただいたら一緒にお話をさせていただきたいというふうに思いますが、今高校生奨学金に対しましては非常に問題が山積しておりますので、今回この意見書につきましては必要だということで賛成をさせていただきたいというふうに思います。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

本案について反対者がありますので起立により採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立少数であります。よって本案は否決されました。

議長 次に日程6番、議員提出議案第15号、年金給付削減に反対する意見書については片岡君より提出され、所定の賛成者がありますので、これより議題とします。

朗読させます。 局長！

局長 朗読。

議長 本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。 3番議員！

3番議員 年金の給付削減に反対する意見書の説明をさせていただきます。

厚生労働省案が11月17日に発表がされました。今の厚生労働省の案では、厚生年金の保険料が今年収の13.58%を、来年度からは毎年引き上げて2022年度には1.5倍の20%にするという計画が打ち出されたものでございます。民間の会社員が払っている厚生年金の保険料というのは、今現在約10兆円ございます。厚生労働省案のとおりになれば5兆円の負担増というのを国民に、厚生年金に加入している方々に求めるということになります。保険料の引き上げ幅は年に0.354%、来年10月から毎年引き上げられます。平均的な被保険者の方で1年間で約1万100円という負担になりまして、これが22年度まで毎年押しつけられるという形になるわけです。この場合、20%ということになりますと約19万円の負担増ということになりまして、保険料額が年間約57万円ということになるわけです。これ20%が上限だということですが、きのうですか、与党の方では18.3…、ちょっと少し折衝がされてきているようではございますけれども、一応今の厚生労働省案の方では20%ということを出されております。

また、国民年金も月1万3,300円の保険料というのを2005年度から2011年度まで毎年600円ずつ引き上げることになっております。2011年度には月1万7,300円に引き上げる予定で、1人当たり年間4万8,000円の負担増という形になるわけです。

ところが、これを受け取る将来に対しての年金の不安というのが非常に多くなっております。というのは、財源というのが公的年金の土台となる基礎年金の国庫負担を引き上げるといのは今回も改正の焦点となっているわけではございますけれども、現行は基礎年金に給付に必要な費用の3分の1を今国庫負担ということになっております。これを2分の1に引き上げること

について、10年来政府が実行を迫られてきている年金財政安定化の重要課題ということになっています。前々回の94年度の改革では、所要財源の確保を図りつつ、2分の1をめどに引き上げることを検討するということを国会決議で全会一致で採択されました。前回の99年の改革では、当面平成16年までの間に安定した財源を確保し、国庫負担の割合を2分の1への引き上げを図ると法の附則にはっきりと書き込まれたわけでございます。また、厚生労働省の諮問機関である社会保障審議会年金部会がまとめた改革への意見も、2分の1の引き上げは国民に約束した事項であり、年金に対する国民の信頼を確保していくためにも実現すべきものであるということ非常に強く求められているところでございますが、今出されている案に対しましては、16年度から即実施ではなくって、それをまだまだ先送りをしていこうということが言われてるわけでございます。全国厚生年金受給者団体連合会などもこういうことに対しましては非常に危機感を持たれまして、緊急決起集会を開き、大会決議を出されてるところであります。

また、保険料の免除区分が、今までのような裁量的な部分というのがなくなって免除区分が4段階にきちっと規定されてしまうなど、非常に大変な状況というのもございます。こういう中で、政府の案では5割は確実に保証するのだというふうな形で言ってるわけですが、国会の審議の中で、この50%を保証するというのは、40年間加入し、奥さんが主婦のモデル世帯だけに当てはまるものだと。このモデル世帯というのは、厚生年金受給者全体の23.5%しか実際にはいない。ひとり暮らしの男性では所得の39%、また共働きの家庭では43%しかもらえない。また、女性の単身者の場合なんですけども、40年間フルタイムで働いて受け取る年金額は現在で月額約13万円ですけども、これは今現在所得の53.3%を保証したものですけども、厚生労働省案はこれを49.1%、平均寿命が延びて経済が悪化した場合では45.6%まで引き下げようというふうな形となっております。また、国民年金の受給額というのはもっと低くなって、月額で今4万5,000円になってるわけですが、これからもまだ引き下げていこうというのが厚生労働省の案でございます。

こういう非常に生活が厳しくなっている状況の中で年金に対しての将来に対する不安を助長するような今の改革案というのに対して、年金の給付削減ということに対しましては何か取りやめていただきたいと。基礎年金の国庫負担を約束どおり2004年度から2分の1に引き上げること。また、年金受給者の年金給付額を引き下げないこと。このことの見解でございますので、よろしくご審議いただきまして皆様方のご理解をいただきますようによろしくお願いいたします。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。 14番議員！

14番議員 私は、大東亜戦争に参加した人間でございます。今の日本はこのぐらい幸福な生活は私はないと思って非常に喜んでおるし、またイラクでわしらみたいに年長でもそういう教育の受けてる者はイラクへ行けということであればわしらいち参じて行きたい、そんだけの信念を持っております。（「年金やで、今。」）えっ。（「今年金やで。」）（「イラクちゃうで。」）年金か。ああちょっと間違いました。

議 長 1番議員！

1番議員 大先輩の話をじっと聞こうかなと、ちょっとずれてるかなと。違われたのですが。年金給付削減に反対する。年金をもらっている方、これから我々ももらう者にとっては給付に対して削減されたら困るなあと。ほなこれは当然だとは思いますが。けれども、今日本の環境、こうしたことを考えるならば、やはり一番難しいこの年金問題ではないかなと。今回行われました衆議院選挙においても、公明党はマニフェストの中の一番の重要政策の一つとして、年金はどうするか、安心100年プランを立ててこの衆議院選挙に戦ったわけでありまして。それは1つは、現役世代でもらうてる月給の半分以上は年金の給付でもらえるようにいたしましょうと、そういうことを約束し、では今基礎年金の3分の1を2分の1にするにはどの財源を充てましょうかと。しっかりした数字を示してこの衆議院選挙を戦ったのであります。

今、与党間におけるこの議論の中においても、自民党と公明党のたたき台においても、1つは基礎年金部分の3分の1を2分の1にするについても、定率減税の見直し、そして年金、また他に所得を持っている方々の高い方には年金課税をさしていただいて、そして給付の50%ぐらいは確保したいと。そして、厚生省案は20%という、労使折半で10%、10%、20%いただこうと思ひ、初め提案されたのが、いろんな議論の中で、きょうの新聞でしたか、18. 幾らかのところで落ちつくのかなあと。こうした話し合いの中で、年金問題が今、将来に与える安心プランのためにも議論されているわけでありまして。いろいろ意見はあるかと思ひますけれども、どうかこれからの与党間の議論を見て、そして聞いて、そしてもう少し時間があるわけでありまして、これからの議論にしたいと思ひしておりますので、この件についてはそうしたことを含めて反対さしていただきたいと思ひています。以上です。

議 長 5番議員！

5 番議員 今山田議員の方から反対の討論があったんですけども、与党の立場で年金の改悪の先兵を切っておられるのが公明党でございますが、今国の財源を2分の1に上げる、その財源として定率減税の見直しということも提案されているのも承知しているところなんですけれども、この定率減税の見直しといいますと、そしてやはりまた景気回復してる中ならいいけれども、景気も回復していない中で定率減税の見直しをすることは、余りにもまた生活に大きな影響を与えるということで与党内でも合意がとれていないのが実態であります。

その一方で、自民党等財源は消費税に求めるということで、消費税を2けたの大幅増税を言ってきているわけなんですけれども、消費税の増税とあわせて年金の切り下げ、そして保険料の上乗せとなりましたら、もう本当に生活に深刻な打撃を与えるわけです。そして、そういう打撃を与えられた本当に今でも困窮されている年金暮らしの高齢者の方を、公明党はどのように救済をしようと思っているのか。私はその辺、一番大事なところがわからないです。

今、大体特に国民年金の方は、平均の年金が全国的には1カ月平均5万円もないんですよ、もらっておられるのが。ここにも書いてあるんですが、月1人4万5,000円程度ということで、本当にそれでは福祉の生活保護の手だてを受けておられる方よりも所得が低い、収入が低いんですね。そういう中で一層保険料を引き下げていく、また高齢で受け取っておられる方は掛金は関係ないわけですが、保険料を切り下げていくということは、本当に生活ができない、何を切り詰めたらいいいのかという悲鳴が上がっている状態なんです。ですから、そういう点においてどうしても年金受給者の給付額を引き下げることにはできない、これが実態ではないでしょうか。

それから、財源についてなんですけれども、これについては直ちに国の方が2分の1負担したらいいんですけども、その財源については積立金が130兆円ぐらいあるわけですから、これを計画的に取り崩していくと、そしてその財源に充てるということ。あるいはまたガソリン税、特定財源になってる部分ですが、これを一般財源化して年金の方に充てていく。こういうことも共産党は具体的に提案をしています。

それと、根本的にはやはり大もとである国の税金の使い方をアメリカやヨーロッパ諸国並みに変えていく、土木偏重ではなく、福祉を重視した税金の使い方に変えていく、このことを変えていかないと本当に今の国民を守っていく、全部の方が幸福だと言われるような国づくりは難しいというふうに思います。

それからもう一つ、積立金なんですけれども、これ、あ、150兆円ですね、この運用な

んですけれども、積立金の一部、30兆円の運用で6兆円の損失を出しているわけです。しかし、損失リスクを出しながら、リスクのある運用についてやり方を改めようとしていない。だから、こういうリスクを出すことは国の大きな責任です。住民の年金の掛金を使って損を出している、その分はだれが責任とるんでしょうか。そういうことには全くメスを入れないで、国民負担、年金の引き上げばかりで年金を支えていくんだということは全く筋違いです。ですから、このような具体的な提案をもって共産党は、年金の保険料を引き上げないで、それであせて保険料の給付の方も引き下げなくてもきちっと手だてができるということを提案させていただいているわけです。ですから、これについては大いに多くの皆さんが賛同していただけるものと思いますので、慎重に考えていただきまして、ぜひご賛同いただきたいと思っております。

議長 これまだあれだっせ、年金だっせ。（14番議員「いや、討論やよ。」）年金の討論でっせ。（14番議員「討論。」） 14番議員！

14番議員 私は、年金もうてる一員でございます。年金やろ。もらっていることを削減や。だから、これはもう国の財政とし、そしてまた老人ホームが次々つくられて、そうしてやはり年金を削減する、そういう面から、また困る人は老人ホームに行きなさいというようなことで非常に国の体制も充実した線もやっていただいております。そして、年金の削減は、みんながこういう時期に、こういう時代に、みんながやっぱり国を思い、そして子孫のことを思い、もう非常に子供を大きなすのに非常な金がかかる。だから、子供を少子化になって非常に負担がきついという問題が一番大きいと思っております。そういう面から、これは年寄りも、老人もそういう国の方針に従って、そうして幸福生活をするのが老人の務めやと私は思っております。わしらは少々減っても国の方針に従って、そうして人間として幸福生活をやっていきたい。また、いろんな人たちの相談にも乗っていきたい、かような考えでございます。よって、反対でございます。

議長 討論を打ち切り採決いたします。

本案について反対者がありますので起立により採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長 起立少数であります。よって本案は否決されました。

しばらく休憩いたします。1時15分から再開いたします。

（P.M. 0：00休憩）

(P.M. 1 : 20再開)

議長 それでは、休憩を解き再開いたします。

議長 次に日程7番、議員提出議案第16号、イラクの戦争状態への自衛隊の派遣に反対する意見書については寺前君より提出され、所定の賛成者がありますので、これより議題とします。

朗読させます。 局長！

局長 朗読。

議長 本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。 4番議員！

4番議員 それでは、説明をさせていただきます。

イラクの戦争状態への自衛隊の派遣に反対する意見書であります。

お手元に配付させていただいているように、この意見書については以下のとおりであります。特に、1つは、この法律、イラク特措法が、いわゆる戦争状態、紛争状態のところには、戦闘地域への派遣をしないというようになっているわけでありまして。どのようになっているかといえば、自衛隊の派遣をするのは、現に戦闘行為が行われておらず、かつそこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域に限定しているわけでありまして。こういうところであるわけですが、ところが政府自身も、日本が攻撃対象になることは論理的に免れないなどというように言っている。あるいはまた、現地のアメリカの司令官は、まさに全土が戦闘状態だということを言っているわけですから、この論理からいっても、法律の枠の中でもイラクへの派遣というのは法治国家として認められる状態ではないということが上げられると思います。これが特措法が通った後の本当に処理しなきゃならない問題だと。

特措法の問題に関して言えば、日本国憲法や国際法に違反するそういうアメリカのイラクへの侵略行為に手を染めることになるということで私たちは反対したわけでありまして。

また、このような問題が出てきているのが、最近の8月末から10月初めにかけてアメリカの新聞がスクープしたCIAの現地秘密報告などでも、この問題について非常にアメリカ自身が米主導の連合軍は敗北するかもしれないと考えて反乱者たちを支援するイラク人の数は増大している、こういうような形で始まってこの心配が上げられているわけでありまして。また、イラクが大量破壊兵器の技術や兵器そのものをテロリストに何らかの形で渡そうとした証拠はないと証言してるんです。これは先ほどのCIAの秘密報告の中の文章であります。こういうような状態にあるわけですから、私たちは少なくとも日本国憲法を持ち、そして紛

争による解決は武力でもってしない、こういう憲法を持つ日本の国家として、今イラクへの派遣、初めて自衛隊、軍隊が殺人をする、あるいはまた殺される、こんな危険なところに行くことに対して、ぜひ議会としてもストップさしてもらい、ストップしていくことの意味を表明していただきたいと思います。簡単ですけれども、以上でイラク派遣の反対の意見書の説明を終わります。

議長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

14番議員！

14番議員 先ほどちょっと申し上げましたが、間違いでございまして、今寺前君が本当の簡単に説明をされましたことも非常に私は認識をしていただいております。この結構な日本、こんな立派な生活のできる、またどこへ行くにも自動車、こんな結構な生活がまあ世界では数が少ない。そういう生活を全世界がやっていただくがために、私は軍隊教育を受けてきた人間でございまして。間に合うということになれば一に志願してイラクへ行きたい、こんだけの根性は持って町政にも臨んでおります。とにかく、まあ世界が平和、いや共産党はまあ変わる時代が来ますよ。共産党がなくなる時代が恐らくもう近くに到来をしてきます。そうして、私でもそんな教育を受けた人間にはあります。だから、自衛隊の皆さん方はやはり、人数600人、それが1,000人以上の希望者があるということで非常に私たちはうれしい。この日本を守っていただくのは教育を受けた人間しかできません。共産党のお方が幾ら、まあ北朝鮮へ拉致の問題、これを解決なさったら共産党はおっしゃるとおりの尊敬をいたします。もう共産党は残ってんのは北朝鮮だけです。中国も、ロシアも、皆次々保守系に変わりつつあります。そういう時代にお互いに共産党とも論議をし、町民皆さんを迷わないように、ひとつ先に議論をして、この議場ばっかしが議論の場じゃございません。そういうことで、ひとつ町民皆さん方の一の幸せを願って、議員としてこれを反対をいたします。

議長 5番議員！

5番議員 反対がありますので、賛成討論いたします。

松本議員と同じ世代の国会議員でありました野中広務氏ですけれども、国会議員中も野中氏は反戦論者でした。自民党です。共産党だけが反戦を言っているのではありません。そして、今は語り部で反戦を貫くのだということを明言をされております。この前内子町へ行きましたが、そこ出身の作家の大江健三郎氏は、「私は怒れる老人である」ということで、本

当に戦争に対して怒りを表明されております。また、世界的に見ますと、この前、11日に東京でASEANの首脳会議が閉会になったわけなんですけど、この中で採択された宣言は、国家主権、領土保全の尊重、紛争の平和解決、不干渉の原則を掲げて、そして経済、エネルギー分野の協力のほか、テロや海賊対策や、多角的貿易体制強化、貧困削減、環境保護、さらにアジアの伝統と価値を理解する東アジア共同体構築の追求を、これに合意したわけなんですけど、この中で小泉首相は自衛隊の派兵を支持をされたというふうに認識を示しましたが、残念ながらほかの参加国はこの派兵に対して強く批判をしているのが実態であります。世界の流れから見てもこのような、また国連の憲章を見ましても平和的解決を明記しているわけですから、世界に孤立しないように、平和の流れに沿って今こそ努力をすること。そのためにはイラクへの派兵を反対することは当然であります。以上、賛成討論です。

議長 10番議員！

10番議員 私は、この議案に対して反対の立場で討論させていただきます。

いろいろおっしゃいましたが、いわゆる事の起こりはどうあれ、大変イラクの国民が今現在普通の生活のでけないような状態に置かれてることも事実であると私は認識をしております。そして、ある意味でアメリカが独善的にやった、それを日本がどうしたというのは、それは事の起こりはどうあれ、今現在大変な状態にあることも事実でありますので、そしてまた過日フセイン元大統領が拘束されたときの私あのニュースを見たときに、あの人がその場で自爆なりもして自殺でもされるんかなあというぐらい思うてましたが、何と8,000万円というお金も持って、いわゆるオウムの麻原じゃないけど、穴蔵で隠れてるというようなことをして、あの人のために何人、何万の人が犠牲になったことも事実でありますので、そのことも私見て、この自衛隊の問題も含めまして、まして日本の自衛隊は五十何年間一回も戦争はしてないわけです。まして人も殺してませんし、その意味で何をやってきたかというたら、日本の自衛隊の一番の得意とすんのは災害復旧であり、見事なまでの技術力、ノウハウを持ってんのは、私は世界でも日本の自衛隊だなあと、こう思うわけです。

そしてまた、小泉さんがおっしゃるように、戦闘に行くんじゃない、日本の自衛隊は復興支援で行くんだと。これは憲法を遵守して行かないかんということになるわけです。そこでもし戦闘行為があれば憲法違反になるわけですが、しかしそのことも含めて自衛隊が自衛隊であり、そして民間の人にはできない、まして劣化ウランのいろんな問題があるわけです。そこで一日も早い復興ということに対して頑張っていくのが、原因がどうあれ、いわゆるみずからの不注意なり、暴れていわゆる犯罪者であっても命は助けていかんないかんわけです。

から、そういう意味では日本の自衛隊が最高の、世界でも全くほかの軍隊でない、いわゆる災害復旧という一つのことのノウハウを大いに発揮をして貢献をしていって、さすがに軍隊というよりその意味での日本の自衛隊の価値が私は世界に広める。まして非軍事の非戦闘という形での日本の自衛隊の評価が私は出ると。こういうような解釈を持って、私はあえて日本の自衛隊の存在を示していく、いわゆる戦争放棄した上での非常に難しい国民性の中で派遣される立場、隊員の人には大変気の毒だと思いますけど、私はその意味で日本の自衛隊が果たす役割ということは、小泉さんとまた違った観点で私はそう思うので、この議案に対しては反対でございます。

議長 3番議員！

3番議員 今、青木議員がイラクの国民の方が大変な状態にあるということでは言われているわけですが、確かにそういうことだというふうには思います。ただ、イラクの国民の方、また日本が派遣しようとしてるところでは、現地の人に聞いてみたところが日本の自衛隊が来るというふうにはもともと認識されてなかったと。日本が来てくれるんだと、日本の企業が来て仕事を与えてくれるんだ。今までの失業者が非常に増大して生活の基盤が全面的に崩れてしまった状態の中で、日本の企業が来てそういう生活の安定を与えてくれるんだということで「ようこそ日本の皆さんへ」というふうな横断幕もされてきてた。ところが、日本語では何か「ようこそ日本の皆さんへ」じゃなくて「ようこそ自衛隊の皆さんへ」というふうな勝手な日本語もその下に書かれたということがジャーナリストの方のあれであったわけですが、本当に自衛隊が軍服を着てアメリカ軍と一緒に行動するという事は、今青木議員が言われたような災害復興だというふうには現地の方々は見えてくれない。軍隊が来たんだと、アメリカに協力する軍隊が来たんだというふうな受けとめ方をされるわけです。

そして、今先ほども言われた劣化ウラン弾につきましても非常な問題があると。このことにつきましてもまたこの場所だけではなくて、前から戦争のたびごとにこういう劣化ウラン弾を使って、今乳児の異常な出生に対して、またいろんな障害が出てきてて非常な問題になってるところでございますので、そこにまた自衛隊が派遣されてということになりますと、2次災害、3次災害というふうな形は免れないのではないかとというふうな非常な懸念をされてるところでございます。

また、アメリカが今イランで行ってるのは、ただ単にフセインの支配が悪かったからだというふうな形では国際的には認識をされていない。（「イランちゃん。」）ああ、イラン、ごめんなさい。イラクの方では国際的には認識はされていないと。アメリカは、経済的なイ

ラクの石油の利権を欲しいがためにやってきたのだというふうなことではもうほとんど国際的には認識をされているわけです。そこの経済的な問題につきまして、アメリカギャラップ社が1,170人のバグダッド市民に対して8月末から9月初めにかけて行った世論調査では、米英はなぜイラクに侵攻したと考えるかという質問に対して、イラクの国民を助けるためというふうに答えたのはわずか5%にすぎなかったというふうにも調査でも出てるわけですが、そういうアメリカに対して日本がどういうふうな支援をしていくのか。国連に対しての要請ではなくって、アメリカに対して何としても協力をしていくんだと、アメリカの言うことに対してはノーと言えないんだというふうな形での今回の自衛隊の派遣、アメリカの顔色をうかがった形での自衛隊の派遣ということにつきましては非常な問題があるということで、これにつきましては本当にイラク戦争への自衛隊の派遣に対しては反対をしていただきたい、このように思います。賛成いたします。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

本案について反対者がいますので起立により採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立少数であります。よって本案は否決されました。

議 長 次に日程8番、議員提出議案第17号、障害者支援費制度の安定軌道を求める意見書については吉岡君より提出され、所定の賛成者がいますので、これより議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。 15番議員！

15番議員 それでは、障害者支援費制度の安定軌道を求める意見書の説明をさせていただきます。

ことし4月からスタートした障害者支援費制度が施行されて8カ月がたちました。支援費制度は、行政がサービス内容を決定する従来の措置制度と異なり、障害者自身が事業者との対等な関係に基づき、サービス提供事業者を選択し、契約によってサービスを利用する仕組み、「自己決定」「自己選択」を尊重し、個人の尊厳を重視した福祉サービスを目指しています。

支援費制度が施行され8カ月、さまざまな課題はあるものの、「障害者の主体性が高まるとともに選択の幅が広がり、特にホームヘルプサービスを初めとする地域生活支援のサービスが拡充された」「サービスを受けられていなかった多くの障害者が支援費制度によってサービスを受けられるようになった」などと障害者の評価を受けております。

今、問題になっているのは財源、障害者8団体から「何としても必要な財源を確保してほしい」の要望を受けております。予想以上にサービスの利用が拡大し、今年度は50億円程度財源が不足する見込みであります。その問題については12月5日坂口厚生労働相が、各局に協力をいただいて大体足りないと言われた分は賄うことができると思うと述べられました。

財源不足が深刻なのは、ホームヘルプサービスを初めとする在宅サービスの分野、サービスの利用が拡大した要因は、①本人の希望に基づいてサービスを選択できるようになった。②障害者の移動介護など、サービスメニューがふえた。③サービス提供事業者の参入がふえ、ニーズの掘り起こしが進んでいる。

万一予算が確保できなければ、サービスの縮小を検討せざるを得ない市町村が出てきます。制度発足の初年度に財政が立ち行かなくなることは、制度の存続にもかかわる問題であります。障害者団体は、これからの地域社会に展望を持ち始めた多くの障害者の期待を裏切ることになります。こうした不安を解消し、支援費制度の創設により福祉サービスの拡充をさらに安定した軌道に乗せ、今年度の不足分の財源確保と来年度の予算編成に万全を期してもらいたいと要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成15年12月17日、広陵町議会。よろしく申し上げます。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

14番議員！

14番議員 私は賛成でございます。障害者といえども1級から5級ですか、まあ下の級はわかりませんが、本当の障害者ということなれば2級以上が本当の障害者で、本当に気の毒だという目に映ると思いますが、まずまあ私のきょうまで議会生活の中で、教育長今度おかわりになりまして、小学校、中学を通じまして障害者、そういう子供たちが同じ学級で、そして親が送ったり迎えたりされておるといような場面も過去にいろいろありましたが、や

はりそういう障害者の子供たちの教育を専門で盲啞学校あるいはそういう障害者学校というのは、もう私たちは教育上はよくわかりませんが、そういう施設にやはり入っていただいて、そうしてそういう努力をいろいろ議員とともに、また教育長さんともいろいろ、また実際の実事を聞かしてもらったということ、そうしてそういう子供たちが、あるいはまたそういう障害者のお方が、施設が国がやっておりますので、施設に行くのはなかなか家族が難しい。障害者のお方はもうよくわかりますが、家族が難しい。これの説得が非常にきょうまで教育長さんあるいは学校の先生、いろいろにそうして努力をいただいたことも私も現実を見てまいりましたが、わしの身近な人でそういう家庭がありまして、そういう小学校、中学校でそういう施設に入らせていただきまして、そうして家族も幸せ、その障害者の子供もそういう子供ばかりが寄っての教育だから非常にその教育される先生というのは本当に本当にまあ何と言うて御礼を申し上げる、あるいはご苦労さんでございますというそういう教育をしていただいて、本当に家庭も幸せ、あるいはその子も幸せ、また齋音寺の村にも年寄りのお方もそういう施設に入られて、そうして老人の年金を全部おためになって、そうして家族からそういうお寺あるいはそういういろんな関係に寄附をさしてもらいたいというようなこともありまして、亡くなられたお方の今後のそういう弔いをしていただくのが一番本人の希望だと思いますのでということで私も再三お話を申し上げて、そうして供養にお使いいただくということでしたが、そういうようなお互いそういう行政にタッチする者はみんなでひとつ、教育長さんそういうような、社会教育長もそういうような子供がおられますし、あるいはそういうようなお方がありましたらお互いにひとつ身近な者からそういうように幸せな施設を利用する、これがもう第一の町民である以上ひとつそういうふうにやっていきたいなど。新しくかわられた教育長にも、いろいろとそういう面もご努力いただくということでお願いしたいなと思います。だから、この案には大賛成でございます。以上。

議 長 5番議員！

5番議員 簡単に賛成討論追加しておきたいと思います。

この問題につきましては、全国知事会からも憂慮する声が上がっておりますし、また先ほど説明ありましたように、日本障害者協議会の方からも共産党の方も要望を受けておりますので、共産党の国会議員団も来年度の予算の増額について全力で取り組んでいるところです。大いにこれは本当に賛成皆さんもしていただいて、いい形で支援費が十分に予算が確保できることを願っています。賛成です。

議 長 ほかに討論ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議員提出議案第17号は原案どおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議員提出議案第17号は原案どおり可決されました。

議 長 次に日程9番、議員提出議案第18号、性同一性障害を抱える人たちが普通に暮らせる社会環境の整備を求める意見書については松野君より提出され、所定の賛成者がありますので、これより議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。 5番議員！

5番議員 では、性同一性障害を抱えた人たちが普通に暮らせる社会環境の整備を求める意見書ですが、これは前の9月議会に提出されていまして、総務委員会の方ではまだ十分に審議できる材料がありませんでしたので保留にしていた分なんですけど、12月議会の中で総務委員会で議論をいたしまして、総務委員会では賛成が得られなかったもので、私の方から個人的にということでしたので、個人的な立場になりますけど意見書を提案をさせていただきたいと思えます。

やっぱり耳なれないような言葉という部分もありまして、まだ本当に理解がしていただけていない中での皆さんの総務委員会での反対の声だったというふうに私の方は思います。しかし、国の方では、この点につきましては法整備を進めていこうということで取り組んできて、来年からですか、法整備されるわけなんですけど、しかしやはりそれも十分な法整備に至っていないという中で意見書が出てきているものなんです。

この法改正の分について、資料をお持ちの方も多いたと思うんですけども、これを認めるという場合の条件が大変ハードルが高いわけです。ですから、法整備されても法律に基づいて性の変更をすることはなかなか難しいなというのが現状ですので、ですからそのハードルをもっと低くしてほしいという内容なんです。

まず第1番目が、当事者の視点に立った法の見直しということで、現に子供がいないことという要件の削除、これはそういういろんな条件の中で、現に子供がいるけれども、やっぱりその後でということ、気づかれた方がやっぱりそれだったらもう認められないということになるのは大変に難しいな、あるいは強姦された場合には大変だというような状況がござ

います。また、性別の変更ではなく訂正ということで、痕跡を残さないことということが求められています。そのほかには8番まで書いてあるわけなんですけれども、全国的な流れの中では、身近では樫原市の方がこの12月議会の中で印鑑登録原票から性別の記載欄を削除することを可決しています。これは自治体単独で削除できるのがこの印鑑登録原票だけだったということで、かなり見直しはかけたそうですけれども、やはり国の方の法律を変えていかないと難しいというのが現状なんです。

国の方も、法務大臣の方もやっぱり努力はしていきたいということを実際に表明をしているわけなんですけれども、それについての具体的な記事ちょっと手元の中で見当たらないですね。なんですけれども、ですからこれはやはり少数だから理解できないし、理解しなくてもいいということではなく、少数の方ではありますけれども、悩みというのはもう本当に深刻な悩み、自殺者がかなり多いという状況だそうですので、ぜひこれからの課題としてはやはりこの問題についても改善される方向は明確にできておりますので、ぜひ理解をさせていただいて、賛成をして、安心して暮らしていただけるようにお力添えをよろしくお願いたします。

議長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。（2番議員「質疑やな。」）質疑ですよ。 2番議員！

2番議員 これちょっとこの間から見せてもらってるんですけども、今意見出されました松野議員と、ほいから賛同者のお二人の方、ほんまに心の底からこれがよいことであってすばらしいと思われてることなのかをちょっと最初に質疑で聞かしといてもらいたいと思います。

議長 5番議員！

5番議員 私は、今回の意見書が提出されたことに当たりまして、9月議会の中で提案されてきました山下サエさんの方に直接お電話でお声を聞かせていただいています。そうしましたら、やはり当事者の方も、今まで本当によろしく言わなかったんやと、こういう問題があるということも。そういう中で、今つけ加えるのを忘れちゃったけども、この春の統一地方選挙の中で国会議員になられたのは川上さんという人でしたかね、性同一性障害の方が国会議員に当選されて、その方が当選されてほかの方もようやく声を上げ始めることができる状況ができたという中で、周りの人からの励ましもあってようやく初めて私の方も前面に出すことができたんですということで本当に切実な声を出しておられました。

ですから、私は何もその人がこういう性同一性障害という障害があることはご本人に全く責任のないことで、これは避けられないんです。だから、その苦しみを少しでも周りの人が

理解し、除去してあげるといのは人間として当然の思いやりだし、当然の権利であるというふうに思いますので、心から改善されることを願っているものであります。

議長 ほかにありますか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

2番議員！

2番議員 そしたら、ちょっと討論さしてもらいます。これは私の私見として聞いてください。私は、これはちょっと反対の立場で討論させていただきます。

この問題は、私たちが人間として生をうけて初めて始まってきた問題だと思うんです。知識がつきまして大人になって、あ、こうやああやなということからこういう問題があって、あ私は男であるけど女になってみたいとか、まあいろいろな一つの問題だけじゃないと思いますが、そういうふうに思うわけです。私はこの身になってないからこういうこと言えんのもかもしれませんけれども、これは私は思うのは、やはり両親、それからまたおじいさん、おばあさんからこの世に生をいただいて感謝して暮らしています。皆さん暮らしてないと言ってる意味じゃないですよ。そういう観点からいきまして、運命のところですね、知恵がついて運命のところ、あ、こんなやなああなんやなということに始まったと思います。私は、そういうことで宿命には私は逆らいたくないと思うんです。この人ら逆らってはるとは言うてないんですけれども、やはりこの世に生をうけたということの感謝ということから、この人ら感謝したはらへんということではないんですけれども、これ非常に難しいです、この問題は。私かて討論してんねんけどどうもちょっと精神的に、私は精神的に、この人らは精神的に障害があつてと言うてはりますねけども、私は私でまた精神的にこの問題につきましてはちょっと今賛成しかねます。

といたしますのも、先ほど言ってますように、宿命のところ、産んでいただいて、そして運命のところ、こういうことに気づいて、そらなるほど運命改革をせないかんと思うんです。けれども、どう言うてええんですかね、私はちょっとこの運命改革は余り賛成しかねますな、これの。やっぱり両親を、我々かて産んでもうたけども、私は例えば小原ですけれども、妻が中辻、母親が黒川とか、おばあさんは石橋とかというところから生をうけて、自分とこのもんであつて自分とこのでないように思うんです。こういういろいろなまあ難しい話ですけども、観点から自分が運命的にぼつと気づいてから、ああやっぱりこれ女になりたいわと、ちょっとそういう単純なことではないように、うまくは言えませんが、とにかく精神

的に私はちょっとこれは同意しかねますので、一応反対ということにさせていただきます。

議長 3番議員！

3番議員 先ほどちょっと国会議員ということで松野さんの方からはされましたけども、これは東京の世田谷区の区会議員で上川あやさんですね。（5番議員「多分川上さんやけどね。」）あ、ごめんなさい。川上あやさんというのは世田谷区の区会議員をしておられて、今テレビなんかにもこういう活動をずっと続けておられる方でございます。今小原議員の方が、生をうけて知恵がつく間に男になってみたいとか、女になってみたいとかというふうに考えたんだというふうな思考があったのではないかというふうな理解のされ方をしてたわけですけども、それはそういうことではなくって、もう母親の胎内にいるときに何らかの障害というんですか、何らかの原因で本来男になるべきものが外観的には女性として生まれてきた、また反対という形で、それは自分で考えてこうなりたいとか、こう生きたいとかというふうなものではないということをまずご理解をいただきたいと思います。

この問題については、7月にもう国会で性同一性障害についてはもう通ってるわけですね。この通ってる中で、特に当事者に現に子供がいないことという要件というのが非常に自分ではどうしようもないことで、やはり男性として今まで生活していかなければ、女性としてという形になると変態だという形で見られたりとか、社会的にこういう形で生活をしていけないということでやはりやむを得ず結婚をされたという状況があって、その中で子供さんが生まれてくるわけですけども、そういう人がやはり大変な精神的に苦痛を受けられて、お医者さんに行かれて性同一性障害だということできちっと確認をされた中で、ところが子供がいてるということについて、それが認識をされない、認められないということに対しては、本人についてはもうどうしようもない話ですので、独身であるとか、それから性転換手術をするとかということは自分の努力でできることですけども、子供がいてるということについては、たとえ離婚をしていようとどうしようと自分に子供がいてるということとは変えられない事実ですので、これは特に現に子供がいないことということは、要件の削除というのは特に求められているとこだというふうに思います。

そして、いろんな町が発行する書類につきまして男女の記載があるということで、例えば保険証などを医療機関に提出するときに変な顔をされたりとか、あんだではないでしょうというふうな形で言われたりとかというふうなことがあるわけです。それが住民票であるとかそういった書類を提出するときにはいろいろのトラブルが出てきてるということが、実際には一から説明を全部しなければいけないというふうな状況に陥るということにもなるわけです。

から、そういうことを除くためにもここに求められていることについて広陵町がやはりできることというのはやっていくべきではないだろうかというふうにも思いますし、国の方にもきちっと要望していくべきだというふうに思いますので、賛成をさせていただきます。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

本案について反対者がいますので起立により採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立少数であります。よって本案は否決されました。

以上で本日の議事日程並びに本定例会に付議されました事件はすべて終了いたしましたので、会議を閉じます。

平成15年第4回定例会をこれにて閉会いたします。

(P.M. 2 : 04 閉会)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

平成15年12月17日

広陵町議会議長 山 本 悦 雄

署 名 議 員 山 田 光 春

署 名 議 員 出 張 光 男